Ⅱ. 自 動 車 検 査 関 係

1．事 務 関 係

(1)　検査・登録申請手続きのＯＣＲシート記入・印刷時の注意点について

平成２９年１月より、自動車の検査登録の申請手続きに使用するＯＣＲ申請書の様式は、運輸支局や自動車検査登録事務所において配布しているほか、国土交通省ホームページに掲載している様式を印刷して申請に使用することができます。

※平成２８年１２月末まで使用していた専用（赤枠）ＯＣＲシートを「赤枠」、平成２９年１月より運用開始している汎用（黒枠）ＯＣＲシートを「黒枠」と表現します。

注意事項

黒枠ＯＣＲシートは、ＯＣＲシートの紙質・印刷・記入方法によっては、誤読となる可能性が高いという性質を持っています。

ＯＣＲスキャナで読み取り後、誤読となった際は、申請者へ書き直しのお願いをすることがあります。そのため、申請者の皆様におかれましては、ＯＣＲシートを使用する上での留意事項にご理解をいただき、印刷がずれてしまった場合は再印刷をするなど、円滑な窓口業務運営のために、ＯＣＲシートの誤読防止にご協力よろしくお願いします。

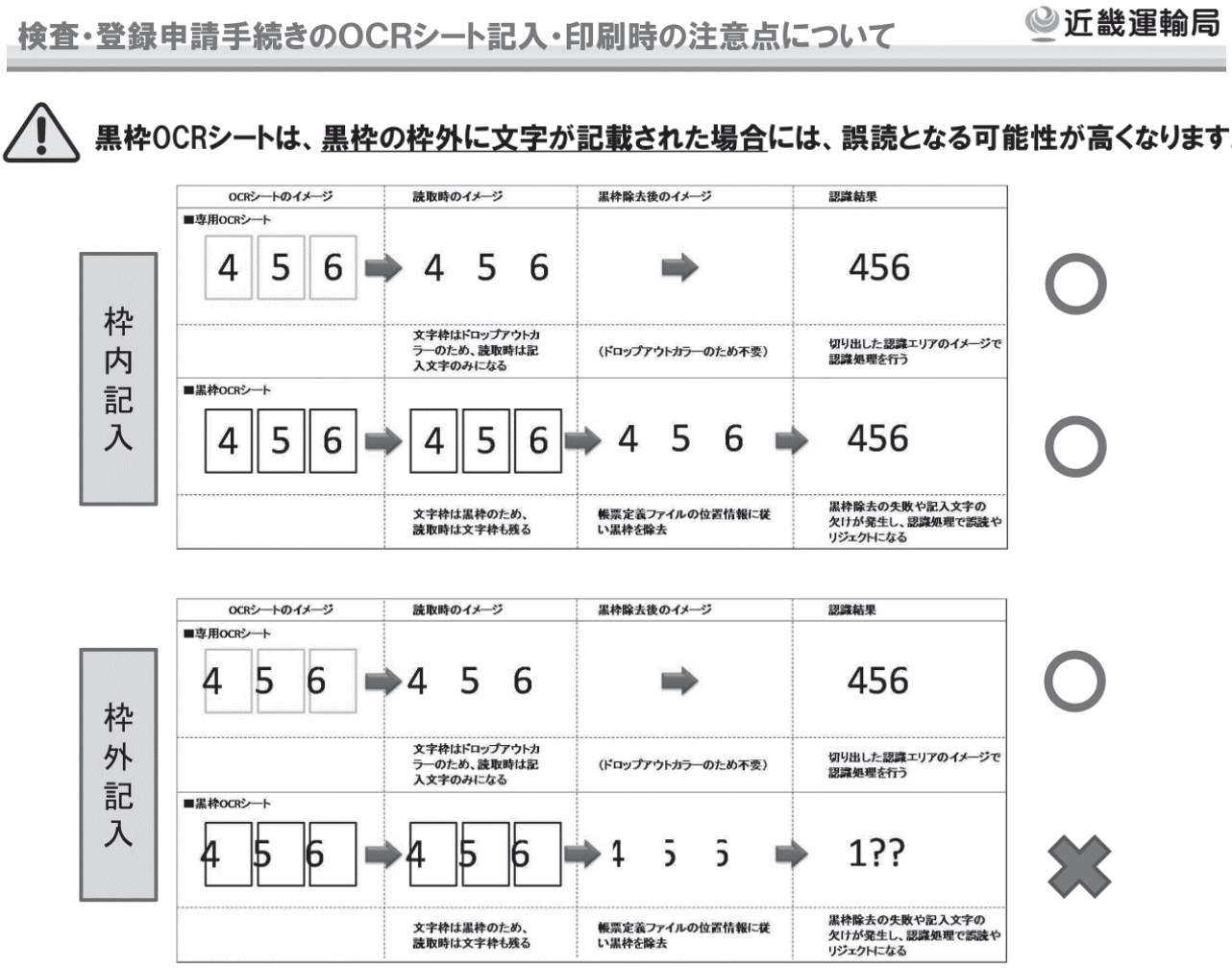

検査・登録申請手続きのOCRシート記入・印刷時の注意点について

近畿運輸局

その他、黒枠OCRシートを使用する上での留意事項を以下にまとめます。

項番	黒枠OCRシート使用時の留意事項
1	黒枠OCRシートをコピーしたものは、印刷のズレやかすれが発生する恐れがあり、読み取りに支障がでるため、申請に使用できません。 必ず、プリンタから直接印刷したものを使用してください。 また、運輸支局等窓口等で配布する黒枠OCRシートをコピーしたものも、同様に申請に使用できませんのでご注意ください。
2	OCRの読み取りに影響※が出るため、裏面への印字やペン等による記入は一切しないでください。 ※黒枠OCRシート裏面の印字が写りこみ、誤読が発生する可能性があります。

検査・登録申請手続きのOCRシート記入・印刷時の注意点について

近畿運輸局

プリンタや用紙が原因でOCRシートの誤読となる可能性が高くなる場合があります。

項番	誤読要因	内容
1	プリンタの印刷方式による誤読	**インクジェットプリンタにより印刷したOCRシートは、使用できません。**インクジェットプリンタの特性上、線に見えている部分も点の集合体であるため、黒枠除去ができず、誤読する可能性が高くなります。
2	用紙品質による誤読	**用紙の基準（用紙の大きさ、白色度等）を満たしていない用紙**は、黒枠除去ができず、誤読する可能性が高くなります。 用紙の種類：市販されている コピー用紙、普通紙、ＰＰＣ用紙 用紙の大きさ：日本工業規格Ａ列４番 白　色　度：80パーセント以上
3	印刷設定による誤読	**印刷時の設定により拡大や縮小がされて印刷された場合、ＯＣＲ読取ができません。** 印刷時の設定画面において、必ず、**「実際のサイズ」**を選択して印刷してください。 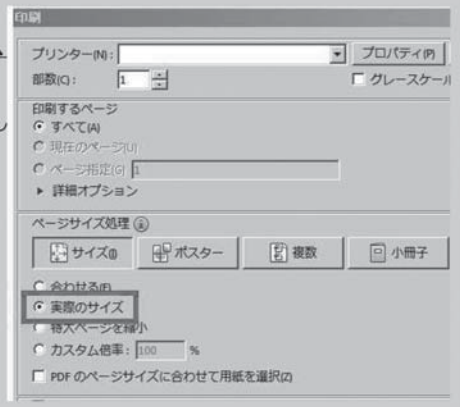

<u>プリンタの機種によっては、印刷品質（欠け、こすれ、にじみ等）の影響により、</u>
誤読する可能性が高くなります。以下に例をまとめます。

項番	事象	参考画像	対応方法
1	・基準マークが欠けている ・基準マークがこすれている		印刷した結果、このようなOCRシートが印刷された場合は、窓口で使用できませんので、OCRシートを再度印刷してご使用ください。
2	・帳票IDがこすれている ・帳票IDがにじんでいる		
3	・黒枠がこすれている ・黒枠がにじんでいる	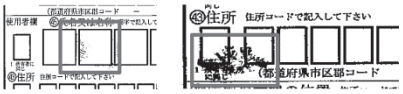	
4	・黒枠内に印字カスがある	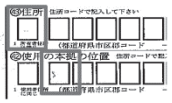	

お願い～OCRの記載について～

平成29年4月から継続検査ワンストップサービス（OSS）*が開始されることに伴い、OCRシートに証明書指示欄が追加されました。

平成29年4月からは、これまでどおりOSSを利用せずに継続検査の申請を行う場合には、**必ず証明書指示欄に以下に該当する番号の記載が必要**となります。つきましては、自動車検査証の返付業務を速やかに行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

＊継続検査ワンストップサービス（OSS）とは、
通常紙で行っている重量税納付、手数料納付、申請等を一括してインターネットでおこなうもの。

＜指定整備工場の方＞

① OSS（インターネット）を利用せずに、これまでと同様に申請される場合には、証明書指示欄に「1」を記載してください。

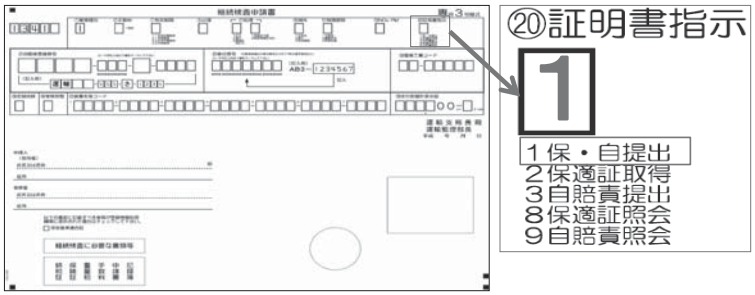

② 保安基準適合証のみ電子化した場合、証明書指示欄は、「空欄」にしてください。

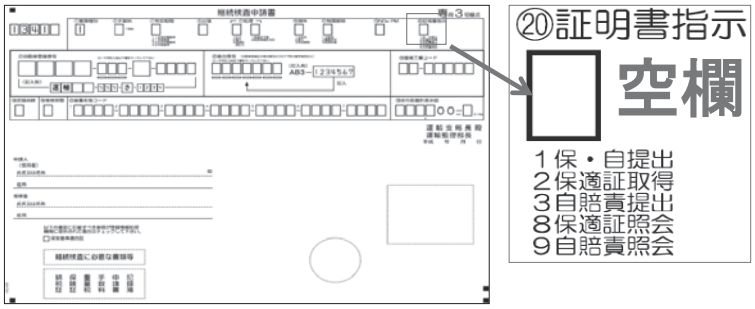

＜持込検査の方＞

e-JIBAI等自賠責情報の電子化が、進んでおりますので、証明書指示欄は、「空欄」にしてください。

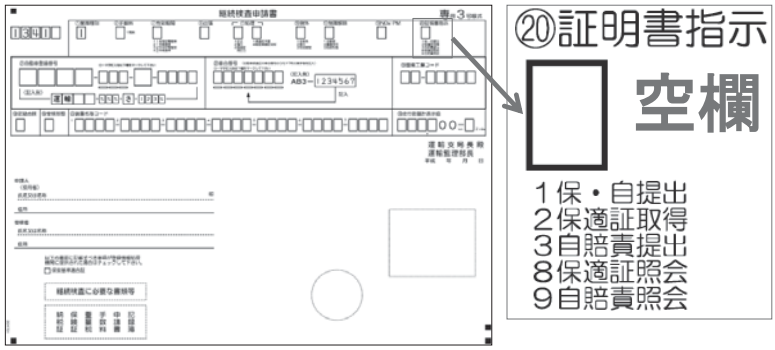

※上記以外の方法により申請される場合には、窓口担当者にお問い合わせください。

国土交通省

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となっています。

■

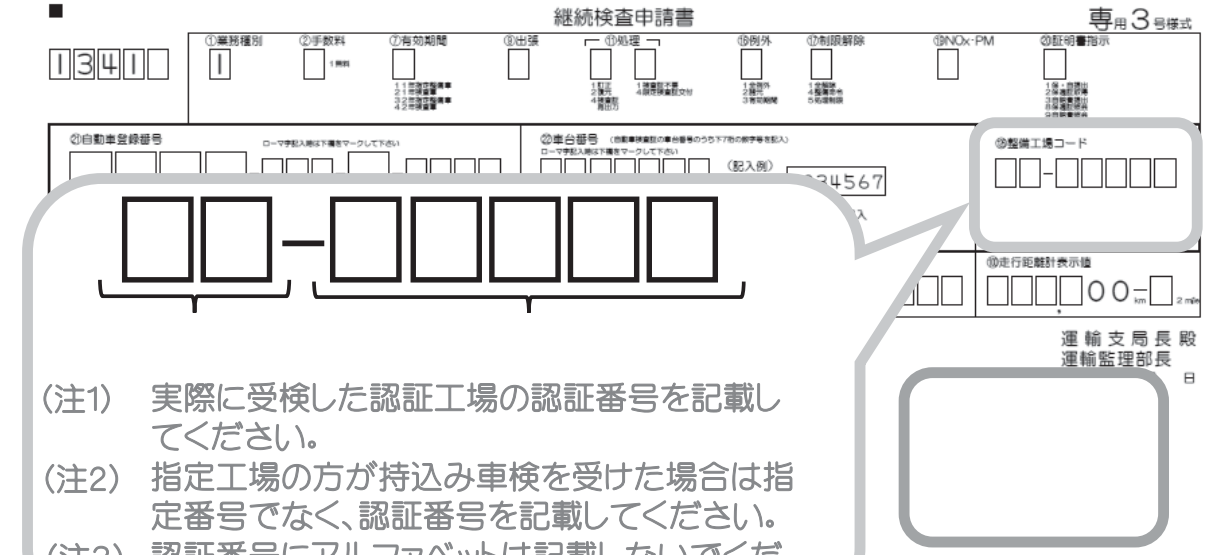

□□-□□□□□

（注1） 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
（注2） 指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。
（注3） 認証番号にアルファベットは記載しないでください。

国土交通省 ※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となっています。

■

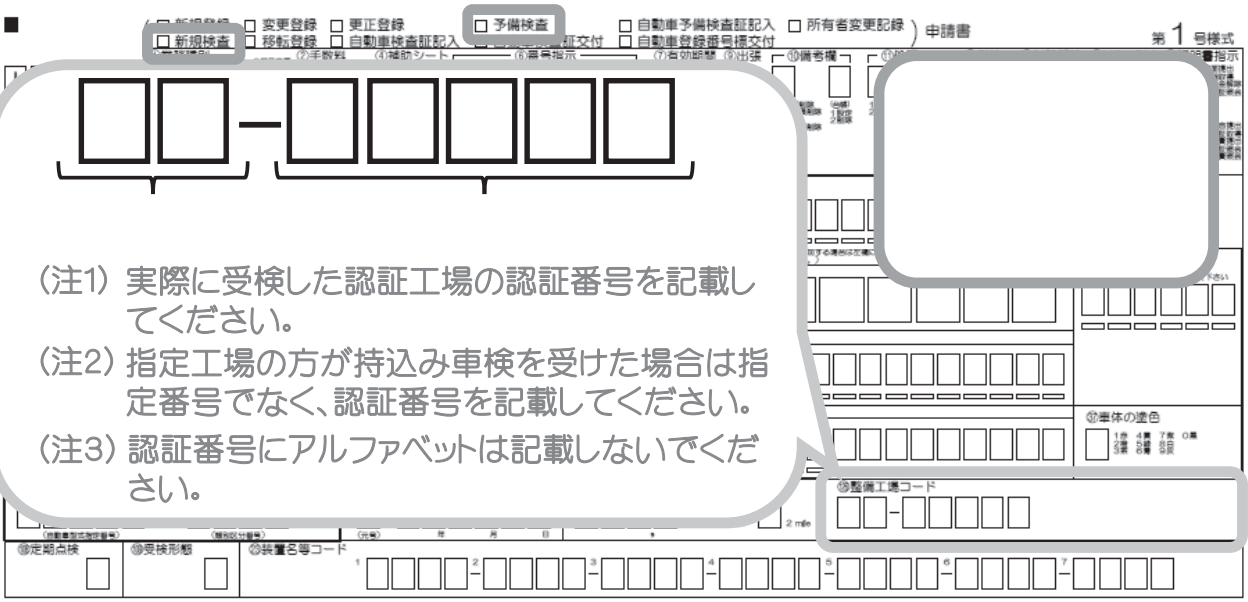

□□-□□□□□

（注1） 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
（注2） 指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。
（注3） 認証番号にアルファベットは記載しないでください。

国土交通省 ※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

整備工場コード記入要領

1．整備工場コードの構成

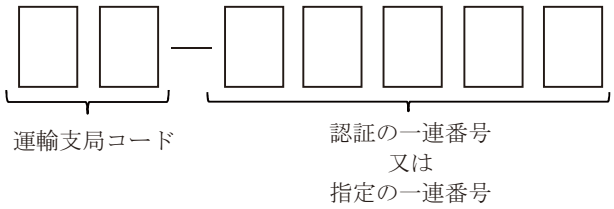

運輸支局コード：自動車特定整備事業場又は指定自動車整備事業場の所在地を管轄する運輸支局のコード
認証の一連番号：自動車特定整備事業の認証を受けた事業場に付される認証番号中の番号（分類番号含む）
指定の一連番号：指定自動車整備事業の指定を受けた事業場に付される指定番号中の通し番号

2．整備工場コードの記入例（現車を提示して受検する場合）

支局等にて持込検査を受ける場合は、認証の一連番号を！

運　輸 支局名	運輸支局 コード	運輸局認証番号の例	整備工場コード欄への記入例
大阪	６１	大陸整認大第１２３４号 近運整認大第１２３４号	6 1 － 1 2 3 4 □ 運輸支局コード　認証の一連番号 左記例のアンダーライン部（右づめ左づめ可）
京都	６２	大陸整認京第１２３４号 近運整認京第１２３４号	6 2 － 1 2 3 4 □
兵庫	６３	大陸整認兵第１２３４号 近運整認兵第１２３４号	6 3 － 1 2 3 4 □
滋賀	６４	大陸整認滋第１２３４号 近運整認滋第１２３４号	6 4 － 1 2 3 4 □
奈良	６５	大陸整認奈第１２３４号 近運整認奈第１２３４号	6 5 － 1 2 3 4 □
和歌山	６６	大陸整認和第１２３４号 近運整認和第１２３４号	6 6 － 1 2 3 4 □

3．整備工場コードの記入例（保安基準適合証により現車の提示を省略して受検する場合）

保安基準適合証により更新する場合は、指定の一連番号を！

運　輸 支局名	運輸支局 コード	運輸局指定番号の例	整備工場コード欄への記入例
大阪	６１	近指大第１２３４Ａ号 大指奈第１２３４Ａ号	6 1 － 1 2 3 4 □ 6 5 － 1 2 3 4 □ 運輸支局コード　指定の一連番号 左記例のアンダーライン部（右づめ左づめ可）
京都	６２		
兵庫	６３		
滋賀	６４		
奈良	６５		
和歌山	６６		

持込検査を受検される方へお知らせ

OCRシートの「走行距離欄」には記載をしないでください。

＊軽自動車とは取扱いが異なります。

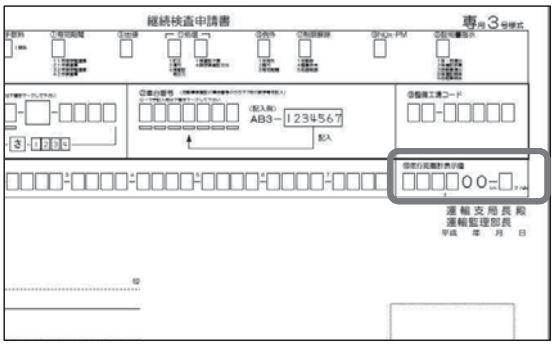

国土交通省近畿運輸局

電子保安基準適合証を使用して窓口申請される方へお知らせ

OCRシートの「整備工場コード」及び「走行距離欄」には記載をしないでください。

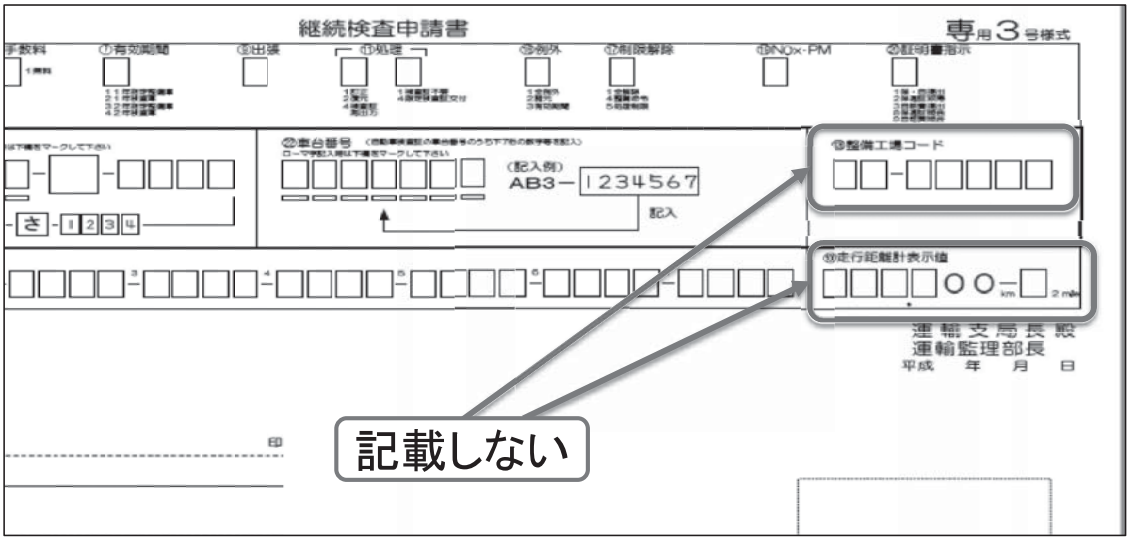

国土交通省近畿運輸局

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和6年6月 25 日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の**「２か月前」**から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の**1か月前**から満了日までの間」※に受検いただいていますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます（下図参照）

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の**2か月前**から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。（いずれも**令和7年4月1日施行**）

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。

月別の車検台数

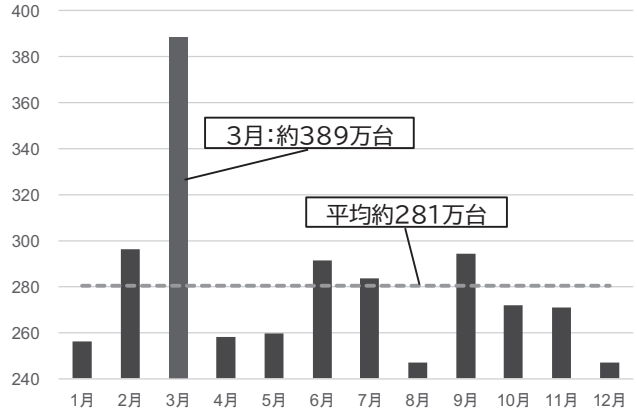

月別車検台数[万台]（2019年から2023年までの5年間における平均）

車検の受検可能期間の拡大（今次改正）

【現行】　※自家用乗用車の2回目以降の車検の例
車検証の有効期限前1か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】
車検証の有効期限前2か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

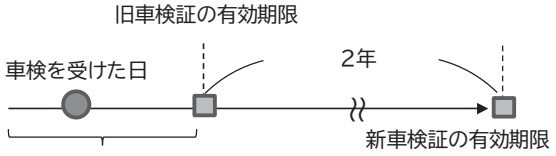

1か月以内 → 「2か月以内」へ改正

【問合せ先】
物流・自動車局
自動車整備課　本田（内線 42413）　（直通）　03-5253-8599　【車検関係（全般）】
保障制度参事官室　上地（内線 41443）　（直通）　03-5253-8582　【自賠責保険関係】

(2) 自動車検査証記載事項の変更に係る事務手続きの改善について

（自技第243号
平成７年11月29日）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第67条第１項に基づく道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第35条の３第14号及び第15号に係る自動車検査証記載事項の変更については、今後、一層の事務手続の改善を図る観点から、平成７年11月29日以降は下記により取り扱うこととしたので了知されたい。

なお、これに伴い「被けん引自動車の自動車検査証記載事項の変更に係る行政事務手続の改善について」（平成３年12月20日自技第90号）は、平成７年11月28日をもって廃止する。

記

１．施行規則第35条の３第14号関係（用途）

(1) 自家用乗用自動車等として登録又は車両番号の指定を受けている自動車を、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第52条により許可を受けた自家用貸渡乗用自動車等に変更する場合には、法第67条第１項に基づく施行規則第35条の３第14号にいう「用途」の変更に該当するものとして取扱うものとするが、この変更事由だけをもって法第67条第３項に定める「運輸省令で定める事由に該当する場合において、「保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき」には該当しないものとして取扱うものとする。

(2) 法第67条第１項に基づく自動車検査証の記載事項の変更申請においては、従前の自動車検査証の有効期間の残存期間に応じ、以下により取扱うものとする。

① 有効期間の残存期間が１年を超えている場合

自動車検査証の記載事項の変更のあった日を起算日とし、その日から１年間の有効期間を付すものとする。

なお、この場合においては、新たに付される有効期間の満了日と同一の検査標章を交付するものとする。

② 有効期間の残存期間が１年以下の場合

従前の自動車検査証の有効期間満了日を付するものとする。

２．施行規則第35条の３第15号関係（被けん引自動車）

けん引自動車と被けん引自動車の組合せ（以下「連結組合せ」という。）を変更する場合にあって、次の(1)又は(2)に該当する場合にあっては、法第67条第３項に定める「運輸省令で定める事由に該当する場合」には該当しないものとして法第67条第１項に基づく自動車検査証記載事項の変更申請により取扱うものとする。

(1) 連結組合せが「被けん引自動車をけん引することができるけん引自動車の車名及び型式の判定について」（昭和44年１月31日自車第80号）により道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合すると認められる自動車又は「新型自動車等取扱い要領について（依命通達）」（昭和45年６月12日自車第375号、自整86号）により新型自動車の審査を受け保安基準に適合すると認められた自動車

(2) 上記(1)の連結組合せに係るけん引自動車の型式であって、排出ガス対策のみの改善により当該型式が変更したと認められる自動車

自家用乗用自動車をレンタカー又はタクシーへ変更する際の自動車検査証の有効期間について
(「自動車検査証記載事項の変更に係る事務手続きの改善について」(平成７年11月29日付け自技第243号) １．(2)及び「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達)」(平成７年11月16日付け自技第234号及び自整第262号) ２．②関係)

新車登録後、１回目の継続検査等（初回の継続検査や、初回継続検査を受ける前に一時抹消した後の新規検査。以下「初回検査」という。）を受けている自家用乗用自動車（軽自動車を除く。以下同じ。）を貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）又は乗車定員１１人未満の旅客自動車運送事業用自動車（タクシー）へ変更するときの自動車検査証の有効期間は、表１．となります。

なお、自家用乗用自動車をレンタカーに変更する場合であって、変更しようとする自動車が初回検査を受けていないときは、表２．になります。

表１．初回検査を受けているとき

申請時の自動車検査証の有効期間の残存期間	変更後の自動車検査証の有効期間
１年超え	**変更した日から１年間**（検査標章交付） （有効期間の起算日は、変更した日となります。）
１年以内	**残存期間のまま**

表２．初回検査を受けていないとき
（レンタカーに変更する場合に限る。）

申請時の自動車検査証の有効期間の残存期間	変更後の自動車検査証の有効期間
２年超え	**変更した日から２年間**（検査標章交付） （有効期間の起算日は、変更した日となります。）
２年以内	**残存期間のまま**

第３号様式（別添２の５．関係）　　自動車機構用

連結検討書

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">牽引自動車</td><td colspan="2">被牽引自動車</td><td></td></tr>
<tr><td>車　名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>型　式</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>形　状</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">適合しているブレーキシステムの基準
（いずれかにチェック）※1</td><td>□</td><td>①細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は UN R13</td><td>□</td><td>①細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」又は UN R13</td><td></td></tr>
<tr><td>□</td><td>②上記以外</td><td>□</td><td>②上記以外</td><td></td></tr>
<tr><td>連結時全高（mm）</td><td colspan="3">A</td><td colspan="2">A≦3800</td></tr>
<tr><td>前まわり半径（mm）</td><td colspan="2">B</td><td colspan="2">b</td><td>B＞b</td></tr>
<tr><td>すそまわり半径（mm）</td><td colspan="2">C</td><td colspan="2">c</td><td>C＜c</td></tr>
<tr><td>第五輪荷重、第五輪にかかる荷重（kg）</td><td colspan="2">D</td><td colspan="2">d</td><td>D≧d</td></tr>
<tr><td>車両総重量（kg）</td><td colspan="2">E</td><td colspan="2">e</td><td></td></tr>
<tr><td>連結車両総重量（GCW）（kg）</td><td colspan="2">F</td><td colspan="2">---</td><td></td></tr>
<tr><td>今回の組合せの
連結車両総重量（GCW）（kg）</td><td colspan="4">G＝E＋e－D</td><td>F≧G</td></tr>
<tr><td>連結時最大安定傾斜角度（°）</td><td colspan="4">H</td><td>H≧35</td></tr>
<tr><td>連結時最小回転半径（m）</td><td colspan="4">J</td><td>J≦12</td></tr>
<tr><td>総合判定
（いずれかにチェック）</td><td colspan="4">□　連結可能
□　連結不可能</td><td></td></tr>
</table>

※併せて次に掲げる資料を添付すること。

(1) 牽引自動車を特定する書面（自動車検査証等の写し等）
(2) 牽引自動車の外観図
(3) 被牽引自動車を特定する書面（自動車検査証等の写し等）
(4) 被牽引自動車の外観図
(5) 連結時最大安定傾斜角度に関する書面
(6) 連結時最小回転半径に関する書面
(7) 連結時主制動装置能力に関する書面
　（※1において、牽引自動車又は被牽引自動車のいずれかが「②」に該当する場合に限る。）
(8) 連結時駐車制動装置能力に関する書面
　（※1において、牽引自動車が「②」に該当する場合に限る。）

トレーラおよびトラクタの連結仕様検討書

申請人　住所
　　氏名

申請	年　月　日
認可	年　月　日

	検討者の所属	職名	氏名
トラクタ			
トレーラ			

項目		単位	トラクタ	トレーラ	基準	判定	備考
車名・型式							
車台番号							
形状							
寸法	連結部迄の長さ	m	A	a			
	連結時の全長	m	B＝（A+a）＝				
	連結部までの高さ（トラクタ） よりの高さ（トレーラ）		C	c			
	連結時の全高		D＝(C+c－a)＝		D≦3,800㎜		aは空車連結のたわみ
	前まわり半径		E	e	E＞e		
	すそまわり半径		F	f	F＜f		
重量	最大積載量		G	g			
	第五輪荷重（セミ）		H	h	H≧h		
	車両総重量		J	j			
	連結時車両総重量		K＝セミ（J＋j－H）＝ フル（J＋j－　）＝				
	許容車両総重量		L		L≧K		
最大安定傾斜角度		度	M	m	M≧35° m≧35°		
連結時安定傾斜角度		度	N		N≧35°		
連結時最小回転半径		m	P		P≦12m		
ブレーキ	主ブレーキの種類		Q	q	Q=q		
	ジャンパホース接手型式		R	r	R=r		
電気	使用電圧	V	S	s	S=s		
	ソケット結線方式		T	t	T=t		
	ジャンパケーブル接手型式		U	u	U=u		ケーブル両端のプラグをかえることによりU=uでも可
連結器の種類・サイズ			V	v	V=v		
後写鏡	取付高さ		W		W≦全高＋300㎜		
	取付幅		X		X≦最大幅＋500㎜		
方向指示器	取付高さ		Y		Y≦2,300㎜		
	取付幅		Z		Z≧最大幅の50％		
	許容ワット数	W	A’				
	ワット数	W	B’	b	（B’+b）≦A’		
特別事項（保基緩和項目等）							

備考　1．許容車両総重量は、「連結車両の走行性能について」（昭和46年11月１日付自車第651）に適合していること。

2．方向指示器欄の許容ワット数（A’）とは、当該トラクタのフラッシャリレーの性能上、接続可能な方向指示器の最大ワット数（片側合計）をいう。また、ワット数（B’及びb）は左右いずれかのワット数とする。

ポール・トレーラ検討一覧表

申請者氏名

申請者住所

	車　　名	型　　式	登録番号又は車台番号
けん引車			
ポール・トレーラ			

表１　保安基準、構造基準への適合の検討

		基準の内容	当該車両の状態	根拠	判定の基準	判定
①	ポール・トレーラ	車両重量	kg			
②		輪距（最外側）	m			
③		荷台床面地上高	m			
④		安定性	②÷③	㊨ 5条6号	1.3以上	
⑤		前部反射器	色（　　）面積（　　㎠） 取付高さ（　　m）	㊨ 35条	色　白又は橙　10㎠以上 確認150m　取付２m以下	
⑥		側方反射気（側方灯）	色（　　）面積（　　㎠） 取付高さ（　　m）	㊨ 35条の2	色　赤10㎠（3ワット）以上 確認150m　取付２m以下	
⑦		車巾表示用灯火	車巾表示用灯火（色　　） 車巾灯、車巾表示灯	㊩ 3条5号	3W、300cd　以下黄色 車巾灯又は車巾表示灯で可	
⑧		荷くずれ防止装置	フック、その他（　　）	㊩ 3条1号	フックその他	
⑨		車輪覆等	材料（　　製）	㊩ 3条2号	金属製 歩行者等が巻きこまれないこと	
⑩		ターンテーブル固定装置	灯火の色（　　）	㊩ 3条4号	作動の状態が運転席に表示できること（青色灯火）	
⑪		連結案内棒	塗色（　　）	㊩ 3条6号	後方へ突き出さないこと 黄、黒のしま模様のあること	
⑫		コーションプレート	寸法　たて（　　mm） よこ（　　mm）	㊩ 6条	ポールの長さ、重量・積載方法 ポールの制限、保安灯火の点灯	
⑬		全長（ポールとも）	m	㊩ 2条	12m以下	
⑭	連結の状態	積載し得る部品(ポール)の重量	⑮＋⑯　kg			
⑮		積載し得るけん引車負担分 （けん引車第5輪荷重）	kg		けん引車の最大積載量以下	
⑯		積載し得るポール・トレーラ負担分（ポール・トレーラ最大積載量）	kg　％（⑯÷⑭×100）	㊩ 4条4号	60％以下 標準車最大積載量以下	
⑰		車両総重量	①＋⑭　kg	㊩ 2条	20,000 kg以下	
⑱		けん引車荷台地上高さ	(mm)			
⑲		ポール・トレーラ荷台地上高さ	⑲＝③　(mm)			
⑳		両荷台の段差	⑱－⑲　(mm)	㊩ 3条3号	100mm 以下	
㉑		空車連結時の連結案内棒等の長さ	けん引車後端からポール・トレーラ前端まで（　m）	㊩ 3条7号	2 m以下	
㉒		直角旋回道路占有巾	m	㊩ 4条1号	10 m以下	
㉓		ポールのポール・トレーラ荷台後方突出量	m	㊩ 4条2号	3 m以下	
㉔		ポールのけん引車荷台前方突出量	m	㊩ 4条3号	1 m以下	
㉕		直角旋回時のポール後方端軌跡	適　否	㊩ 4条2号	ポール・トレーラの荷台中心左右外側軌跡より小さいこと	
㉖		直角旋回時のポール前方端軌跡	適　否	㊩ 4条3号	けん引自動車の外にはみ出ないこと	
㉗		ポールの長さ表示灯	有　無	㊩ 4条5号	3W、300cd　以下黄色 ポール最前端、中央、最後部	
㉘		配管配線の取付	適　否	㊩ 4条6号	確実な支持 適当な地面との間げき	
㉙		非常制動装置	有　無	㊩ 13条3項	けん引車とポール・トレーラが分離したとき制動出来ること	

（注）根拠欄中㊨は保安基準㊩はポール・トレーラ構造基準である。

最大積載量等の算出

表２

型式　　出力

① けん引車の原動機の型式、最高出力　［　　］　［　　］PS　①

② けん引車のGCW　（１、２、３項）（１、２式）　適用○印をつける。　［　　］kg　②

③ けん引車の車両重量　［　　］kg　③

④ けん引車の定員重量　［　　］kg　④

⑤ ポール・トレーラの車両重量　［　　］kg　⑤

⑥ ポール・トレーラの元となった車両の標準最大積載量　［　　］kg　⑥

⑦ 軸量（タイヤ、許容限度）から算出したポール・トレーラの許容車両総重量　［　　］kg　⑦

⑧ けん引重量Tc ＝ ②［　　］kg －（③［　　］kg）＋ ④［　　］kg

＝［　　］kg（これが20t未満のときはこの値）

Tcが20,000kg以上のときは、Tc ＝［２０，０００kg］と定める。

⑨ けん引時可能最大積載量　TcP ＝ ⑧Tc［　　］kg －［⑤　　］kg ＝［⑨　　］kg

⑩ ポール・トレーラ可能最大積載量（0.6cp）＝0.6×［⑨　　］kg ＝［⑩　　］kg

⑪ 軸量（タイヤ許容限度）から算出したポール・トレーラの可能最大積載量 ＝［⑦　　］kg －［⑤　　］kg ＝［⑪　　］kg

⑫ ポール・トレーラの最大積載量

⑥	kg
⑩	kg
⑪	kg

最小のものより実施要領 3－5－10－(5)の数値で →［　　］kg ときめる。

⑬ けん引車第５輪荷重相当分（ポール・トレーラ２軸車の場合）（Tcp －⑫）＝Tcp －［　　］kg ＝［　　］kg

⑭ けん引車第５輪荷重

⑬	kg
けん引車の最大積載量	kg
20,000－（⑤＋⑫）	kg

⑫と同じく最小のものより →［⑭　　］kg ときめる。

連結仕様検討書（ライト・トレーラ）

けん引車				トレーラ			
車名・型式				車名・型式			
車両重量	w		kg	車両重量	w′		kg
車両総重量	GVW		kg	車両総重量	gvw		kg
主制動力	Fm		kg	駐車ブレーキ力	Fs′	0	kg
駐車ブレーキ力	Fs		kg				
最高出力	Ps		Ps				
駆動軸重	WD		kg				
停止距離（諸元の値）	S		m				
	Sa						

被けん引車の主制動装置の省略
【車両総重量750kg以下に限る】

$$\frac{w + 55}{2} \geqq gvw$$

$$\frac{\quad + 55}{2} \geqq$$

1．主制動装置制動能力（※）

$$LT = S \times \frac{GVW + gvw}{GVW} = \quad \times \frac{\quad + \quad}{\quad}$$

LT＝　　m　≦　22　m

（けん引車の停止距離Sを計算で求める場合）　※諸元表に停止距離が記載されていない場合

$$S = 9.8425 \times \frac{GVW \times 1.05}{Fm} + \frac{50}{36}$$

$$S = 9.8425 \times \frac{\quad \times 1.05}{\quad} + \frac{50}{36} = \quad m$$

2．連結時駐車ブレーキ制動能力

B＝（w＋w′）× 0.2 ≦ Fs

B＝（　　＋　　）× 0.2 ＝　　≦

（　　＋　　）

けん引車が保安基準第12条第１項又は第２項を適合する車両

B＝（GVW＋gvw）×0.12 ≦ Fs

B＝（　　＋　　）× 0.12 ＝　　≦

3．トレーラの駐車ブレーキ制動能力（※けん引車追加の場合は検討の必要なし。）

B′＝w′× 0.2 ≦ Fs′

B′＝　　× 0.2 ＝　　≦

平成11年７月１日以降に製作された車両

B′＝gvw× 0.18 ≦ Fs′

B′＝　　× 0.18 ＝　　≦

4．連結車両走行性能

GCW＝ GVW＋gvw ＝　　＋　　＝

(1) 121 × Ps − 1900 ≧ GCW

121 × 　　− 1,900 ＝　　≧

(2) 4 × WD ≧ GCW

4 × 　　＝　　≧

平成６年４月以降に生産される乗用自動車の諸元表に100km/h走行時の停止距離（Sa）が記載されているため、次式により50km/h走行時の停止距離を求める。

S ＝ 0.25 ×（Sa ＋ 10）

S ＝ 0.25 ×（　　＋ 10 ）＝　　m

貨物自動車等で諸元表に80km/hで制動停止距離が表示されている車両

S ＝ 0.39 ×（Sa − 12）＋ 7.5

S ＝ 0.39 ×（　　− 12 ）＋ 7.5 ＝　　m

（※）については第１項又は第２項の車両にけん引される製作年月日、平成11年７月１日以降の慣性ブレーキ付のトレーラについては適合することを要しない。

ライト・トレーラ連結仕様検討書

車両総重量750kg以下に限る

平成11年７月１日以降生産された被けん引車保安基準第12条第１項又は第２項のけん引車によりけん引する場合に適用する。

（高速ブレーキ対応車に限る）

けん引車			トレーラ		
車名			車名		
型式			型式		
登録番号又は車台番号			登録番号又は車台番号		
車両重量 w		kg	車両重量 w′		kg
車両総重量 GVW		kg	車両総重量 gvw		kg
駐車ブレーキ力 Fs		kg	駐車ブレーキ力 Fs′	0	kg
最高出力 Ps		Ps	車体の形状	トレーラ	
駆動軸重 WD		kg			
諸元表上の制動停止距離 Sa		m			

１．被けん引車の主制動装置の省略

w ／ 2 ≧ gvw

［　　］／ 2 ≧［　　］

２．連結時駐車ブレーキ制動能力

B＝（GVW＋gvw）×0.12 ≦ Fs

B＝（［　　］＋［　　］）× 0.12 ＝［　　］≦［　　］

３．トレーラの駐車ブレーキ制動能力（※けん引車追加の場合は検討の必要なし。）

B′＝gvw× 0.18 ≦ Fs′

B′＝［　　］× 0.18 ＝［　　］≦［　　］

４．連結時走行性能

(1) GCW＝ GVW＋gvw ＝［　　］＋［　　］＝

(2) 121 × Ps － 1900 ≧ GCW

121 ×［　　］－ 1,900 ＝［　　］≧［　　］

(2) 4 × WD ≧ GCW

4 ×［　　］＝［　　］≧［　　］

５．定員10人以下の乗用車であって、停止距離（S1）が次の式に適合する制動能力を有するものは１．が不適合に係わらず制動装置を省略することができる。

S1 ＝ Sa ×GCW ／ GVW ≦ 81m

S1 ＝［　　］×［　　］／［　　］≦ 81m

牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量計算書（乗用車用）

牽引車　車名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　型　　式：＿＿＿＿＿＿＿＿

車台番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者名：＿＿＿＿＿＿＿＿

申請値：
主ブレーキ有り □ (kg)　　主ブレーキ無し □ (kg)

牽引車の車検証より：
車両総重量　M：□ (kg)

車　両　重　量　M'：□ (kg)

牽引車諸元表より：
積車時駆動軸重　Wd：□ (kg)
原動機の最高出力　Kw：□ (KW)
駐車制動力 注　Fs：□ (N)
減　速　度　a：□ (m/s²)

★FS,F,操作力の単位がkgの場合、□ (kg) ×9.8＝□ (N)
★４WDなど、駆動軸が複数ある場合はその合計
★□ (PS)×0.736＝□ (kw)

若しくは、制動停止距離　Sv：□ (m)
制動初速度　V：□ (km/h)

★諸元表に主制動装置の制動力Fのみの記載の場合はa＝F/Mとして計算する。　F：□ (N)
★諸元表にa、Sv及びV、Fの記載が無い場合は実測による。　(a＝□m/s²)
注　駐車ブレーキの操作力が以下の規定値に満たない場合、
制動停止距離の初速50km/hの自動車　：手動式で500(N)、足踏式で900(N)
適用関係告示第９条第１項第４号が適用される自動車（同条第５項により適用される自動車を含む。）
制動停止距離の初速50km/h以外の乗用車　：手動式で400(N)、足踏式で500(N)
上記以外の自動車　：手動式で600(N)、足踏式で700(N)
次により換算してください。

$$\frac{\text{諸元表の制動力}\times\text{操作力の規定値}}{\text{諸元表の操作力}}=\frac{\square\,(N)\times\square\,(N)}{\square\,(N)}=\square\,(N)$$

(1)　駐車ブレーキ

$$m_1 = 0.85FS - M = 0.85\times\square - \square = \square\ (kg)$$

(2)　連結状態での走行性能

$$m_2 = 164.51 \times KW - 1900 - M = 164.51 \times \square - 1900 - \square = \square\ (kg)$$

$$m_2' = 4 \times Wd - M = 4 \times \square - \square = \square\ (kg)$$

(3)　主ブレーキ無し
減速度aを用いる場合

$$m_3 = \left(\frac{a}{5.67} - 1\right) M = \left(\frac{\square}{5.67} - 1\right)\times\square = \square\ (kg)$$

制動停止距離Sv及び制動初速度Vを用いる場合

$$m_{3'} = \left(\frac{V^2}{147(Sv-0.1V)} - 1\right) M = \left(\frac{\square}{147\times(\square - 0.1\times\square)} - 1\right)\times\square = \square\ (kg)$$

(4)　主ブレーキ有り
減速度aを用いる場合

$$m_4 = 7.36\left(\frac{a}{5.67} - 1\right) M = 7.36m_3 = 7.36 \times \square = \square\ (kg)$$

制動停止距離Sv及び制動初速度Vを用いる場合

$$m_4' = 7.36\left(\frac{V^2}{147(Sv-0.1V} - 1\right) M = 7.36\ m_3 = 7.36 \times \square = \square\ (kg)$$

(5)　牽引可能なキャンピングトレーラー等の車両総重量の決定
主ブレーキ無し　$m_1, m_2, m_2; m_3(m_3')$,申請値の内、最軽量なものとする。
ただし、750kgを超えないこと、かつM'/2を越えないこと。

$$m_a = \quad (kg) \leqq \quad (M'/2)\ (10kg\text{未満は切り捨て})$$

主ブレーキ有り　$m_1, m_2, m_2; m_4(m_4')$申請値の内、最軽量なものとする。
ただし、1990kgを超えないこと。

$$m_b = \quad (kg) \leqq 1990\ (10kg\text{未満は切り捨て})$$

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ□ＫＧ及び□ＫＧとする。

（参 考）

道路運送車両法施行規則の一部改正について

（自動車検査証への記載事項の改正によるトレーラ登録手続きの簡素化）

平 成15 年12 月
国 土 交 通 省

１．改正の背景

現行の制度では、被牽引自動車（以下「トレーラ」という。）の自動車検査証（以下「検査証」という。）には牽引自動車（以下「牽引車」という。）の車名及び型式を記載する必要があり、トレーラの検査証に記載されていない牽引車は当該トレーラを牽引して運行する事ができない。

このため、運送事業など多数のトレーラを運行している場合、牽引車を新しく導入する度に、当該牽引車が牽引するトレーラの全ての検査証の記載事項を変更する必要がある。

また、トレーラのレンタル利用を行う場合、予め牽引車を特定することができないことから、そのレンタルは事実上不可能となっており、特にレジャー等における利用が見込まれる２トン未満のトレーラを対象に、平成12年に行われた検討会の結果（別添）に基づき制度の見直しを行う。

２．改正の概要

① 牽引車導入時にトレーラ検査証の記載事項変更を省略可とする。

牽引車の検査証にトレーラの車名及び型式を記載を可能とし、当該牽引車が牽引するトレーラについては、検査証への牽引車の車名及び型式の記載を省略できるようにする。

これにより、牽引車が導入する際のトレーラ検査証の記載事項変更を行う必要が無くなり、手続きが簡素化される。

② キャンピングトレーラ等（※１）において、牽引車の記載を省略可とする。

「牽引可能なキャンピングトレーラ等の重量（※２）」を牽引車の検査証に記載可能とし、当該牽引車が牽引するキャンピングトレーラ等については、検査証への牽引車の車名及び型式、牽引重量の記載を省略できるようにする。

これにより、予め牽引車を特定しなくても能力の範囲内で様々なキャンピングトレーラ等を牽引することができるようになるため、レンタル利用等が可能となる。また、トレーラの減トンなど従前の取扱いとの整合図るため、ユーザーの選択により牽引車の特定も可能とする。

（※１）キャンピングトレーラ等：セミトレーラを除く２トン未満のトレーラ

（なお、当該トレーラについては平成14年６月に限定牽引免許が新設されている。）

（※２）牽引可能なキャンピングトレーラ等の重量：
「原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能並びに牽引自動車及びキャンピングトレーラ等の制動性能を基礎にして当該牽引自動車がキャンピングトレーラ等を牽引できるものとして算出された最大の車両総重量」として新たに定義するもので、牽引重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することが出来るものとして算出された重量）とは異なる。

［別添省略］

(3) 自動車検査証の記載事項

自動車検査業務等実施要領（最終改正　令和５年２月22日付け、国自整第245号　国自情第312号）（抄）

３－４－24　継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を法第58条第２項後段に規定する方法によって次のとおり記録するものとする。

(1) 保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出のあった自動車

［受検種別］	［検査時の点検整備実施状況］	［受検形態］
指定整備車	点検整備記録簿記載あり	指定整備工場
指定整備車 (限定保安基準適合証の提出)		

(注) 限定保安基準適合証の提出のあった自動車については、受検種別のみ記載する。

(2) 自動車機構に対し審査依頼した自動車

［受検種別］	［検査時の点検整備実施状況］	［受検形態］
持込検査車	点検整備記録簿記載あり	認証整備工場
	点検整備記録簿記載なし	
	点検整備記録簿記載あり	使用者
	点検整備記録簿記載なし	
	点検整備記録簿記載あり	その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）
	点検整備記録簿記載なし	

（4）次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年４月２日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

① https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/
にアクセス。
② 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご一読ください。
③ 「照会画面へ」をクリック。

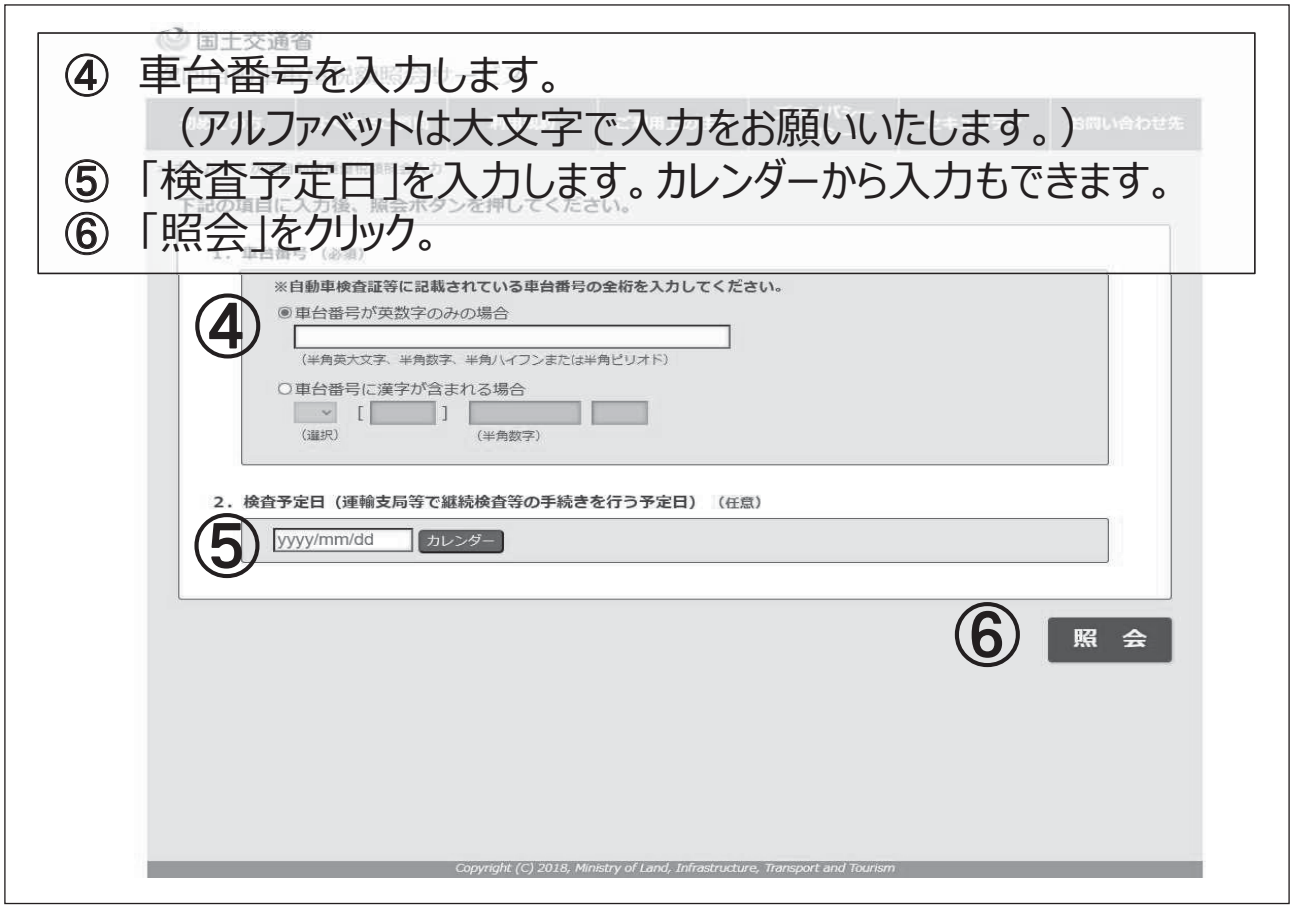

④ 車台番号を入力します。
（アルファベットは大文字で入力をお願いいたします。）
⑤ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。
⑥ 「照会」をクリック。

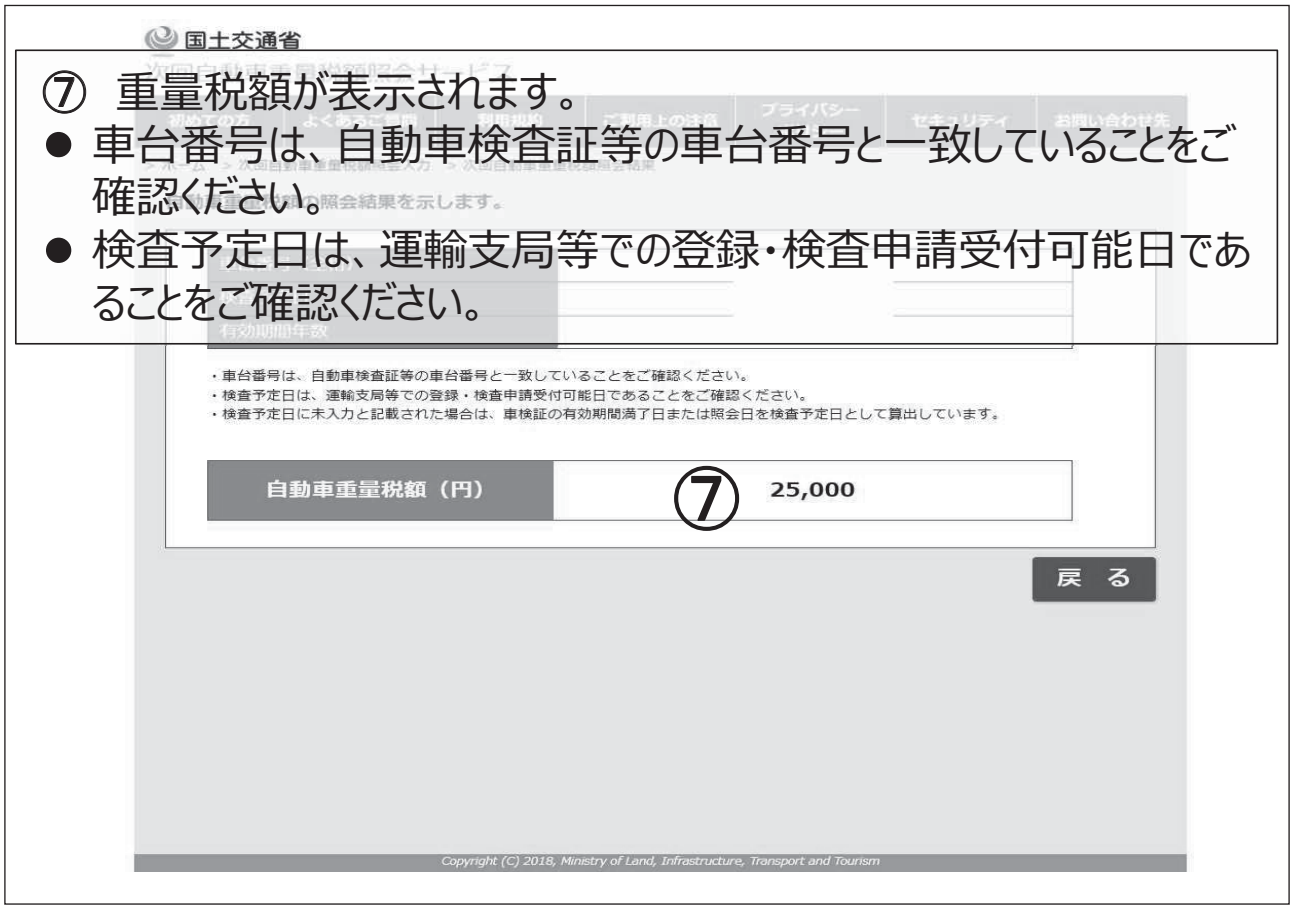

ご利用について

- 土日祝日を含め、１:00～２３:00の時間帯でご利用可能です。
  (年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。
  その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。
- 検査予定日に未入力と記載された場合は、車検証の有効期間満了日または照会日を検査予定日として算出しています。
- 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。軽自動車の自動車重量税額の照会は右記のＨＰへ。（https://www.keikenkyo.or.jp/）

国土交通省

近畿運輸局

(5) 重量税等減免対象車の確認手順

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その1

○2023年5月1日から2023年12月31日までに乗用車（ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む））の新車新規登録等を行う場合

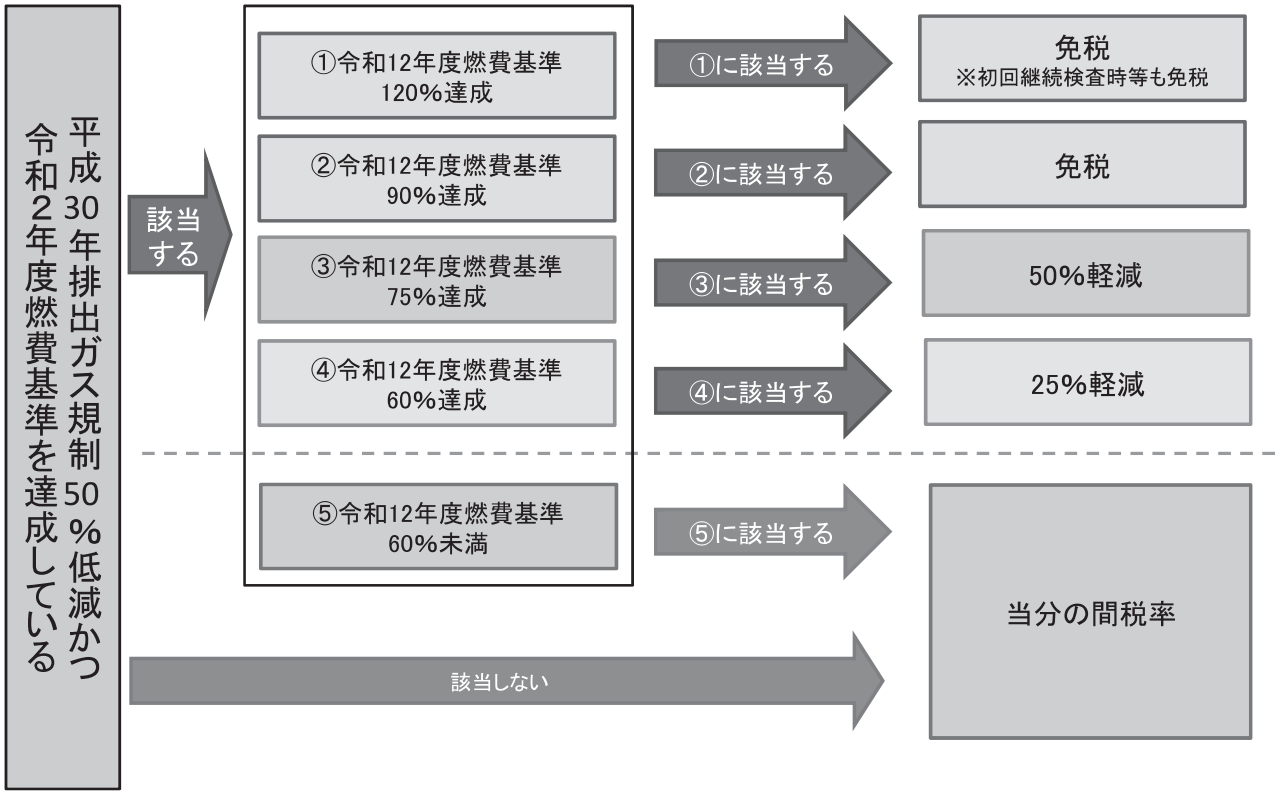

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その2

○2023年5月1日から2023年12月31日までにクリーンディーゼル車（ハイブリッド車も含む）の新車新規登録等（初回検査）を行う場合

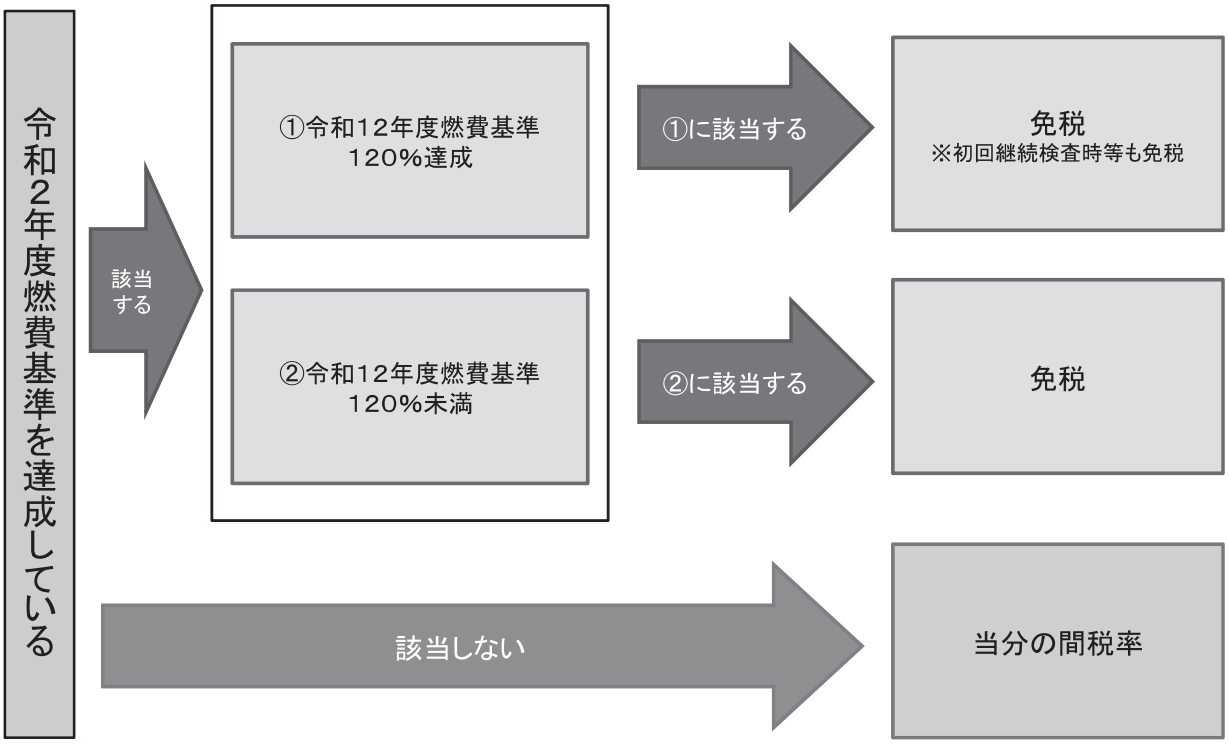

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その3

○2024年1月1日から2025年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の新車新規登録等を行う場合

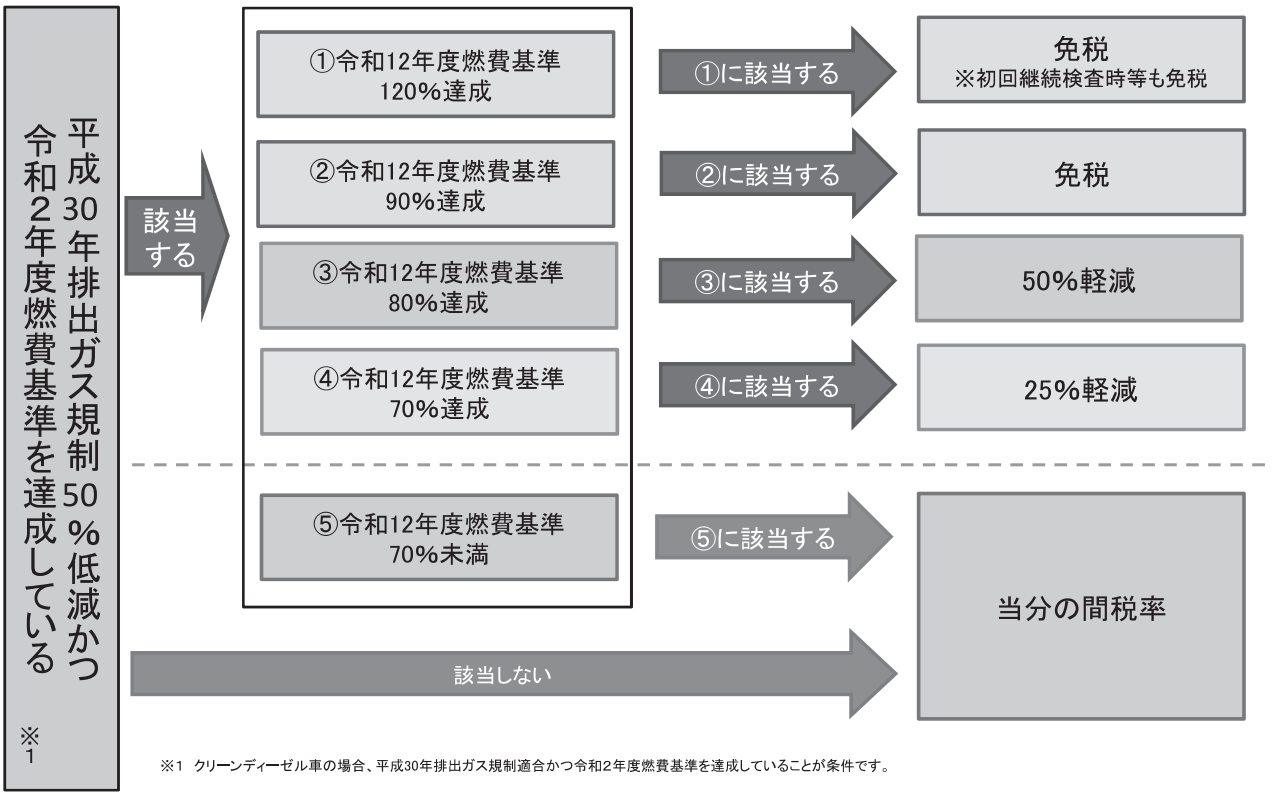

※1 クリーンディーゼル車の場合、平成30年排出ガス規制適合かつ令和2年度燃費基準を達成していることが条件です。

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その4

○2025年5月1日から2026年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の新車新規登録等を行う場合

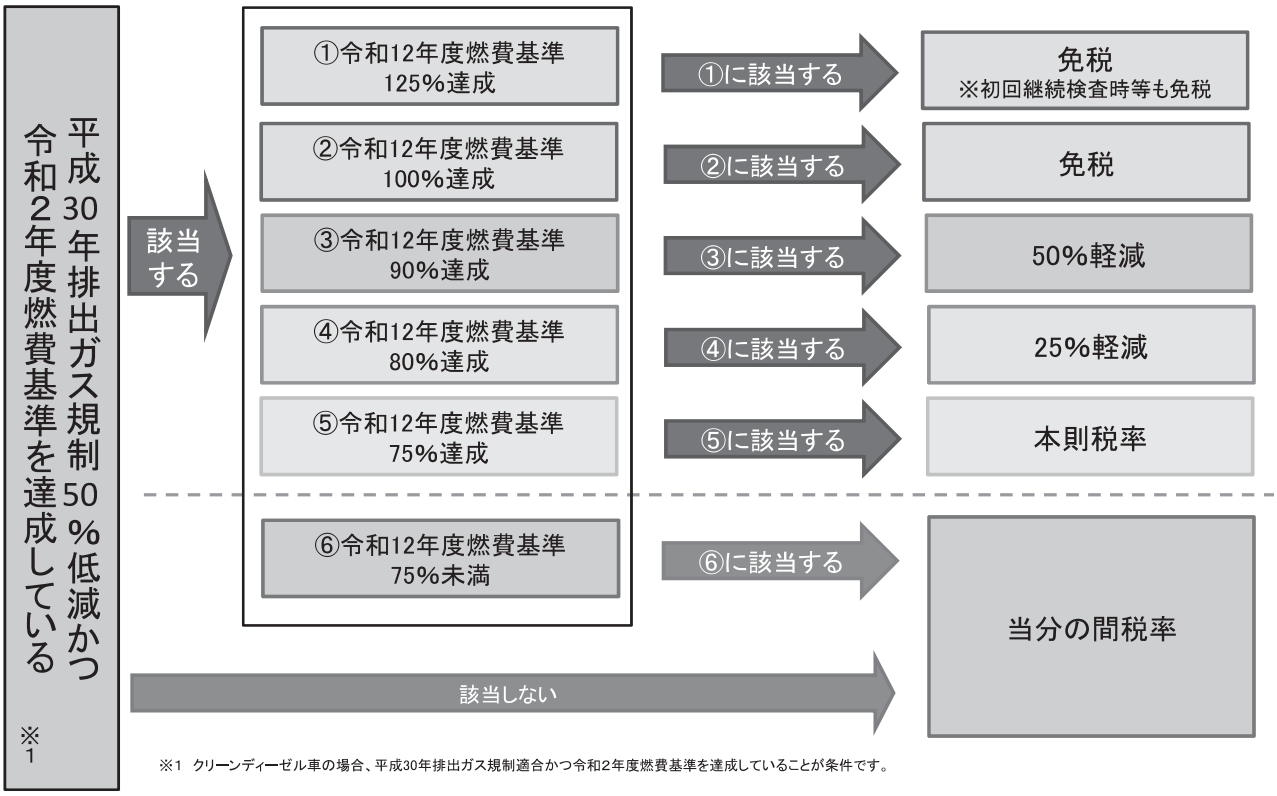

※1 クリーンディーゼル車の場合、平成30年排出ガス規制適合かつ令和2年度燃費基準を達成していることが条件です。

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その5

○2023年5月1日から2025年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む））の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

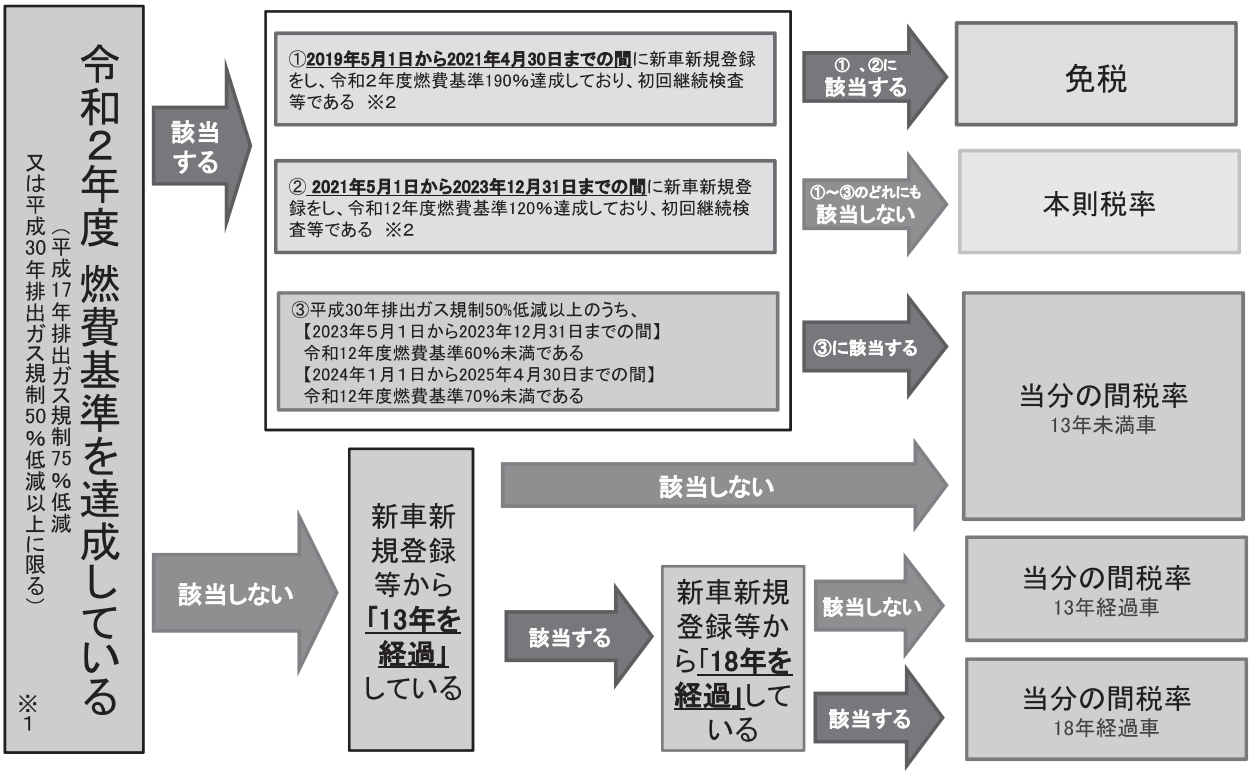

※1 平成22年度燃費基準150%達成車は、令和2年度燃費基準達成車に読み替えができます。
※2 車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、車検証の返付等を受ける場合に限ります。

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その6

○2023年5月1日から2023年12月31日までにクリーンディーゼル車（ハイブリッド車も含む）の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

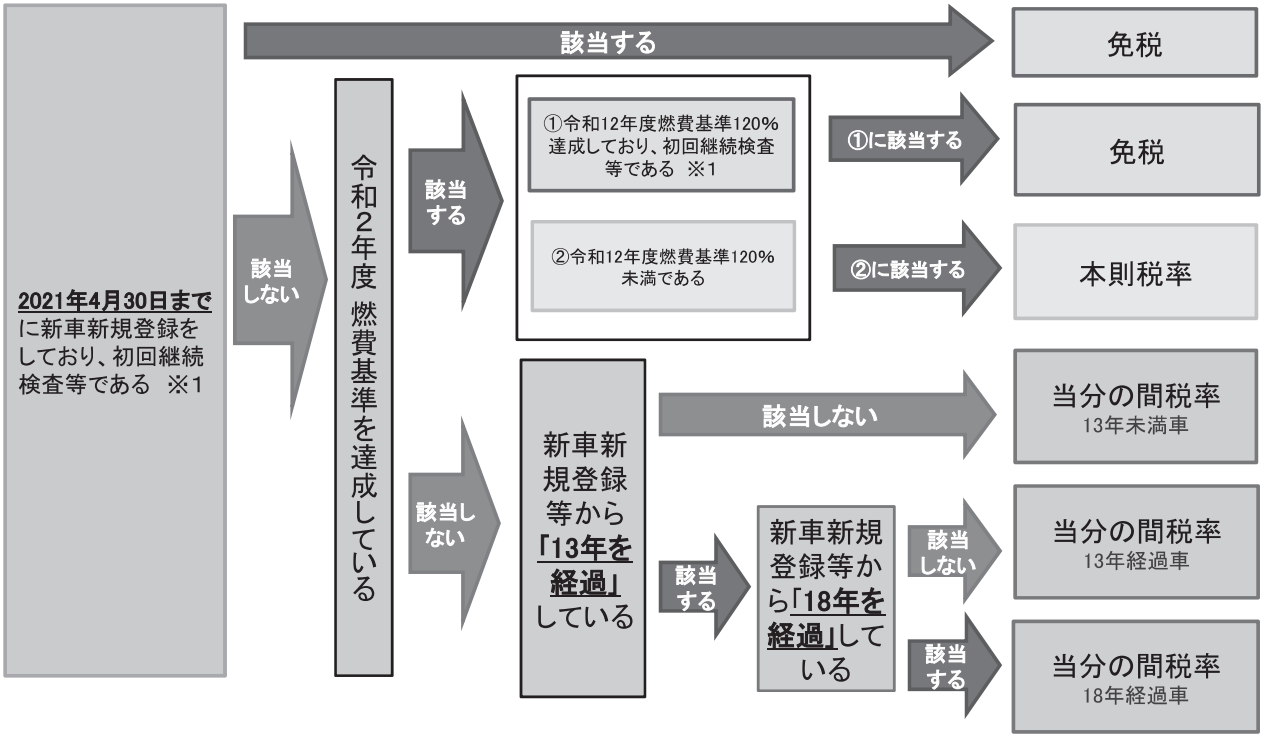

※1 車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、車検証の返付等を受ける場合に限ります。

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その7

○2024年1月1日から2025年4月30日までにクリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

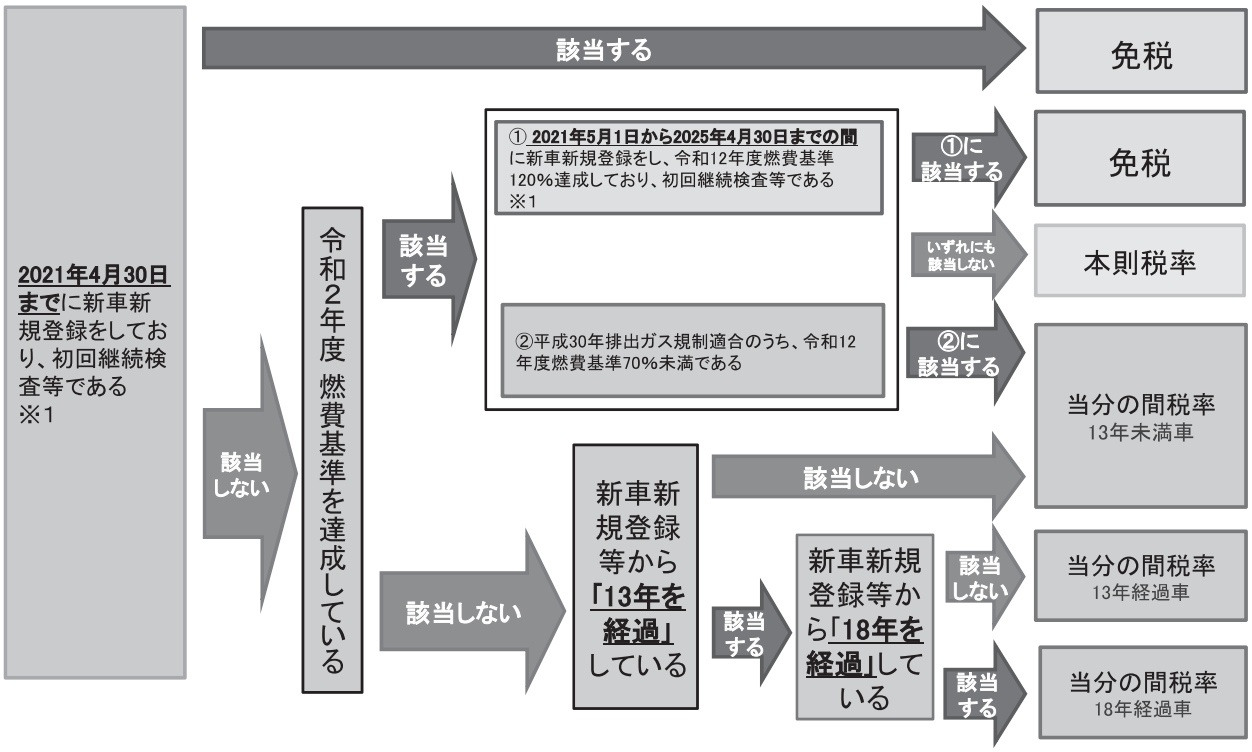

※1 車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、車検証の返付等を受ける場合に限ります。

令和5年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート） その8

○2025年5月1日から2026年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

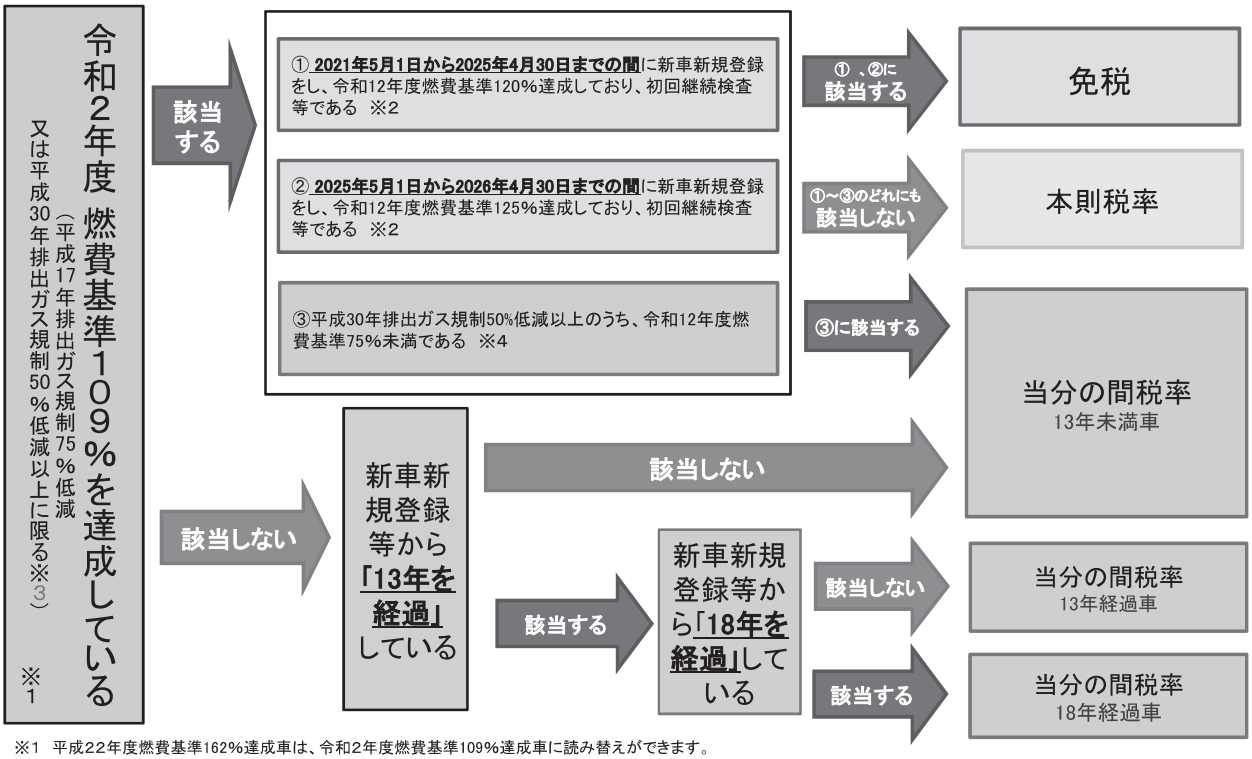

※1 平成22年度燃費基準162%達成車は、令和2年度燃費基準109%達成車に読み替えができます。
※2 車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、車検証の返付等を受ける場合に限ります。
※3 クリーンディーゼル車の場合、平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合に限ります。
※4 クリーンディーゼル車の場合、平成30年排出ガス規制適合に限ります。

新車新規登録等から13・18年経過する自動車の経過年数の考え方（参考）

① 登録自動車及び小型二輪車の場合

原則として、初度登録年月（小型二輪車の場合は初度検査年月）から12年11ヶ月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「13年経過」となります。（租税特別措置法：第九十条の十一の二、第九十条の十一の三）

例：2010年6月に初度登録（小型二輪車の場合は初度検査）を受けた自動車の場合

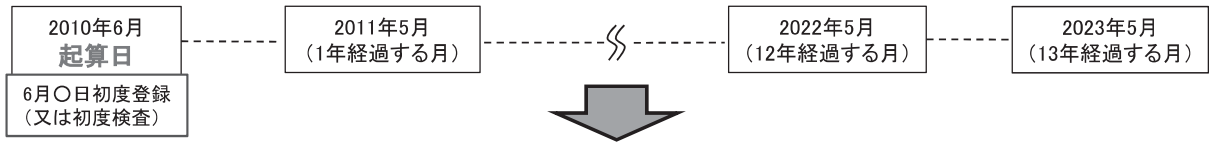

2010年6月に初度登録（又は初度検査）を受けた自動車の適用日は、2022年5月1日からです。初度登録（小型二輪車の場合は初度検査）の際に自動車検査証の交付を受けた「日」に関係なく、当該交付年月から13年経過する月の1日以後に受ける検査から適用されます。

② 検査対象軽自動車（二輪を除く）の場合

原則として、初度検査年から13年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「13年経過」となります。（租税特別措置法施行令：第五十一条の三）

例：2010年に初度検査を受けた自動車の場合

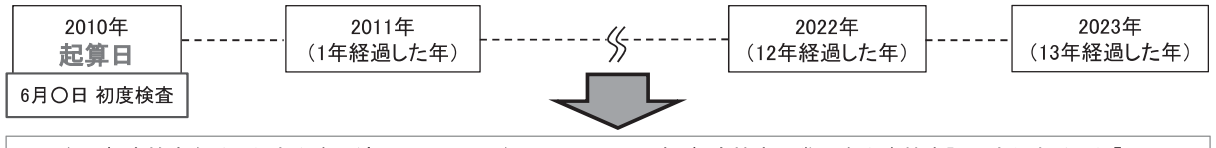

2010年に初度検査を受けた自動車の適用日は、2023年12月1日からです。初度検査の際に自動車検査証の交付を受けた「月日」に関係なく、当該交付年から13年経過した年の12月1日以後に受ける検査から適用されます。

※「18年経過」の考え方も同様。
※ 離島に使用の本拠の位置を有する自動車については、①にあっては13年（18年）を経過する月の前月から、②にあっては13年（18年）を経過した年の11月から適用されます。

(6) 放置違反金滞納車に対する車検拒否制度について

1. 車検拒否制度の導入目的

駐車違反の取締りには、ドライバーが自動車から離れていることが多く、違反をしたドライバーを特定することが困難であるという根源的な問題があり、ドライバーの責任追及ができない場合が多くなっています。

このような状況から、現行制度による取締り等の限界を見据え、ドライバーに対する責任追及ができない場合に限り、自動車の使用者に対して公安委員会が違反金の納付を命じることになりましたが、単に違反金の納付を命じただけで有効な手段を講じないと、使用者がこれを納付しないことも想定され、より良好な駐車秩序を確立することが困難となる恐れがあります。

このため、使用者に納付命令を下すとともに、違反金を納付しない使用者に対し、駐車違反に係る自動車について次回の継続検査（構造等変更検査を含む。以下、「車検」という。）を拒否（実際には新しい車検証の返付の拒否）するという新たな方策を用いて、違反金の納付を確実に行わせるために「車検拒否制度」が導入されました。

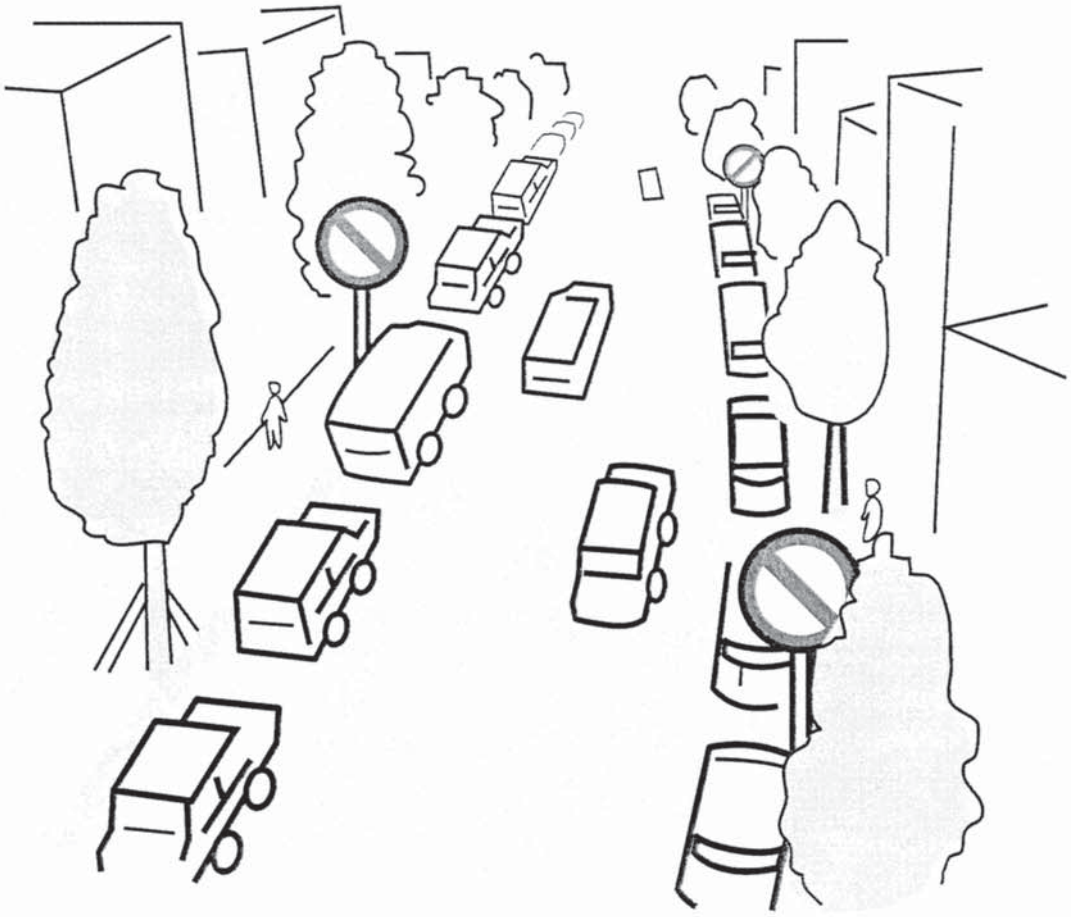

2. 車検拒否制度の概要

1）車検拒否制度とは

改正道路交通法が平成18年6月1日から施行され、駐車違反に対する使用者責任が強化されます。これは、ドライバーが駐車違反をしたにも拘わらず、反則金を納付しないなどその責任を追求できない場合、当該自動車の使用者の責任が追求され、駐車違反が警察官等に確認（確認標章の取付け）された日の翌日から30日経過した日以後に使用者に対し、違反金の納付命令が下されます。ここで使用者が納付命令に従い、違反金を納付することになりますが、万一、使用者がこの違反金を納付しない場合、次に公安委員会より督促を受けることになり、使用者がこの督促を受けた場合、この旨が国土交通大臣等に通知され、これらの駐車違反に係る自動車について、次回の車検が拒否されるというものです。

なお、車検拒否制度は、整備事業者が代車を貸出す場合にも適用され、代車を利用したユーザーが駐車違反をして、反則金を納付しない場合には、代車の使用者である整備事業者の責任が追求され、違反金の納付命令が下されることになります。従いまして、今後、代車を貸し出す際には、貸出し簿を備え必要事項を記録しておくとともに、ユーザーに対して駐車違反をしないこと、仮に駐車違反をした場合には、警察に出頭するとともに反則金を速やかに納付しなければならないことを、あらかじめ十分に説明しておく必要がありますことにご留意下さい。

2）新制度における駐車違反取締手続きの流れ

警察当局による取締りは、図1の「新制度における駐車違反取締り手続きの流れ」のとおりですが、ここではドライバーが警察に出頭しないため、使用者が責任を追及される場合の流れについて説明します。

なお、ドライバーが警察に出頭し、反則金を納付すれば、当該自動車は車検拒否の対象外となります。

図1 新制度における駐車違反取締り手続きの流れ

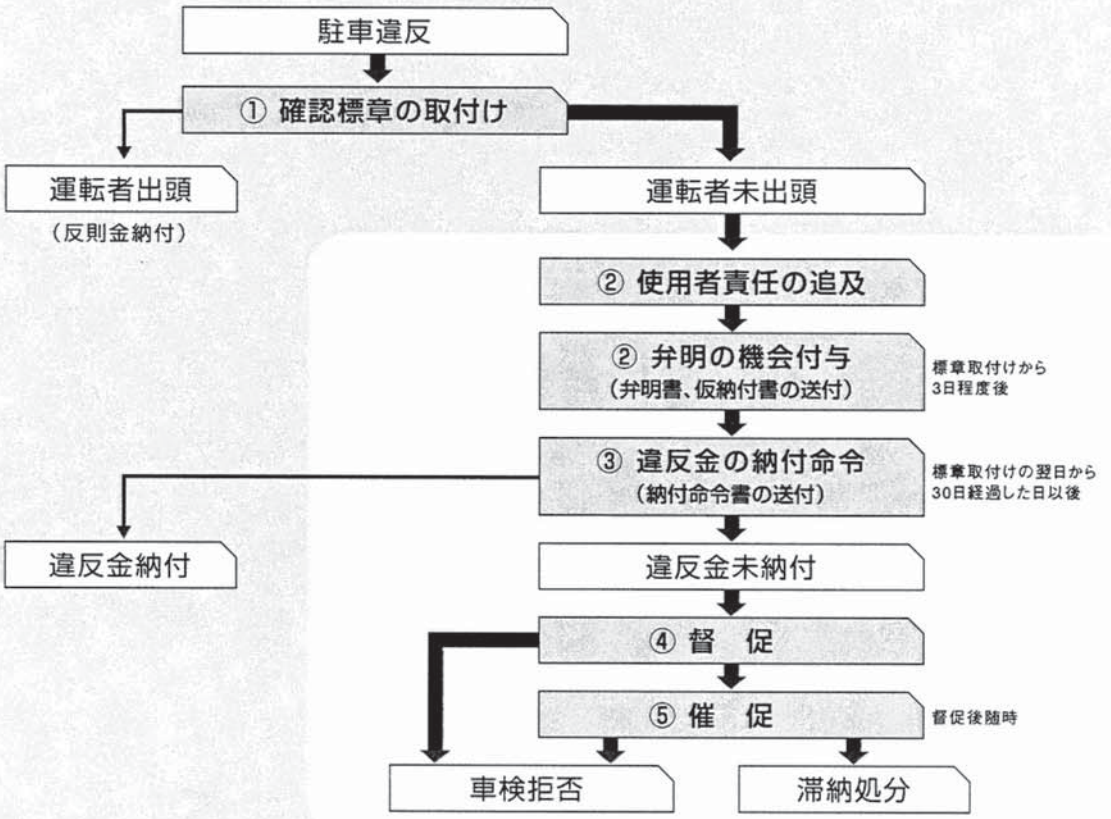

① 確認標章（ステッカー）の取付け

警察官等が駐車違反を確認すると、確認標章を違反自動車に取り付けますが、この確認標章は、その後ドライバー等が取り外すことができます。なお、車検拒否制度導入と同時に、民間の駐車監視員による駐車違反の確認も始まります。

② 使用者責任の追及と弁明の機会付与

確認標章が取り付けられてから3日程度経過後に、公安委員会から使用者に弁明通知書等が送付され、使用者に対する違反金の納付命令に関する弁明の機会が与えられます。また、この時点で使用者は違反金を仮納付することができ、仮納付した場合には、後日、違反金の納付命令が下されたときに、違反金を納付したものと見なされます。

③ 違反金の納付命令

確認標章が取り付けられた日の翌日から30日経過した日以後に、使用者に公安委員会から違反金納付命令が下されます。この時点で違反金を納付すれば、車検拒否の対象外となります。

④ 督促

違反金納付命令が下されたにも拘わらず、納付期限内に違反金を納付しないと公安委員会から使用者に督促状が送付されます。督促を受けた使用者については車検拒否制度の対象者として国土交通大臣等に必要事項が通知されることとなります。なお、督促を受けた使用者が車検を受検する場合には、「道路交通法第51条の7第1項」（注）の規定により違反金を納付したことを証する書面（都道府県指定の金融機関等の発行する領収証書。以下、「領収証書等」という。）を運輸支局等に提示することとされておりますが、通知された後に違反金を納付した場合、納付後1～2週間経過後に運輸支局等において車検拒否制度の対象者としての通知が解除されます。

⑤ 催促

督促されたにも拘わらず、違反金を納付しない使用者に対し、車検受検までに相当の期間がある場合などには、公安委員会では車検受検時期の到来を待たず、さらに催促状の送付などにより違反金の納付を促し、必要に応じ使用者の預金口座の差し押さえなどをすることとなります。

（注）「道路交通法第51条の7第1項」条文（放置違反金等の納付等を証する書面の提示）

自動車検査証の返付（道路運送車両法第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定よる自動車検査証の返付をいう。以下、この条において同じ。）**を受けようとする者は、その自動車**（同法第58条第1項に規定する自動車をいう。）**が最後に同法第60条第1項若しくは第71条第4項の規定による自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に第51条の4第13項の規定による督促**（当該自動車が原因となった納付命令（同条第16項の規定により取り消されたものを除く。）に係るものに限る。）**を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならない。**

放置違反金等の滞納により検査証の有効期間を更新できなかった方は、必ず①の「放置違反金督促状兼納付書」を指定金融機関で納付を行ない領収証書（本通）を提示してください

①

放置違反金督促状兼納付書（領収証書）　放置違反金（本納付）

住所 〒○○○−○○○○
○○府 ○○市 ○○区
○○○ ○丁目 ○番 ○−○−○○

氏名又は名称
○○ ○○ 様

年度	○○	○
納付金額	○○ ○○○円	
納付番号	○○○−○○○○○○−○○○○○○−○−○○	
会計	10 一般会計	
科目内容	放置違反金	
違反番号	○○○○○○○○○○○○○○○○	
督促日	平成○○年○○月○○日	
指定期限	平成○○年○○月○○日	

納付場所　大阪府指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）

上記のとおり納付してください。
歳入徴収者
大阪府警察本部長

取扱所属
大阪市中央区大手前3丁目1−11
大阪府警察本部

上記の金額を領収しました。

下記②の納付書・領収証書では検査証の有効期間更新はできません

②

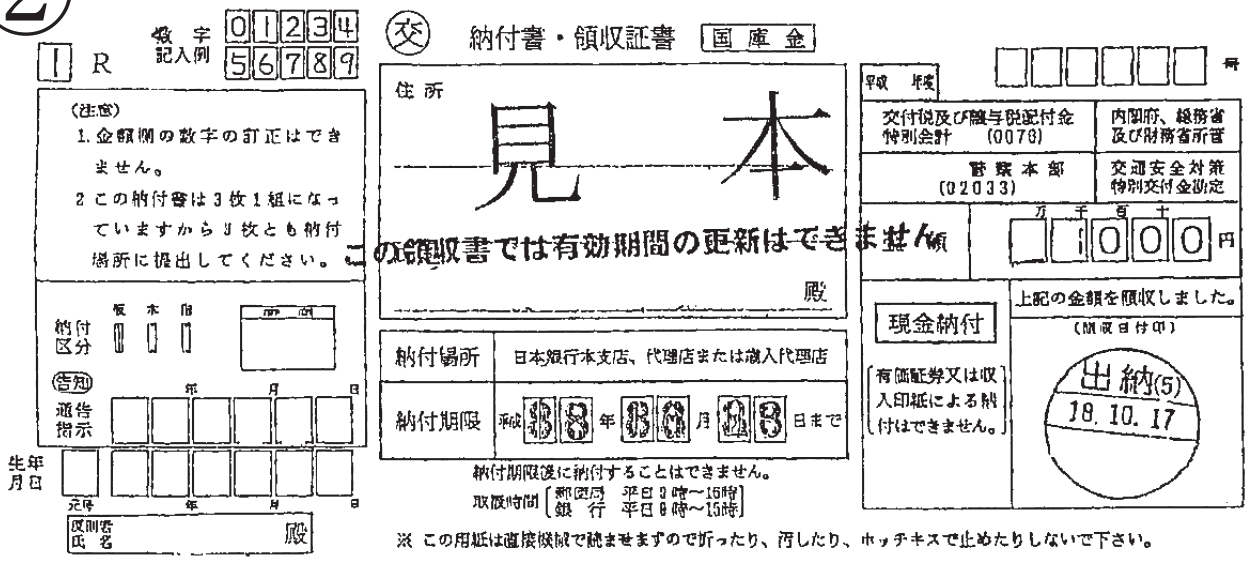

※ この用紙は直接機械で読ませますので折ったり、汚したり、ホッチキスで止めたりしないで下さい。

都道府県警察車検拒否制度対応窓口

令和６年４月現在

県名等	郵便番号	所在地	所属	電話（内線）	ＦＡＸ	受付曜日・時間帯
札　幌	060-8520	札幌市中央区北２条西７丁目	駐車対策センター	011-251-0110(5274)	011-251-1509	平日9:00～17:00
函　館	040-8511	函館市五稜郭町16番1号	交通課	0138-31-0110(5024～5025)	0138-31-1509	平日9:00～17:00
旭　川	070-0036	旭川市６条通10丁目2231番地１	交通課	0166-35-0110(700-615)	0166-25-1509	平日9:00～17:00
釧　路	085-8511	釧路市黒金町10丁目5番地	交通課	0154-25-0110(5024)	0154-25-1509	平日9:00～17:00
北　見	090-8511	北見市青葉町6番1号	交通課	0157-24-0110(5024)	0157-24-1509	平日9:00～17:00
青　森	030-0801	青森市新町2-3-1	交通指導課	017-723-4211(5131･5134)	017-723-4099	平日9:00～16:00
岩　手	020-8540	盛岡市内丸8-10	交通指導課	019-653-0110(5125・6)	019-653-6110	平日9:00～17:45
宮　城	980-8410	仙台市青葉区本町3-8-1	交通指導課	022-221-7171(5143～9)	022-721-5071・5072	平日9:00～17:00
秋　田	010-0951	秋田市山王4-1-5	交通指導課	018-863-2266	018-863-2266	平日8:30～17:15
山　形	990-8577	山形市松波2-8-1	交通指導課	023-626-0110(5124)	023-635-2282	平日8:30～17:15
福　島	960-8686	福島市杉妻町5-75	交通指導課	024-522-2151(5262～5266)	024-522-0078	平日9:00～17:00
東　京	135-0063	江東区有明3-7-26-Ｂ棟6階	放置駐車対策センター	03-5500-0110	03-5530-0110	平日8:30～17:15
茨　城	310-8550	水戸市笠原町978-6	交通指導課	029-301-0248	029-301-0248	平日8:30～17:15
栃　木	320-8510	宇都宮市塙田1-1-20	交通指導課	028-621-0110 (5055)	028-623-6789	平日8:30～17:15
群　馬	371-0846	前橋市元総社町80-4	交通指導課	027-253-0110	027-254-6604	平日8:30～17:15
埼　玉	362-0011	上尾市大字平塚1281番地5	交通指導課	048-772-5410	048-772-5428	平日8:30～17:15
千　葉	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	交通指導課	043-201-0089	043-201-0093	平日8:30～17:15
神奈川	241-0815	横浜市旭区中尾1-1-1	放置違反金センター	045-211-1212(785-464)	045-364-4080	平日8:30～17:15
新　潟	950-8553	新潟市中央区新光町4-1	交通指導課	025-285-0110(5052～3)	025-281-3394	平日9:00～17:00
山　梨	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	交通指導課	055-224-3324	055-224-3324	平日8:30～17:00
長　野	380-8510	長野市大字南長野字幅下692-2	交通指導課	026-234-9921	026-234-9920	平日8:30～17:15
静　岡	420-8610	静岡市葵区追手町9-6	放置駐車対策センター	054-271-0110(711-5156~9)	054-250-2080	平日8:30～17:15
富　山	930-8570	富山市新総曲輪1-7	交通指導課	076-441-2211(5135)	076-441-2755	平日9:00～17:00
石　川	920-8553	金沢市鞍月1-1	交通指導課	076-225-0110(5154)	076-225-0301	平日9:00～17:00
福　井	910-8515	福井市大手3-17-1	交通指導課	0776-22-2880(5143)	0776-22-6855	平日8:30～17:15
岐　阜	500-8501	岐阜市薮田南2-1-1	交通指導課	058-271-1608	058-271-1609	平日9:00～17:00
愛　知	466-0054	名古屋市昭和区円上町26-15	放置駐車対策センター	052-871-4335	052-889-4755	平日9:00～17:00
三　重	514-8514	津市栄町1-100	交通指導課	059-222-0110(5144･5149)	059-226-1343	平日8:30～17:00
滋　賀	520-8501	大津市打出浜1-10	交通指導課	077-522-1231(5133)	077-522-1293	平日8:30～17:15
京　都	602-8550	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地３	交通指導課 駐車管理センター	075-451-9111(5304～5306)	075-451-9175	平日9:00～17:45
大　阪	559-0034	大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎35階	駐車管理課	06-6614-3032	06-6614-3044	平日9:00～17:45
兵　庫	650-8510	神戸市中央区下山手通5-6-21	放置駐車管理センター	078-351-5063	078-351-5083	平日9:00～17:00
奈　良	630-8578	奈良市登大路町80	交通指導課	0742-22-2300	0742-23-5100	平日9:00～17:00
和歌山	640-8524	和歌山市西１	交通指導課	073-473-0356	073-475-0359	平日9:00～17:00
鳥　取	680-8520	鳥取市東町1-271	交通指導課	0857-23-0110(5133･5113)	0857-23-0122	平日8:30～17:15
島　根	690-8510	松江市殿町8-1	交通指導課	0852-26-0110(5116･7)	0852-26-0260	平日8:30～17:15
岡　山	700-8512	岡山市北区内山下2-4-6	交通指導課	086-234-0110(5141～5143)	086-222-0858	平日9:00～17:00
広　島	730-0011	広島市中区基町1-4	駐車管理室	082-228-0110(705-415･7)	082-511-6780	平日8:30～17:15
山　口	753-8504	山口市滝町1-1	交通指導課	083-933-0110	083-925-8050	平日8:30～17:15
徳　島	770-8510	徳島市万代町2-5-1	交通指導課	088-622-3101(5121・5122)	088-656-2275	平日9:00～17:00
香　川	760-8579	高松市番町4-1-10	交通指導課	087-833-1010	087-833-1031	平日8:30～17:00
愛　媛	790-8573	松山市南堀端町2-2	交通指導課	089-934-0110(5134・5)	089-934-0154	平日8:30～17:15
高　知	780-8544	高知市丸ノ内2-4-30	交通指導課	088-826-0110(5128)	088-826-2248	平日8:30～17:00
福　岡	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50	放置違反金収納センター	092-633-6939	092-643-6061	平日9:00～17:45
佐　賀	840-8540	佐賀市松原1-1-16	交通指導課	0952-24-1111(5155・5157)	0952-24-1134	平日9:00～17:15
長　崎	850-8548	長崎市尾上町3-3	駐車対策室	095-820-0110(5261～5265)	095-820-4106	平日9:00～12:00、13:00～16:00
熊　本	862-8610	熊本市中央区水前寺6-18-1	交通指導課	096-381-0110(5125･5127)	096-381-0033	平日8:30～17:15
大　分	870-8502	大分市大手町3-1-1	交通指導課	097-532-6200	097-532-6202	平日9:00～17:45
宮　崎	880-8509	宮崎市旭1-8-28	交通指導課	0985-31-0110(5154)	0985-31-0110(5119)	平日9:00～16:00
鹿児島	890-8566	鹿児島市鴨池新町10-1	交通指導課	099-206-0110(5126)	099-206-5570	平日8:30～17:15
沖　縄	900-0021	那覇市泉崎1-2-2	交通指導課	098-862-0110(5266・5268)	098-866-9920	平日9:30～18:15

検査証未交付警告文

本日検査の申請がありました「〇〇　△△△や××××」については、道路交通法第５１条の６の規定に基づく国家公安委員会からの通知（駐車違反に関する違反金の滞納がある旨）を受けているため、限定自動車検査証に示す保安基準不適合箇所について必要な整備を行い保安基準に適合することになっても、道路交通法第５１条の７の規定に基づき自動車検査証の有効期間の更新をすることはできません。

〔通知を受けている違反番号〕※

１２３４５６７８９０１２３４５０１	１２３４５６７８９０１２３４５０６
１２３４５６７８９０１２３４５０２	１２３４５６７８９０１２３４５０７
１２３４５６７８９０１２３４５０３	１２３４５６７８９０１２３４５０８
１２３４５６７８９０１２３４５０４	１２３４５６７８９０１２３４５０９
１２３４５６７８９０１２３４５０５	１２３４５６７８９０１２３４５１０

なお、当該通知に係る放置違反金等を滞納したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を限定自動車検査証の有効期間内に提示してください。提示されない場合は、再度、検査が必要となります。

令和　〇〇　年　〇　月　〇〇　日　　〇〇運輸支局長

※違反番号１７桁、先頭の２数字で違反した県の番号
前ページのコードを参照して下さい。

運輸支局等用自動車検査標章の貼り方

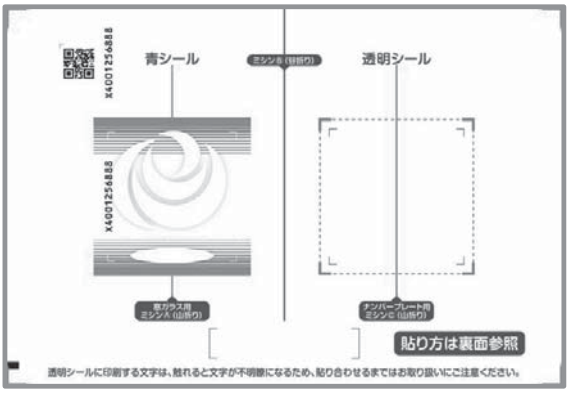

令和 6 年 6 月 17 日より、運輸支局等の検査標章が変更となります。運輸支局等用検査標章の貼り方は、裏面の説明内容をご参照ください。

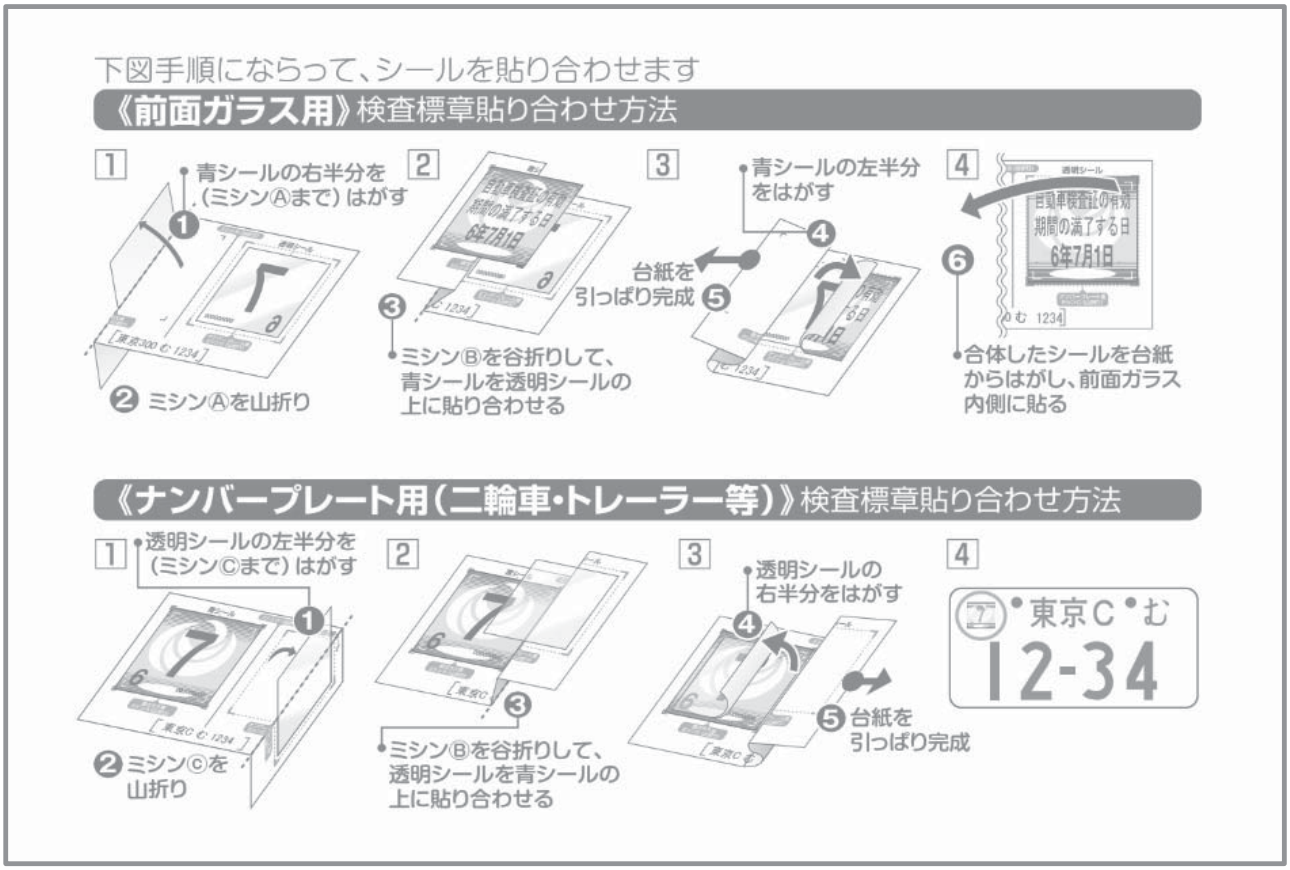

※軽自動車検査協会についても運輸支局等用と同じ検査標章です。

運輸支局等用検査標章裏面印刷内容（貼り合わせ方）

運輸支局等用と記録事務代行用の相違点

	記録事務代行用	運輸支局等用
レイアウト（表面）	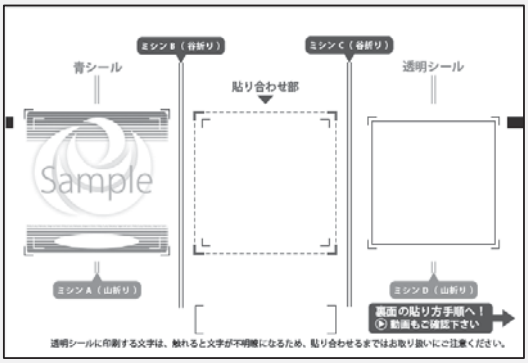	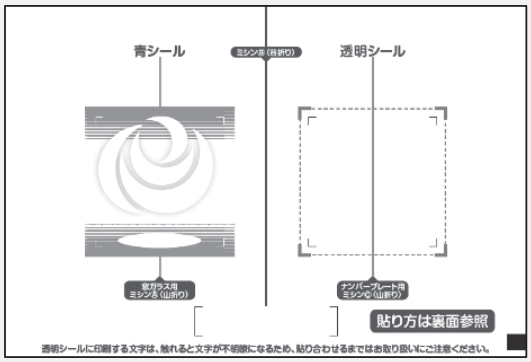
レイアウト（裏面）	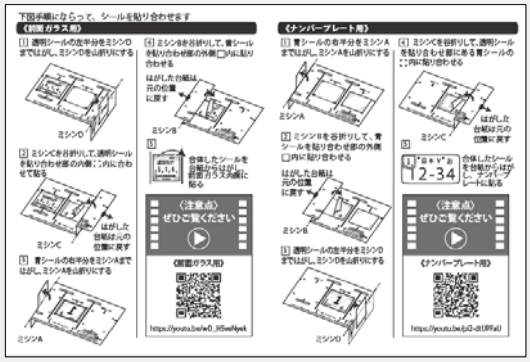	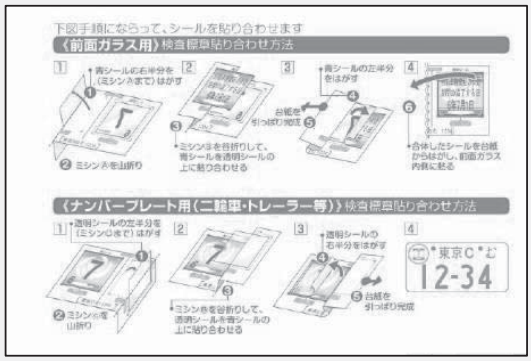
貼り合わせ方法（フロントガラス用手順）	 貼り合わせ部に透明シールを貼付ける 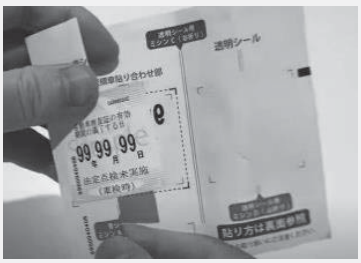 透明ラベルの上に青シールを貼付ける	 透明ラベルの上に青シールを貼付ける ※貼り合わせ部はありません。

注意点

■ 青シールや透明シールの有効期間満了日の印字は、爪や鋭い物で擦ると削れる場合がございますので、不必要に触れないようご注意ください。

自動車ユーザーの皆様へ

令和5年7月より、車検ステッカーの貼り付け位置が変更となります。

国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から**「前方かつ運転者席から見やすい位置」に変更**しました。自動車ユーザーの皆様におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただけますようお願いします。

新しい貼り付け位置

（前方かつ運転者席から見やすい位置）
運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外：ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。

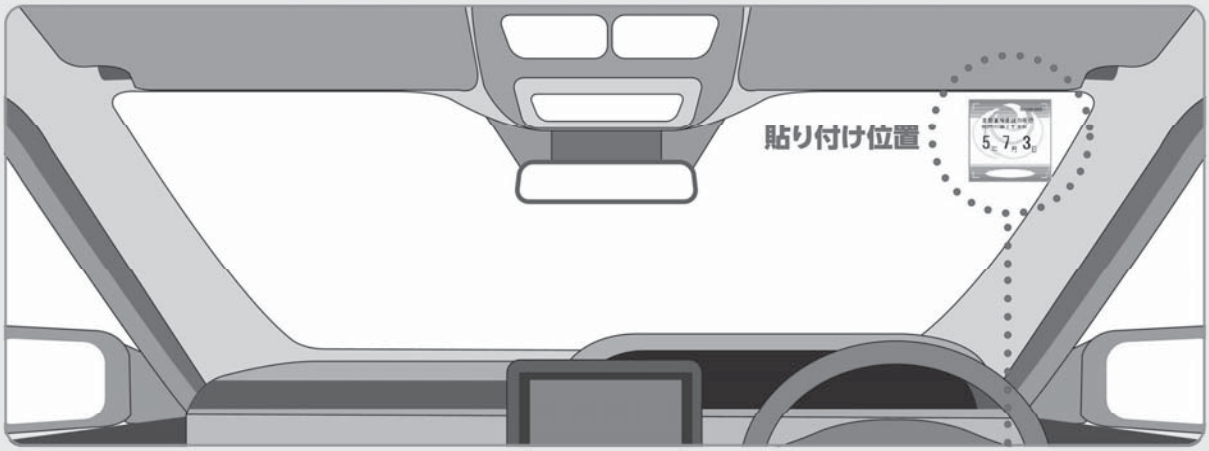

車検ステッカーイメージ

車外前方から見たイメージ

車室内から見たイメージ

国土交通省　自動車局 整備課

(7)　自動車検査証備考欄への定期点検整備に関する指導履歴の記載に係る取扱いについて

点検等の勧告を発動した履歴の車検証備考欄への記載が始まりました!!

（確実な定期点検整備の励行による車両管理の必要性の啓発強化）

車検証のこの部分に履歴が記載されます
記載例:
【定期点検整備実施の指導履歴】平成27年6月1日勧告

点検等の勧告が発動された指導履歴が記載されるケース

継続検査

○摩耗劣化にかかる箇所が検査不合格となり限定検査証が交付される
○最長の間隔で行うべき定期点検整備が適切に実施されていない※

街頭検査等

○摩耗劣化にかかる箇所が保安基準不適合であり整備命令書が交付される
○最長の間隔で行うべき定期点検整備が適切に実施されていない※

「点検等の勧告」を発動
①勧告書の交付
②車検証の備考欄へ指導履歴記載（登録自動車及び小型二輪車が対象）
◎指導履歴の記載は抹消や名義変更等があった場合でも自動車の保守管理情報として引き続き記載されます

※自動車点検基準に定められている、自家用乗用車・二輪車・軽自動車については2年ごとの点検箇所、その他の自動車については12ヶ月ごとの点検箇所の定期点検整備

備考欄に記載された指導履歴の削除

自動車使用者から運輸支局等の検査窓口に申告があった場合において、使用者から提示のあった2回分の点検整備記録簿等により、自家用乗用車・二輪車の場合は法令で定められた2年点検（その他の自動車の場合は12ヶ月点検）が2回連続して適切に実施されていると判断した場合には、指導履歴を削除します。

ご不明な点等ご質問は最寄りの運輸支局、検査登録事務所の検査窓口までお願いします。！

(8)　法定点検未実施（車検時）が検査ステッカーに表示されます

令和2年4月から

「法定点検未実施（車検時）」

が検査ステッカーに表示されます！

～　法定点検実施状況の記載が始まります　～

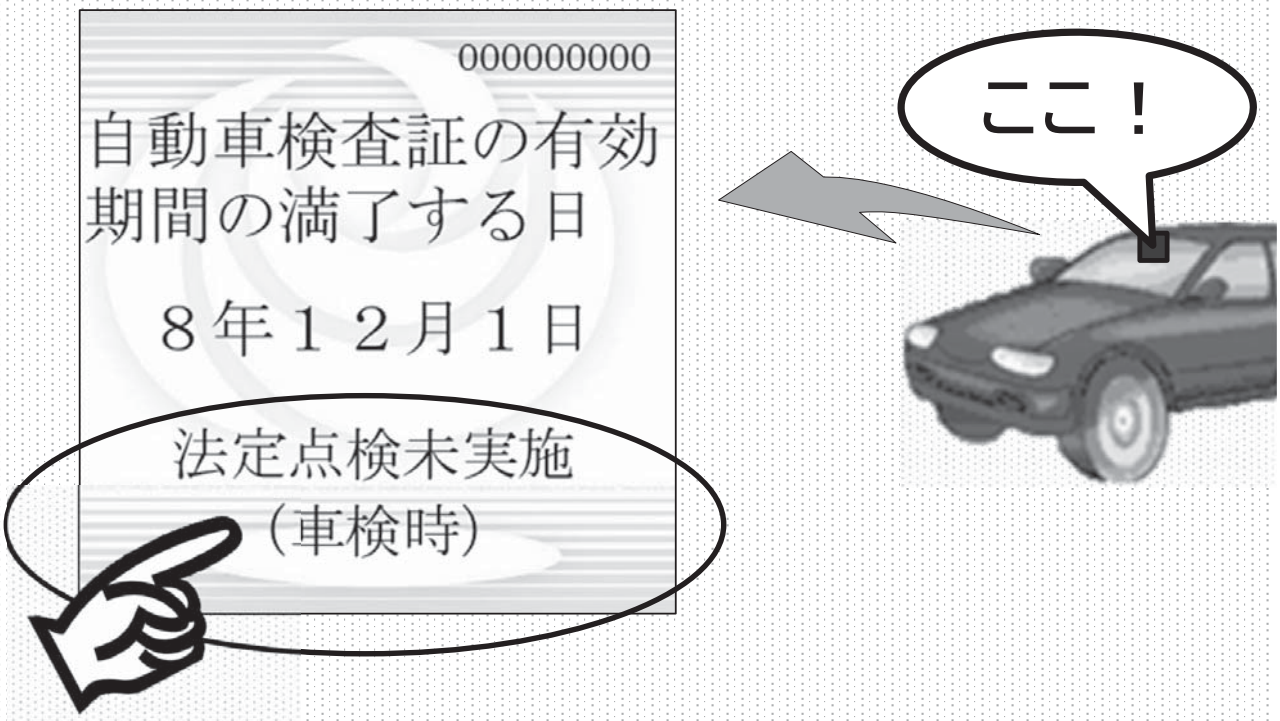

自動車の使用者には、定期点検の実施が法律で義務づけられております。

車検の際に点検整備記録簿の提示がなかった等の理由により点検整備の実施が確認できなかった場合におきましては、検査ステッカー裏面に「法定点検未実施（車検時）」と記載されます。

記載内容の後日訂正は対応しかねますのでご理解願います。

国土交通省

2．検　査　関　係

(1)　自動車の用途等の区分について

自　車　第　452　号
昭和35年９月６日
最終改正　　国自審第1235号、国自整第196号
平成28年10月31日

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の３第14号の自動車（軽自動車を除く。）の用途及び軽自動車（二輪自動車を除く。）の分類は、次のとおり区分して取り扱うこととされたい。なお、「貨物自動車と乗用自動車の区分に関する基準について」（昭和29年自車第366号）及び「貨物自動車と乗用自動車の区別に関する基準の解釈について」（昭和29年自車第436号）は、廃止する。

１　乗用自動車等

１－１　乗用自動車等とは、乗車定員10人以下の自動車であって、貨物自動車等及び特種用途自動車等以外のものをいう。

１－２　乗用自動車等を次のように分類するものとする。

(1) 乗用自動車

(2) 又は (3) 以外の乗用自動車等をいう。

(2) 貸渡乗用自動車等

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「運送法施行規則」という。）第52条の規定により許可を受けた乗用自動車等をいう。

(3) 幼児専用乗用自動車

専ら幼児の運送を目的とする乗用自動車等をいう。

２　乗合自動車等

２－１　乗合自動車等とは、乗車定員11人以上の自動車であって、貨物自動車等及び特種用途自動車等以外のものをいう。

２－２　乗合自動車等を次のように分類するものとする。

(1) 乗合自動車

(2) 又は (3) 以外の乗合自動車等をいう。

(2) 貸渡乗合自動車等

運送法施行規則第52条の規定により許可を受けた乗合自動車等をいう。

(3) 幼児専用乗合自動車

専ら幼児の運送を目的とする乗合自動車等をいう。

３　貨物自動車等

３－１　貨物自動車等とは、特種用途自動車等以外の自動車であって、次の (1) 又は (2) のいずれかを満足するものをいう。

(1) (2) 以外の自動車にあっては、次の①及び②を満足すること。

①　物品積載設備の床面積

自動車の物品積載設備（注１）を最大に利用した場合において物品積載設備の床面積（注２）が１㎡（軽自動車にあっては、0.6㎡、二輪の自動車でけん引される被けん引自動車にあっては、0.2㎡）

以上あること。

② 構造及び装置

当該自動車の構造及び装置が３－１－１又は３－１－２に該当するものであること。

(2) 第五輪荷重を有するけん引自動車であって、セミトレーラ（前車軸を有しない被けん引自動車であって、その一部がけん引自動車に載せられ、かつ、当該被けん引自動車及びその積載物の重量の相当部分がけん引自動車によってささえられる構造のものをいう。以下同じ。）をけん引するための連結装置を有すること。

３－１－１　次の (1) から (4) までの基準に適合するものであること。

(1) 物品積載設備の床面積と乗車設備の床面積

自動車の乗車設備（注３）を最大に利用した場合において、残された物品積載設備の床面積が、この場合の乗車設備の床面積（注４）より大きいこと。

(2) 積載貨物の重量と乗車人員の重量

自動車の乗車設備を最大に利用した場合において、残された物品積載設備に積載し得る貨物の重量（注５）が、この場合の乗車設備に乗車し得る人員の重量より大きいこと。

(3) 物品の積卸口

物品積載設備が屋根及び側壁（簡易な幌によるものであって、その構造上屋根及び側壁と認められないものを除く。）によっておおわれている自動車にあってはその側面又は後面に開口部の縦及び横の有効長さがそれぞれ 800㎜（軽自動車にあっては、縦 600㎜横 800㎜）以上で、かつ、鉛直面（後面の開口部にあっては車両中心線に直角なもの、側面の開口部にあっては車両中心線に平行なものをいう。）への投影面積が 0.64 ㎡（軽自動車にあっては、0.48 ㎡）以上の大きさの物品積卸口を備えたものであること。ただし、物品積載設備の上方が開放される構造の自動車で、開口部の床面への投影面積が１㎡（軽自動車にあっては、0.6 ㎡）以上の物品積卸口を備えたものにあっては、この限りでない。

(4) 隔壁、保護仕切等

自動車の乗車設備と物品積載設備との間に適当な隔壁又は保護仕切等を備えたものであること。ただし、最大積載量 500 kg以下の自動車で乗車人員が座席の背あてにより積載物品から保護される構造と認められるもの、及び折りたたみ式座席又は脱着式座席（注６）を有する自動車で乗車設備を最大に利用した場合には最大積載量を指定しないものにあってはこの限りでない。

３－１－２　次の (1) 及び (2) の基準に適合するものであること。

(1) 隔壁等

自動車の運転者席（運転者席と並列の座席を含む。以下「運転者席」という。）の後方がすべて幌で覆われた物品積載装置であって、運転者席と物品積載装置との間に乗車人員が移動できないような完全な隔壁があること。

(2) 座席

物品積載装置内に設けられた座席は、そのすべてが折りたたみ式又は脱着式の構造のもので、折りたたんだ場合又は取り外した場合に乗車設備が残らず貨物の積載に支障のない構造のものであること。

３－２　貨物自動車等を次のように分類するものとする。

(1) 貨物自動車

(2) 以外の貨物自動車等をいう。

(2) 貸渡貨物自動車

運送法施行規則第52条の規定により許可を受けた貨物自動車等をいう。

4　特種用途自動車等

4－1　特種用途自動車等とは、主たる使用目的が特種である自動車であって、次の (1) から (3) のすべてを満足するものをいう。

(1) 主たる使用目的遂行に必要な構造及び装置を有し（注7）、かつ、4－1－1、4－1－2又は4－1－3のいずれか1つに該当するものであること。

(2) 最大積載量を有する自動車にあっては、自動車の乗車設備と物品積載装置との間には、適当な隔壁又は保護仕切等を備えたものであること。

ただし、最大積載量 500 kg以下の自動車で乗車人員が座席の背あてにより積載物品から保護される構造と認められるものにあっては、この限りでない。

(3) 次の①から③のいずれかに該当する自動車でないこと。

ただし、4－1－1の各車体の形状の自動車にあっては、この限りでない。

① 型式認証等を受けた自動車（注8）の用途が乗用自動車であって、車体の形状が箱型又は幌型のものであり、かつ、その車枠が改造されていないもの

② 型式認証等を受けた自動車の用途が貨物自動車であって、その物品積載設備の荷台部分の2分の1を超える部位が平床荷台、バン型の荷台、ダンプ機能付き荷台、車両運搬用荷台又はコンテナ運搬用荷台であるもの

③ 型式認証等を受けた自動車の用途が貨物自動車であって、セミトレーラをけん引するための連結装置を有するもの

4－1－1　専ら緊急の用に供するための自動車

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条により指定又は届出された緊急自動車であって、かつ、以下の車体の形状毎に別途定める構造上の要件に適合する設備を有するもの

救急車、消防車、警察車、臓器移植用緊急輸送車、保線作業車、検察庁車、緊急警備車、防衛省車、電波監視車、公共応急作業車、護送車、血液輸送車、交通事故調査用緊急車

なお、被けん引車又は二輪車若しくは三輪車であることにより車体の形状の一部が異なる場合については、上記の車体の形状を以下の事例に示すように読み替えて適用する

(以下本項において同じ。)。

例：消防車→消防フルトレーラ

救急車→救急車二輪

警察車→警察車三輪

4－1－2　法令等で特定される事業を遂行するための自動車

使用者の事業が法令等（注9）の規定に基づき特定できるもので、その特定した事業を遂行するために専ら使用する自動車であって、以下の車体の形状毎に別途定める構造上の要件に適合する設備を有するもの

給水車、医療防疫車、採血車、軌道兼用車、図書館車、郵便車、移動電話車、路上試験車、教習車、霊柩車、広報車、放送中継車、理容・美容車

4－1－3　特種な目的に専ら使用するための自動車

特種な目的に専ら使用するため、次の①から③の全てを満足する自動車

① 次の (1) から (4) の区分に示す車体の形状毎に別途定める構造上の要件に適合する設備を運転者席以外に有していること。

② 乗車設備及び物品積載設備を最大に利用した状態で、水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に特種な設備を投影した場合の面積（以下「特種な設備の占有する面積」（注10）という。）が１㎡（軽自動車にあっては、0.6㎡）以上であること。

③ 特種な設備の占有する面積は、運転者席を除く客室の床面積（注11）及び物品積載設備の床面積並びに特種な設備の占有する面積の合計面積の２分の１を超えること。

(1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの

粉粒体運搬車、タンク車、現金輸送車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、保温車、販売車、散水車、塵芥車、糞尿車、ボートトレーラ、オートバイトレーラ、スノーモービルトレーラ

(2) 患者、車いす利用者等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの

患者輸送車、車いす移動車

(3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるもの

消毒車、寝具乾燥車、入浴車、ボイラー車、検査測定車、穴堀建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、コンベア車、道路作業車、梯子車、ポンプ車、コンプレッサー車、農業作業車、クレーン用台車、空港作業車、構内作業車、工作車、工業作業車、レッカー車、写真撮影車、事務室車、加工車、食堂車、清掃車、電気作業車、電源車、照明車、架線修理車、高所作業車

(4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車であって、車体の形状が次に掲げるものキャンピング車、放送宣伝車、キャンピングトレーラ

４－２　特種用途自動車等を次のように分類するものとする。

(1) 特種用途自動車

(2) 以外の特種用途自動車等をいう。

(2) 貸渡特種用途自動車

運送法施行規則第52条の規定により許可を受けた特種用途自動車等をいう。

５　建設機械

建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げる大型特殊自動車をいう。

６　自動車の用途等の区分に係る細部取扱い

(1) この通達に規定する自動車の用途等の区分を定量的に判断するに当たって必要な事項は、別途定める（以下「細部取扱通達」という。）。

(2) 細部取扱通達において、本通達の規定を読み替えて適用する旨の規定がある場合にあっては、細部取扱通達の規定により本通達の規定に適合するものと見なすものとする。

注１　物品積載設備

運転者席の後方にある物品積載装置（原則として、一般の貨物を積載することを目的としたものであって、物品の積卸しが容易にできる構造のもの。）をいう。

注２　物品積載設備の床面積

(1) 乗車人員の携帯品の積載場所と認められるもの、例えば後部トランク及び屋根上の物品積載装置の床面積は、この場合の物品積載設備の床面積には含めないものとする。

(2) タイヤえぐり、蓄電池箱等の占める面積は、物品の積載に支障がない限り物品積載設備の床面積に含めるものとする。

(3) 物品積載設備の上方開放部の面積が床面積より小さい構造の自動車にあっては、床面からの高さが１m未満の箇所における最小開放部の水平面への投影面積をもって床面積とする。

(4) 物品積載設備が屋根及び側壁で覆われている自動車、例えばバン型の自動車の類にあっては、室内最高部と床面との中点を含む車室の断面積で大部分の床面に平行なものをもって床面積とする。

注３　乗車設備

運転者席の後方にある乗車設備をいう。

注４　乗車設備の床面積

(1) 運転者席の後方に設けられた座席の背あて後端から前方（前方を含む。）には物品が積載されない構造の自動車にあっては、運転者席背あて後端（隔壁又は保護用
の仕切のあるものにあってはその後端。）から最後部座席の最後端までの大部分の床面に平行な距離に室内幅を乗じたものを床面積とする。

(2) 運転者席の後方に設けられた座席の前方又は側方に物品が積載される構造の自動車（この場合、積載物品により安全な乗車が妨げられないよう、座席の前方又は側方に保護仕切等が必要である。）にあっては、座席の床面への投影面積をもって床面積とする。ただし、次の床面は乗車設備の床面積に含める。

(ｲ) 座席の前縁から 250㎜ までの床面（補助座席にあっては、座席を含む幅 400㎜、奥行 650㎜ の床面）

(ﾛ) 乗車設備の一部として使用されることが明らかな床面。例えば保護仕切で囲まれた床面又は乗車する人員の通路と認められる床面等。

注５　積載し得る貨物の重量

(1) 物品積載設備内に折りたたみ式又は脱着式の座席を備えた自動車にあっては、物品積載設備を最大に利用した場合の最大積載量を指定する際に、最大積載量の基となる重量から乗車設備を最大に利用した場合の乗車設備に乗車出来る人員の重量

（脱着式の座席を備えた自動車にあっては、乗車設備を最大に利用した場合の乗車設備に乗車出来る人員の重量と脱着式の座席の重量との和）を減じた重量をいう。

(2) 物品積載設備内に折りたたみ式及び脱着式の座席がなく、物品積載設備と乗車設備とが明確に区分された自動車にあっては、最大積載量を指定する際に最大積載量の基となる重量をいう。

注６　脱着式座席

脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。

注７　主たる使用目的遂行に必要な構造及び装置を有し

車枠又は車体に、特種な目的遂行のための設備（「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成７年11月16日付け自技第234号、自整第262号）の指定部品は、「特種な目的遂行のための設備」には該当しないものとする。）がボルト、リベット、接着剤又は溶接により確実に固定されているものをいう。

なお、蝶ねじ類、テープ類、ロープ類、針金類、その他これらに類するもので取り付けられた設備は、確実に固定されているものに該当しないものとする。

注８　型式認証等を受けた自動車

「型式認証等を受けた自動車」とは、次に掲げる各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「法」という。）第75条第１項の規定によりその型式について指定されたもの

(2) 法第75条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた指定特定共通構造部であって、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年６月30日国自審第535号）別添「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領によりその型式について指定された特定共通構造部（多仕様自動車）を有するもの。

(3)「製造過程自動車の型式認定に関する規程」（平成26年国土交通省告示第120号）によりその型式について認定されたもの。

(4)「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付け自審第1252号）別添２「新型自動車取扱要領」により新型自動車として届け出された型式のもの

(5)「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日付け自審第1255号）別紙「輸入自動車特別取扱要領」により輸入自動車特別取扱自動車として届け出された型式のもの

(6)「並行輸入自動車取扱要領について」（平成９年３月31日付け自技第61号）別添「並行輸入自動車取扱要領」（以下「並行輸入自動車取扱要領」という。）に基づく並行輸入自動車であって、並行輸入自動車取扱要領により届出自動車との関連を判断するにあたり、上記 (1) から (5) の型式と比較して同一又は関連ありと判断したもの

注９　法令等

法律、政令、府令、省令及びこれらの規定に基づく告示並びに地方自治体が定める条例をいう。

注10　特種な設備の占有する面積

(1) 車体の形状毎に別途定める構造上の要件に適合する設備を基準面に投影した場合の面積をいう。

なお、車体の形状毎に別途定める構造上の要件に適合する設備が格納式又は折りたたみ式の構造である場合にあっては、これを格納又は折りたたんだ状態とする。

(2) 次の各号のいずれかに該当する部位及び当該部位に設けられた設備の基準面への投影面積は、特種な設備の占有する面積には含めないものとする。

① 乗車人員の携帯品の積載箇所と認められるところ（トランク、ラゲッジスペース、インストルメント・パネル、グローブボックス、トレイ、ルーフ・ラック等の各種ラック類等）

② 乗車装置の座席

③ 乗車装置の座席の上方又は下方（背あての角度が可変する座席にあっては、背あての角度は背あての支点をとおる垂直な面と背あてのなす角度は後方に 30 度（30 度に保持できない場合は、30 度に最も近い角度）とした場合の床面への投影面、座席が前後、左右に可変又は回転する場合は、可変又は回転した状態で保持できるすべての位置における床面への投影面、折りたたみ式座席又は脱着式座席にあっては、当該座席を乗車設備として利用したときの床面への投影面、これらの機能を併せ持った座席にあっては、これらの要件のうち、該当するものすべてを組み合わせた状態における床面への投影面とする。）

④ 乗車装置の座席の前縁から前方 250㎜ までの床面（座席が前後、左右に可変、回転、折りたたみ式又は脱着式である場合にあっては、当該座席を利用できるすべての位置において、座席の前縁から前方 250㎜ までの床面）

⑤ 特種な設備を基準面に投影した場合の部位と、物品積載設備を基準面に投影した場合の部位が重なる部位

⑥ 当該自動車の修理等に使用する工具等を収納する荷箱

⑦ いかなる名称によるかを問わず、①から⑥と類似する部位

注11 運転者席を除く客室の床面積

(1) 運転者席の背あて後端（隔壁又は保護用の仕切のある場合にあっては、その後端）から乗車設備の最後部座席までを含む客室の後端（乗車設備の最後部座席より後方に物品積載設備又は特種な目的に専ら使用するための設備を有する場合にあっては、乗車設備の最後部座席の背あて後端（隔壁又は保護用の仕切がある場合には、その前端））までの車両中心線上における大部分の床面に平行な距離に室内幅を乗じたものを客室の床面積とする。

この場合において、運転者席が前後に可変する座席にあっては、座席の位置は最後端とし、運転者席の背あての角度が可変する座席にあっては、背あての角度は背あての支点をとおる垂直な面と背あてとのなす角度は後方に 30 度（30 度に保持できない場合は、30 度に最も近い角度）とする。

また、乗車設備の側方等に物品積載設備又は特種な目的に専ら使用するための設備を有する場合にあっては、上記にかかわらず、乗車設備の座席の床面への投影面積をもって客室の床面積とすることができる。

この場合において、次の床面は客室の床面積に含むものとする。

(ｲ) 座席の前縁から 250㎜ までの床面（幅 400㎜、奥行 400㎜ 未満の補助座席にあっては、座席を含む幅 400㎜、奥行 650㎜ の床面）

(ﾛ) 乗車装置の一部として使用されることが明らかな床面。例えば保護仕切で囲まれた床面又は乗車する人員の通路と認められる床面等。

(2) タイヤえぐり等の占める面積は、安全な乗車に支障がない限り、客室の床面積に含めるものとする。

(3) 客室の室内幅（乗車設備の側方等に物品積載設備又は特種な目的に専ら使用するための設備を有する場合を除く。）は、運転者席の背あて後端から客室の後端までの中間点における車両中心線に直交する大部分の床面に平行な距離とする。

参考：平成13年改正（平成13年４月６日付け国自技第49号）の主文

現在、特種な用途に応じた設備を有する自動車を特種用途自動車として区分し、検査、登録において取り扱っているところであるが、近年、検査時にはその設備を装備して登録し、その直後に当該設備を取り外して乗用自動車等と同じ仕様で不正に使用する事例が多発している。また、特種用途自動車として不正に検査、登録を受けたとして、中古車販売業者が逮捕される事件も発生している。

このような不正使用の理由としては、①特種用途自動車は、乗用自動車等に比べ税、保険料が安いこと、②現在規定されている特種用途自動車の構造要件が抽象的であること等があり、一方、これらを背景として、検査時における自動車の用途の判定に当たって、申請者との間でトラブルが多発している状況にある。

こうした特種用途自動車の不正使用の防止及び検査時における自動車の用途の判定の適正化のため、特種用途自動車の各車体形状毎に構造要件を具体的、かつ、詳細に定めるべく、パブリックコメントを募集したところ、多くの意見、要望があった。

これらの意見、要望も踏まえ、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年９月６日付け自車第452号）（以下「用途区分通達」という。）の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとし、平成13年10月１日からこれにより実施することとしたので了知されるとともに、関係者を指導されたい。

ただし、改正後の用途区分通達４－１－３（4）のキャンピング車については、平成15年３月31日までは、なお従前の例によることができることとする。

なお、平成13年９月30日（用途区分通達４－１－３（4）のキャンピング車については、平成15年３月31日と読み替える。）において、特種用途自動車として既に登録を受けている自動車又は特種用途自動車として車両番号の指定を受けている自動車にあっては、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいては、なお従前の例によることができることとする。

(2) キャンピング自動車の構造要件について（平成15年４月１日～）

（下線は令和４年４月１日より）

自　技　第 50 号
平成 13 年 4 月 6 日
改正令和４年３月１日

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年９月６日付け自車第452号）中キャンピング自動車に対する「別途定める構造上の要件」は別紙によることとし、自動車の新規検査等において用途を定める際には平成15年４月１日から本通達によることとしたので了知されるとともに、この旨関係の向きに周知徹底方お願いします。

なお、平成15年３月31日において、キャンピング自動車として既に登録を受けている自動車又はキャンピング自動車として車両番号の指定を受けている自動車にあっては、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいては、なお従前の例によることができることとする。

「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成13年４月６日付け国自技第50号）の一部改正について

令和４年３月
整　備　課

＜改正の概要＞

１．キャンピング車の構造要件について

現行のキャンピング車の構造要件は、平成13年４月に施行し、現在まで運用しているところ。

今般のコロナ禍によりアウトドアレジャーが見直され、キャンピング車の利用方法も多様性が求められているところ、現在の使用状況を鑑み、以下２点について構造要件を見直す改正を行うこととした。

(1) 水道設備及び炊事設備を利用するための床面高さ

従来、水道設備及び炊事設備を有効に利用できる床面高さとして1,600㎜以上有することを規定していたが、座って使用する等、比較的低い位置にある水道設備及び炊事設備を利用する場合があることから、これらについては、有効に利用できる床面高さ1,200㎜以上と改正することとする。

(2) 就寝設備の数

従来、キャンピング車の構造要件として、２名分以上の就寝設備を有することを規定していたが、今般のコロナ禍により最少人数でキャンピング車を利用する場面が増加しており、これらの場合には１名分の就寝設備であっても、車室内に居住する目的を達成するのに適切な設備を有すると認められることから、キャンピング車の就寝設備を１名分以上と改正することとする。

２．その他特種用途自動車の構造要件について

昨今の特種用途自動車の使用状況を鑑み、所要の改正を行うこととする。

＜改正スケジュール＞

本改正規定は、令和４年４月１日から適用する。

別　紙

キャンピング自動車の構造要件

車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。

１．次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を有すること。

⑴ 就寝設備の数

乗車定員の３分の１以上（端数は切り捨てることとし、乗車定員２人以下の自動車にあっては１人以上）の大人用就寝設備を有すること。

この場合において、大人用就寝設備を少なくとも１人分以上有している場合は、子供用就寝設備２人分をもって大人用就寝設備１人分と見なすことができる。

⑵ 大人用就寝設備の構造及び寸法

ア　就寝部位の上面部は水平かつ平らである等、大人が十分に就寝できる構造であること。

イ　就寝部位は１人につき長さ1.8m以上、かつ、幅0.5m以上の連続した平面を有すること。

ウ　１人当たりの就寝部位毎に、就寝部位の上面から上方に0.5m以上に空間を有すること。ただし、就寝部位の一方の短辺から就寝部位の長手方向に0.9mまでの範囲にあっては、0.3m以上の空間があればよい。

⑶ 子供用就寝設備の構造及び寸法

⑵の要件は、子供用就寝設備について準用する。この場合において、⑵イ中「1.8m」とあるのは「1.5m」と、「0.5m」とあるのは「0.4m」と、⑵ウ中「0.5m」とあるのは「0.4m」と、「0.9m」とあるのは「0.8m」と読み替えるものとする。

⑷ 就寝設備と座席の兼用

就寝設備は、乗車設備の座席と兼用でないこと。

ただし、就寝設備及び乗車装置の座席が次の各号のすべての要件を満足する場合は、就寝設備と乗車装置の座席を兼用とすることができる。

ア　乗車装置の座席の座面及び背あて部が就寝設備になることを前提に製作されたものであること。

イ　乗車装置の座席の座面及び背あて部が就寝設備として使用する状態にした場合に、就寝設備の上面全体が連続した平面を作るものであること。

⑸ 格納式、折たたみ式及び脱着式の就寝設備は、これを展開または拡張した状態で⑵又は⑶の要件を満足すること。

２．次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。

⑴ 水道設備

水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。

ア　10リットル以上の水を貯蔵できるタンク及び洗面台等（水を溜めることのできる設備をいう。以下同じ。）を有し、タンクから洗面台等に水を供給できる構造機能を有していること。

イ　10リットル以上の排水を貯蔵できるタンクを有していること。

ウ　洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、洗面台等を利用するための床面との間に著しい段差を有していないことをいう。）にあること。

エ　洗面台等を利用するための床面から上方には有効高さ1,600㎜（洗面台等の上端（蛇口、レバー及び浄水器等、水を供給する構造を除く。）が、これを利用するための床面から上方に850㎜以下の場合にあっては1,200㎜）以上の空間を有していること。

(2) 炊事設備

炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。

ア　調理台等調理に使用する場所は0.3m以上×0.2m以上の平面を有すること。

イ　コンロ等により炊事を行うことができること。

ウ　火気等熱量を発生する場所の付近は、発生した熱量により火災を生じない等十分な耐熱性・耐火性を有し、この付近の窓又は換気扇等により必要な換気が行えること。

エ　コンロ等に燃料を供給するためのＬＰガス容器等の常設の燃料タンクを備えるものにあっては、燃料タンクの設置場所は車室内と隔壁で仕切られ、かつ、車外との通気が十分確保されていること。

オ　エの燃料タンクは、衝突等により衝撃を受けた場合に、損傷を受けるおそれの少ない場所に取り付けられていること。

カ　コンロ等に燃料を供給するための燃料配管は振動等により損傷を生じないよう確実に取り付けられ、損傷を受けるおそれのある部分は適当なおおいで保護されていること。

キ　調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置（調理台・コンロ等に正対して使用でき、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、調理台・コンロ等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。）にあること。

ク　調理台等を利用するための床面から上方には有効高さ1,600㎜（調理台等の上面が、これを利用するための床面から上方に850㎜以下の場合にあっては1,200㎜）以上の空間を有していること。

(3) 水道設備及び炊事設備の設置方法

水道設備のうちの水タンク、炊事設備のうちの常設の燃料タンクその他これらの設備に付帯する配線・配管については、床下等に配置しても差し支えない。また、水道設備のうちの水タンク及び炊事設備の設置場所が他の部位と明確に区別ができる等専用の設置個所を有する場合には、取り外すことができる構造のものでもよい。

3．水道設備の洗面台等及び炊事設備の調理台・コンロ等並びにこれらの設備を利用するための場所の床面への投影面積は、0.5m以上あること。

4．「特種な設備の占有する面積」について、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 車室内の他の設備と隔壁により区分された専用の場所に設けられた浴室設備及びトイレ設備の占める面積は、「特種な設備の占有する面積」に加えることができる。

(2) 車室内が明らかに二層構造（注）である自動車（キャンプ時において屋根部を拡張させることにより車室内が二重構造となる自動車を含む。）の上層部分に就寝設備を有する場合には、用途区分通達４－１－３③の「運転者席を除く客室の床面積及び物品積載設備並びに特種な設備の占有する面積の合計面積」に当該就寝設備の占める面積を加える場合に限り、「特種な設備の占有する面積」に当該就寝設備の占める面積を加えることができるものとする。

(3) １(4)ただし書きの規定により、就寝設備と乗車装置の座席を兼用とする場合には、当該就寝設備のうちの乗車装置の座席と兼用される部分の２分の１は、「特種な設備の占有する面積」とみなすことができる。

(4) １(5)に規定する格納式及び折りたたみ式の就寝設備であって、当該設備を展開又は拡張した部分の基準面への投影面積が重複する場合は、その重複する面積の２分の１は、「特種な設備の占有する面積」とみなすことができる。

５．構造要件に規定されていない任意の設備（乗車設備以外の座席（道路運送車両の保安基準の適用を受けない座席をいう。）及びテーブルに限る）は、その他の面積とし、その基準面への投影面積と１(5)に規定する格納式及び折りたたみ式の就寝設備を展開又は拡張した部分の基準面への投影面積は、用途区分通達４－１－３③の「運転者席を除く客室の床面積及び物品積載設備並びに特種な設備の占有する面積」に当該就寝設備の重複する部分を加える場合に限り、「特種な設備の占有する面積」に当該就寝設備の重複する２分の１を加えることができるものとする。

６．脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。

また、専用の収納場所を有する場合あっては、「特種な設備の占有する面積」に当該収納場所の占める面積を、脱着式の設備を当該場所に格納する面積を上限として、加えることができるものとする。

７．物品積載設備を有していないこと。

(注) 二層構造

ここでいう二層構造とは、上層部の最下部と上層部の投影面である床面との間のすべての位置において、1,200m以上の有効高さがあり、かつ、上層部の上面と屋根の内側との間のすべての位置において1,200m以上（上層部の上面が就寝設備である場合には500㎜以上（就寝設備の一方の短辺から就寝設備の長手方向に0.9mまでの範囲にあっては、0.3m以上））である構造のものをいう。

留意事項

・乗用自動車用又は貨物自動車用に製作された標準座席は、１(4)アに該当しないものとする。

・つなぎ目に穴・すき間があいているものは、１(4)イに該当しないものとする。

・脱着式の設備は、車両重量に含めるものとする。

・２(1)エ及び２(2)クにおいて、「空間を有していること。」とあるのは、キャンプ時において、車室を拡張させることができる構造のものであって、展開した状態において２(1)エ及び２(2)クで規定する有効高さを満足する場合を含むものとする。

・乗車設備、構造要件で規定する設備（二層構造の上層部分に設ける就寝設備を除く。）及びその他の構造要件で規定されていない任意の設備と兼用である部位は、６「専用の収納場所」に該当しないものとする。

附　則（令和４年３月１日国自整第278号）

１　本改正規定は、令和４年４月１日から適用する。

２　改正前に登録を受けている自動車又は車両番号の指定を受けている自動車にあっては、本通達で定める自動車の構造要件に関し、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいて、なお従前の例によることとする。

用途の判定用チェックシート（キャンピング車　車体の形状コード:610）

年　月　日

検査日	年　月　日	車名		型式		車台番号	

平床荷台が荷台部分の 1/2 を超えていないこと。（基本となった自動車の用途が「貨物」の場合に限る。裏面Ⅰ.参照）

構造要件及び現車の状態			構造要件への適合性
就寝設備関係	構造	車室内に有しているか。 拡張式車室　：　**有（屋根部・右側面・左側面・後面・その他（　　））**	適・否
		乗車用座席と兼用の場合、座面及び背あて部が就寝設備になることを前提として製作されたものか。	適・否
		水平かつ平らであるか、連続した平面となっているか。	適・否
	数	大人用就寝設備の数　＝　**（　　）人分** ≧　乗車定員の１／３以上［端数は切り捨て］ ［乗車定員５人以下の自動車は１人分］ ［大人用が１人分以上ある場合に限り、子供用２人分で大人用１人分とみなす。］	適・否
	寸法	大人用：長辺（　　）cm≧180cm　　短辺（　　）cm≧50cm 上方の空間（　　）cm≧50cm［長手方向 90cm まで（　　）cm≧30cm］ 小人用：長辺（　　）cm≧150cm　　短辺（　　）cm≧40cm 上方の空間（　　）cm≧50cm［長手方向 90cm まで（　　）cm≧30cm］	適・否
	格納式等	展開又は拡張した状態で就寝設備の構造要件を満足するか。 構造等　：　**格納式　・　折りたたみ式　・　脱着式**	適・否
		格納式・折りたたみ式の就寝設備の端部は車体等に固定されているか。	適・否
		格納式・折りたたみ式の就寝設備は、展開又は拡張するための専用のスペースがあるか。	適・否
		脱着式の就寝設備は所定の場所に収納又は固縛できるか。 構造等　：　**棚等に収納　・　ベルト等で固定　・　その他（　　）**	適・否
	二層構造	上層部の最下部と床面との間隙は 120cm 以上あるか。（　　）cm	適・否
		上層部の最下部と乗車装置の座面との間隙は 80cm 以上あるか。（　　）cm	適・否
水道設備	給水タンクの容量（　　）ﾘｯﾄﾙ≧10 ﾘｯﾄﾙ　　排水タンクの容量（　　）ﾘｯﾄﾙ≧10 ﾘｯﾄﾙ		適・否
	車室内において正対して容易に使用できる洗面台等を有しているか。		適・否
	洗面台等に水を供給できる構造機能を有しているか。　**（構造等：　　）**		適・否

	洗面台等を利用するための床面（奥行 300㎜×幅 500㎜ 以上）から上方の有効高さは以下の**①又は②**を満足しているか。 ① 利用するための床面から上方の有効高さは 1600㎜ 以上であるか。 （　　）㎜ ≧ 1600 ㎜ ② 洗面台等の上端（蛇口、レバー及び浄水器等、水を供給する構造を除く。）がこれを利用する床面から上方に 850 ㎜ 以下であるか。 （　　）㎜ ≦ 850㎜ 洗面台等を利用するための床面から上方に 1200 ㎜ 以上の有効高さがあるか。 （　　）㎜ ≧ 1200㎜	適・否
炊事設備	調理台等は、30㎝×20㎝ 以上の平面を有しているか。 長辺（　　）㎝×短辺（　　）㎝	適・否
	コンロ等を有しているか。**（設備名：　　）** 他の設備（乗車設備、就寝設備、水道設備等）と兼用でない専用の設置場所を有していれば取り外すことができる構造のものでもよい。ただし、その場合、ロック金具・ファスナー等で確実に固定できる構造であること。	適・否
	コンロ等の付近は耐熱性・耐火性であって、十分な換気が行えること。	適・否
	常設のガスタンク等は車室内と隔壁で仕切られ、かつ、車外との通気が十分確保されており、損傷を受ける恐れが少ない場所に取り付けられているか。	適・否
	コンロ等の燃料配管は損傷を受けないよう確実に取り付けられているか、適当な覆いがあるか。	適・否
	調理台等は正対して使用できるか。	適・否
	調理台等を利用するための床面（奥行 300㎜×幅 500㎜ 以上）から上方の有効高さは以下の**①又は②**を満足しているか。 ① 調理台等を利用するための場所は 1600㎜ 以上の有効高さであるか。 （　　）㎜≧ 1600㎜ ② 調理台等の上面がこれを利用する床面から上方に 850 ㎜ 以下であるか。 （　　）㎜ ≦ 850㎜ 調理台等を利用するための床面から上方に 1200 ㎜ 以上の有効高さがあるか。 （　　）㎜ ≧ 1200㎜	適・否
水道設備、炊事設備及びこれらの設備を利用するための場所の床面積は 0.5 ㎡以上あるか。 （裏面Ⅱ．③参照）		適・否
入浴設備及びトイレ設備は、車室内の他の設備と隔壁により区分された専用の場所に設けられているか。		適・否
物品積載設備を有していないか。		適・否

特種な設備の占有する面積は１㎡以上あるか。（裏面Ⅱ．参照）	適・否
特種な設備の占有する面積は１／２を超えているか。（裏面Ⅱ．参照）	適・否

最終判定　キャンピング車の構造要件	**適　合　・　不適合**	最終確認印
自動車検査証の有効期間	初回：**２年・１年**、２回目以降：**２年・１年**	

※最終判定欄は、自動車検査官が総合判定で記入すること。

配置図等

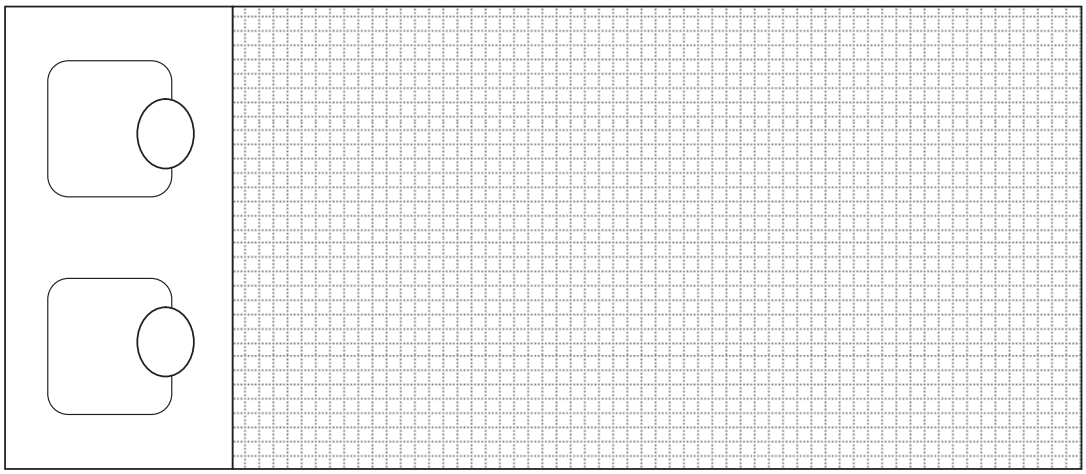

Ⅰ．平床荷台に関する面積計算　　基本車の用途が「貨物」以外のときは計算不要

○　荷台部分の面積

長さ（cm）	幅（cm）	面積（c ㎡）
合　計（A）		

○　平床荷台の面積

項目	計算式等	面積（c ㎡）
合　計（B）		
・　B　／　A　＝（　　）／（　　）＝（　　）≦　0.5		適・否

Ⅱ．特種な設備に関する面積計算

○　客室の床面積

項目	客室内長（cm）	客室内幅（cm）	面積（c ㎡）
合　計（A）			

○　特種な設備の占有する面積

項目		計算式等	面積（c ㎡）
就寝設備関係	専有部分 （固定式） （格納式） （二層構造）		
	座席と兼用部分 （×1/2）		
	小計（①）		
	ソファー、テーブルと重複する部分 （×1/2）		
	小計（②）		
水道設備及び炊事設備	洗面台等		
	洗面台等を利用するための場所		
	調理台等		
	コンロ等		
	調理台等を利用するための場所		
	小計（③）		
その他	浴室設備		
	トイレ設備		
	脱着式設備の専用の格納場所		
	小計（④）		
合　計（B）			
・③（　　）c ㎡≧5000c ㎡ (※) （※）専有面積として 0.5㎡ 以上必要。確保できない場合は就寝設備の占める床面積と重複できない。			適・否
・B　－　②　＝（　　－　　）　≧　10000 c ㎡			適・否
・B／（A＋B (※)）＝（　　／（　　＋　　））＝（　　）＞　0.5 （※）座席と就寝設備の兼用部分（×1/2 の部分）の面積は、分母の B には含めない。			適・否

用途の判定用チェックシート（キャンピング車　車体の形状コード:610）

〔記載例〕　　令和　○年　□月　△日

検査日	令和○年 □月 △日	車名	○○○○○	型式	△△△－ □□□□□	車台番号	□□□□□□－５６７８９

平床荷台が荷台部分の 1/2 を超えていないこと。(基本となった自動車の用途が「貨物」の場合に限る。裏面Ⅰ.参照)

構造要件及び現車の状態			構造要件への適合性
就寝設備関係	構造	車室内に有しているか。 拡張式車室　：　~~有（屋根部・右側面・左側面・後面・その他（　　））~~	㊟・否
		乗車用座席と兼用の場合、座面及び背あて部が就寝設備になることを前提として製作されたものか。	㊟・否
		水平かつ平らであるか、連続した平面となっているか。	㊟・否
	数	大人用就寝設備の数　＝　（　２　）人分 ≧　乗車定員の１／３以上［端数は切り捨て］ ［乗車定員５人以下の自動車は１人分］ ［大人用が１人分以上ある場合に限り、子供用２人分で大人用１人分とみなす。］	㊟・否
	寸法	大人用：長辺（　１８５　）cm≧180cm　　短辺（　５０　）cm≧50cm 上方の空間（　１２０　）cm≧50cm［長手方向 90cm まで（　１２０　）cm≧30cm］ ~~小人用：長辺（　　）cm≧150cm　　短辺（　　）cm≧40cm~~ ~~上方の空間（　　）cm≧50cm［長手方向 90cm まで（　　）cm≧30cm］~~	㊟・否
	格納式等	展開又は拡張した状態で就寝設備の構造要件を満足するか。 構造等　：　格納式　・　(折りたたみ式)　・　脱着式	㊟・否
		格納式・折りたたみ式の就寝設備の端部は車体等に固定されているか。	㊟・否
		格納式・折りたたみ式の就寝設備は、展開又は拡張するための専用のスペースがあるか。	㊟・否
		脱着式の就寝設備は所定の場所に収納又は固縛できるか。 構造等　：　棚等に収納　・　ベルト等で固定　・　その他（　　）	適・否
	二層構造	上層部の最下部と床面との間隙は 120cm 以上あるか。（　　）cm	適・否
		上層部の最下部と乗車装置の座面との間隙は 80cm 以上あるか。（　　）cm	適・否
水道設備	給水タンクの容量（　１０　）ﾘｯﾄﾙ≧10 ﾘｯﾄﾙ　　排水タンクの容量（　１０　）ﾘｯﾄﾙ≧10 ﾘｯﾄﾙ		㊟・否
	車室内において正対して容易に使用できる洗面台等を有しているか。		㊟・否
	洗面台等に水を供給できる構造機能を有しているか。　（構造等：　電動ポンプ　）		㊟・否

	洗面台等を利用するための床面（奥行 300㎜×幅 500㎜ 以上）から上方の有効高さは以下の**①又は②**を満足しているか。 ① 利用するための床面から上方の有効高さは 1600㎜ 以上であるか。 **（ １６５０ ）mm ≧ 1600 ㎜** ~~② 洗面台等の上端（蛇口、レバー及び浄水器等、水を供給する構造を除く。）がこれを利用する床面から上方に 850 ㎜ 以下であるか。~~ ~~**（ ）mm ≦ 850mm**~~ ~~洗面台等を利用するための床面から上方に 1200 ㎜ 以上の有効高さがあるか。~~ ~~**（ ）mm ≧ 1200mm**~~	㊟・否
炊事設備	調理台等は、30㎝×20㎝ 以上の平面を有しているか。 長辺（ ３５ ）cm×短辺（ ３０ ）cm	㊟・否
	コンロ等を有しているか。**（設備名： 電子レンジ ）** 他の設備（乗車設備、就寝設備、水道設備等）と兼用でない専用の設置場所を有していれば取り外すことができる構造のものでもよい。ただし、その場合、ロック金具・ファスナー等で確実に固定できる構造であること。	㊟・否
	コンロ等の付近は耐熱性・耐火性であって、十分な換気が行えること。	㊟・否
	常設のガスタンク等は車室内と隔壁で仕切られ、かつ、車外との通気が十分確保されており、損傷を受ける恐れが少ない場所に取り付けられているか。	~~適 否~~
	コンロ等の燃料配管は損傷を受けないよう確実に取り付けられているか、適当な覆いがあるか。	~~適 否~~
	調理台等は正対して使用できるか。	㊟・否
	調理台等を利用するための床面（奥行 300㎜×幅 500㎜ 以上）から上方の有効高さは以下の**①又は②**を満足しているか。 ① 調理台等を利用するための場所は 1600㎜ 以上の有効高さであるか。 **（ １６５０ ）mm≧ 1600㎜** ~~② 調理台等の上面がこれを利用する床面から上方に 850 ㎜ 以下であるか。~~ ~~**（ ）mm ≦ 850mm**~~ ~~調理台等を利用するための床面から上方に 1200 ㎜ 以上の有効高さがあるか。~~ ~~**（ ）mm ≧ 1200mm**~~	㊟・否
水道設備、炊事設備及びこれらの設備を利用するための場所の床面積は 0.5 ㎡以上あるか。 （裏面Ⅱ．③参照）		㊟・否
入浴設備及びトイレ設備は、車室内の他の設備と隔壁により区分された専用の場所に設けられているか。		㊟・否
物品積載設備を有していないか。		㊟・否

特種な設備の占有する面積は１㎡以上あるか。（裏面Ⅱ．参照）	㊟・否
特種な設備の占有する面積は１／２を超えているか。（裏面Ⅱ．参照）	㊟・否

最終判定 キャンピング車の構造要件 自動車検査証の有効期間	**適 合 ・ 不適合** 初回：**２年・１年**、２回目以降：**２年・１年**	最終確認印

※最終判定欄は、自動車検査官が総合判定で記入すること。

配置図等

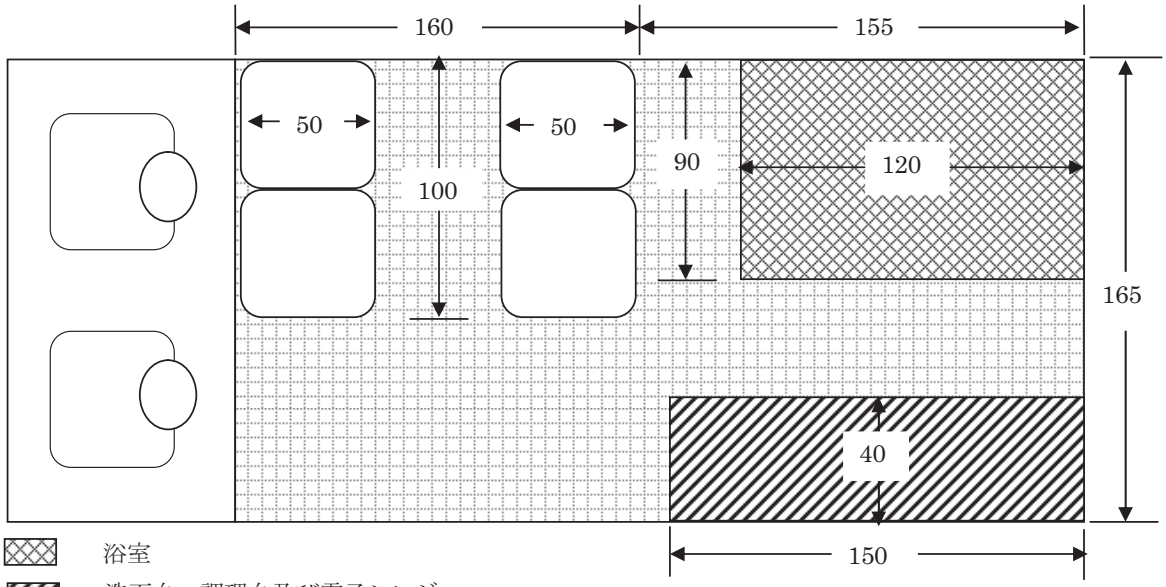

【就寝設備使用時】

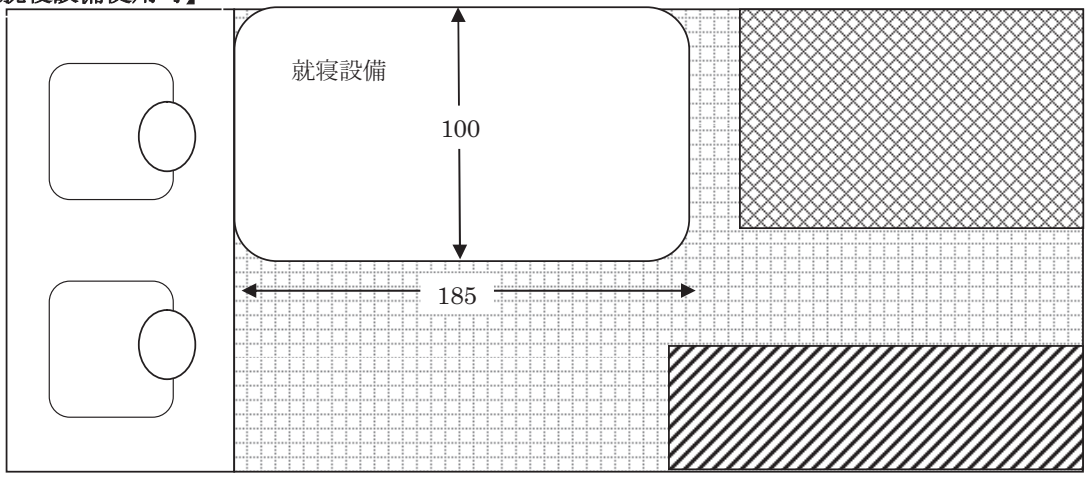

Ⅰ．平床荷台に関する面積計算　　基本車の用途が「貨物」以外のときは計算不要

○　荷台部分の面積

長さ（cm）	幅（cm）	面積（c ㎡）
３１５	１６５	５１９７５
合　計（A）		５１９７５

○　平床荷台の面積

項目	計算式等	面積（c ㎡）
設備以外	**荷台部分**	５１９７５
乗車設備	５０×１００×２	－１００００
浴室	１２０×９０	－１０８００
洗面台、調理台及び電子レンジ	１５０×４０	－６０００
合　計（B）		２５１７５
・　B　／　A　＝（２５１７５）／（５１９７５）＝（　０．４８　）≦　0.5		㊟・否

Ⅱ．特種な設備に関する面積計算

○　客室の床面積

項目	客室内長（cm）	客室内幅（cm）	面積（c ㎡）
客室	１６０	１６５	２６４００
合　計（A）			２６４００

○　特種な設備の占有する面積

項目		計算式等	面積（c ㎡）
就寝設備関係	専有部分（固定式）（格納式）（二層構造）		
	座席と兼用部分（×1/2）	（１８５×１００）×１／２	９２５０
	小計（①）		９２５０
	ソファー、テーブルと重複する部分（×1/2）		
	小計（②）		０
水道設備及び炊事設備	洗面台等	（調理台等及びコンロ等含む）　１５０×４０	６０００
	洗面台等を利用するための場所	（調理台を利用するための場所を含む）１５０×３５	５２５０
	調理台等		
	コンロ等		
	調理台等を利用するための場所		
	小計（③）		１１２５０
その他	浴室設備	１２０×９０	１０８００
	トイレ設備		
	脱着式設備の専用の格納場所		
	小計（④）		１０８００
合　計（B）			３１３００

・③（　１１２５０　）c ㎡≧5000c ㎡ (※)

（※）専有面積として 0.5㎡ 以上必要。確保できない場合は就寝設備の占める床面積と重複できない。

適・否

・B　－　②　＝（　３１３００　－　０　）　≧　10000 c ㎡

適・否

・B／（A＋B (※)）＝　（　３１３００　／　（　２６４００　＋　３１３００　））＝（０．５４）＞　0.5

（※）座席と就寝設備の兼用部分（×1/2 の部分）の面積は、分母の B には含めない。

適・否

＜参考＞

キャンピング自動車の構造要件（旧基準）（平成８年４月１日～平成15年３月31日）

特種用途自動車等の車体形状であるキャンピング自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものであること。

1　車室（隔壁により外気と遮断された乗車空間をいい、車両の停止時に車体の一部を拡大することによって車室を拡張することができるものにあっては、車体を床面とするものに限り当該部分を含むものとする。（※１）以下同じ。）内に居住することができるものであり、次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を有すること。

(1)　就寝設備の構造及び寸法

①　就寝部位の上面部は水平かつ平ら（※２）である等、人が十分に就寝できる構造であること。

②　就寝部位の１人につき長さ1.8m、幅0.5m以上の連続した平面を有すること。

③　１人当たりの就寝部位ごとに、就寝部位の上面部から上方に0.5m以上の空間を有すること。ただし、就寝部位の一方の短辺より就寝部位の長手方向に対し、0.9mの範囲までにあっては就寝するために必要な空間があればよい。

(2)　就寝設備の固定

①　就寝設備は走行中の振動等により移動することがないよう車体に確実に固定（※３）されていること。

②　就寝設備を格納できる構造のものは、格納した状態で走行中の振動等により移動することがないよう確実に格納できること。

(3)　就寝設備の座席兼用

①　座席が就寝設備になることを前提に設計されている場合又は座席上にマットを載せる等により平面を作り就寝設備とする場合に限り、就寝設備と座席を兼用することができる。ただし、運転者席（運転者席と並列にある座席を含む。以下同じ。）は(3)②の場合を除き就寝設備と兼用することはできない。

②　運転者席と就寝設備を兼用する場合は、運転者席と兼用する就寝設備を就寝設備にした状態で走行することのできない構造の自動車でなければならない。

③　(3)①の場合を除き座席が平らになることをもって就寝設備としてはならない。

(4)　就寝設備の定員

乗車定員の３分の１以上（※４）の人が就寝することができる就寝設備を有すること（端数は切り上げることとする。）ただし、乗車定員２人又は３人の自動車にあっては２人以上の就寝設備を有すること。

(5)　子供用就寝設備（※５）

(1)、(2)、(3)及び(4)の規定により就寝設備が２人分以上備えられている場合は、(1)、(2)及び(3)の規定は子供用就寝設備について準用し、子供用就寝設備２人分をもって、就寝設備１人分とすることができる。（※６）この場合において、(1)②の規定中「1.8m」とあるのは「1.5m」と、「0.5m」とあるのは「0.4m」と、(1)③の規定中「0.5m」とあるのは「0.4m」と、「0.9m」とあるのは「0.8m」と読み

替える。

2　車室内に次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内において当該設備を利用できるもの（※７）であること。

(1)　水道設備

水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。

①　10Ｌ以上の水を貯蔵できるタンク（※８）及び洗面台等（水を溜めることのできる設備をいう。以下同じ。）を備え、洗面台等にタンクより水を供給できる構造機能を有していること。（※９）

②　10Ｌ以上の排水を貯蔵できるタンク（※10）を有していること。

③　容易に使用することのできる位置にあること。

(2)　炊事設備

炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。

①　調理台等調理に使用する場所（※11）で0.3m以上×0.2m以上の平面を有すること。

②　コンロ等により炊事を行うために必要な熱量を得ることができること。

③　火気等熱量を発生する付近は、発生した熱量により火災を生じない等十分な耐火性を有し、（※12）窓、換気扇等により必要な換気が行えること。

④　ＬＰガス等の燃料を使用し、ＬＰガス容器等の常設の燃料タンク（※13）を備えるものにあっては、燃料タンクの設置場所は室内と隔壁で仕切られ、かつ、車外との通気が十分に確保されていること。

⑤　④の燃料タンクについては、衝突等により衝撃を受けた場合に、損傷を受けるおそれの少ない場所に取り付けられていること。

⑥　コンロ等に燃料を供給するための燃料配管は振動等により損傷を生じないよう確実に取り付けられ、損傷を受けるおそれのある部分は適当なおおいで保護されていること。

⑦　容易に使用することのできる位置にあること。

(3)　水道設備及び炊事設備の固定

水道設備及び炊事設備は、走行中の振動等により移動することがないよう車体にボルト等により確実に固定されていること。ただし、水道設備及び炊事設備の設置場所が他の部位と明確に区別できる等専用の設置場所を有するものについては、取り外すことができる構造のものでもよい。

3　運転者席を最大限利用した状態で運転者席の背あての後縁（背あての角度は設計標準位置とする。）から前方にある範囲を除く車室の面積のうち、就寝設備、水道設備及び炊事設備並びにそれらの施設を利用するために必要な場所（※14）の占める面積（座席及び物品積載設備の占める面積を除く。ただし、1.(3)の規定により座席と就寝設備を兼用するものにあっては、当該就寝設備の占める面積の半分を除くものとする。）の合計が２分の１以上あること。

【注釈】

（※１）　自動車の天井部を上方にせりあげて車室を拡大するもの（いわゆるポップアップルーフ）は車室に含まれるが、トランクからテントを拡大する、自動車のバックドアを開放しテントを張るもの等は、車体以外の部分を床面として利用するため車室には含まれない。

（※２）　就寝設備の上面の大部分が水平で平らであれば、凹凸をすべて否定するものでない。（ここで、

水平とは傾斜がないことをいい、平らとは平面度が高いことをいう。）

（※３） マジックテープにより確実に固定されるものは固定として認められるが、ひもによる固定方法はひもをしめることから確実に固定される可能性は低く、固定方法として認めない。

なお、就寝設備と座席を兼用する場合に、マット等を座席の上面に敷く場合は固定する必要はない。

（※４） 乗車定員が10人のときは、10/3＝3.3であることから、小数点以下を切上げて、４人の就寝設備が必要。

（※５） キャンピング車の使用の一つとして家族で使われることを想定した場合、両親分の就寝部位が備わっていれば、子供用として通常（大人分）の就寝設備を設ける必要がないため、一回り小さいものを設けることは合理的なことであり、これを通常の定員の算定とすることはできないことから、これが２つあれば通常のものと同じく１人分として取り扱うこととしたものである。

（※６） 乗車定員が９人のときは、9/3＝３であることから、３人の就寝設備が必要。このとき、通常の就寝設備が２人分あり、かつ、子供用就寝設備が３つある場合は、２＋3/2＝3.5と就寝設備がトータルで３つあることとなり、就寝定員を満たすこととなる。

（※７） 寝そべった状態でしか使用することのできないものは、水道設備又は炊事設備として認めない。80㎝以上の高さが必要。

（※８） 水を貯蔵するタンクは、水道設備の一つであるものの直接的に利用するものでないことから、天井又は床下等の場所に設置されていても差し支えないものとする。

（※９） 電動ポンプを有するものではなくともよいこととし、水のタンクを車両の上部に設置し重力を利用して水を供給できるもの、手動のポンプ等により水を供給できるもの等も認める。

（※10） 排水を貯蔵するタンクを車両の外に設置するものは、そのまま排水口等に流すことと同じであり、タンクを設置する目的に反するものであることから、要件を満たすものとはいえない。

（※11） 調理に使用する場所を洗面台又はコンロの上部に板を敷くことにより確保するものは、調理に使用する場所が固定的に備わっている場合に限り認める。

（※12） 炊事施設を利用した場合に、熱量により壁が溶ける等のおそれのないものをいう。炊事設備を無理に設置した車両は、当該項目に注意する必要がある。

（※13） キャンプ用コンロ又はカセットコンロに使用されるカセット式ボンベは、常設の燃料タンクと見なさない。

（※14） 就寝設備、水道設備及び炊事設備を利用するために立つ又は歩く場所並びに炊事を行うための調理道具等を収納する棚、キャンプをする上で必要となる衣服を格納する家具類、シャワールーム等キャンプを行うために必要な設備をいい、座席、物品積載設備等以外の場所を指す。

キャンピング自動車構造要件適合確認書

車名		型式		車台番号		作成者	電話　－　－

1 就寝設備

車室内で居住できる。（ボアアップ・ルーフは可、テント不可）

(1) 構造・寸法

①	上面…… 水平かつ平らである等、人が十分に就寝できる構造。	
②	１人当たりの連続した平面	長さ　．　m　≧１．８m（１．５m）　※　括弧書きは子供の寸法 幅　．　m　≧０．５m（０．４m）
③	１人当たり上面部からの上方空間	．　m　≧０．５m（０．４m）　※　括弧書きは子供の寸法 但し、長さ０．９m（０．８m）までの範囲は就寝するための必要な空間でよい。

(2) 固定

①	走行中、振動等により移動することがないよう車体に確実な固定。
②	格納構造は、格納した状態でも走行中の振動等により移動することがないよう車体に確実に格納できる。

(3) 座席兼用

①	就寝設備になることを前提に設計した座席又はマットを載せ平面を作り就寝設備にできる。 ただし、運転車席と並列にある座席は(3)②の場合を除き兼用は不可。
②	運転者席と並列にある座席の兼用は就寝設備にした状態で走行できない。
③	(3)①の場合を除き、座席が平らになることをもって就寝設備にしていないか。

(4)　就寝設備の定員（　）人≧乗車定員（　）人÷３（端数は切上げ）但し、乗車定員２人、３人は２人以上

(5)　子供就寝設備(1)から(4)の規定により大人就寝設備が２人以上の場合、(1)、(2)、(3)を準用、子供就寝設備２人を１人
子供就寝設備定員（　）人÷２　((端数は切下げ）＝大人就寝設備定員（　）人）

2 水道設備・炊事設備

車室内で利用できる　水道設備及び炊飯設備を有する。

(1) 水道設備

①③	容易に使用できる位置にある洗面台等（水の溜めることのできる設備。以下同じ。）への供給装置付き水タンク（　）Ｌ≧１０Ｌ　を有する。
②③	容易に使用できる位置にある排水タンク（　）Ｌ≧１０Ｌを有する。

(3) 固定

走行中に振動等により移動しないように車体にボルト等により確実に固定。(但し、他の部分と明確に区分できる専用の設置箇所を有するものについては、取り外すことができる構造のものでもよい。)

(2) 炊事設備

①	調理台等調理場所の使用平面　（　．　m）≧０．３m×（　．　m）≧０．２mを有する。	
②	炊事を行うために必要な熱量を得ることができるコンロ等　(名称　　)	
③	火気等熱量を発生する付近の、発生した熱量により火災を生じない等の十分な構造	耐火構造（　　） 窓、換気扇等の換気構造装置等（　　）
④ ⑤	常設のＬＰガス容器等の燃料タンク（カセットボンベ、キャンプ用コンロ除く）を備え付けた場合	
常設燃料タンク	設置場所（位置）	各室の隔壁の仕切と車外との十分な通気の確保。
	取付位置	衝突等により衝撃を受けた場合、損傷を受けるおそれが少ない。
⑥	コンロ等への燃料供給配管	振動等により損傷を生じない確実な取付。 損傷を受けるおそれのある部分の適当な覆いによる保護。
⑦	容易に使用することのできる位置にある。	

(3) 固定

走行中に振動等により移動しないように車体にボルト等により確実に固定。
但し、他の部分と明確に区分できる専用の設置箇所を有するものは、取り外し構造でもよい。

3 就寝面積

〔車室の面積※１（①＋②＋③　．　㎡）〕×１／２≦　〔キャンプ関係面積（①＋②　．　㎡）〕

① 水道・炊事設備の利用占有面積　（　㎡）
② 就寝設備の面積（１(3)の兼用は１／２）（　㎡）
③ 座席・物品積載設備の占有面積　（　㎡）

※１　運転者席を最大限利用した状態で、運転者席の背あての後縁（背あての角度は設計標準位置とする。）から前方にある範囲を除く車室の面積

その他　製作平成6年4月1日以降の車の客室は、難燃材の使用が必要。

平面図

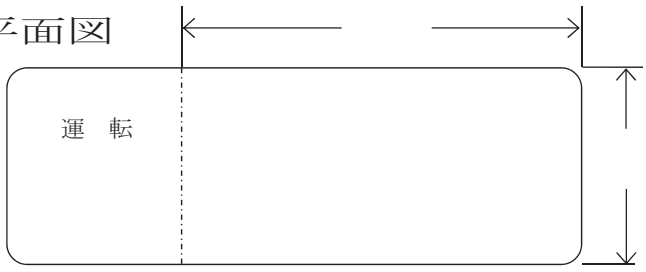

① 就寝設備
② 水道設備　2-1　給水タンク
2-2　洗面台等
2-3　排水タンク
③ 炊事設備

- 水道及び炊飯施設利用占有位置及び寸法（青色）
- 就寝設備の位置及び寸法　（赤色）
- 座席及び物品積載設備の位置及び寸法　（黄色）

(3)　車いす移動車の構造要件について

車いすに着座した状態で乗降でき、かつ、車いすを固定することにより、専ら車いす利用者の移動の用に供する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。

なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、車いすの利用者１人につき介護人１人までの乗用設備を含めることができる。この場合における介護人の乗用設備は、車いすの近くに設けられていること。

また、用途区分通達４－１(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。

１．車室には、車いすを確実に車体に固定することができる装置を有すること。
２．車いす利用者が容易に乗降できるスロープ又はリフトゲート等の装置を有すること。
３．車いすを固定する場所は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるよう、必要な空間を有すること。
４．車いすに車いす利用者が着座した状態で、容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口を１ヶ所以上設けられていること。
５．４の乗降口から１の車いす固定装置に至るための適当な寸法を有する通路を有すること。
６．車いす利用者の安全を確保するため、車いす利用者が装着することができる座席ベルト等の安全装置を有すること。
７．物品積載装置を有していないこと。

留意事項
・車いすの利用者は乗車定員として算定するものとする。
・折りたたみ式座席等を設けている場所に設けられた車いす固定装置は、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備に含まないものとする。

審査事務規程　第４章　自動車の検査等に係る審査の実施方法
４－16　特種用途自動車の審査
４－16－２　車体の形状の判定
(1)　(略)
(2)　用途区分細部取扱い通達に規定する車いす移動車は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるものとして乗降口及び車いす固定装置に至るまでの通路は、有効幅 440㎜ 以上、有効高さ 1130㎜ 以上、車いすを固定する場所は、有効長さ 700㎜ 以上、有効幅 440㎜ 以上、有効高さ 1130㎜ 以上であること。ただし、新規検査又は構造等変更検査において、当該自動車の車いす利用者の安全な乗車を確保することが確認できる写真の提出又は当該自動車による車いす利用者の乗車が確認できる場合にあっては、この限りでない。

用途の判定用チェックシート（車いす移動車　車体の形状コード:531）

年　月　日

車名		型式		車台番号	

構造要件及び現車の状態	構造要件への適合性
車いす固定装置を有しているか。　**車いす固定装置（　　）基**	適・否
車いす利用者が、車いすに着座した状態で乗降することができるスロープ又はリフトゲート等を固定設備として有するか。 装置名：　**スロープ　・　リフトゲート　・　その他（　　）**	適・否
乗降口から車いす固定装置に至るための適当な寸法（有効幅７４cm以上・有効高さ１１３cm以上）を有する通路を有するか。	適・否
車いすを固定する場所は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるよう、必要な空間を有するか。 有効長さ（　　）cm≧７０cm　有効幅（　　）cm≧４４cm　有効高さ（　　）cm≧１１３cm	適・否
車いす利用者が、車いすに着座した状態で容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口が１ヶ所以上あるか。　有効幅（　　）cm≧４４cm　有効高さ（　　）cm≧１１３cm 乗降口の位置：　**左側面　・　右側面　・　後面**	適・否
車いす利用者のための安全装置（座席ベルト・ヘッドレスト等）を有するか。 座席ベルト：**２点・３点・その他（　　）** ヘッドレスト：**車両側　・　車いす側**	適・否
物品積載設備を有していないか。	適・否

特種な設備の占有する面積は１㎡以上あるか。（裏面参照）	適・否
特種な設備の占有する面積は１／２を超えているか。（裏面参照）	適・否

			最終確認印
最終判定	車いす移動車の構造要件	**適　合　・　不適合**	
	自動車検査証の有効期間	初回：**２年・１年**、２回目以降：**２年・１年**	

※最終判定欄は、自動車検査官が総合判定で記入すること。

配置図等

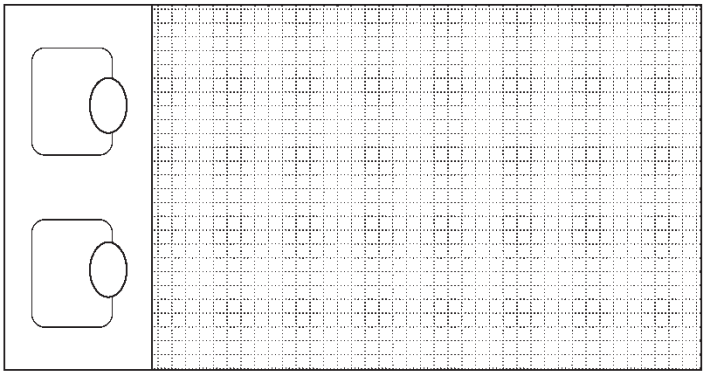

特種な設備に関する面積計算

○　客室の床面積

客室内長（cm）	客室内幅（cm）	面積（c ㎡）
合　計（A）		

○　特種な設備の占有する面積

項目	計算式等	面積（c ㎡）
車いすの占有する面積（注１）		
スロープ又はリフトゲート等		
通路		
介護人座席（注２）		
合　計（B）≧ 10000 c ㎡		
・B　≧　10000c ㎡		適・否
・B／（A＋B）＝（　　）／（　　＋　　）＝（　　）＞ 0.5		適・否

注１：折りたたみ式座席等を設けている場所に設けられた車いす固定装置は、特種な設備の占有する面積に当たらない。

注２：車いす利用者１人につき１座席に限る。

用途の判定用チェックシート（車いす移動車　車体の形状コード:531）

〔記載例〕

令和〇〇年　〇月　×日

車名	〇〇〇〇〇	型式	△△△－□□□□□	車台番号	□□□□□－１２３４５

構造要件及び現車の状態	構造要件への適合性
車いす固定装置を有しているか。　**車いす固定装置（　１　）基**	（適）・否
車いす利用者が、車いすに着座した状態で乗降することができるスロープ又はリフトゲート等を固定設備として有するか。 装置名：　**スロープ　・（リフトゲート）・　その他（　）**	（適）・否
乗降口から車いす固定装置に至るための適当な寸法（有効幅４４cm以上・有効高さ１１３cm以上）を有する通路を有するか。	（適）・否
車いすを固定する場所は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるよう、必要な空間を有するか。 有効長さ（**１１０**）cm≧７０cm　有効幅（　**８０**）cm≧４４cm　有効高さ（**１３０**）≧１１３cm	（適）・否
車いす利用者が、車いすに着座した状態で容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口が１ヶ所以上あるか。　有効幅（**１００**）cm≧４４cm　有効高さ（**１２０**）cm≧１１３cm 乗降口の位置：　**左側面　・　右側面　・（後面）**	（適）・否
車いす利用者のための安全装置（座席ベルト・ヘッドレスト等）を有するか。 座席ベルト：**２点・（３点）・その他（　）** ヘッドレスト：**（車両側）・　車いす側**	（適）・否
物品積載設備を有していないか。	（適）・否

特種な設備の占有する面積は１㎡以上あるか。（裏面参照）	（適）・否
特種な設備の占有する面積は１／２を超えているか。（裏面参照）	（適）・否

		最終確認印
最終判定　車いす移動車の構造要件	**適　合　・　不適合**	
自動車検査証の有効期間	初回：**２年・１年**、２回目以降：**２年・１年**	

※最終判定欄は、自動車検査官が総合判定で記入すること。

配置図等

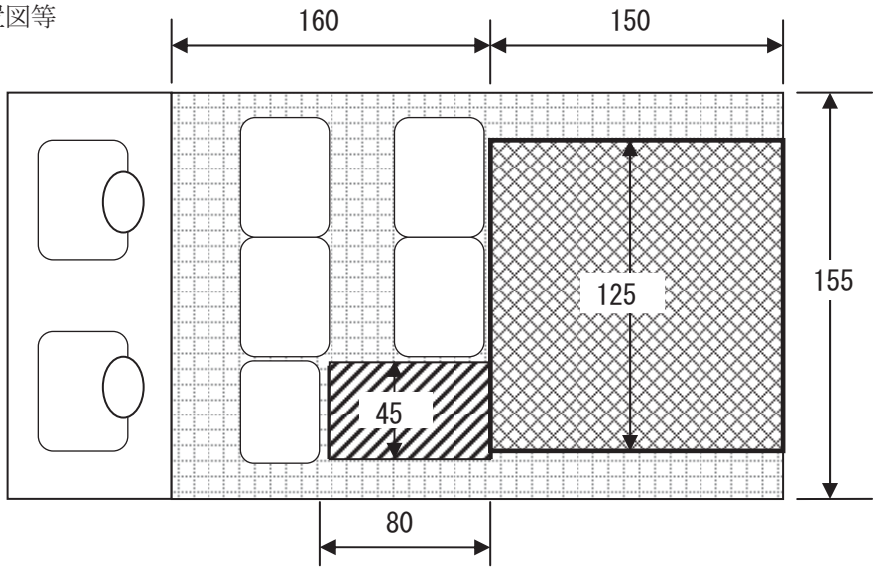

介護人座席

リフト、車いす固定装置

特種な設備に関する面積計算

○　客室の床面積

客室内長（cm）	客室内幅（cm）	面積（c ㎡）
１６０	１５５	２４８００
（介護人席）８０	４５	－３６００
合　計（A）		２１２００

○　特種な設備の占有する面積

項目	計算式等	面積（c ㎡）
車いすの占有する面積（注１）		
スロープ又はリフトゲート等	１５０×１２５	１８７５０
通路		
介護人座席(注２)	８０×４５	３６００
合　計（B）≧ 10000 c ㎡		２２３５０
・B　≧　10000c ㎡		適・否
・B／（A＋B）＝（２２３５０）／（２１２００＋２２３５０）＝（０．５１）＞ 0.5		適・否

注１：折りたたみ式座席等を設けている場所に設けられた車いす固定装置は、特種な設備の占有する面積に当たらない。

注２：車いす利用者１人につき１座席に限る。

(4) 構造等変更検査について

道路運送車両法では構造等変更検査について次のように定められている。

第67条 （自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）抜粋

自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

同条３項

国土交通大臣は、第１項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれのあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない。

また、道路運送車両法施行規則第38条第８項には、構造等変更検査を受けなければならない事項を定めている。

第 38 条（自動車検査証の記入の申請等）抜粋

同条第８項

法第67条第３項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

(1) 略

(2) 自動車の長さ、幅又は高さ

(3) 車体の形状

(4) 原動機の型式

(5) 燃料の種類

(6) 自家用又は事業用の別

(7) 用途

(8) 略

(9) 乗車定員又は最大積載量

(10) 略

構造等変更検査を必要とする改造例を次表に示す。

(例)

構造等変更検査に該当する範囲	改　造　等　の　例　示
長　さ	バンパー変更
幅	オーバーフェンダー取付け
車体の形状	キャブオーバーからバンに変更
原動機の型式	Ａ型からＢ型に変更
燃料の種類	ガソリン⇄Ｌ．Ｐ．Ｇに変更

構造等変更検査に該当する範囲	改　造　等　の　例　示	
旅客自動車運送事業の用に供するかどうか(乗車定員10人以下を除く。)	自家用から事業用に変更	※1
用　途	貨物から乗用に変更	
乗車定員	３(６)人を３人に変更	
最大積載量	2,000kgを1,750ｇに変更	

※１　事業用から自家用に変更する場合は記入申請のみで処理する。

教習車等の用途、車体の形状の変更に係る取扱い

(1) 用途区分通達４－１－２に掲げる自動車のうち車体の形状が教習車又は路上試験車であり、使用者のみの変更に伴う用途、車体の形状の変更であって、次の各号のいずれかの変更に該当する場合においては、法第67条第３項に定める「保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき」に該当しないものとして取り扱うものとする。

(ｱ) 使用者の変更前、変更後に係わらず、助手席に補助ブレーキを装備している場合（補助ブレーキに変更がない場合）

この場合において、使用者の変更後における車体の形状を路上試験車又は教習車としようとする場合にあっては、変更後の使用者が、それぞれの構造要件の留意事項で規定している使用者の事業等を特定するための書面の提出がある場合に限る

（基本車が乗用自動車である場合に限る）路上試験車又は教習車⇔ 乗用自動車の各車体の形状

（基本車が乗合自動車である場合に限る）路上試験車又は教習車⇔ 乗合自動車の各車体の形状

（基本車が貨物自動車である場合に限る）路上試験車又は教習車⇔ 貨物自動車の各車体の形状

教習車⇔ 路上試験車

(ｲ) 使用者の変更後は、助手席に補助ブレーキを装備していない場合（補助ブレーキを取り外した場合）

（基本車が乗用自動車である場合に限る）路上試験車又は教習車⇒ 乗用自動車の各車体の形状

（基本車が乗合自動車である場合に限る）路上試験車又は教習車⇒ 乗合自動車の各車体の形状

（基本車が貨物自動車である場合に限る）路上試験車又は教習車⇒ 貨物自動車の各車体の形状

注１　教習車又は路上試験車から変更した後の車体の形状は、基本車の用途及び車体の形状とする。

注２　基本車とは、用途区分通達注８の型式認証等を受けた自動車をいう。

(2) 助手席に補助ブレーキを装備して、車体の形状を路上試験車又は教習車に変更する次の場合にあっては、法第67条第３項に定める「保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき」に該当するものとして、構造等変更検査を命ずるものとする。

乗用自動車（補助ブレーキ無）⇒ 路上試験車又は教習車

乗合自動車（補助ブレーキ無）⇒ 路上試験車又は教習車

貨物自動車（補助ブレーキ無）⇒ 路上試験車又は教習車

(5) 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）

制　　定　平成７年11月16日　自技第234号、自整第262号
最終改正　平成27年６月11日　国自技第67号、国自整第55号

平成７年８月に最終決着した自動車及び自動車部品分野に関する日米包括経済協議において、構造・装置の軽微な変更の際の構造等変更検査要件を緩和することとされたこと、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化していること等から、国民負担の一層の軽減を図るため、自動車部品を装着した自動車に対する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、平成７年11月22日以降は下記によることとしたので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。

また、この取扱いの実施に伴い、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）別表第２に規定する継続検査、分解整備検査及び臨時検査における構造に関する検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「指定規則」という。）別表第２に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合にあっても、下記１に準じた取扱いとすることとしたので併せて了知されたい。

なお、本取扱い通達により自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していることが必要であること、及び、本取扱い通達に基づき自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装着が保安基準に適合していない場合にあっては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第54条第１項に基づく整備命令の対命令の対象をなりうることを念のため申し添える。

記

１．自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第67条第１項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第７条第２項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の３各号（第３号から第５号まで、第16号、第20号及び第21号を除く。）に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第35条の３第８号（長さ、幅及び長さ）、第14号の２（けん引自動車にあっては、けん引重量）、第17号（最大積載量に限る。）、第18号（車両重量及び車両総重量）及び第19号（空車状態における軸重）に係るものについては、以下により行うものとする。

(1) 用語

記１に用いる用語の定義は次によるものとする。

① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法のものをいう。

② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。

③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。

④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（以下「指定部品」）という。）をいう。

⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

(2) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第１項の適用については施行規則第35条の３第８号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第７条第２項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の３第８号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合

② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合

③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項　目	範　囲
長さ	± 3 cm
幅	± 2 cm
高さ	± 4 cm

(3) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第１項の適用については施行規則第35条の３第14号の２、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第７条第２項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の３第14号の２、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合

② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合

③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態において、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

種　　別	範　囲
検査対象軽自動車、小型自動車	± 50kg
普通自動車、大型特殊自動車	± 100kg

２．構造等変更検査の取扱い

車両法第67条第３項の規定により「第１項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない」と規定されているところであるが、次の各号の一に該当する場合には、施行規則第38条第８項第６号（自家用又は事業用）を事由とする「保安基準に適合しなくなるおそれがある」としないこととして取り扱うものとする。

①　事業用自動車を自家用自動車に変更する場合

②　自家用自動車を乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車（旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車）以外の事業用自動車に変更する場合

なお、上記②の場合による車両法第67条第１項に基づく自動車検査証の記載事項の変更申請において、自動車検査証の有効期間は従前の残存期間に応じ、以下により取り扱うものとする。

・有効期間の残存期間が車両法第61条１項又は２項で定める期間を超えている場合

自動車検査証の記載事項の変更のあった日を起算日とし、有効期間を付すものとする。

なお、この場合においては、新たに付される有効期間の満了日と同一の検査標章を交付するものとする。

（例）残存期間が１年超の自家用乗用自動車 → 有効期間：起算日から１年

残存期間が２年超の検査対象軽自動車 → 有効期間：起算日から２年

・有効期間の残存期間が車両法第61条１項又は２項で定める期間以下の場合

従前の自動車検査証の有効期間満了日を付すものとする。

附　則（平成27年６月11日　国自技第67号、国自整第55号）

本改正規定は、平成27年６月12日から適用する。

(6)「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達)」の細部取扱いについて

自技第２３５号
平成７年11月16日
改正　国自技第６号
平成15年４月８日

各地方運輸局整備部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局技術安全部
技術企画課長

平成７年11月16日付自技第234号、自整第262号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達)」により通達したところであるが、本通達記１中「エア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（指定部品)」とは、別紙に示す自動車部品をいうこととしたので、了知されたい。

別　紙

「エア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（指定部品)」とは、以下の自動車部品をいう。

Ⅰ　アクセサリー等の自動車部品

１．車体まわり関係

(1) 空気流を調整等するための部品

エア・スポイラ、エア・ダム、フード・ウインド・デフレクター、フード・スクープ、ルーバー、フェンダー・スカート、ピックアップ・トラック・ランニングボード、その他エアロパーツ類、二輪車のカウル類、二輪車のウインド・シールド

(2) 手荷物等を運搬するための部品

ルーフ・ラック、エンクローズド・ラゲージ・キャリア、バイク／スキー・ラック、その他ラック類

注：道路交通法第55条第２項に定める積載の方法に抵触する蓋然性の高いものは、自動車の構造装置として記載事項の変更申請があった場合でも、これを認めないものとする。

(3) その他の部品

サンルーフ、コンバーチブル・トップ、キャンパー・シェル、窓フィルム（コーティングを含む)、キャンピングカー用日除け、ロール・バー、バンパー・ガード、フェンダー・カバー、その他カバー類、ヘッド・ライト／フォグライト・カバー、その他灯火器カバー類、グリル・ガード、バンパ／プッシュ・バー、ドア等プロテクター、アンダー・ガード、その他ガード類、ラダー、サン・バイザー、ルーフトップ・バイザー、その他バイザー類、ウインチ、けん引フック、トウバー、

ロープ・フック、水／泥はねよけ、アンテナ、トラック・ベッド・ライナー、グラフィック・パッケージ／テープ／ストリップ・キット、ボディー・サイド・モールディング、デフレクター／スクリーン（グリル）、コーナー・ポール、コーナー等のセンサー、後方監視用カメラ、車間距離警報装置

二輪車：グラブ・バー、バック・レスト、ステップ、クラッチ／ブレーキ・レバー

注：車体まわり関係の自動車部品を装着することにより、歩行者、自転車等乗員に接触するおそれのある車体外側表面部位は、外側に向けて先端が尖った又は鋭い部分があってはならない。

2．原動機、排気系統関係の部品

リモコン・エンジン・スターター、エキゾースト・パイプ・チップ／エクステンション

3．車室内に設置する部品

空気清浄機、エア・コンディショナー、ナビゲーション、無線機、自動車電話、オーディオ、その他音響機器類、盗難警報システム、エア・バッグ

4．その他

ナンバー取付ステー、任意灯火器類

Ⅱ　運行に当たり機能する自動車部品

1．走行装置関係の部品

(1) タイヤ

(2) ホイール

2．操縦装置関係の部品

(1) ステアリング・ホイール（二輪車のステアリング・ハンドルは除く。）

(2) パワ・ステアリング（ギア・ボックスと一体のものを除く。）

(3) 変速レバー、シフトノブ

(4) 身体障害者用操作装置の部品（次の変更内容に係る部品に限る。）

①　ステアリング・ホイールの旋回ノブの取り付け

②　アクセル、クラッチ、ブレーキ等への手動操作部品の取り付け

③　方向指示器レバーの移設又は足踏み方式部品の取り付け

④　足踏み式駐車ブレーキへの手押しレバーの取り付け

⑤　ペダル類にペダルを延長するための部品の取り付け

⑥　助手席への補助ブレーキ・ペダルの一時的な取り付け

⑦　アクセル・ペダル又はブレーキ・ペダルの移設又は増設取り付け

3．緩衝装置関係の部品

(1) コイル・スプリング

(2) ショック・アブソーバ

(3) ストラット

(4) ストラット・タワー・バー

注：上記 (2) 及び (3) の部品を変更して装着することにより、走行中運転者席等において車両姿勢を容易かつ急激に変化させることができるものであってはならない。

4．連結装置関係の部品

(1) トレーラ・ヒッチ

(2) ボール・カプラ

5．騒音防止装置関係の部品

(1) マフラー

(2) 排気管

6．その他の部品

(1) 規定灯火器類

(2) ミラー

(3) ディーゼル微粒子除去装置（酸化触媒、ＤＰＦ等）

自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時における取扱いの概要（参考）

部品区分／取付区分	長さ		高さ		幅		車両重量	
	指定部品	指定外部品	指定部品	指定外部品	指定部品	指定外部品	指定部品	指定外部品
手による取付	○	○	○	○	○	○	○	○
ボルト、ナット、接着剤等による取付	○	±３㎝まで ○	○	±４㎝まで ○	○	±２㎝まで ○	○	軽、小型にあっては± 50 kgまで、普通、大型特殊にあっては 100 kgまで ○
溶接、リッベットによる取付	±３㎝まで ○		±４㎝まで ○		±２㎝まで ○		軽、小型にあっては± 50 kgまで、普通、大型特殊にあっては 100 kgまで ○	

注）表中の「○」は、記載事項の変更又は構造等変更検査の手続きが不要であることを示す。

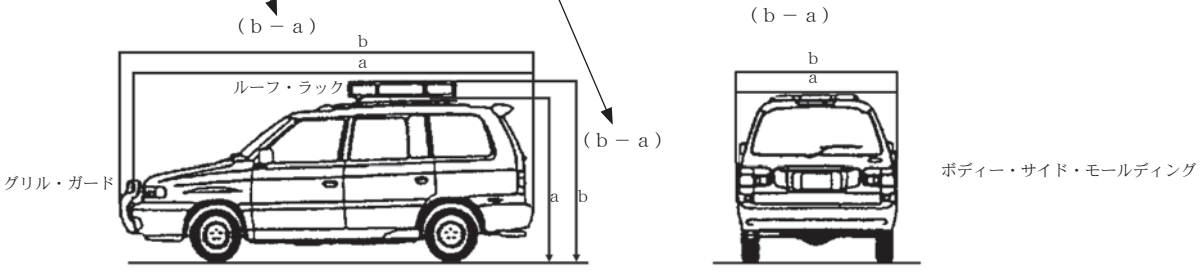

【複数の自動車部品が装着されている場合の取扱い】

取付区分／部品区分	指定部品	指定外部品	通	用
手による取付	A	B	ケース１．A、B又はC若しくはその組合せ	ケース２．D、E又はF若しくはその組合せ
ボルト、ナット、接着剤等による取付	C	D	○	全ての部品の装着に伴う寸法、車両重量の変化が通達で定める範囲内 ○
溶接、リッベットによる取付	E	F		

注）表中の「○」は、記載事項の変更又は構造等変更検査の手続きが不要であることを示す。

7．自動車検査証の記載事項及び構造等変更検査の手続きを不要とする範囲（構変取扱通達記１(2)及び(3)関係）

自動車部品を装着した場合において、自動車部品を２種類（指定部品及び指定外部品）に分け、かつ、取付方法を３種類（簡易な取付方法、固定的取付方法及び恒久的取付方法）に区分し、自動車部品の種類ごとに車体への装着方法により安全上及び公害防止上後退することがない「軽微な変更」の範囲を特定し、この場合には、自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の手続きは不要となる取扱いになった。

［詳細は、別紙（運輸省通達①平成７年11月16日付け　自技第234号、自整第262号　②平成７年11月16日付け　自技第235号）を参照のこと］

その結果、以下のような取扱いとなる。

変更内容 部品の種類・取付方法		寸法、重量の変化量	
		一定範囲内	一定範囲超え
指定部品	簡易な取付方法	◎ → ◎	◎ → ◎
	固定的取付方法	● → ◎	● → ◎
	恒久的取付方法	● → ◎	● → ●
指定外部品	簡易な取付方法	◎ → ◎	◎ → ◎
	固定的取付方法	● → ◎	● → ●
	恒久的取付方法	● → ◎	● → ●

表の記号の意味　◎　記載事項の変更及び構造等変更検査の手続きが不要

●　記載事項の変更及び構造等変更検査が必要

注　変更内容中「一定範囲内」とは、自動車の種別等ごとに、自動車の寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が次表の範囲内のものをいう。

項目 種別等	長さ	幅	高さ	車両重量
検査対象軽自動車、小型自動車	±３cm	±２cm	±４cm	± 50kg
普通自動車、大型特殊自動車				± 100kg

①　一定範囲の考え方

一定範囲の定めについては、量産時に発生する製作誤差の範囲に着目し、これを自動車に装着した場合においても同じことがいえることから、これを元に一定範囲が定められた。

２　一定部品の取付により、一定範囲を超えた場合においても軽微な変更となる理由

指定部品については、安全上及び公害防止上支障が少ない部品が選定されており、これらについては、自動車部品製造者が取扱説明書等により指示した内容の範囲内において装着して使用する場合に

おいては、ユーザー自らが保安基準に抵触しないかどうかを確認をすることにより、保安基準上の問題はほとんど生じないと考えられることからである。

8．寸法又は重量以外の自動車検査証の記載事項の変更があった場合の構造等変更検査時における寸法または重量の取扱い（構変取扱い通達記 12 及び３ただし書関係）

寸法又は重量若しくはこれらの組合せによる「軽微な変更の範囲」については、上述の取扱いとなるが、これ以外の自動車検査証の記載事項の変更があり、構造等変更検査を命じられた場合においては、提示された自動車により次の例示のように諸元を決定されることとなる。

例示

記載事項の変更内容	寸　法	重　量
①　用途　乗用→特種	——	＋30kg
②　長さ　グリルガードを固定的取付方法により取付け	＋４cm	＋15kg
③　幅　　オーバーフェンダーを恒久的取付方法(リベット)により取付け	＋３cm	＋５kg
④　高さ　ルーフラックを簡易的取付方法（蝶ねじ）により取付け	＋５cm	＋５kg
⑤　重量　②から④の自動車部品の取付けによる増加	——	＋25kg

この場合において、通常②、④及び⑤は記載事項の変更の対象とはならないが、①の記載事項の変更（構造等変更検査を含む）があり、かつ、③が恒久的取付方法により一定範囲を超えて装着されているため、④を除く変更内容の記載事項の変更について申請が必要となる。

この場合、④が簡易的取付方法であるため、これを取り外して諸元の確定が行われることとなり、次のように記載事項の変更及び構造等変更検査を行うことが必要となる。

①　用途	特種自動車
②　長さ	＋４cm
③　幅	＋３cm
④　高さ	＋０cm
⑤　重量	±50kg（55kg－５kg）

(7)　ダンプ車に備える積載物の飛散を防止するための装置について

専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置について、要件を規定しました。

当該規定については、平成29年４月以降に製作された自動車に装着するものから適用しますので、お知らせします。

【要件の概要】

(1) 金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたものであること。

(2) 金属等の枠組みには木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。

(3) 煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行方向の回転軸を煽上方に備えたものであり、当該回転軸を中心に煽上面の鉛直面から荷台内側方向に旋回できる構造であること。

(4) 固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行な煽上面の鉛直面から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。

(5) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。※詳細は審査事務規程参照のこと

※ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えていない又は当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあっては、(1) から (3) までの要件を満足するものであればよい。

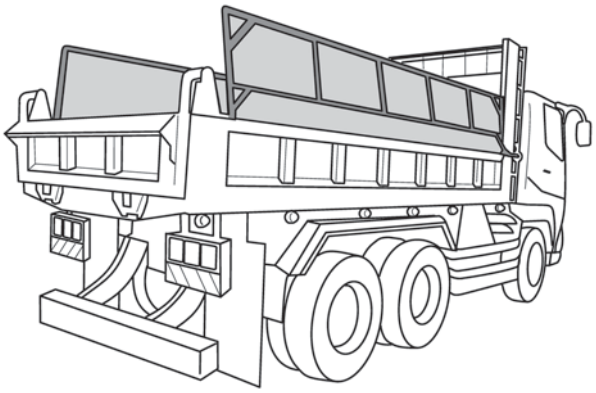

※詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程７－52及び８－52をご参照ください。

独立行政法人 NALTEC 自動車技術総合機構

(8)「不正改造ダンプカーの排除について」に係る「不正改造ダンプカーの判定基準」の廃止について

近運技管第235号の３
近運技整第194号の３
近運技技第513号の３
平成27年９月１日

近畿運輸局
自動車技術安全部長

「不正改造ダンプカーの排除について」（平成元年１月10日付、近運整第10号、近運登第９号、近運車第５号）に係る「不正改造ダンプカーの判定基準」の廃止について（通知）

不正改造車の排除については、「不正改造車を排除する運動」等をはじめとした様々な対策を行っているところであり、特に、土砂等を運搬する貨物自動車への過積載を目的とした不正な改造については「不正改造ダンプカーの排除について」（平成元年１月10日付、近運整第10号、近運登第９号、近運車第５号。以下「不正改造ダンプカー排除通達」という。）により、関係者への指導等を行ってきたところです。

今般、自動車検査独立行政法人において、平成27年２月５日付けで同法人審査事務規程の改正を行い、土砂等を運搬するダンプ車の物品積載装置に係る審査方法を明確化し、平成28年１月１日以降に製作される自動車(*)の保安基準適合性の判断について統一的に取り扱うこととされたことを踏まえ、不正改造ダンプカー排除通達に係る「不正改造ダンプカーの判定基準」（以下単に「判定基準」という。）を平成27年12月31日付けで廃止することとしたので通知します。

ただし、判定基準の廃止日以前に製作された自動車については、なお従前の例によることができるものとします。

ついては、貴傘下会員に周知されるとともに、不正改造車の排除に引き続きご協力をお願いします。

(*)「平成28年１月１日以降に製作される自動車」とは、原則として、平成28年１月１日以降に初めて新規検査等の申請がある自動車をいいます。

（参考）

近 運 整 第10号
近 運 登 第 9 号
近 運 車 第 5 号
平成元年１月10日
改正 近 運 整 第100号
近 運 登 第360号
近 運 車 第117号
平成11年８月30日

近畿運輸局整備部長

不正改造ダンプカーの判定基準（抜粋）

この「不正改造ダンプカーの判定基準」は「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」（以下「ダンプ規制法」という。）の大型自動車に適用する。

１．深あおり荷台

ダンプカーの側部あおりの一部又は全部が高い荷台（深あおり荷台）は、自動車検査業務等実施要領（以下「検査基準」という。）４－18の３－２により、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第27条第２項の規定に適合しないものとして、検査に不合格とする。

また、側部あおり若しくは後部あおりを保護し、シートを押え、又はいわゆるコボレーン及びその類似品（以下「コボレーン等」という。）のシャフトを保護するために取り付けられた「たる木」、「鋼管」、「Ｃ型鋼」、「Ｌ型鋼」及び「帯鉄」以外の鉄板、硬質ゴム等については、過積載を目的としたものとして取り扱い、検査基準４－18の３－２により、保安基準第27条第２項に適合しないものとして、検査に不合格とする。この場合において「たる木」とは一辺が５㎝程度の角材一本を、「鋼管」、「Ｃ型鋼」及び「Ｌ型鋼」とは高さが５㎝程度の「鋼管」、「Ｃ型鋼」及び「Ｌ型鋼」一本を、あおり上にそれぞれボルト・ナットや溶接により取り付けたものをいうものとする。

２．さし枠取付金具

ダンプカーの側部あおり又は後部あおりに取り付けたさし枠の取付金具（さし枠取付金具）は、過積載を目的としたものとして取り扱い、検査基準４－18の３－２により、保安基準第27条第２項に適合しないものとして、検査に不合格とする。

３．過積載用コボレーン

(1) ダンプカーの側部あおりに取り付けたいわゆるコボレーン等であって、コボレーン等が内側に傾かない構造のもの、及びコボレーン等に鉄板、ベニア板、硬質ゴム等を取り付けたもの（過積載用コボレーン）は、検査基準４－18の３－２により、保安基準第27条第２項に適合しないものとして、検査に不合格とする。

なお、側部あおりに取り付けた基準に適合するコボレーン等とは、金属枠に布又はビニール製のシートを張り、かつ、コボレーン等の本体が荷台の内側に傾く構造のものとする。

(2) ダンプカーの後部あおりに取り付けたコボレーン等であって、鉄板、ベニヤ板、硬質ゴム等を張り付

けたもの及び次の４に示す後部あおりのＣの高さ（ヒンジ部分を含む。）を超えるもので内側に傾かない構造のものは、検査基準４－18の３－２により、保安基準第27条第２項に適合しないものとして、検査に不合格とする。

なお、後部あおりに取り付けた基準に適合するコボレーン等とは、金属枠に布又はビニール製のシートを張ったものであり、かつ、Ｃの高さ（ヒンジ部分を含む。）を超えるものにあっては、コボレーン等の本体が荷台の内部に傾く構造のものとする。

４．後部あおり

ダンプカーの後部あおりの一部又は全部が高い荷台(後部高あおり)は、検査基準４－18の３－２により、保安基準第27条第２項に適合しないものとして、検査に不合格とする。

ただし、後部あおり又は側部あおりの高い部分が下図の範囲内ある場合は、基準に適合するものとして取り扱う。

なお、平成元年１月31日までに初めて登録された自動車については、下図のＤの長さは（Ｂ－Ａ）／２以下とし、Ｃの高さは制限しない。

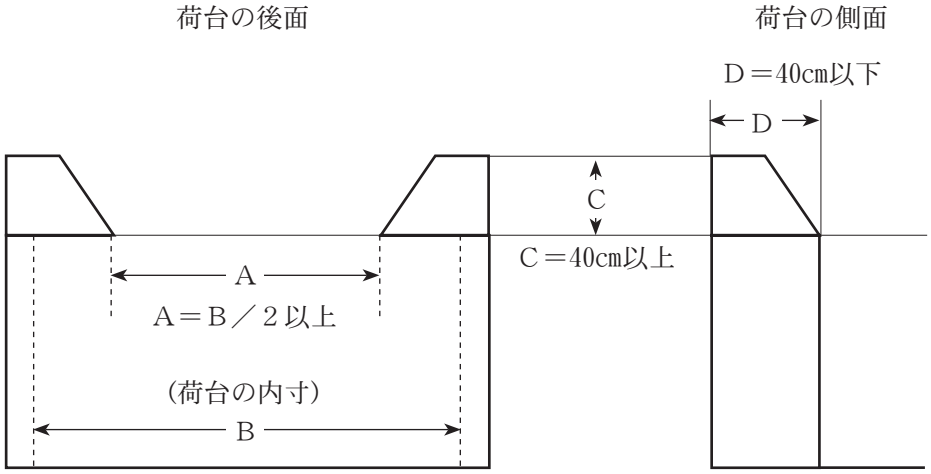

５．検査用あおり

保安基準第27条２項の規定に適合するダンプカーの後部あおりについて、スポット溶接（一部を残して線状に溶接しているものを含む。）等により仮り止めした荷台又はアングル、ボルト、ナット等によりヒンジを仮に取り付けた荷台（検査用あおり）は、保安基準第27条第１項の「自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、且つ、安全、確実に積載できる構造であること」の基準に適合しないものとして、検査に不合格とする。

６．検査用荷台

未塗装の荷台等いわゆる検査用の荷台を昇降させる装置が確実に取り付けられていない荷台（検査用荷台）は、保安基準第27条第１項「自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、且つ、安全、確実に積載できる構造であること」の基準に適合しないものとして、検査に不合格とする。

７．（略）

(9) 大型貨物自動車等の大型後部反射器、突入防止装置及び前部潜り込み防止装置について

1．大型後部反射器の備付けについて

貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7トン以上のものの後面には、保安基準第38条に規定する後部反射器に加え大型後部反射器の装備が義務付けられています。

〇根拠規定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保安基準第38条の2

<table>
<tr><th rowspan="3">項目</th><th colspan="3">基準</th></tr>
<tr><th rowspan="2">平成23年8月31日以前製作の自動車</th><th colspan="2">平成23年9月1日以降製作の自動車</th></tr>
<tr><th>被牽引自動車以外</th><th>被牽引自動車</th></tr>
<tr><td>性能要件</td><td>① 反射部及び蛍光部から成る一辺が130㎜以上の長方形
② 反射部・・・黄色面積800㎠以上
(2個以上の場合はその和)
③ 蛍光部・・・赤色面積400㎠以上
(2個以上の場合はその和)</td><td>① 反射部又は反射部及び蛍光部から成る長さ130㎜以上、幅130㎜以上150㎜以下の長方形であり、かつ、長さの合計が1,130㎜以上2,300㎜以下
② 黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる水平面と45°±5°の角度をなす縞模様であり、かつ、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の幅が100±2.5㎜であること</td><td>① 反射部又は反射部及び蛍光部から成る長さ130㎜以上、幅195㎜以上230㎜以下の長方形であり、かつ、長さの合計が1,130㎜以上2,300㎜以下
② 黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部によって囲まれており、かつ、黄色の反射部を囲む赤色の反射部又は蛍光部の幅が40±1㎜であること</td></tr>
<tr><td>取付位置</td><td>① 後面に備えなければならない
② 上縁の高さが1.5m以下
③ 車両中心面に対して対称
(後面が左右対称でない自動車は除く)</td><td colspan="2">① 後面に備えなければならない
② 下縁の高さが地上0.25m以上
(セミトレーラで0.25m以上に取り付けることができない場合は地上0.25mより下でできるだけ高い位置)
③ 上縁の高さが地上1.5m以下であること
(自動車の構造上1.5m以下に取り付けることができない場合は地上2.1mより下であり、かつ、地上1.5mを超えるできるだけ低い位置)
④ 車両中心面に対して対称
(後面が左右対称でない自動車は除く)
⑤ 縞模様のものにあっては当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置、かつ、山形縞模様となるように取り付けること</td></tr>
<tr><td>個数</td><td>4個以下</td><td colspan="2">1個、2個又は4個であること</td></tr>
<tr><td>幾何学的視認性</td><td>なし</td><td colspan="2">上方15°
下方15°
(上縁の高さが地上0.75m未満に取り付けられている場合は下方5°)
左方30°
右方30°

(大型特殊自動車、小型特殊自動車、トラクタは除く)</td></tr>
</table>

［参考］ 平成23年9月1日以降

被牽引自動車以外

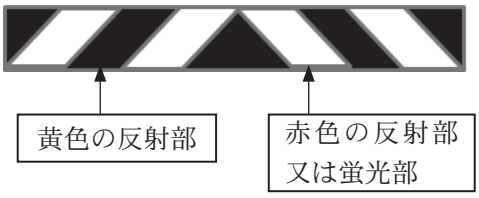

被牽引自動車

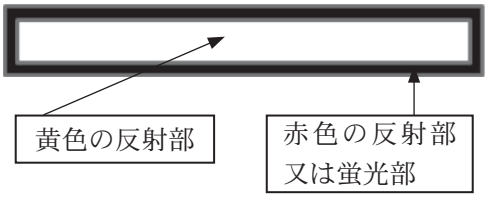

２．突入防止装置について

平成 27 年 7 月 26 日以降の製作車（二輪・大型特殊自動車等を除く）にあっては、これまで適用のなかった乗用車・貨物の運送の用に供さない特種車及び車両総重量 3.5 トン以下の小型貨物自動車等についても突入防止装置を備えること（告示で定める構造の自動車を除く）が義務付けられました。

また、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5 t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く）及びポール・トレーラの後面には、保安基準第 18 条の２に規定する大型の後部突入防止装置の装備（告示で定める構造の自動車を除く）が義務付けられています。

○　根拠規程……保安基準第 18 条の２第３項

○　適用時期

(1) 貨物の運送の用に供する車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上の自動車

平成４年６月１日以降の製作車

(2) 貨物の運送の用に供する車両総重量が７トン以上の自動車

平成９年 10 月１日以降の製作車

(3) 貨物の運送の用に供する車両総重量が 3. ５トン超の自動車

平成 17 年９月１日以降の製作車

(4) 貨物の運送の用に供する車両総重量が 3. ５トン超であって小型枠（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2m 以下）の自動車

平成 19 年９月１日以降の製作車

(5) 協定規則第 58 号 (第２改定版) の適用

平成 24 年７月 11 日以降の製作車

(6) 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供さない特種自動車及び車両総重量３．５トン以下の小型貨物自動車等

平成 27 年７月 26 日以降の製作車

(7) 協定規則第 58 号（第３改訂版）の適用

新型車：令和元年９月１日以降の製作車

継続生産車等：令和３年９月１日以降の製作車

後部突入防止装置の分類と車検等手続要領

（平成24年7月10日以前）

分類＼項目		装置の構成、構造及び性格等			改造等の取扱い 非改造扱	改造等の取扱い 改造後	装置の概要	同左詳細説明	車検等手続関係 計算書（注2）	車検等手続関係 リベット	打刻又はリベット番号
カーゴ型等	シャシメーカ純正品（注1）	(イ) 標準組合せ（標準型装置）			○		シャシメーカが新型届出等の際に性能確認を受けた装置を、メーカ指定の位置に取付けたもの。	主要な車種について適用可とする複合組合せがある。ステーは15種類、本体は鋼とアルミ材があり、断面構造で10種、長さ違いのものがそれぞれについて4種類の設定届出が行われている。	不要	不要	ステーと本体に㊟及び<PRESS>等部品 メーカの刻印あり （大型4社とも共通の部品により構成されている）
		(ロ) (イ) 以外の組合せ（標準型装置）			○		組合せ届出の無いもの。 ただし、取付はシャシフレームの規定位置とする。	本体及びステーが適用可能な車両総重量の範囲にあることを要する。なお、検査の手続きに際し、その旨申告する。	不要	不要	
		(ハ) その他加工方式	① 非移設式	a スペーサ方式（車工会確認済装置）		○	(イ) 又は (ロ) の装置を用い、本体とステーの間に部材（スペーサ）を取付けたもの。	部材は「強度確認基準」図4に示す範囲のものを用いる。 （注3）部材長が250㎜を越える場合はJABIA-5011扱い。	不要（注3）	要	共通番号 JABIA-2001
			② 移設式	b ボルト締方式	○		シャシフレームの取付け孔を移動したもの。	新たに取付孔をあけ、位置を移動する施工法。	不要	不要	—
				c 溶接方式（車工会確認済装置）		○	ステーを移動し溶接取付けを行ったもの。	溶接の要領は「強度確認基準」図3－1、3－2、3－3、3－4、3－5の施工法による。	不要	要	共通番号 JABIA-1001
				d 溶接＋スペーサ方式（車工会確認済装置）		○	溶接移動 (c) とスポーサ取付 (a) の両加工を施したもの。	(a) (c) の要件によること。	不要	要	共通番号 JABIA-5001
	車工会メーカ仕様品	量産品（車工会確認済装置）		イ. 装置本体分割式		○	新たに製作した装置であって、量産を前提とし、かつ、車工会の審査（車工会あて審査申請書を提出する。）を経た上、運輸省に届出を行ったもの。 なお、検査の際「突入防止装置強度確認済届出書」の写を提出しなければならない。	装置本体が分割され、車枠に取付けられている構造のもの。計算書は強度確認基準第3号様式による。	不要	要	リベットは審査合格後、固有の番号が付与される。JABIA-3001～
				ロ. リンク可動式		○		装置本体及びステーの構造がリンク機構等により可動するもの。計算書は強度確認基準第4号様式による。	不要	要	リベットは審査合格後、固有の番号が付与される。JABIA-4001～
				ハ. その他		○		(イ) (ロ) 以外の構造のもの。	不要	要	リベットは審査合格後、固有の番号が付与される。JABIA-5011～
		非量産品（単品装置）				○	新たに製作した装置であって、非量産を前提とし、かつ、過去に車工会の「強度確認」を受けたものと類似性がなく独自構造のもの。	車工会の突入防止装置審査委員会に申請していない、いわゆる一品物である。	要	要	共通番号 JABIA-6001
トレーラ	車工会メーカ純正品（注1）（標準型装置）	標準組合せ			○		トレーラメーカが新型届出の装置として申請し、性能確認を受けたもの。 識別のため、車工会リベットを打込む。	リベットの打刻様式 JABIA-1LA 本体の口型断面寸法 3種（1, 2, 3） ステーの形状 6種（A, B, C, D, E, F） 本体の長さ 7種（L, M, N, P, Q, R, S）	不要	要	車工会トレーラ専用リベットによる。

（注1）「メーカ純正品」；メーカが装置として運輸省に届出ているもの。なお、同装置の「取付ボルト」はメーカ指定の規格品を使用しなければならない。
（注2）「計算書」；突入防止装置の強度確認基準に第1号～7号までの様式によること。
（注4）装置の孔明け加工について…装置本体の両端若しくは片側に孔明け加工した場合でも、次の規模であれば「改造」扱いにならない。
＊孔の位置はいずれも両端負荷点より外側（側面300㎜までの間）であって、片側について7㎜φ以下で、かつ、3個以内。
（注5）装置本体に「部材」を溶接付けした場合は、「改造」扱いにはならない。

協定規則第 58 号（第２改訂版）概要

（平成 24 年 7 月 11 日以降）

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="2">適　合　例</th></tr>
<tr><td>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置（標準装置）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>② 法第 75 条の２第１項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置</td><td>協定規則第 58 号第 2 改訂版の認可を受けていることを示す
 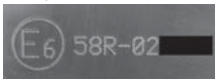
</td><td>荷物を積卸しする昇降装置を備えた分割式突入防止装置の場合（注１）

</td></tr>
<tr><td>③ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置</td><td colspan="2">バンパーとステーの組合せは諸元表等で確認可能

 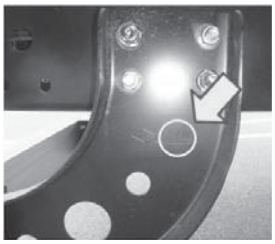

</td></tr>
<tr><td>④ ①～③の突入防止装置のバンパーとステーの間に「スペーサ」（注２）を取付けた突入防止装置</td><td colspan="2">スペーサを除くバンパーとステーは①～③の突入防止装置であること
 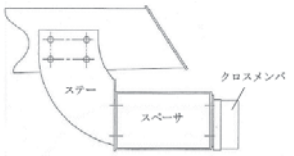

 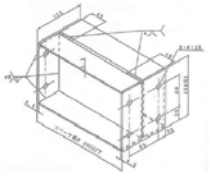
（参考）
自動車車体工業会が基準への適合性を確認した場合は以下のプレートが表示される

バック（地色）は青色
※数字は例
単位（ｍｍ）</td></tr>
<tr><td>⑤ 強度検討書又は試験成績書にて協定規則第 58 号（第２改訂版）の適合性を確認できる突入防止装置</td><td colspan="2">（従前規定からの変更概要）
負荷荷重Ｐ１：車両最大重量×25%（又は　50KN）
負荷荷重Ｐ２：車両最大重量×50%（又は 100KN）
バンパー外側端部は丸められていること（曲率半径 2.5ｍｍ以上）
荷物を積卸しする昇降装置を備えた分割式突入防止装置については追加規定（注１）
（参考）
自動車車体工業会が基準への適合性を確認した場合は以下のプレートが表示される

バック（地色）は赤色
※数字は例
単位（ｍｍ）</td></tr>
</table>

（注１）荷物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため分割式の突入防止装置は次の基準に適合すること
ア　昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置の隙間は、25ｍｍ未満であること
イ　昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350 ㎠以上あること（幅が 2000ｍｍ未満の自動車を除く）

（注２）スペーサは次のすべてに該当すること
ア　自動車を横から見た際、突入防止装置のバンパーとステーの間にスペーサを取り付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの
イ　車両中心線に平行なスペーサの長さが 250 ㎜以下のもの
ウ　スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2 ㎜以上、両端のプレート部（ステー、バンパーに取り付ける部分）は 4.5 ㎜以上のものであること
エ　スペーサの構成部品は強固に溶接されていること
オ　車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150 ㎜以上、横 125 ㎜以上の寸法を有すること
カ　スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付のためのプレート部を接合したものであること
キ　両端のプレート部は、縦 150 ㎜以上、横 125 ㎜以上の寸法を有すること
ク　突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと

協定規則第58号（第3改訂版）概要

（新型車：令和 元 年 9 月 1 日以降　継続生産車：令和 3 年 9 月 1 日以降）

項目	適合例
① 指定自動車等に備えられている突入防止装置（標準装置）	
② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている突入防止装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置	協定規則第58号第3改訂版の認可を受けていることを示す
④ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置	 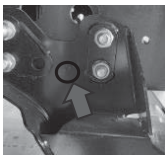
⑤ ①、③の突入防止装置のクロスメンバと取付ステーの間に「スペーサ」（注）を取付けた突入防止装置	スペーサを除くバンパーとステーは①、③の突入防止装置であること。 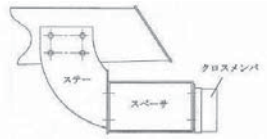 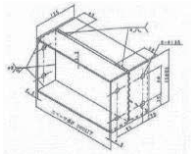
⑥ 強度検討書又は試験成績書にて協定規則第58号（第3改訂版 ）の適合性を確認できる突入防止装置	（参考） 自動車車体工業会が基準への適合性を確認した場合は以下のリベットが取り付けられる 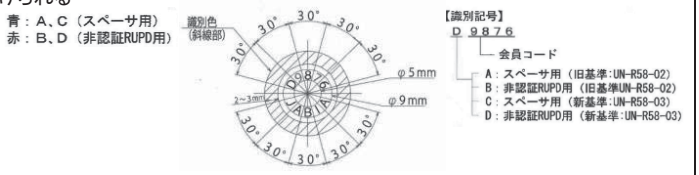

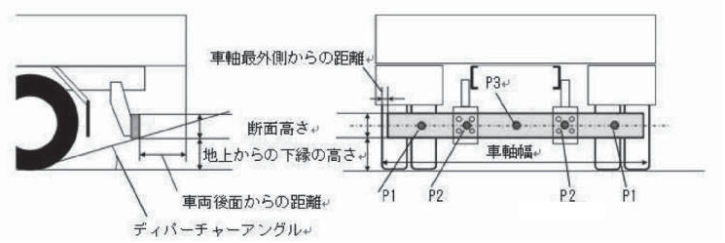

（注）スペーサは次のすべてに該当すること
ア 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。
イ 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。
ウ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部（ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm以上のものであること。
エ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。
オ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。
カ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。
キ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。
ク 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。

	改正前	改正後	
		車両総重量8t を超える自動車	車両総重量8t 以下の自動車
地上からの下縁高さ	550mm 以下	液圧又は空気圧サスペンション装着車は 450mm 以下 （上記以外は 500mm 以下） 又は ディパーチャーアングル8° 以下の自動車は550mm 以下	550mm 以下
車両後端からの距離	負荷後400mm 以下	負荷後400mm 以下 かつ、 負荷前300mm 以下	負荷後400mm 以下
断面高さ	100mm 以上	120mm 以上 （昇降リフト付車100mm 以上）	100mm 以上
負荷荷重	P1 P3：50［kN］ P2：100［kN］	P1 P3：100［kN］ P2 ：180［kN］	P1 P3：100［kN］ （非独立キャブ車：50kN） P2 ：180［kN］ （非独立キャブ車：100kN）
車両最外側からの位置	車軸最外側から 100mm 以内	←	

3．前部潜り込み防止装置について

貨物の運送の用に供する自動車の前面には、保安基準第 18 条の 2 に規定する前部潜り込み防止装置の装備が義務付けられています。

○根拠規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　保安基準第 18 条の 2 第 5 項

○適用時期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　平成 23 年 10 月 1 日以降製作車

○適用が除外される自動車

（ア）車両重量 3.5t 以下の自動車、三輪自動車、被牽引自動車、全輪駆動車

（イ）前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装置を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な、次に掲げる構造を有する自動車

① 車両の前方に除雪装置を備えた自動車

② 散水車又は清掃車であって、車両の前部に道路散水用配管及び散水ノズルを備えたもの

③ 道路作業者であって、車両の前部に道路清掃用装置を備えたもの

④ 危険物を輸送するタンク車であって、積載物の危険物が漏れた場合の火災を防止するため、車両の前方に排気ガスを排出することを目的として車両の前部に排気管を備えたもの

（ウ）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 180 条の 2 第 4 項に定める構造を有する自動車

（例）

側面視

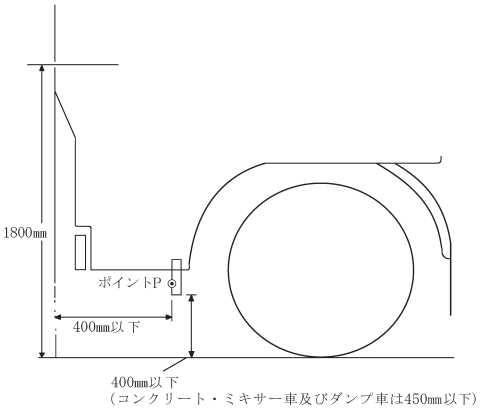

上面視

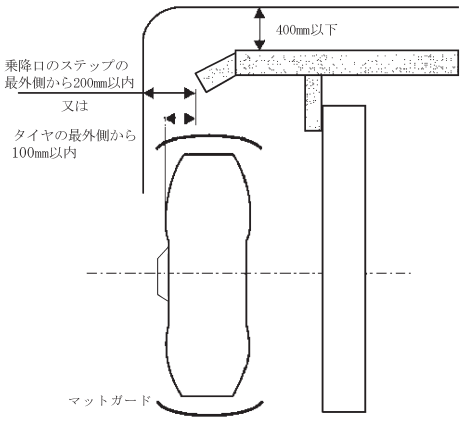

○7.5t 超の自動車

① 細目告示別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に適合するもの

② 平面部の下縁高さが空車状態において地上 400㎜ 以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては地上 450㎜ 以下）であること

③ 平面部と空車状態における地上 1.8m 以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は負荷後 400㎜ 以内であって取り付けることができる自動車の前端に近い位置となるように取り付けられていること

○3.5t を超え 7.5t 以下の自動車

① 堅ろうであり、かつ、板状その他他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状であること。

② 平面部の下線の高さが空車状態において地上 400㎜ 以下であること

自動車技術総合機構からのお知らせ

直前及び側方の視界にかかる基準が変更になります

令和5年9月1日から、乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車について、直前及び側方の視界にかかる基準が以下のとおり変更になります。

◆視認により確認する場合の範囲が変更

車室外に備えられた7-106に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より後方の範囲が除外となります。

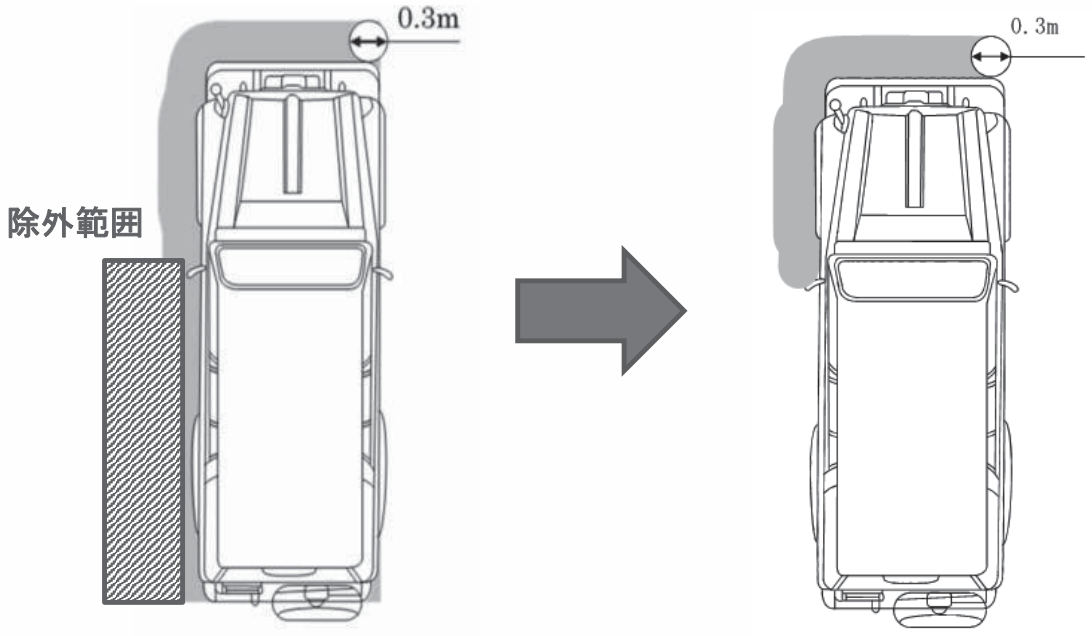

◆検知装置（ソナー等）の使用が可能

検知装置を使用する場合は、**UN R166**に適合するものでなければなりません。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください

近畿検査部検査課

平成29年1月以降に製作された自動車に装着する
直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、
その性能を損なわないよう、
取付方法等に関する要件が変わります

【規定における要件】

次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。

（１）鏡体部及びその支持部により構成される装置

溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造

※ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。

（２）カメラ及び画像表示装置により構成される装置

確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

適合する事例

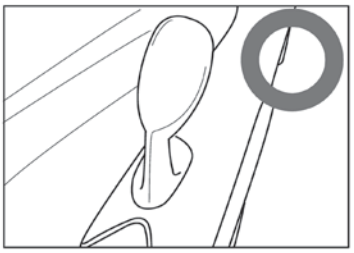

ボルト・ナット取付のミラー

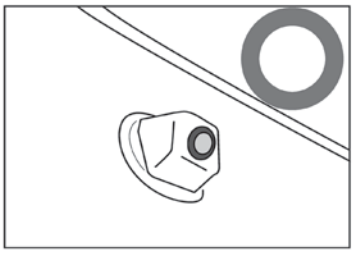

配線が露出していないカメラ

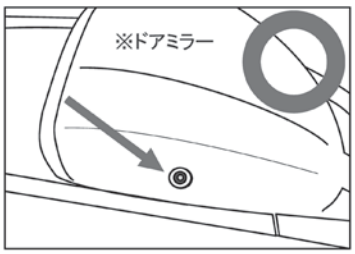

配線が露出していないカメラ

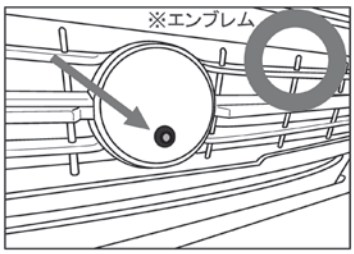

配線が露出していないカメラ

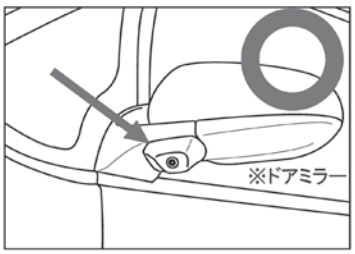

配線が露出していないカメラ

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程7-107及び8-107をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、
次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、

保安基準に適合しません

■保安基準に適合しないものの例

（1）粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計･製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類により取付けられているもの

（2）挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの

（3）扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの

（4）取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの

（5）貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの

（6）手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの

（7）当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの

（8）延長器具を介して取付けられているもの（溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車に取付けられているものを除く。）

（9）カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの。ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。

ア　溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分

イ　ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、（ｱ）又は（ｲ）に掲げるもの

（ｱ）当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さが30mm未満の配線部分

（ｲ）バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分

粘着テープによる取付

取付部が吸盤形状

シート上の接着固定

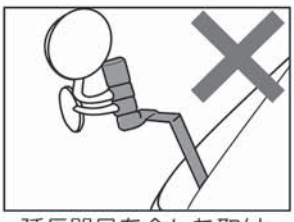

延長器具を介した取付

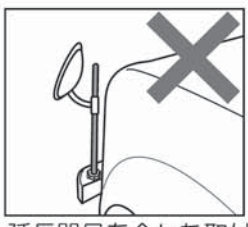

延長器具を介した取付

カメラの配線露出

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程4-4、7-107、8-107をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

（11）運転者の視野遮へい物の装着禁止について

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年2月4日

運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車
- ●乗車定員11人以上の乗用自動車
- ●車両総重量3.5t超の貨物自動車
- ●大型特殊自動車

■装着していると基準不適合となる板状のものの例
- ●前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ●ワイパーに取付ける羽
- ●ワイパーを保護するカバー類

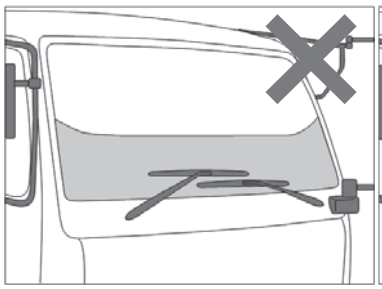

※窓ガラス下部の板

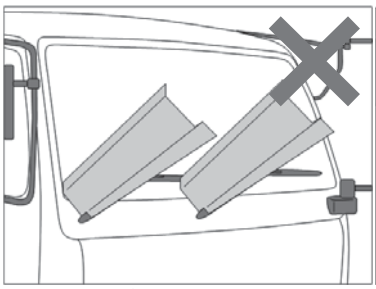

※ワイパー羽

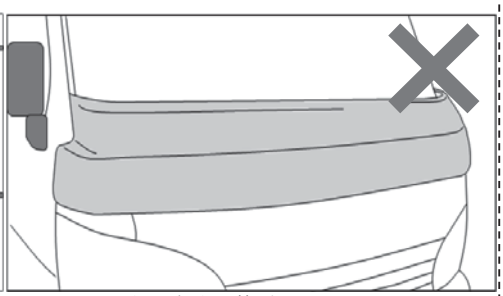

※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

(12) マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて

国自環第２４７号
平成２２年２月５日
改正　国自環第２９５号
平成２２年３月３１日
改正　国自環第２０５号
平成２３年３月３１日
改正　国自環第７０号
平成２３年６月３０日
改正　国自環第１４３号
平成２４年１０月２２日
改正　国自環第１１２号
平成３０年１１月３０日

各運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局技術安全部環境課長

今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成２０年国土交通省告示第１５３２号）等の制定に伴い、内燃機関を原動機とする自動車等が備える消音器は、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならないこと等とされたことを踏まえ、今後、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号。以下「細目告示」という。）第４０条第２項、第１１８条第２項、第１９６条第２項、第２５２条第２項、第２６８条第２項及び第２８４条第２項並びに第１１８条第３項、第１９６条第３項、第２６８条第３項及び第２８４条第３項に基づく消音器の基準適合性の確認等に当たっては、下記のとおり取り扱うこととするので、了知されたい。

なお、別紙の関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。

記

第１　消音器等の改造及び構造

１．消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造の例について

消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていない（例：ボルト止め、ナット止め、接着）消音器は、細目告示第４０条第２項第２号、第１１８条第２項第５号及び第１９６条第２項第５号の規定（以下「騒音低減機構の容易除去可能構造の禁止規定」という。）に適合しない例とする。

２．消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例について

消音器本体に騒音低減目的以外の目的として装着されている外部構造部品（別紙１　図１の網掛けの部品）及び消音器本体以外に装着されている外部構造部品であって、それらを取り外しても騒音防止性能に影響のないもの、並びに消音器本体に取り付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置（別紙１図２の網掛けの部品）は、恒久的方法により結合されていなくても、騒音低減機構の容易除去可能構造の禁止規定に適合する例とする。

３．加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について

「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管（テールパイプをいう。以下同じ。）との接合部の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し」若しくは「予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのＤＰＦ又は触媒の取付け」は、細目告示第１１８条第２項第６号及び第１９６条第２項第６号の規定（以下「加速走行騒音性能規制」という。）に影響しない改造の例とする。

なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成２３年６月３０日付け国自環第７０号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。）記６．（１）②、（２）②又は（３）②の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。

４．使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について

異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添１０、別添１１又は別添１２の加速走行騒音試験結果成績表により確認するものとする。なお、この場合の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等（加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められる改造施工者を含む。）において実施されたものの写しで差し支えないものとする。

第２　公的試験機関による成績表の発行等

１．公的試験機関について

加速走行騒音試験結果成績表を発行する公的試験機関は、国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学法人及び公立大学を含む。）若しくは公益法人又はこれに準ずるものであって、加速走行騒音についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関とする。

２．騒音防止性能確認標章について

公的試験機関による騒音防止性能確認標章の発行等については、次のとおりとする。

（１）公的試験機関は、加速走行騒音試験の結果、消音器が加速走行騒音性能規制に適合している場合には、申請者の求めに応じ、騒音防止性能確認標章（当該申請対象の自動車が備える消音器を特定することができる確認番号等を記載した耐熱シールであって、車台番号ごとに発行されるものをいう。以下同じ。）を発行することができる。この場合において、公的試験機関は、加速走行騒音試験結果成績表に、当該確認番号を記載するものとする。

（２）（１）の規定により発行された騒音防止性能確認標章は、加速走行騒音試験結果成績表の「写真８ 消音器表示」と同一位置に貼付するものとする。

（３）騒音防止性能確認標章の様式は、別添１によるものとする。

（４）騒音防止性能確認標章の紛失又は棄損による再発行の申請があった場合には、公的試験機関は、騒音防止性能確認標章の再発行を行うことができる。

第３　協定規則及び欧州連合指令による取扱い

１．協定規則と同等な欧州連合指令について

（１）細目告示第１１８条第３項第１号イ（５）及び第３号イ（５）並びに第１９６条第３項第１号イ（５）の「協定規則第９号、第４１号若しくは第５１号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第９号※及び第４１号※にあっては、78/1015/EEC ※又は 97/24/EEC ※の指令とし、協定規則第５１号※にあっては、70/157/EEC ※の指令とする。

（２）細目告示第１１８条第３項第１号イ（６）及び第３号イ（６）並びに第１９６条第３項第１号イ（６）の「協定規則第５９号若しくは第９２号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則５９号※にあっては、70/157/EEC ※の指令とし、協定規則９２号※にあっては、97/24/EEC ※の指令とする。

※協定規則及びこれと同等の欧州連合指令の概要は、それぞれ次のとおり。

(協定規則)

・協定規則第９号とは、側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定

・協定規則第４１号とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定

・協定規則第５１号とは、四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定

・協定規則第５９号とは、乗車定員９人以下の乗用車及び車両総重量３．５トン以下の貨物車の交換用消音器に関する規定

・協定規則第９２号とは、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）の交換用消音器に関する規定

(欧州連合指令)

・欧州連合指令 78/1015/EEC 及び 97/24/EEC とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定

(97/24/EEC には二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。)

・欧州連合指令 70/157/EEC とは、四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定

２．協定規則又は欧州連合指令により消音器に表示される特別な表示について

（１）細目告示第１１８条第３項第１号イ（５）及び第３号イ（５）並びに第１９６条第３項第１号イ（５）の「協定規則第９号、第４１号若しくは第５１号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示」とは、次に掲げる表示をいう。

①　協定規則第９号又は第４１号に基づくマーク

例：E4　41R-032439（協定規則第４１号第３改訂版の認可をオランダで取得し、その認可番号が　2439　であることを示す。）

②　欧州連合指令 97/24/EEC に基づくマーク

例：e2（欧州連合指令 97/24/EEC の認可をフランスで取得したことを示す。）

（２）細目告示第１１８条第３項第１号イ（６）及び第３号イ（６）並びに第１９６条第３項第１号イ（６）の「協定規則第５９号若しくは第９２号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示」とは、次の表示をいう。

①　協定規則第５９号又は第９２号に基づくマーク

例：E1　59R-002439（協定規則第５９号の認可をドイツで取得し、その認可番号が　002439　であることを示す。）

②　欧州連合指令 70/157/EEC 又は 97/24/EEC に基づくマーク

例:e9　030148（欧州連合指令 70/157/EEC の第３主要改訂版（92/97/EEC）の認可をスペインで取得し、その認可番号が 0148 であることを示す。）

３．協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について

（１）次に掲げる自動車は、細目告示第１１８条第３項第１号ロ（２）及び第３号ロ（２）並びに第１９６

条第３項第１号ロ（２）の「外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第９号、第４１号若しくは第５１号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車」に該当するものとする。

① 欧州連合指令 70/156/EEC 附則Ⅵ又は 2002/24/EEC 附則Ⅳ－Ａに基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書（ＣＯＣペーパー）又はこれと同等のもの（ＷＶＴＡラベル・プレート）を有する自動車

ただし、欧州連合指令の規定に基づく少数生産車（年間生産台数が四輪車５００台（一部２５０台）未満、二輪・三輪車２００台以下のものをいう。なお、車両識別番号（ＶＩＮ）の３桁目の記号が「9」である自動車はこれに該当する。以下（２）において同じ。）にあっては、この限りでない。

② 欧州連合（ＥＵ）加盟国において生産された自動車（少数生産車を除く。）であって、ＥＵ加盟国の政府が発行する自動車登録証を有する自動車

③ 協定規則第５１号に基づくマークが、車両識別表示（車両データプレート）内か又はその近くに表示されている自動車

④ 協定規則第５１号又は欧州連合指令 70/157/EEC に適合する旨の認可書（協定規則第５１号附則Ⅰの車両型式認可書又は欧州連合指令 70/157/EEC 附則Ⅰ付録２ の車両型式認可書をいう。）の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車

この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

（２）次に掲げる自動車は、細目告示第１１８条第３項第４号ロ（３）及び第１９６条第３項第２号ロ（３）の外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第４１号第４改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。

① 欧州連合規則 168/2013 に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書（ＣＯＣペーパー）又はこれと同等のもの（ＷＶＴＡラベル・プレート）を有する自動車

② 協定規則第４１号第４改訂版に基づくマークが、車両識別表示（車両データプレート）内か又はその近くに表示されている自動車

③ 協定規則第４１号第４改訂版又は欧州連合規則 168/2013 に適合する旨の認可書（協定規則第４１号第４改訂版附則Ⅰの車両型式認可書又は欧州連合規則 901/2014 附則Ⅵ付録１の車両型式認可書をいう。）の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車

この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

（３）次に掲げる自動車は、細目告示第１１８条第３項第２号ロ（２）及び第４号ロ（３）並びに第１９６条第３項第２号ロ（３）の外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第５１号第３改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。

① 協定規則第５１号第３改訂版に基づくマークが、車両識別表示（車両データプレート）内か又はその近くに表示されている自動車

② 協定規則第５１号第３改訂版又は欧州連合規則 540/2014 に適合する旨の認可書（協定規則第５１号第３改訂版附則Ⅰの車両型式認可書又は欧州連合規則 540/2014 附則Ⅰ付録２の車両型式認可書をいう。）の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車

この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

第４　検査における加速走行騒音試験結果成績表等の取扱い

１．公的試験機関成績表の取扱いについて

公的試験機関が、指定自動車等以外の非認証車又は使用過程において消音器を改造した自動車に対して発行する加速走行騒音試験結果成績表については、本通の提示を求めるものとする。

この場合において、騒音防止性能確認標章が発行されている場合は、当該確認標章の発行を受けた自動車の初めての新規検査（予備検査を含む。）の際に、加速走行騒音試験結果成績表の騒音防止性能確認標章確認番号と検査申請車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。

２．加速走行騒音試験結果成績表と検査申請車両の同一性の確認について

改造車の新規検査時提出書面通達に定める細目告示第４０条第１項第３号の表の自動車の種別に応じた加速騒音値規制、又は、本通達に定める消音器の加速走行騒音性能規制のそれぞれへの基準適合性について、両通達の規定により、公的試験機関又は自動車製作者等が実施した加速走行騒音試験結果成績表又はその写しにより判定する場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と検査申請車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。

この場合において、「構造・装置等が同一である」とは、当該加速走行騒音試験結果成績表中の「試験自動車」欄に記載される項目のうち、「車名」、「型式」（原動機等の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）、「原動機型式」、「最高出力」（使用過程車の検査を除く。）、「変速機の種類」（使用過程車の検査を除く。）、「車両総重量」（使用過程車の検査を除く。）、「消音器の個数」、「触媒の有無」（使用過程車の検査を除く。）及び同成績表添付資料中の「消音器外観」に係る構造・装置等が同一であることをいう。

なお、「車両総重量」にあっては、検査申請車両の車両総重量が同成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合、及び軽い場合であって、その差が試験自動車の車両総重量の－５％以内又は－２０kg以内の場合は同一とみなすものとする。

３．騒音防止性能確認標章の取扱いについて

使用過程車の検査において、加速走行騒音性能規制への適合性を加速走行騒音試験結果成績表の提示により確認する場合、騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車は、同規制に適合するものとして取り扱って差し支えない。

４．装置指定を受けた消音器の取扱いについて

装置指定を受けた消音器に係る取扱いは次のとおりとする。

（１）細目告示第４０条第１項第３号に係る自動車について消音器の改造を行う場合であって、改造後の消音器が道路運送車両法第７５条の３第１項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器（以下「装置指定消音器」という。）であり、かつ、同法施行規則第６２条の４の騒音防止装置の型式指定番号標（以下「型式指定番号標」という。）が当該消音器を備えた自動車に表示されているときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記６．（１）また書きの規定による「S」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱って差し支えない。また、細目告示第４０条第１項第４号又は第５号に係る自動車について消音器の改造を行う場合であって、改造後の消音器が装置指定消音器又は道路運送車両法第７５条の３第７項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置の消音器であるときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記６．（２）又は（３）また書きの規定による「A」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱って差し支えない。

（2）装置指定消音器であって、型式指定番号標が当該消音器を備えた自動車に表示されている場合は、当該型式指定番号標の表示は、加速走行騒音性能規制に適合する表示として取り扱って差し支えない。

第５　指定自動車等の製作者が行う表示

１．製作者表示を行うことができる場合について

指定自動車等の製作者は、当該指定自動車等に備える消音器に、製作者表示（細目告示第１１８条第３項第１号イ（１）及び第３号イ（１）並びに第１９６条第３項第１号イ（１）の「指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示」をいう。以下同じ。）を行うことができる。

２．製作者表示の内容について

製作者表示は、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標等とする。この場合において、部品番号等の表示であっても、指定自動車等の製作者等の管理下にあることが別途証されたものは、製作者表示として認めるものとする。

３．製作者表示の表示方法について

製作者表示の表示は、次により行うものとする。

（1）製作者表示は消音器毎に表示することとする。ただし、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合は、当該部品として構成されているいずれかの消音器に行えばよい。

（2）製作者表示は、消音器を自動車に取り付けた状態で見えやすい位置に行うこと。ただし、自動車又は消音器の構造上やむ得ない場合に限りピット及び手鏡等を使用して確認可能な位置とすることができるものとする。また、当該表示は容易に破損･滅失等しない方法（鋳出し、刻印又は金属プレートの固着等）により表示しなければならない。

第６　原動機付自転車が備える消音器の取扱い

原動機付自転車が備える消音器の取扱いは、第１～第３及び第５の規定を準用する。なお、第３の規定を準用する場合において、自動車に適用される協定規則及びこれと同等の欧州連合指令は、それぞれ原動機付自転車に係る協定規則及び欧州連合指令に読み替えて適用するものとする。

別添１：騒音防止性能確認標章

ＡＮＴ－〇〇〇－△△△△
↑　　↑　　↑
①　　②　　③

①加速走行騒音試験を実施したことを示す記号
②公的試験機関の略称（アルファベット）
③確認番号（試験車両毎に公的試験機関が決定する番号）

別紙１：消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例

図１

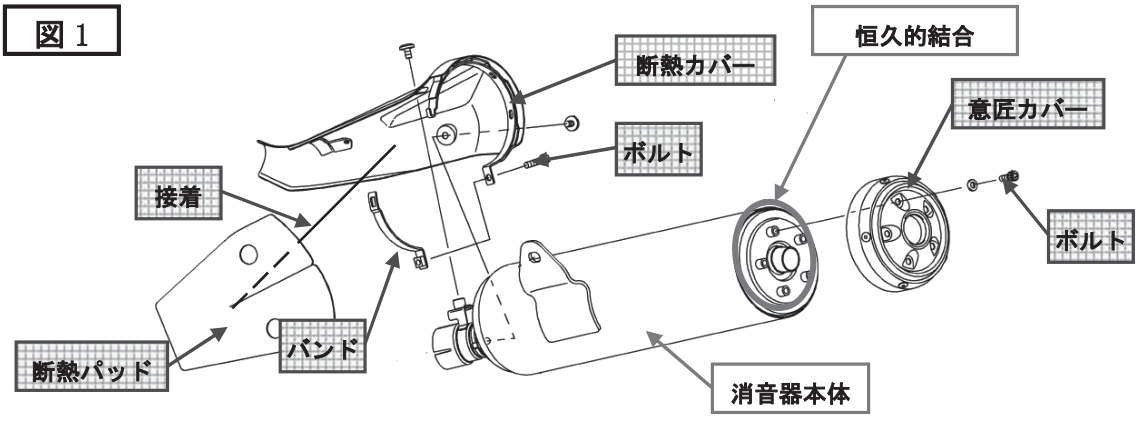

図2

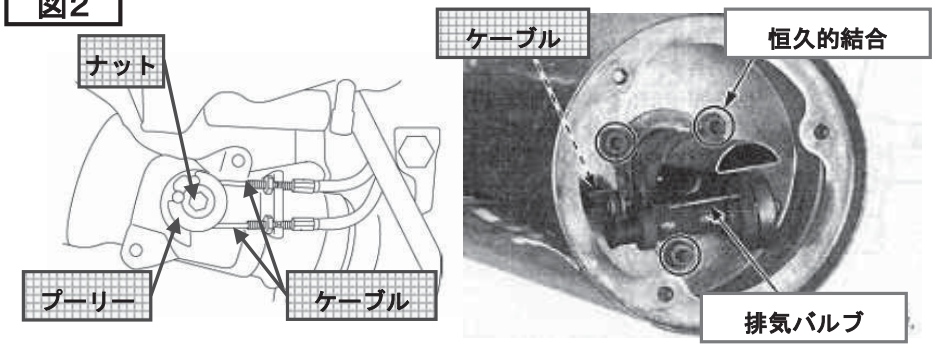

※二輪車について、消音器本体の後端に恒久的方法により結合されていない意匠カバーを装着する車両について、消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造であるかどうかを判別可能とするため、申請書等の添付書面の構造・装置の概要説明書に、「意匠カバーを取り外しても、消音器の騒音低減機構を容易に除去できない構造である」旨を記載するとともに、消音器概略図を添付することとしている。

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期　平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

① 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

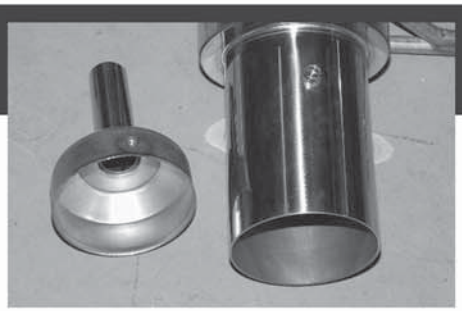

不適合事例

■マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの
（例）マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの

② 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

(1)次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（純正マフラー）

（例）自動車メーカー商号、商標等

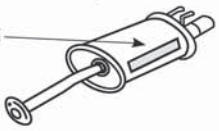

（ロ）装置型式指定品表示（自マーク）

（例）　自

（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）

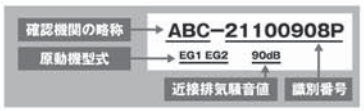

（第1種後付消音器の性能等確認済表示の例）

確認機関の略称のサンプル例

（ニ）協定規則適合品表示（Eマーク）

（例）

（ホ）欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

（例）

（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。）

(2)次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等
■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等
■外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。
（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）
・COCペーパー（EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）
・WVTAラベル又はプレート（EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

注意！ 平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に関する罰則　**不正改造車の使用者** ▶ 整備命令の発令 →整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金　**不正改造を実施した者** ▶ 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

(13) 自動車登録番号標等の取付角度等の確認について（協力依頼）

国自情第２７８号の２
国自整第４２５号の２
平成２８年３月２８日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

自動車局自動車情報課長
整備課長

自動車登録番号標等の取付角度等の確認について（協力依頼）

自動車登録番号標等を被覆することの禁止のほか、一定の位置・方法において表示しなければならないことを内容とする道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）等の規定が平成 28 年４月１日に施行されることに伴い、標記について別添のとおり取り扱われるよう、この旨傘下会員に周知の上、ご協力願いたい。

車のナンバープレートは見やすく表示!

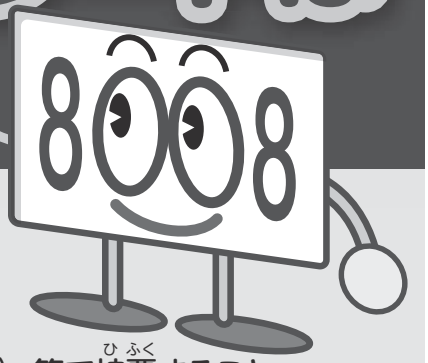

ナンバープレートの表示義務が明確化されます

平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバー等で被覆（ひふく）すること、シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止されます。

平成28年4月1日から禁止

カバー

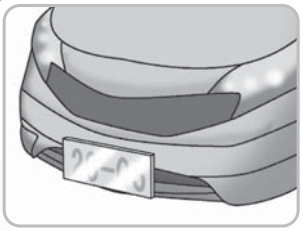

ナンバープレートカバーは
装着禁止!!
無色透明でもダメ!!

回転

回転させて
取り付けては
いけません。

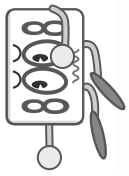

被覆（ひふく）

ナンバープレートの
すべての文字が判読でき
なければダメ!!

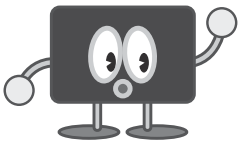

折り返し

折り返しては
いけません。

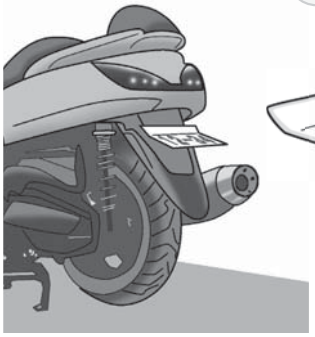

国土交通省 ／ 警察庁

車のナンバープレートの表示に係る新基準

これまで「番号を見やすいように表示しなければならない」とだけ定められていたナンバープレートですが、新基準により位置や角度が数値で明確に規定されました。
知らなかったではすまされません！

項目		前面のナンバープレート	後面のナンバープレート		
			ナンバープレートの上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート
位置		番号（ナンバープレートのすべての文字をいう。以下、同じ。）の識別に支障が生じないように、見やすい位置			
角度	上下向き※1	上向き10°～下向き10°	上向き45°～下向き5° 1.2m以下	上向き25°～下向き15° 1.2m超	上向き40°～下向き15°
	左右向き※1	左向き10°～左右向き0°	左向き5°～左右向き0°		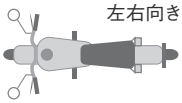 左右向き0°
	回転	水平			
被覆・汚れ・物品の取付け		禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）			
フレーム※1		●幅※2が上部10㎜以下、左右18.5㎜以下、下部13.5㎜以下 ●厚さ※3が上部6㎜以下（上部の幅が7㎜以下の場合は10㎜以下）、その他30㎜以下 ●脱落するおそれのないもの 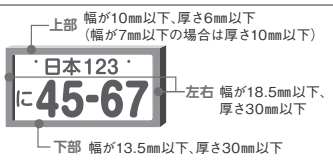		禁止
ボルトカバー※1		●直径が28㎜以下であって番号に被覆しないもの ●厚さが※3が9㎜以下 ●脱落するおそれのないもの			
その他		●確実に取り付けていること ●折り返されていないこと、表裏・上下が逆さでないこと等、番号の識別に支障が生じないこと			

※1 角度（上下向き・左右向き）、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。（平成33年3月31日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。）
※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ
※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ

ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

法・省令・告示施行 H28.4.1

猶予期間 平成33年3月31日までに初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

新基準の全面適用 H33.4.1

平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

【現行】道路運送車両法の規定

（自動車登録番号標等の表示の義務）
第十九条　自動車は、国土交通省令で定めるところにより、…自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

【改正】道路運送車両法の規定

（自動車登録番号標の表示の義務）
第十九条　自動車は、…自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないこと
その他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆　禁止

【改正】省令・告示の規定

位置　自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度（上下・左右）　自動車の運行中番号が判読できる見やすい角度
一定の角度　例：上10°～下10°（四輪前面）　左5°～0°（四輪後面）　上40°～下15°（二輪後面）

角度（回転）　禁止

フレーム　番号を被覆せず、自動車の運行中番号の判読ができるもの
一定の幅、厚さ以下のもの　例：左右幅18.5mm以下、厚さ30mm以下

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和３年３月９日
自動車局自動車情報課

車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成 28 年 4 月 1 日に施行された、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）並びにナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示により明確化したところです。

明確化した表示方法の中で、関連告示で規定するナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和 3 年 4 月 1 日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間を設けていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の自動車購入需要が停滞したこと等を踏まえ、この猶予期間を延長し、令和 3 年 10 月 1 日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用することとします。

○　猶予期間を延長する告示
- 自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成 27 年国土交通省告示第 1265 号）
- 自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成 27 年国土交通省告示第 1266 号）

○　猶予期間を延長する基準
- 以下の基準について、令和 3 年 10 月 1 日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">前面のナンバープレート</th><th colspan="3">後面のナンバープレート</th></tr>
<tr><th>ナンバープレートの
上端が1.2m以下の場合</th><th>ナンバープレートの
上端が1.2m超の場合</th><th>バイクのナンバープレート</th></tr>
<tr><td rowspan="2">角度</td><td>上下向き※1</td><td>
</td><td> 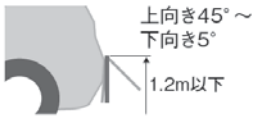
</td><td> 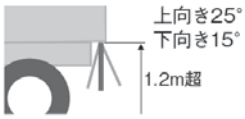
</td><td>
</td></tr>
<tr><td>左右向き※1</td><td>
</td><td>
</td><td></td><td> 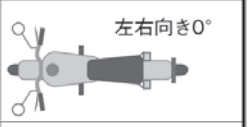
</td></tr>
<tr><td colspan="2">フレーム※1</td><td colspan="2">●幅※2が上部10㎜以下、左右18.5㎜以下、下部13.5㎜以下
●厚さ※3が上部6㎜以下（上部の幅が7㎜以下の場合は10㎜以下）、その他30㎜以下
●脱落するおそれのないもの
</td><td>禁　止</td></tr>
<tr><td colspan="2">ボルトカバー※1</td><td colspan="3">●直径が28㎜以下であって番号に被覆しないもの
●厚さが※3が9㎜以下
●脱落するおそれのないもの</td></tr>
</table>

※１　令和 3 年 9 月 30 日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、上記基準によらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によりナンバープレートを取り付けること、また、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。
※２　ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ
※３　ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課　佐藤・尼寺・青柳
電話：03-5253-8111（内線 41145/42103）直通：03-5253-8588　FAX：03-5253-1639

ナンバープレート取付角度等の新基準の運用

別　添

平成２８年４月１日からのナンバープレート取付角度等の新基準について、即日適用される項目（別紙チラシ表面参照）のうち、当面、①ナンバープレートカバー装着（被覆）及び②ナンバープレート回転取付け（取付角度）（以下「不適切表示」という。）について、以下のとおり運用されたい。なお、不適切表示については、目視により確認することとし、疑義が生じた場合は、必要に応じて管轄の運輸支局等の登録担当へ確認ができることとする。

具体的な確認方法

１．独立行政法人自動車技術総合機構の検査コース（四日市と京都南を除く。）での継続検査・構造等変更検査時

①　自動車検査官等は、不適切表示を確認した場合、自動車検査票の任意の箇所に不適切表示を記載又は不適切表示に○をつけたチラシを自動車検査票に添付する等し、検査担当の職員は、自動車検査証を交付するまでの間に登録担当の職員へ伝達。

②　伝達を受けた登録担当の職員は、現車を確認の上、申請者に対して不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨をチラシ等により説明。

２．封印取付受託者の事業場における封印時

封印担当者は、不適切表示を確認した場合、不適切表示に○をつけたチラシを申請者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

３．独立行政法人自動車技術総合機構の検査コース（四日市と京都南に限る。）及び軽自動車検査協会での継続検査・構造等変更検査時

自動車検査官等は、不適切表示を確認した場合、不適切表示に○をつけたチラシを受検者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

４．自動車分解整備事業者の事業場

（１）指定整備時

指定自動車整備事業者の自動車検査員等は、不適切表示を確認した場合、不適切表示に○をつけたチラシを使用者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

（２）自動車分解整備事業者による持ち込み検査時

自動車分解整備事業者の事業場の担当者等は、１．②又は３.により、不適切表示に係る説明を運輸支局等の登録担当の職員から受けた場合、受け取ったチラシを使用者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

（３）定期点検及び一般整備等時

自動車分解整備事業者の事業場の担当者等は、不適切表示を確認した場合、不適切表示に○をつけたチラシを使用者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

OBD検査について

独立行政法人　自動車技術総合機構
近畿検査部検査課

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査の概要

■検査用のスキャンツールで故障コードを読み出し、機構が管理する「OBD検査」サーバーへ送信。サーバーが合否を判定

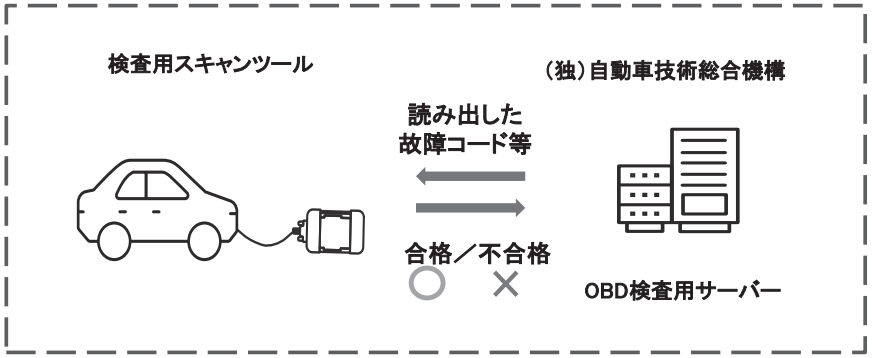

■故障コードを読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。
※適合しない規定に関しては審査事務規程参照のこと

装置の種類	事例	適合しない規定
排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）	・OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯（UN R154-02 若しくは UN R154-03 の附則 C5 の 3.5. 及び 3.7. 又は細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ. 2. 5. 2.（作動モード 4 に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているもの ・UN R154-02 又は UN R154-03 の附則 C5 の基準が適用されるものにあっては同附則の 3. 3. 3. に規定する装置（レベル 1A に関する装置を除く。）について、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ. の基準が適用されるものにあっては Ⅳ. 2. 6. 1. 5. 2. に規定する監視の全てについて、1 つもレディネスコードが記録されていないもの ・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの（細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ. の規定が適用される自動車を除く。）	7-59-1 ［8-59-1］
安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）	・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの	①7-13-1-2（1） ［8-13-1（1）］ ②7-15-2 ［8-15-2］ ③7-16-2 ［8-16-2］ ④7-20-2 ［8-20-2］ ⑤7-103-2 ［8-103-2］ ⑥7-113-2 ［8-113-2］

［適合しない規定欄の注釈］
注 1：［ ］内は第 8 章適用車を示す。
注 2：「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する場合には、相当する項目とする。
注 3：①から⑥までの基準について、それぞれ適用しない自動車には該当しない。

OBD検査対象装置とは

■保安基準で定められたOBD検査対象装置（9装置）
①かじ取装置（UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。）
②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（ABS）
③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（ESC）
④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置（EVSC）
⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（BAS）
⑥衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）
⑦排出ガス発散防止装置
⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置（AVAS）
⑨自動運行装置

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査システムについて

■OBD検査に関連する業務には、OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理、OBD検査の実施、OBD検査結果の確認といった業務があります。これらの業務は、OBD検査業務を行うために開発されたOBD検査システムを利用して行います。
■OBD検査システムは、以下のシステムで構成されており、利用者はアプリ等がインストールされた事業場PCからインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。

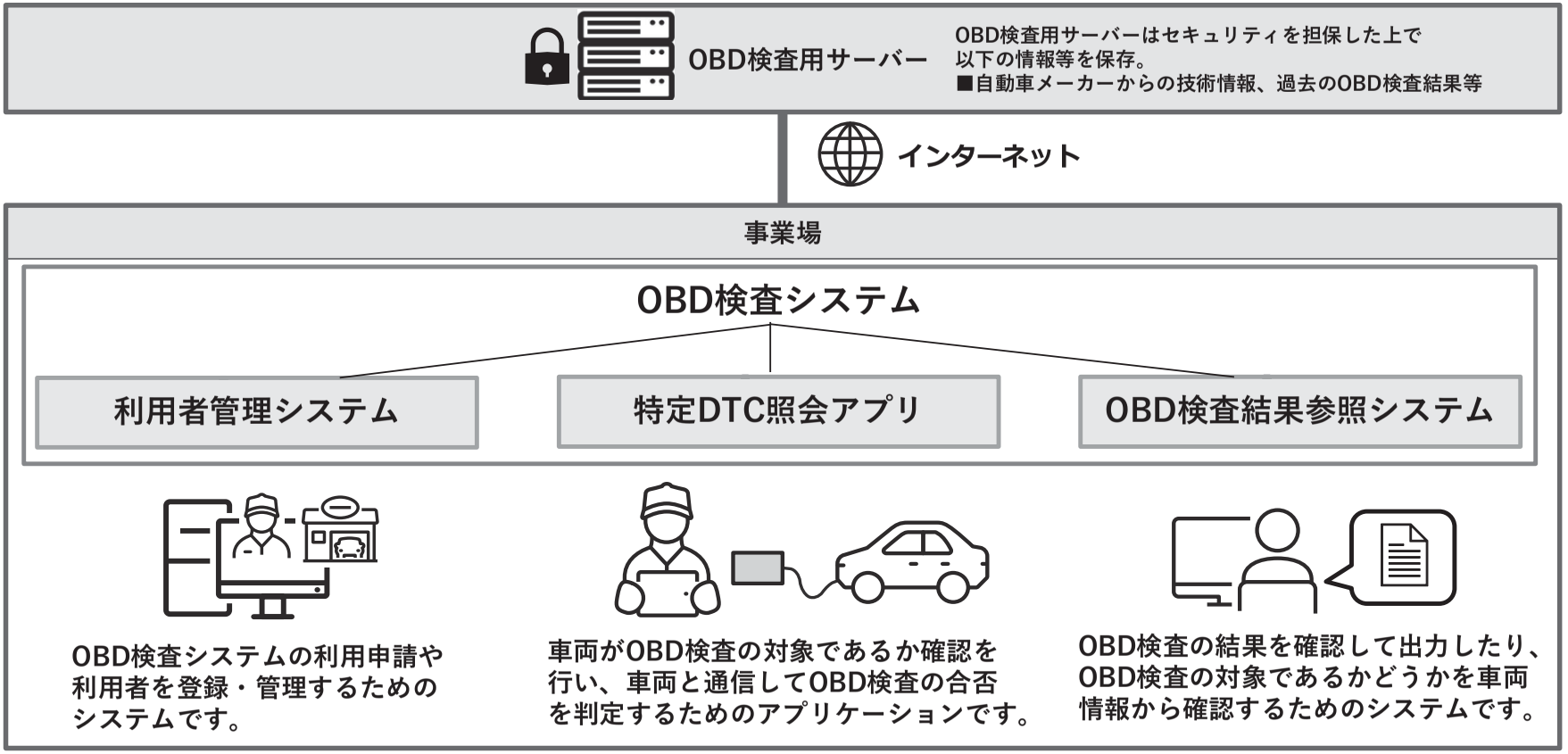

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査開始前の準備について（指定工場・認証工場共通）

環境・機器の準備

インターネット環境および検査で使用するPCまたはタブレットPC・検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。

OBD検査を行うにあって、必要な環境・機器で必要なもの

PC

※1

Windows 10以上

インターネット環境

検査用スキャンツール※

※1

VCI

Windows10以上がインストールされたPCまたはタブレットPC

二次元コードリーダ　**ICタグリーダ**

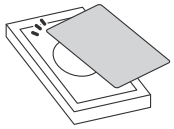

車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。

※1：**1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。**

OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査は、PCで事業場や検査員等の登録、アプリのインストール等の準備をする必要があります。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

National Agency for
Automobile and Land Transport Technology

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構

OBD検査の始め方

指定・認証工場における**運用**のイメージ図

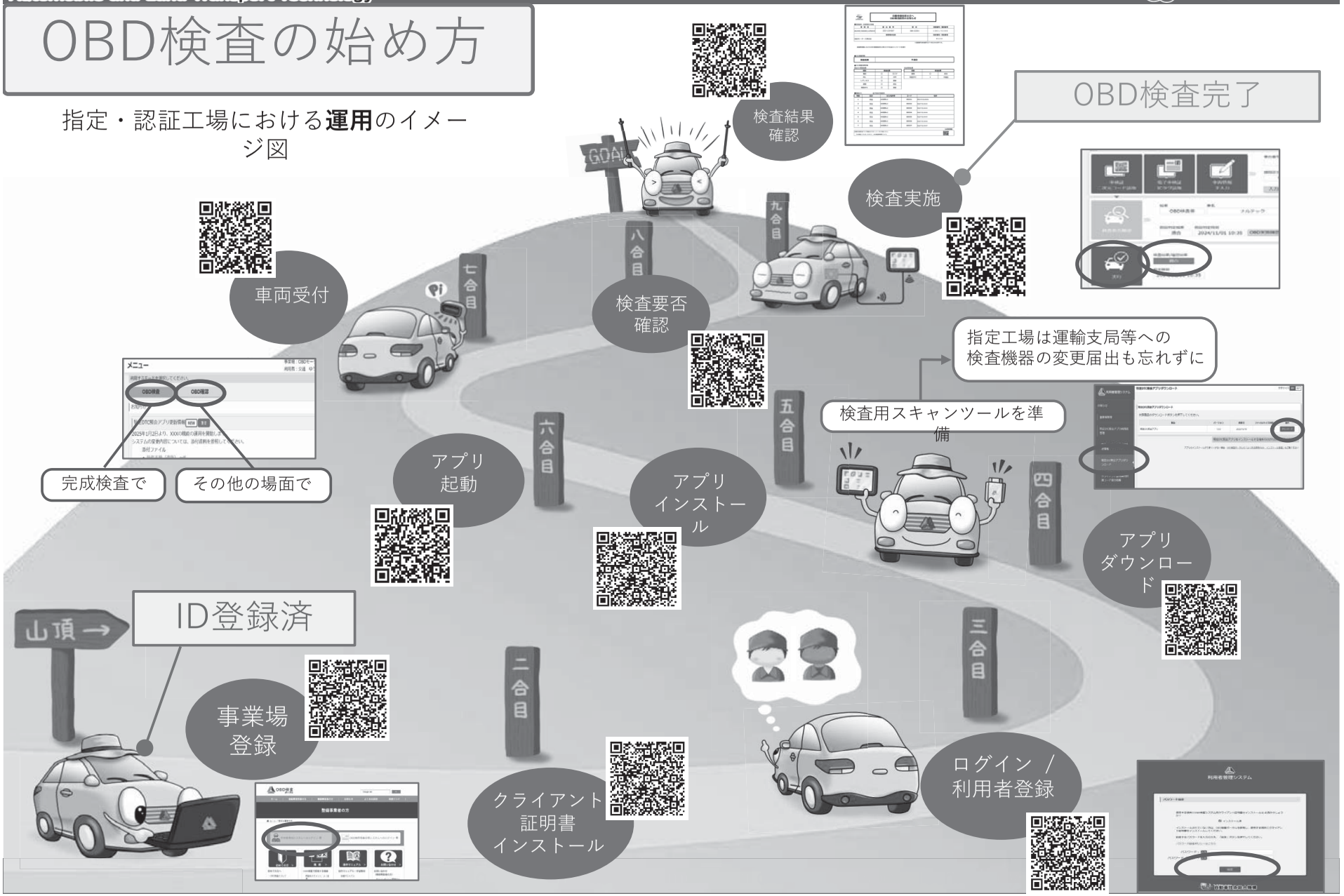

OBD検査・OBD確認の方法

■OBD検査は、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会又は指定工場が行う。
■OBD確認は、検査の事前確認に指定工場又は認証工場が行う。
→OBD検査は、「認定された検査用スキャンツール※」で行わなければならない。
※日本自動車機械工具協会の認定を受けたスキャンツール

■OBD検査の手順は以下の通り

審査事務規定4-10 車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）

OBD 検査は次の①から⑥までの手順により実施する。

① 自動車検査証等の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必 要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに 照会する。
② 照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態で、OBD 検 査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
③ 原動機を始動する。（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状 態（READY の状態）にする。）
④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度 化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては 走行可能状態（READY の状態））を維持する。
⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照合した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又 は特定 DTC 照会アプリで確認する。
⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態でデータリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD点検・OBD検査・OBD確認とは

OBD点検		OBD検査	OBD確認
定期点検整備	制　　度	検査（車検）	任意 （実施義務はなし）
令和３年10月１日	開始時期	令和６年10月１日 （輸入車は令和７年10月1日）	OBD検査が必要な自動車に対し、次の目的で実施 ✓ 完成検査時以外での適否の確認 ✓ 持込検査での省略
OBDを搭載する全ての自動車 （年式にかかわらない）	対象自動車	令和３年10月1日以降の新型車 （輸入車は令和4年10月1日以降の新型車）	
12カ月ごと	実施時期	車検時 指定：完成検査時 持込：持込検査時	
スキャンツールを接続し、整備が必要な故障コードがあれば整備	方　　法	機構サーバーに接続して合否判定 （自動判定）	
認定は不要	スキャンツール	認定を受けた「検査用スキャンツール」	

※　わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

検査場におけるOBD検査の省略について

- 特定整備事業者がOBD確認を実施し「適合」であった記録がある受検車両は、受検日含め5日までの間は、検査場でのOBD検査を省略できる（検査職員が省略すべきでないと判断する場合を除く。）
- 上記に該当する場合でも、一定の割合による抜き取り検査に加え、替え玉受検の防止等を目的に、抜き取り検査を実施する。

抜き取り検査とは

事前に行われたOBD確認の結果に対して、次に掲げる条件または一定の割合により、抜き取り検査を実施する。

- 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

抜き取り検査の判断

- 検査場での受付処理時にサーバ側で、自動的に省略か抜き取りかを判定し、検査場に応答
- 検査場の検査職員は、サーバの応答を踏まえ判断

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD対象車の見分け方

■OBD検査対象車とは、型式指定日がR3.10.1（輸入自動車はR4.10.1）以降のフルモデルチェンジ車等がOBD検査対象車となります。ただし、型式指定自動車又は多仕様自動車以外の自動車（並行輸入車等）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外となります。

■OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象」などの記載が必ずあります。
この記載がある車両のみ法令でOBD検査が義務付けられていますが、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

車検証

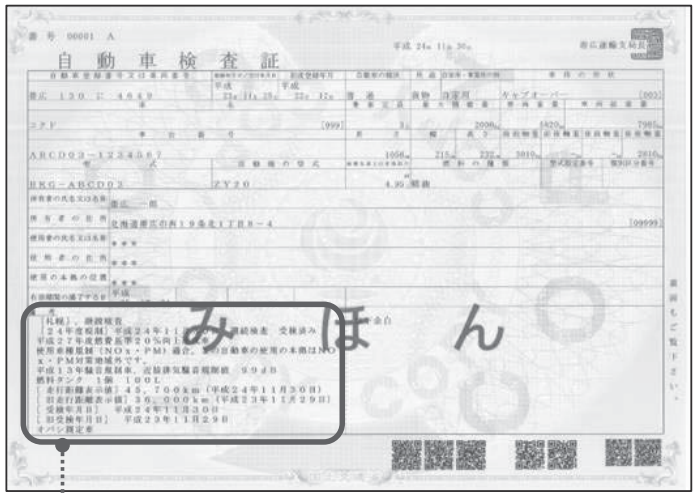

備　考
OBD検査対象車
［OBD検査開始年月日］令和6年10月1日

電子車検証

備　考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。
- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ポータルの紹介

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。
OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、クライアント証明書のダウンロードサイトや検査用スキャンツールに関する情報（日本自動車機械協会HP）のリンクが掲載されています。

OBD検査ポータル

URL：https://www.obd.naltec.go.jp/　若しくは

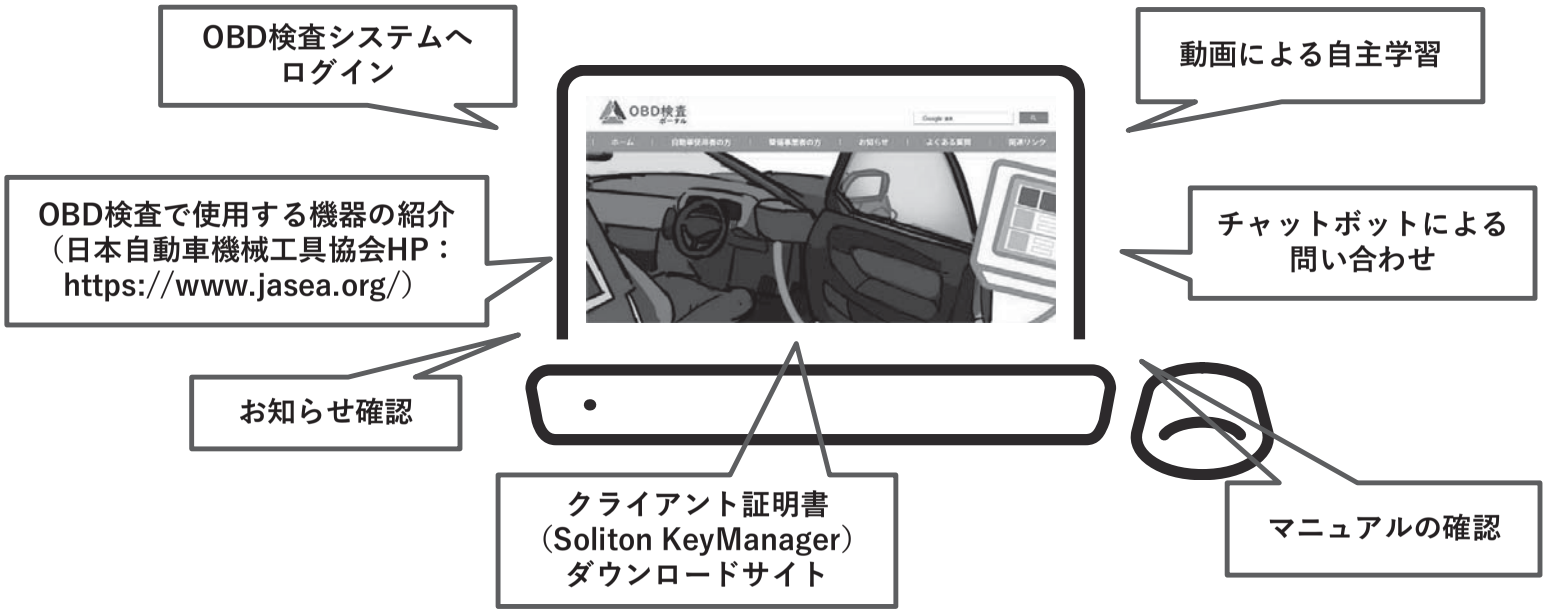

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

お問い合わせ先情報

電話で相談する

■ OBD検査コールセンター

電話番号：0570－022－574（通話料有料）
対応時間：9時00分から17時00分（12月29日から1月3日を除き、年中無休）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

（15）　自動車技術総合機構からのお知らせ

～お知らせ～

令和6年5月

令和6年8月からヘッドライト（ロービーム）の審査方法を変更します。
・初回検査時はロービームのみ
・再入場時等はこれまでどおり

※平成１０年９月１日以降に製作された自動車
（二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車除く。）

～令和６年７月末

測定した結果、ロービームの照射光線が他の交通を妨げないことが確認できた場合に限り、ハイビーム計測を行います。

令和６年８月～

初回

初回検査時は全車ロービーム計測。
（ハイビーム計測は行いません。）

再検査

再入場時等は、ロービームの照射光線が、他の交通を妨げないことが確認できた場合に限り、ハイビーム計測を行います。

国土交通省
近畿運輸局

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology
近畿検査部検査課
なにわ事務所
和泉事務所

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization
大阪主管事務所
高槻支所
和泉支所

～重要なお知らせ～　令和6年5月

令和6年8月からすれ違い用前照灯（ロービーム）の審査方法を変更します。

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテスタによる前照灯の審査を、ロービーム照射による計測へ段階的に移行しているところです。

平成30年6月1日からは、ロービーム計測の全面施行に向けた取扱いによる基準適合性審査を実施してきましたが、開始より６年経過したこと等から、その取扱いを見直し、近畿地方（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）の各検査場では、令和６年8月１日から原則として初回入場時はロービーム計測のみでの基準適合性審査を開始します。

1. 対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車
（二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く）

2. ロービーム測定のみでの審査を開始

①令和６年８月１日～

ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。
（検査コース初回入場時は、ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません）
ただし再入場時（2回まで）は、これまでの取扱いを用います。

［参考：これまでの取扱い］
⑴ロービーム計測において、必ず右側及び左側の両方を計測する。
⑵⑴による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げるものでないことが確認できた場合に限り、ハイビームに切り替えて計測する。

②令和８年８月1日～

対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します（予定）。（ロービーム計測で基準不適合の場合、再入場時のハイビーム計測は行いません）

国土交通省
近畿運輸局

独立行政法人 自動車技術総合機構 NALTEC
National Agency for Automobile and Land Transport Technology
近畿検査部検査課
なにわ事務所
和泉事務所

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization
大阪主管事務所
高槻支所
和泉支所

※ 裏面もご確認ください。

ロービームの光度及び向きの

適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。ロービーム計測で基準不適合となる自動車は、①レンズ面のくもり②内部リフレクタの劣化③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！
◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！

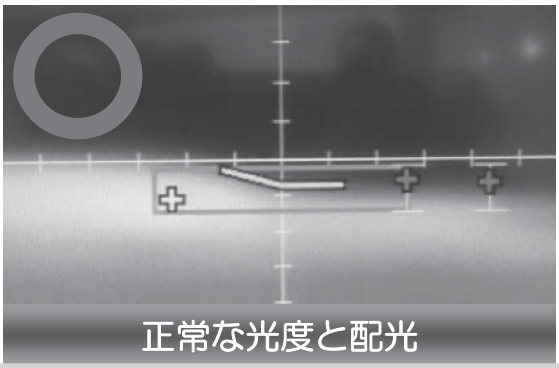

正常な光度と配光

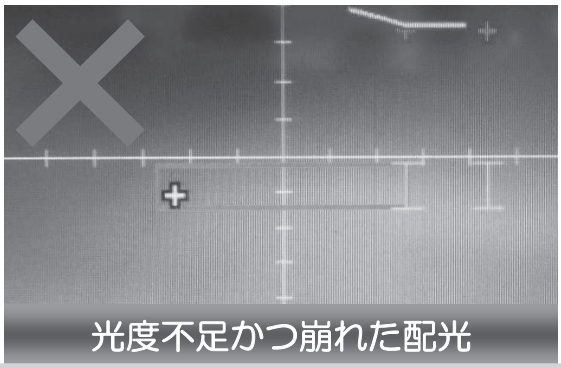

光度不足かつ崩れた配光

これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。

レンズ面のくもり

内部リフレクタの劣化

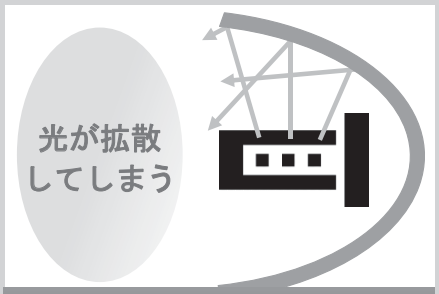

相性の悪いバルブに交換

国土交通省
近畿運輸局

独立行政法人 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology
近畿検査部検査課
なにわ事務所
和泉事務所

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization
大阪主管事務所
高槻支所
和泉支所

カットオフラインが確認できない自動車などのロービーム計測について

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1については、ヘッドライトテスタを用いた前照灯検査においてロービームを計測しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法を見直します。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

最高光度点の位置によるロービーム計測方法

1. 対象となる自動車

- カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車
- 指定自動車等以外の自動車 (注) 指定自動車等以外の自動車は「エルボー点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

2. 計測値の判定

- 最高光度点の位置　　：次のいずれかの範囲内にあること
- 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること

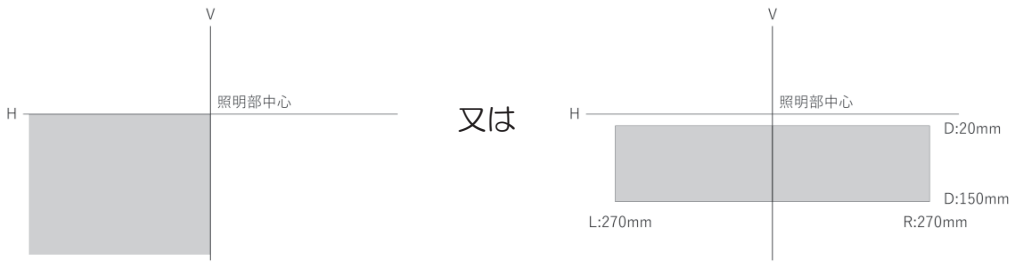

※照明部中心高さ1m超えの場合は、
20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。

独立行政法人 自動車技術総合機構 National Agency for Automobile and Land Transport Technology

軽自動車検査協会 Light Motor Vehicle Inspection Organization

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年6月12日

二輪自動車等の前照灯審査について、すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあっては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であって、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの

② 令和2年10月１日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

本改正の適用日：令和元年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準　【概要】

（1）次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。

（2）光度測定点における光度が3,200cd以上あること。

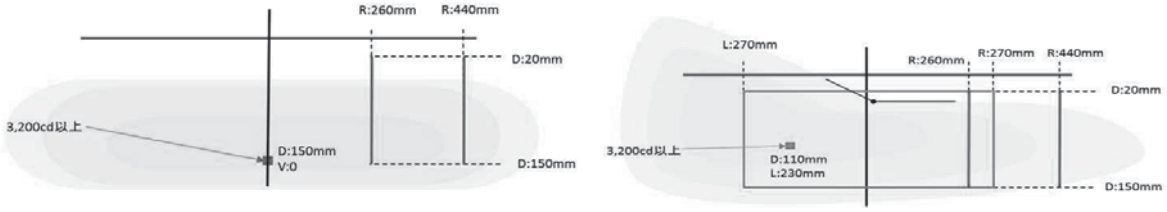

◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

（1）現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。

（2）現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

①すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。

②すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー

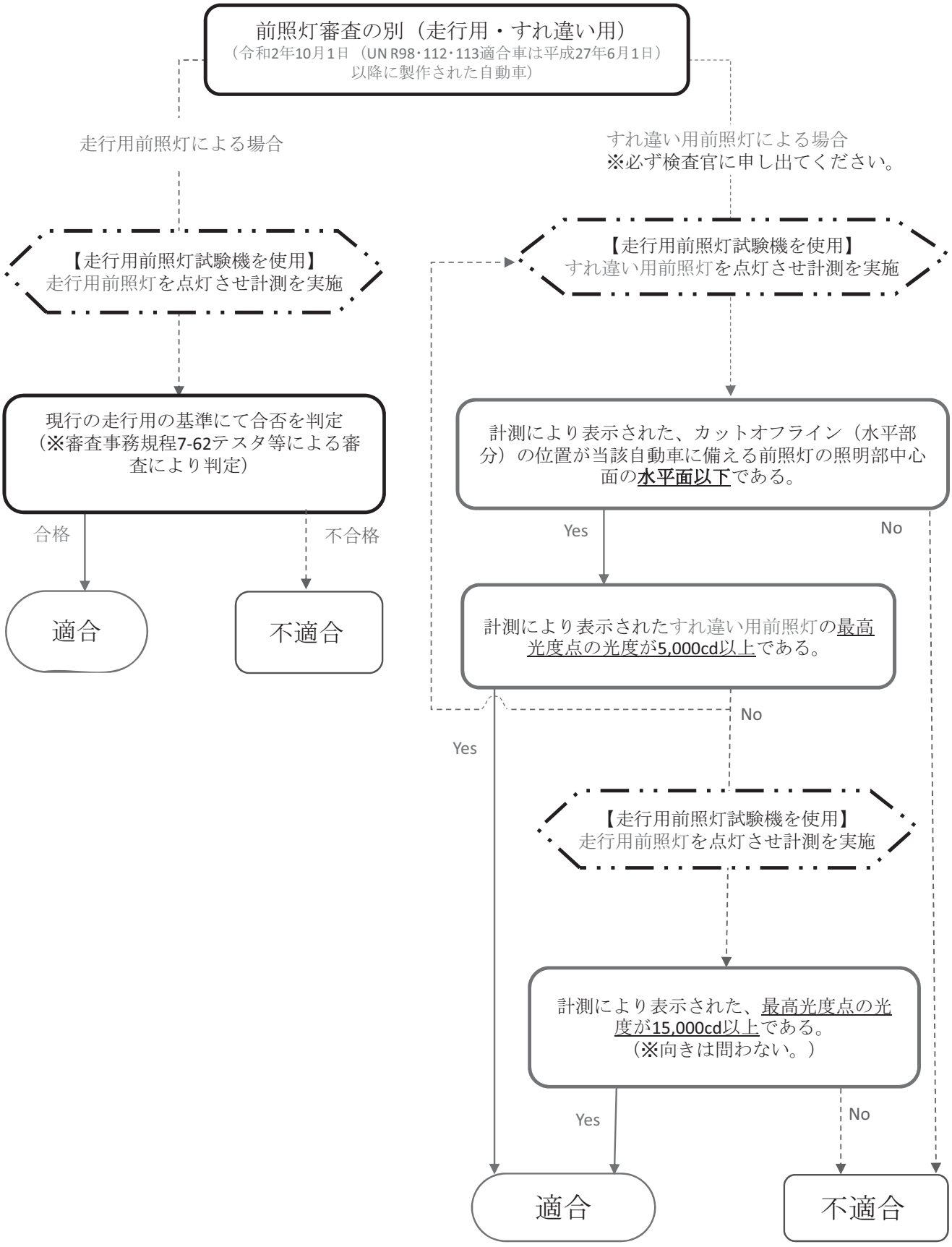

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、「審査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成 29 年 2 月以降、これに該当しない受検車両については審査を行いませんので、確実に修理した後に検査コースに持ち込んでいただきますようよろしくお願いいたします。

■「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1．空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者 1 名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引 自動車を連結した状態）であること。ただし、検査担当者からの指示又は申告ボタン操作等の理由により降車する必要がある場合には、空車状態であってもよい。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態であること。

なお、燃料については全量を搭載していなくてもよく、寸法及び重量を計測する場合を除き、スペアタイヤ（附属工具を含む。）又はその代替装備は搭載した状態とすることができる。

2．原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

なお、原動機始動時の自己診断のために点灯又は点滅していることが明確なものは、「継続して点灯又は点滅」には該当しない。

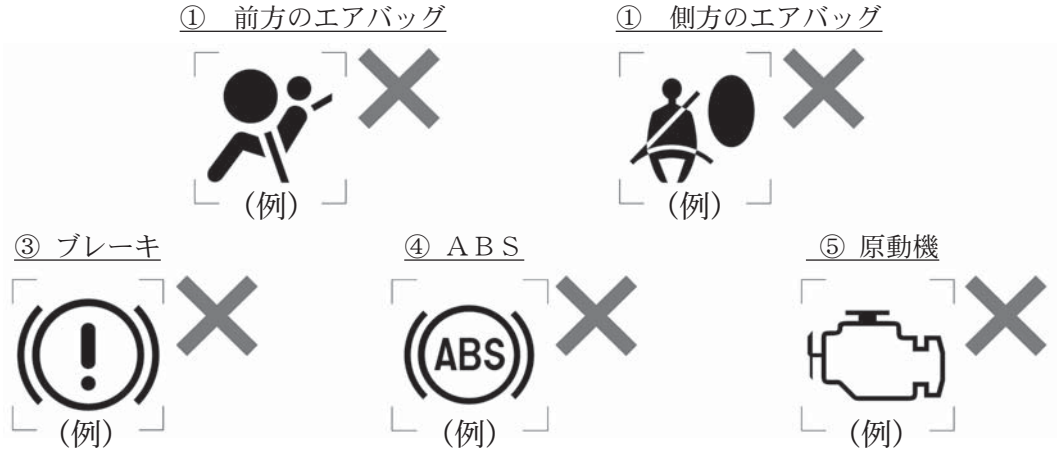

3．原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。

4．受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

独立行政法人 自動車技術総合機構

自動車技術総合機構からのお知らせ

用途等の変更をする使用過程車等の事前書面審査について

新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別を変更※2することにより書面により改めて審査する必要があるものについては、当該基準への適合性審査を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1：対象となる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車は対象外）

① 使用の過程にある自動車（登録抹消中の自動車を含む）
② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車
③ 小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車

※2：対象となる変更内容（乗用自動車・貨物自動車には、派生した特種自動車を含む）

① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの
　ア 乗車定員 9 人以下の乗用自動車
　イ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が 5.0トン以下の乗用自動車
　ウ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が 5.0トンを超える乗用自動車
　エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
　オ 車両総重量が3.5トンを超え12.0トン以下の貨物自動車
　カ 車両総重量が12.0トンを超える貨物自動車
② 乗車定員について、次の区分を移行するもの
　ア 11人以上の自動車
　イ 10人の自動車
③ 自動車の種別について、次の区分を移行するもの
　ア 普通自動車
　イ 小型自動車
　ウ 軽自動車

※ 改造自動車の事前書面審査の届出とは別のものですのでご注意ください。

※ 裏面もご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

不適切な補修について

（1）審査事務規程に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱います。

① 装置又は部品の取付け

ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け

イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）

ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計･製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの

オ 灯火器（7-65(8-65) から 7-95(8-95) までに規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）

カ 7-41(8-41) に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等を突っ張る仕組みのもの

② 装置又は部品の取外し

ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ 不点灯状態にある灯火（7-65(8-65) から 7-95(8-95) に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、速度表示装置及びアの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

ウ タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

③ 装置又は部品の補修

ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ　空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの

エ　排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ　灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ　後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

キ　前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

④　車体又は装置への表示

ア　貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ　表示された内容が容易に消えるもの

ウ　マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（7-35-1(8-35-1)(2)の表示を除く）

（2）灯火器、7-107(8-107)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付け方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

※ 7-65(8-65)から7-95(8-95)に規定する灯火とは、前照灯・前部霧灯・側方照射灯・車幅灯・番号灯・尾灯・制動灯・後退灯・方向指示器等を指します。詳しくは審査事務規程をご確認ください。

検査実施のための遵守事項について

当機構敷地等における検査実施のための遵守事項を明確化し、平成29年４月より運用します。

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。

ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態

イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態

ウ 排気管にプローブが挿入できる状態

エ 荷台等に物品等が積載されていない状態

オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態

カ 窓ガラスが取外されていない状態

キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態

ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態

ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態

コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態

サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態

シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態

ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態

セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態

ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（７－６－１(1) ④に定める安定性の審査を除く。）

(ｱ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態

(ｲ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態

(ｳ) (ｱ) 又は (ｲ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態

タ ＯＢＤ検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態

② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に

従うこと。

③　受検中は自動車検査票を保持すること。

④　検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。

⑤　検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。

⑥　排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。

⑦　受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。

⑧　検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。

⑨　検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。

⑩　記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。

⑪　検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。

⑫　検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。

⑬　３次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。

⑭　検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。

⑮　ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること

⑯　トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

⑰　検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

秩序維持のための遵守事項について

当機構敷地等における秩序維持のための遵守事項を明確化し、平成29年４月より運用します。

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。

② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。

③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。

④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。

⑤ 受検車両の運転者（１名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。

⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を４㎞/h を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。

⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。

⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。

⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。

⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。

⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。

⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。

⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。

⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。

⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。

⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。

⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。

⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。

⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。

⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

検査機器の方式毎に次の事項にご注意下さい。

1．各検査コース共通の受検時の注意事項

ア　受検車両の操作方法（特にトラクションコントロール装置、衝突被害軽減ブレーキ、コーナーセンサー、横滑り防止装置、坂道発進補助装置及び灯火器類）については、取扱説明書等により十分に理解しておくようにしてください。

※二輪検査コースの場合には表示対象外

イ　自動車の構造・装置の変更を行っている場合には、あらかじめ担当検査官に申し出てください。

ウ　初めて受検する方及び受検に不安な方はあらかじめ検査担当者に申し出てください。

エ　最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ（扁平率 50％以下）を装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出てください。

※二輪検査コースの場合には表示対象外

オ　平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された車両は、「旧基準速度計」申告ボタンを押してください。

※申告ボタンがない場合には表示対象外

カ　車の中心をテスタの中心に合わせ、まっすぐに進入してください。

キ　テスタへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査担当者の指示に従ってください。

ク　テスタ上ではハンドルを切らないでください。

ケ　ヘッドライト・テスタの動きに注意して進行してください。

コ　ディーゼル車はＣＯ・ＨＣテスタを使用しないでください。

※二輪検査コースの場合には表示対象外

サ　降車するときは、シフトレバーを確実に「Ｐ」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけてください。

※二輪検査コースの場合には表示対象外

シ　検査コース内において車両を後退させる場合は、表示器又は検査担当者の指示に従ってください。

ス　サンダル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮ください。

セ　検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、車両が損傷しても、当方は一切責任を負いません。

ソ　必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないでください。また、その間を通行しないでください。

タ　受検車両の走行距離計がマイル表示の場合には、その旨を検査担当者に申し出てください。

チ　運輸支局等より交付された自動車検査証の走行距離計表示値その他の記載内容又は記録内容が自動車と相違していないことを確認してください。相違している場合は、ただちに申し出てください。

2．マルチコースの受検時の注意事項

ア　軸重 2,000kg 以上の車両、ホイールベースが 1.8ｍ未満又は 3.2ｍ超の車両、幅 2.1ｍ以上の車両、高さ 3.0ｍ以上の車両、二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査コースに乗り入れないでください。

※数値は当該機器の仕様に合わせて表示すること。

イ　再入場車、フラットロー車、４ＷＳ車、オフロード車、走行用ライト検査車は該当する申告ボタンを

押してください。

※申告ボタンがない場合には表示対象外

ウ　入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテスタに乗り入れてください。

※進入表示器の場合には「入場信号灯の「青色」」を「進入表示器の「進入」表示」と変更する。

3．大小兼用コース又は小型在来コースの受検時の注意事項

ア　軸重 10,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないでください。

※数値は当該機器の仕様に合わせて表示すること。

イ　前輪駆動車（ＦＦ車）は、検査選択ボタンを押してください。

※選択ボタンがない場合には表示対象外

ウ　再入場車、走行用ライト検査車は該当する申告ボタンを押してください。

なお、ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告してください。

※申告ボタンがない場合には前段表示対象外

エ　パートタイム４ＷＤ車は二輪駆動に切り替えて受検してください。

オ　入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテスタに乗り入れてください。

カ　ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテスタに正対させてください。

キ　フルタイム４ＷＤ車、二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。

ク　トラクションコントロール装置を備えている車両は、当該装置の作動を解除して受検してください。

ケ　前２軸車、後２軸車、４軸車は、多軸車検査用選択ボタンを押してください。

※選択ボタンがない場合には表示対象外

4．大型マルチコースの受検時の注意事項

ア　軸重 10,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないでください。

イ　二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。

ウ　入口の車種選択兼再入場申告モニタで検査種別及び車種等を選択してください。

エ　ヘッドライト検査時は、該当するH用申告ボタンを押してください。

オ　ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告してください。

カ　入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテスタに乗り入れてください。

キ　ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテスタに正対させてください。

5．二輪検査コースの受検時の注意事項

ア　側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。

イ　最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ又は扁平率の低いタイヤを装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出てください。

ウ　すれ違い用ライト検査車は、検査担当者に申し出てください。

エ　前輪でスピード検査を行う車両は、スピードメータ検出選択ボタンを押してください。

オ　スピード検査はローラをモーターで回転しますので、シフトを「N」で実施し、自走しないでください。

また、スピード検査判定後、ローラが自動停止するまでブレーキをかけないでください。

カ　再入場車、すれ違い用ライト検査車は該当する申告ボタンを押してください。

キ　表示器の「前輪をテスタに乗せる」表示を確認したのち、ゆっくりとテスタに乗り入れてください。

ク　テスタに設置されているクランプ装置は、車両を固定するものではありません。受検中は転倒防止を図ってください。

ケ　ヘッドライト検査の際は、車両の停止位置で正しくテスタに正対させてください。

コ　ヘッドライト検査の際は、通常走行姿勢で受検してください。

サ　排気ガス検査車で２　サイクル車は、選択ボタンを押してください。

シ　車両から離れる際は、スタンドを立てる等、転倒防止を図ってください。

ス　検査コースを通過する場合は、車両に立ち上がって乗車した状態で通行しないでください。

６．３次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項

ア　停止位置案内線に沿って、検査コースの中央に直進姿勢で停止してください。

(16) 運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

国自整第１４３号の３
令和 ２ 年 ８ 月 ２５ 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

平素は、国土交通行政にご理解、ご協力頂きありがとうございます。

先般、近畿運輸局管内の自動車検査登録事務所敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

貴会におかれましても、受検機会のある傘下会員に対し、一層の事故防止にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

自動車技術総合機構からのお知らせ

認証工場の受検者の皆様

シフト操作に起因する事故にご注意下さい。

令和5年度に当機構の検査場にて49件の物損事故が発生しました。

シフト操作の誤りに起因する事故と、テスター進入時に車両の位置がずれた事に起因する事故が多く発生しています。

特にシフト操作起因事故は増加傾向にあり、令和5年度は19件と最も多い事故形態でした。19件の内、**13件が認証工場の受検者による事故**です。

シフト操作起因事故の典型は、Pレンジにせず、かつ駐車ブレーキをかけず降車し、無人の車両が前方もしくは後方に自走し他の受検車両や機器等に衝突する事故。
令和5年度に13件発生。
その他、ハイブリッド車の整備モード移行時の誤操作に起因する事故等。

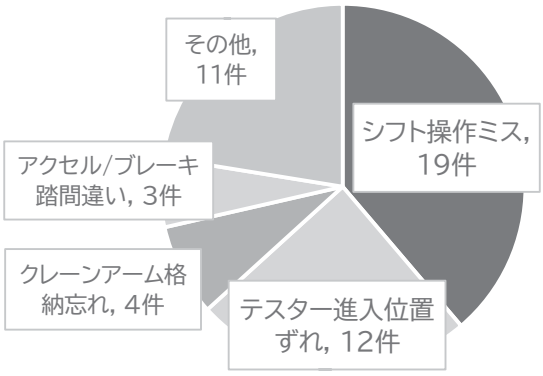

R5年度物損事故件数

《 事故事例 》

排ガス検査を実施しようとしたところ、Dレンジのまま降車しており車両が前進、ヘッドライトテスタに衝突して停止。テスタがレールから外れ破損。

シフト操作に起因する事故は極めて危険な事故にもつながります。

車両の自走に気付き飛び乗る事ができたものの誤ってアクセルを踏み続け、車両や機器に高い速度で激突するケースです。

一度の事故で、お客様から預かった車両、他の受検車両、ヘッドライトテスタ等の機器や検査場の建物等に損害が発生し、高額な修理費用が発生した事例もあります。更に、他の受検者や当機構の職員が巻き込まれるおそれもあります。

また、機器の損傷事故はコースの閉鎖にいたる事が多く、受検者の皆様にご迷惑をお掛けする事になります。
昨年度は4ヶ月に渡り検査コースを閉鎖する事故が発生しております。

前頁に記しました13件の認証工場の受検者による事故の内、9例が毎週もしくは毎日受検されている方々で、受検歴が30年を超える方もおられます。
シフト操作起因事故は検査に精通された方でも多数発生しております。

慣れた作業であっても、確実な確認と操作をお願い致します。

《 事故事例 》

駐車ブレーキ検査を終え輪止めを外したところ、Pレンジに入れていたつもりがRレンジに入っており車両が後退し、後方で待機していた車両に衝突。

NALTEC 独立行政法人自動車技術総合機構

（トラック・バス用）

タイヤの許容限度

（その1）

サイズ	SX2	DX4	サイズ	SX2	DX4	サイズ	SX2	DX4	サイズ	SX2	DX4
4.50−10− 4	550	1,040	7.00−15− 6	1,680	3,200	11.00−20−12	5,170	9,740	145R−10− 6	800	1,500
12− 4	620	1,180	7.00−15− 8	1,960	3,740	14	5,680	10,680	12− 6	900	1,700
6	710	1,360	10	2,160	4,120	16	6,200	11,140	8	1,040	1,980
8	830	1,580	12	2,360	4,480	12.00−20−14	5,800	11,040	13− 6	950	1,800
5.00−10− 4	650	1,220	16− 6	1,760	3,360	16	6,230	11,860	8	1,100	2,100
6	740	1,400	8	2,050	3,920	18	6,500	12,380	155R−12− 6	970	1,840
8	860	1,640	10	2,260	4,300	12.00−24−16	7,010	13,360	8	1,120	2,140
12− 4	720	1,380	12	2,460	4,680	18	7,320	13,940	13− 6	1,020	1,960
6	830	1,580	20−10	2,800	5,280	13.00−20−16	7,080	13,480	8	1,190	2,260
8	970	1,860	7.50−15− 8	2,250	4,300	18	7,580	14,440	165R−13− 6	1,170	2,240
13− 4	760	1,460	10	2,560	4,860	20	7,750	14,760	8	1,340	2,560
6	920	1,740	12	2,770	5,260	13.00R20−24	8,750	16,000	14− 6	1,230	2,360
8	1,070	2,040	14	2,900	5,500	14.00−20−18	8,350	15,900	8	1,430	2,720
5.50−13− 6	1,040	1,980	16− 6	2,020	3,840	20	8,950	17,040	15− 6	1,260	2,400
8	1,220	2,320	8	2,350	4,480	24−20	9,980	19,020	8	1,460	2,760
14− 6	1,090	2,080	10	2,660	5,060	24	10,200	19,420	175R−13− 6	1,270	2,420
8	1,290	2,440	12	2,880	5,480	14.00R24−24	11,600	21,200	8	1,460	2,760
6.00−13− 6	1,220	2,320	14	3,020	5,760				14− 6	1,330	2,540
8	1,420	2,700	18−10	3,000	5,800	11.1 −20−16	5,500	10,040	8	1,550	2,940
14− 6	1,280	2,440	12	3,300	6,200				185R−14− 6	1,450	2,760
8	1,500	2,840	14	3,500	6,600	W78−12− 6	850	1,620	8	1,680	3,200
15− 6	1,340	2,560	20−10	3,300	6,200	8	1,000	1,900	195R−14− 6	1,610	3,080
8	1,560	2,980	12	3,600	6,800	Y78−13− 4	780	1,500	8	1,870	3,560
16− 6	1,410	2,680	8.25−15−14	3,290	6,260	6	930	1,780	15− 6	1,750	3,300
8	1,640	3,120	16−10	2,860	5,460	8	1,090	2,080	8	1,900	3,620
6.50−13− 6	1,360	2,600	16−12	3,150	6,000	Z78−13− 6	1,020	1,940	205R−15− 6	1,850	3,500
8	1,600	3,040	14	3,420	6,520	8	1,190	2,260	8	2,060	3,900
14− 6	1,430	2,720	20−12	3,880	7,380	E78−14− 6	1,410	2,680	16− 6	1,900	3,600
8	1,680	3,180	14	4,060	7,720	8	1,650	3,140	8	2,120	4,000
15− 6	1,500	2,860	9.00−15−14	3,940	7,500	A78−14− 8	1,270	2,420	215R−15− 6	2,060	3,900
8	1,750	3,340	16− 8	2,910	5,540	L78−16−12	2,900	5,520	8	2,240	4,240
10	1,940	3,680	10	3,260	6,200				16− 6	2,120	4,000
16− 6	1,570	2,980	14	4,000	7,600	760−15− 6	1,460	−	8	2,300	4,360
8	1,840	3,480	20−12	4,510	8,580						
10	2,020	3,840	14	4,830	9,200	15−19.5−12	5,800	−			
12	2,180	4,120	10.00−15−14	4,260	8,120						
6.95−16− 6	1,190	2,380	20−12	4,900	8,840	6.95−14− 6	1,190	−			
8	1,390	2,780	14	5,400	9,700	8	1,390	−			
			16	5,660	10,520						

（トラック・バス用）

タイヤの許容限度

（その２）

サイズ	SX2	DX4	サイズ	SX2	DX4	サイズ	SX2	DX4	サイズ	SX2	DX4
435/45R22.5 164J	5,000	－	215/70R15 107/105L	1,950	3,700	225/75R16 118/116L	2,640	5,000	185/85R15 103/101L	1,750	3,300
			255/70R15 112L	2,240	－	285/75R16 116L	2,500	－	195/85R15 113/111L	2,300	4,360
225/50R12.5 98L	1,500	－	185/70R15.5 106/104L	1,900	3,600	175/80R15 95/93L	1,380	2,600	205/85R15 116/114L	2,500	4,720
245/50R13 102L	1,700	－	195/70R15.5 109/107L	2,060	3,900	96/94L	1,420	2,680	185/85R16 105/103L	1,850	3,500
235/50R13.5 102L	1,700	－	185/70R16 105/103L	1,850	3,500	100/98L	1,600	3,000	111/109L	2,180	4,120
235/50R14 102L	1,700	－	195/70R16 109/107L	2,060	3,900	101/99L	1,650	3,100	195/85R16 108/106L	2,000	3,800
255/50R14 106L	1,900	－	205/70R16 111/109L	2,180	4,120	185/80R15 98/96L	1,500	2,840	114/112L	2,360	4,480
265/50R14 108L	2,000	－	225/70R16 117/115L	2,570	4,860	103/101L	1,750	3,300	205/85R16 111/109L	2,180	4,120
215/50R14.5 99L	1,550	－	265/70R16 115R	2,430	－	195/80R15 103/101L	1,750	3,300	117/115L	2,570	4,860
245/50R14.5 106L	1,900	－	195/70R17.5 112/110L	2,240	4,240	107/105L	1,950	3,700	215/85R16 114/112L	2,360	4,480
			205/70R 17.5 115/113L	2,430	4,600	205/80R15 109/107L	2,060	3,900	120/118L	2,800	5,280
			215/70R 17.5 112/110L	2,240	4,240	215/80R15 109/107L	2,060	3,900	225/85R16 115/113L	2,430	4,600
			215/70R17.5 118/116L	2,640	5,000	215/80R15 112/110L	2,240	4,240	121/119L	2,900	5,440
145/60R13 76/74L	800	1,500	215/70R17.5 123/121J	3,100	5,800	205/80R16 106/104L	1,900	3,600	235/85R16 118/116L	2,640	5,000
175/60R13.5 91L	1,230	－	235/70R17.5 127/125J	3,500	6,600	205/80R16 110/108L	2,120	4,000	195/85R18 107L	1,950	－
185/60R13.5 94L	1,340	－	235/70R17.5 136/134J	4,480	8,480	215/80R16 107R	1,950	－	215/85R18 113L	2,300	－
205/60R14.5 101L	1,650	－	225/70R19.5 127/125J	3,500	6,600	195/80R17.5－ 8	1,850	3,600			
205/60R 15.5 107/105L	1,950	3,700	225/70R19.5 130/128J	3,800	7,200	10	2,120	4,000			
215/60R15.5 110/108L	2,120	4,000	245/70R19.5 133/131J	4,120	7,800	205/80R17.5－ 8	2,060	3,900	225/90R17.5－14	3,500	6,600
195/60R17.5 108/106L	2,000	3,800	245/70R19.5 136/134J	4,480	8,480	10	2,300	4,360	225/90R17.5 127/125L	3,500	6,600
205/60R 17.5 111/109L	2,180	4,120	265/70R19.5 137/134J	4,600	8,480	12	2,500	4,720			
225/60R17.5 116/114L	2,500	4,720	265/70R19.5 140/138J	5,000	9,440	205/80R17.5 114/112L	2,360	4,480			
235/60R17.5 125/122J	3,300	6,000	285/70R19.5 148/146J	6,300	12,000	120/118L	2,800	5,280	135/95R10 75/73L	774	1,460
265/60R22.5 137/134J	4,600	8,480	235/70R22.5 134/131J	4,240	7,800	215/80R17.5－ 8	2,180	4,240	135/95R10 80/78L	900	1,700
265/60R22.5 143/140J	5,450	10,000	235/70R22.5 138/135J	4,720	8,720	10	2,500	4,720	145/95R10 79/77L	874	1,648
285/60R22.5 143/140J	5,450	10,000	255/70R22.5 140/137J	5,000	9,200	215/80R17.5－12	2,720	5,140	145/95R10 84/82L	1,000	1,900
285/60R22.5 148/145J	6,300	11,600	255/70R22.5 143/140J	5,450	10,000	225/80R17.5－ 8	2,360	4,480	135/95R12 79/77L	874	1,648
305/60R22.5 151/148J	6,900	12,600	275/70R22.5 146/143J	6,000	10,900	10	2,720	5,140	135/95R12 83/81L	974	1,848
			275/70R22.5 148/145J	6,300	11,600	12	2,900	5,600	135/95R12 84/82L	1,000	950
155/65R10 72/70L	710	1,340	295/70R22.5 149/146J	6,500	12,000	14	3,100	6,000	135/95R12 89/87L	1,160	2,180
185/65R15 101/ 99L	1,650	3,100	295/70R22.5 151/148J	6,900	12,600	225/80R17.5 123/122L	3,100	6,000	145/95R12 89/87L	1,160	2,181
205/65R15 107/105L	1,950	3,700	365/70R22.5 160J	9,000	－	13/80R20－18	7,300	13,000	155/95R13 89/87L	1,160	2,180
215/65R15 110/108L	2,120	4,000				255/80R22.5 145/142J	5,800	10,600	155/95R13 94/92L	1,340	2,520
195/65R16 106/104L	1,900	3,600	11/70R22.5－14	5,450	10,000	275/80R22.5 146/143J	6,000	10,900	165/95R13 93/91L	1,300	2,460
205/65R16 109/107L	2,060	3,900	175/75R15 103/101L	1,750	3,300	275/80R22.5 149/146J	6,500	12,000	98/96L	1,500	2,840
385/65R22.5 160J	9,000	－	185/75R15 106/104L	1,900	3,600	275/80R22.5 151/148J	6,900	12,600	165/95R14 95/93L	1,380	2,600
445/65R22.5 168J	11,200	－	195/75R15 109/107L	2,060	3,900	295/80R22.5 152/149J	7,100	13,000	165/95R14 100/98L	1,600	3,000
			215/75R15 115/113L	2,430	4,600	295/80R22.5 153/150J	7,300	13,400	175/95R14 98/96L	1,500	2,840
195/70R15 106/104L	1,900	3,600	205/75R16 113/111L	2,300	4,360	315/80R22.5 154/151J	7,500	13,800	103/101L	1,750	3,300
205/70R15 104/102L	1,800	3,400	215/75R16 116/114L	2,500	4,720	315/80R22.5 156/153J	8,000	14,600			

タイヤの許容限度　（その３）

（トラック・バス用）

サイズ	ＳＸ２	ＤＸ４
9R19.5－14	3,800	7,200
22.5－14	4,060	7,720
10R22.5－14	4,830	9,200
11R22.5－14	5,450	10,000
16	6,000	10,900
12R22.5－14	6,000	10,900
16	6,500	11,600
8.5R14 LT　B	1,016	
C	1,288	
9　R15 LT　B	1,416	
C	1,796	
D	2,122	
10　R15 LT　B	1,596	
C	2,024	
D	2,396	
11　R15 LT　B	1,724	
C	2,186	
D	2,586	
12　R15 LT　C	2,042	
D	2,586	
E	3,058	
27×　8.50R14 LT　B	1,090	
C	1,380	
30×　9.50R15 LT　B	1,460	
C	1,850	
11.50R15 LT　B	1,674	
C	2,120	
32×11.50R15 LT　B	1,810	
C	2,300	
33×12.50R15 LT　B	1,592	
C	2,060	
31×10.50R15　－ 6	2,060	－
37×12.50R17.5－ 8	3,300	－

審査事務規程　別紙５（異なる速度における負荷能力）

速度（ｋｍ/h）	ロードインデックス（L.I.）の変化（%）			速度（ｋｍ/h）	ロードインデックス（L.I.）の変化（%）		
	L.I	L.I≧122	L.I≦121		L.I	L.I≧122	L.I≦121
	速度記号	速度記号	速度記号		速度記号	速分記号	速度記号
	J	L	L		J	L	L
50	+12	+12	+20	85	+3.0	+3.0	+8.50
55	+11	+11	+17.5	90	+2.0	+2.0	+7.50
60	+10	+10	+15.0	95	+1.0	+1.0	+6.50
65	+8.5	+8.5	+13.5	100			+5.00
70	+7.0	+7.0	+12.5	105			+3.75
75	+5.5	+5.5	+11.0	110			+2.50
80	+4.0	+4.0	+10.0	115			+1.25

JATMA係数	
最高速度 km/h	係数
	タイヤの速度区分
	F
50	1.120
55	1.110
60	1.100
70	1.050
80	1.000

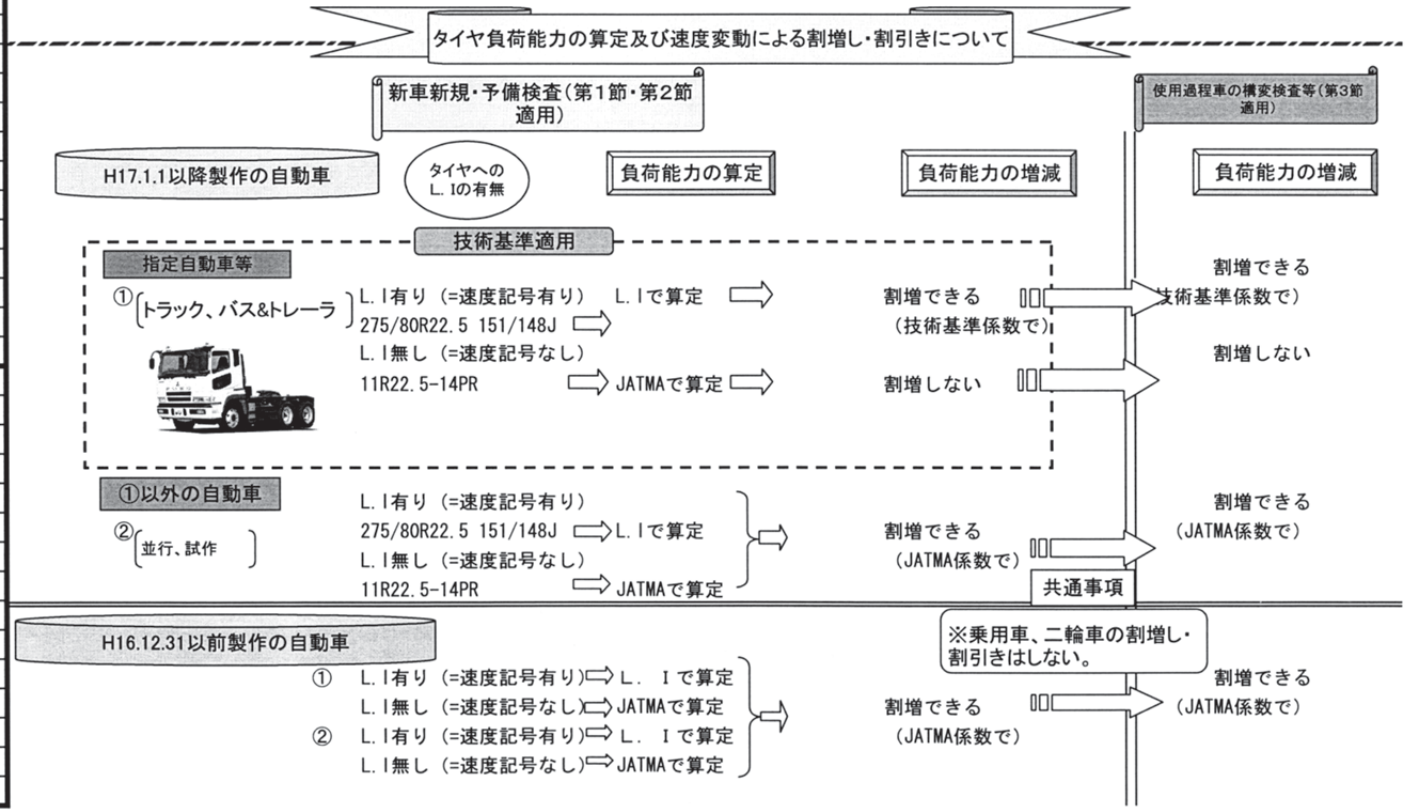

（乗用車用）

タイヤの許容限度

（その1）

サイズ	ＳＸ２	サイズ	ＳＸ２	サイズ	ＳＸ２	サイズ	ＳＸ２
215/40ZR 17	974	225/50ZR 15	1,230	225/55R 16 94V	1,340	215/60R 16 95V	1,380
225/40ZR 18	1,120	VR 15 91	1,230	ZR 16	1,340	ZR 16 94	1,340
235/40ZR 17	1,200	R 16 92V	1,260	VR 16 94	1,340	225/60VR 14 94	1,340
18	1,230	ZR 16	1,260	R 16 94T	1,340	R 14 94H	1,340
245/40ZR 17	1,260	VR 16 92	1,260	245/55ZR 16 99	1,550	225/60VR 15 96	1,420
18	1,300	R 17 94V	1,340	255/55ZR 17 102	1,700	VR 16 98	1,500
255/40ZR 17	1,340	235/50R 16 95W	1,380	R 17 102W	1,700	ZR 16 98	1,500
265/40ZR 17	1,420	ZR 18 97	1,460	275/55VR 15 104	1,800	R 16 98W	1,500
ZR 18	1,460	245/50R 16 98V	1,500	155/60R 13 70H	670	98H	1,500
285/40ZR 17	1,600	ZR 16	1,500	165/60R 12 71H	690	235/60VR 15 98	1,500
		255/50VR 16 99	1,550	13 73H	730	ZR 15 98	1,500
205/45ZR 16	974	ZR 16 99	1,550	14 75H	774	R 16 100H	1,600
215/45ZR 16	1,060	155/55R 14 69V	650	175/60R 13 77H	824	ZR 16 100	1,600
17	1,090	185/55R 13 77H	824	76H	800	R 16 100H	1,600
225/45ZR 16	1,160	R 14 79V	874	14 79H	874	255/60ZR 16 103	1,750
17	1,200	VR 15 81	924	78H	850	145/65R 13 69S	650
235/45ZR 17	1,300	R 15 81V	924	185/60R 13 80H	900	69H	650
245/45ZR 16	1,340	R 15 81H	924	14 82H	950	155/65R 12 72H	690
17	1,380	195/55R 13 80H	900	VR 14 82	950	71S	690
255/45ZR 17	1,500	R 14 82V	950	R 14 82T	950	13 73S	730
18	1,550	ZR 14	950	15 84H	1,000	73H	730
		R 15 84V	1,000	195/60R 13 84H	1,000	165/65R 13 77S	824
195/50R 15 82V	950	ZR 15	1,000	R 14 86H	1,060	77H	824
81V	924	VR 15 84	1,000	85H	1,030	VR 14 79	874
ZR 15	950	205/55R 14 85	1,030	VR 14 86	1,060	R 14 79S	874
VR 15 82	950	R 15 87V	1,090	R 15 88H	1,120	79H	874
205/50R 15 85V	1,030	ZR 15	1,090	VR 15 88	1,120	175/65R 13 80T	900
ZR 15	1,030	VR 15 87	1,090	205/60VR 13 86	1,060	80S	900
R 15 86W	1,060	R 15 87H	1,090	R 13 87H	1,090	80H	900
R 16 87V	1,090	VR 16 89	1,160	VR 14 88	1,120	14 82S	950
ZR 16	1,090	ZR 16 89W	1,160	R 14 89H	1,160	82H	950
R 16 87W	1,090	R 16 89W	1,160	87H	1,090	185/65R 13 84S	1,000
ZR 16 87W	1,090	R 16 89V	1,160	R 15 91H	1,230	84H	1,000
ZR 17 89	1,160	88V	1,120	VR 15 91	1,230	14 86S	1,060
215/50R 15 88V	1,120	ZR 16	1,160	R 15 91W	1,230	86H	1,060
VR 15 88	1,120	215/55R 15 90V	1,200	215/60R 14 91H	1,230	86V	1,060
R 16 90V	1,200	R 16 91V	1,230	15 94H	1,340	VR 15 88	1,120
ZR 16	1,200	ZR 16	1,230	90H	1,200	R 15 88S	1,120
ZR 17 90	1,200	225/55VR 15 92	1,260	VR 15 94	1,340	88H	1,120
225/50R 15 91V	1,230	ZR 15 92	1,260	R 16 95H	1,380		

（乗用車用）

タイヤの許容限度

（その2）

サイズ	ＳＸ２	サイズ	ＳＸ２	サイズ	ＳＸ２	サイズ	ＳＸ２
195/65R 13 87H	1,090	175/70R 12 80S	900	265/70R 16 112S	2,240	P205/60R 15 90	1,180
14 89S	1,160	80H	900	112H	2,240	P215/60R 14 91	1,220
89H	1,160	13 82S	950	275/70R 16 114S	2,360	15 93	1,280
VR 14 89	1,160	82H	950	114H	2,360	16 94	1,340
VR 15 91	1,230	14 84S	1,000			P225/60R 16 97	1,460
R 15 91S	1,230	84H	1,000	255/70R 15 110S	2,120	P185/65R 16 85	1,020
91H	1,230	185/70R 13 86S	1,060			15 86	1,060
90S	1,200	86H	1,060	135/80R 10 61S	514	P195/65R 14 88	1,120
90H	1,200	85S	1,030	12 65S	580	15 89	1,160
205/65R 14 91S	1,230	85H	1,030	13 68S	630	P205/65R 15 92	1,270
14 91H	1,230	14 88S	1,120	145/80R 10 68S	630	P215/65R 15 95	1,370
15 94S	1,340	88H	1,120	12 72S	710	P175/70R 13 82	940
94H	1,340	87S	1,090	13 74S	750	14 84	1,000
VR 15 94	1,340	87H	1,090	155/80R 12 76S	800	P185/70R 13 85	1,030
R 15 94S	1,340	195/70R 14 91S	1,230	13 78S	850	14 87	1,090
215/65R 14 94S	1,340	91H	1,230	165/80R 13 82S	950	P195/65R 13 88	1,130
94H	1,340	90S	1,200	14 84S	1,000	14 90	1,190
15 96S	1,420	90H	1,200	15 86S	1,060	15 92	1,260
96H	1,420	15 92S	1,260	175/80R 13 86S	1,060	P205/70R 13 91	1,230
VR 15 96	1,420	92H	1,260	14 88S	1,120	14 93	1,300
16 98	1,500	205/70R 14 94S	1,340	15 90S	1,200	15 95	1,360
R 16 98S	1,500	94H	1,340	16 91S	1,230	P215/70R 14 96	1,410
225/65VR 15 99	1,550	93S	1,300	185/80R 14 90S	1,200	15 97	1,470
ZR 15 99	1,550	93H	1,300	195/80R 14 93S	1,300	P225/70R 15 100	1,590
235/65R 16 103	1,750	15 95S	1,380	15 94S	1,340	P235/70R 15 102	1,720
255/65VR 15 106	1,900	95H	1,380	16 97S	1,460	P165/75R 13 80	910
R 16 109H	2,060	16 97S	1,460	205/80R 14 96S	1,420	P175/75R 13 84	1,010
145/70R 12 69S	650	215/70R 15 98S	1,500	16 99S	1,550	P185/75R 14 89	1,170
69H	650	98H	1,500	215/80R 15 100S	1,600	P195/75R 14 92	1,270
13 71T	690	16 99S	1,550	16 101S	1,650	15 94	1,340
71S	690	225/70R 15 100S	1,600	225/80R 15 104S	1,800	P205/75R 14 95	1,390
155/70R 12 73S	730	100H	1,600	235/80R 16 109S	2,060	15 97	1,450
73H	730	16 102S	1,700	P225/50R 15 90	1,180	P215/75R 15 100	1,580
13 75S	774	102H	1,700	16 91S	1,240	P225/75R 14 101	1,630
75H	774	235/70R 15 103S	1,750	P245/50R 16 96	1,430	15 102	1,700
165/70R 12 77S	824	16 105H	1,850	P205/55R 15 84	1,010	P235/75R 15 105	1,840
77H	824	245/70R 16 107S	1,950	16 89	1,160	P265/75R 16 114	2,360
13 79S	874	255/70R 15 108S	2,000	P225/55R 16 94	1,340	P155/80R 13 79	870
79H	874	265/70R 15 110S	2,120	P235/55R 16 96	1,420	P165/80R 13 83	970
		15 110H	2,120	P195/60R 15 87	1,080	P185/80R 13 90	1,180

ロードインデックス	負荷能力 (kg)
50	190
51	195
52	200
53	206
54	212
55	218
56	224
57	230
58	236
59	243
60	250
61	257
62	265
63	272
64	280
65	290
66	300
67	307
68	315
69	325
70	335
71	345
72	355
73	365
74	375

ロードインデックス	負荷能力 (kg)
75	387
76	400
77	412
78	425
79	437
80	450
81	462
82	475
83	487
84	500
85	515
86	530
87	545
88	560
89	580
90	600
91	615
92	630
93	650
94	670
95	690
96	710
97	730
98	750
99	775

ロードインデックス	負荷能力 (kg)
100	800
101	825
102	850
103	875
104	900
105	925
106	950
107	975
108	1,000
109	1,030
110	1,060
111	1,090
112	1,120
113	1,150
114	1,180
115	1,215
116	1,250
117	1,285
118	1,320
119	1,360
120	1,400
121	1,450
122	1,500
123	1,550
124	1,600

ロードインデックス	負荷能力 (kg)
125	1,650
126	1,700
127	1,750
128	1,800
129	1,850
130	1,900
131	1,950
132	2,000
133	2,060
134	2,120
135	2,180
136	2,240
137	2,300
138	2,360
139	2,430
140	2,500
141	2,575
142	2,650
143	2,725
144	2,800
145	2,900
146	3,000
147	3,075
148	3,150
149	3,250

ロードインデックス	負荷能力 (kg)
150	3,350
151	3,450
152	3,550
153	3,650
154	3,750
155	3,875
156	4,000
157	4,125
158	4,250
159	4,375
160	4,500
161	4,625
162	4,750
163	4,875
164	5,000
165	5,150
166	5,300
167	5,450
168	5,600
169	5,800
170	6,000
171	6,150
172	6,300
173	6,500
174	6,700

ロードインデックス	負荷能力 (kg)
175	6,900
176	7,100
177	7,300
178	7,500
179	7,750
180	8,000
181	8,250
182	8,500
183	8,750
184	9,000
185	9,250
186	9,500
187	9,750
188	10,000
189	10,300
190	10,600
191	10,900
192	11,200
193	11,500
194	11,800
195	12,150
196	12,500
197	12,850
198	13,200
199	13,600

(18) ハイブリッド車等の整備モードについて

〔トヨタ車〕

(1) **プリウス**（ＮＨＷ10系）、**エスティマ**（ＡＨＲ10系）、**アルファード**（ＡＴＨ10系）

① 始めに、車両のイグニッションが「ＯＦＦ」状態になっている事を確認する。
② ブレーキを踏まずにイグニッションを「ＯＮ」にする。
③ シフトレバーをＰレンジにする。
④ アクセルペダルを２回全開にする。
⑤ ブレーキを踏んでシフトレバーをＮレンジに入れる。
⑥ ブレーキペダルから足を放し、アクセルペダルを２回全開に踏む。
⑦ シフトレバーをＰレンジに入れる。
⑧ アクセルペダルを２回、全開に踏む。
⑨ ブレーキを踏んで「パワースイッチ」を押し、エンジンを始動させる。
①～⑨の操作後イグニッションを「スタート」位置とし、内燃機関を始動させる。

(2) **プリウス**（ＮＨＷ20系、30系、40系、50系）、**クラウン**（ＧＷＳ204）、**ＳＡＩ**（ＡＺＫ10系）
レクサス　ＨＳ250ｈ（ＡＮＦ10系）、ＧＳ450ｈ（ＧＷＳ191）
アクア　（ＮＨＰ10系）

① 始めに､車両のパワースイッチ（イグニッションキー）が「ＯＦＦ」状態になっている事を確認する。
② ブレーキを踏まずに「パワースイッチ」を２回押す。又はイグニッションキーを「ＯＮ」にする。
③ Ｐボタンを押す。又はシフトレバーをＰレンジにする。
④ アクセルペダルを２回全開にする。
⑤ ブレーキを踏んでシフトレバーをＮレンジに入れる。
⑥ ブレーキペダルから足を放し、アクセルペダルを２回全開に踏む。
⑦ Ｐボタンを押す。又はシフトレバーをＰレンジにする。
⑧ アクセルペダルを２回、全開に踏む。
⑨ ブレーキを踏んで「パワースイッチ」を押し、エンジンを始動させる。
①～⑨の操作後イグニッションを「スタート」位置とし、内燃機関を始動させる。

(3) **ハリアー**（ＭＨＵ38Ｗ）、**クルーガー**（ＡＨＲ28Ｗ）

① 始めに、車両のイグニッションスイッチが「ＯＦＦ」状態になっている事を確認する。
② ブレーキを踏まずに「パワースイッチ」を２回押す。
③ シフトレバーをＰレンジにする。
④ アクセルペダルを４回全開にする。
⑤ ブレーキを踏んでシフトレバーをＮレンジに入れる。
⑥ ブレーキペダルから足を放し、アクセルペダルを４回全開に踏む。
⑦ シフトレバーをＰレンジに入れる。
⑧ アクセルペダルを４回、全開に踏む。
⑨ ブレーキを踏んで「パワースイッチ」を押し、エンジンを始動させる。
①～⑨の操作後イグニッションを「スタート」位置とし、内燃機関を始動させる。

(4) **エスティマ**（ＡＨＲ20）、**レクサスＲＸ 450ｈ**（ＧＹＬ15[16]Ｗ）

① 始めに、車両のパワースイッチが「ＯＦＦ」状態になっている事を確認する。
② ブレーキを踏まずに「パワースイッチ」を２回押す。
③ シフトレバーをＰレンジにする。
④ アクセルペダルを２回全開にする。
⑤ ブレーキを踏んでシフトレバーをＮレンジに入れる。
⑥ ブレーキペダルから足を放し、アクセルペダルを２回全開に踏む。
⑦ シフトレバーをＰレンジに入れる。
⑧ アクセルペダルを２回全開に踏む。
⑨ ブレーキを踏んで「パワースイッチ」を押し、エンジンを始動させる。
①～⑨の操作後イグニッションを「スタート」位置とし、内燃機関を始動させる。

(5) **レクサス　ＬＳ600ｈ**（ＵＶＦ45）、**ＬＳ600ｈＬ**（ＵＶＦ46）

① 始めに、車両のパワースイッチが「ＯＦＦ」状態になっている事を確認する。
② ブレーキを踏まずに「パワースイッチ」を２回押す。
④ アクセルペダルを４回全開にする。
⑤ ブレーキを踏んでシフトレバーをＮレンジに入れる。
⑥ ブレーキペダルから足を放し、アクセルペダルを４回全開に踏む。
⑦ シフトレバーをＰレンジに入れる。
⑧ アクセルペダルを４回、全開に踏む。
⑨ ブレーキを踏んで「パワースイッチ」を押し、エンジンを始動させる。
①～⑨の操作後イグニッションを「スタート」位置とし、内燃機関を始動させる。

入口で整備モードにするハイブリット車		排ガス検査時に整備モードにするハイブリット車	
トヨタ		トヨタ	
プリウス	ＮＨＷ10系……１）	ハリアー	ＭＨＵ38Ｗ……３）
	ＮＨＷ10系以外…２）	クルーガー	ＭＨＵ28Ｗ……３）
		クラウン	ＧＷＳ204……２）
エスティマ	ＡＨＲ10系……１）	エスティマ	ＡＨＲ20Ｗ……４）
アルファード	ＡＴＨ10Ｗ……１）		
ＳＡＩ	ＡＺＫ10……２）	レクサス	
		ＧＳ450ｈ	ＧＷＳ191……２）
レクサス		ＲＸ450ｈ	ＧＹＬ15Ｗ……４）
ＨＳ250ｈ	ＡＮＦ10……２）	〃	ＧＹＬ16Ｗ……４）
ＬＳ600ｈ（Ｌ）	ＵＶＦ45(46)……５）	〃	ＧＹＬ１０Ｗ……２）

(6) **その他　オーリス、シエンタ、ブレイド**

イグニッションスイッチにてエンジンを始動した後、所定時間以内に下記(1)～(3)の順に一連の操作を完了させる。

① エンジン始動から 30 秒以内にパーキングブレーキによる制動中に、ブレーキペダル操作を２回実施。
（ブレーキペダルの「踏む」→「離す」を１回とする）
② 上記①の操作終了から 15 秒以内にブレーキペダルによる制動中に、パーキングブレーキ操作を２回実施。
（パーキングブレーキの「引く」→「戻す」を１回とする）
③ 上記②の操作終了から 15 秒以内にパーキングブレーキによる制動中に、ブレーキペダル操作を２回実施。
（ブレーキペダルの「踏む」→「離す」を１回とする）

〔ホンダ車〕

◎　インサイト・ハイブリッド車

車両時の対応

車検の検査工程でオート・アイドル・ストップ・システムが作動した場合、再始動して検査を受けること。しかし、オート･アイドル･ストップ･システムが作動した場合でも、下記のものは性能を確保できる。

前照灯試験：12Vバッテリに ＩＭＡバッテリから充電されるので性能は確保できる。

制動力試験：マスタ・パワーに専用の負圧センサがあり、負圧が低下すると自動的に再始動して負圧を確保するので性能は確保できる。

◎フィット・ハイブリッド車

フューエル、エミッション コントロール構造説明 – メンテナンス モード

概要

点検および車検時など、エンジンを始動させて各種機能を点検、学習、調整を行う場合に、強制的にエンジンを始動させることができるメンテナンス モードを採用している。

車両をメンテナンス モードにした場合、一部制御を停止し、マルチインフォメーション ディスプレイ、関連インジケータを点灯させ、メンテナンス モードに入っていることを表示する。

メンテナンス モードはＰＯＷＥＲスイッチをＯＦＦモードにすることにより解除できる

停止制御

ＡＢＳ／ＶＳＡ制御

電動サーボ ブレーキ制御の一部

(ヒル スタート アシスト制御、ブレーキ ホールド制御)

減速回生制御

ＥＶ制御

ＰＧＭ－ＦＩシステム メンテナンス モードの起動

【メンテナンス　モード起動】

1．ＰＯＷＥＲスイッチをＯＦＦモードにする。

60秒以内に以下の操作を行う。

2．ブレーキ ペダルを踏まずにＰＯＷＥＲスイッチをＯＮモードにする。

3．Ｐポジションで、アクセル ペダルを２回全開まで踏んだ後、足を離す。

4．ブレーキ ペダルを踏み、セレクト レバーをＮポジションにし、アクセル ペダルを２回全開まで踏んだ後、足を離す。

5．ブレーキ ペダルを踏み、セレクト レバーをＰポジションにし、アクセル ペダルを２回全開まで踏んだ後、足を離す。

6．ブレーキ ペダルを踏み、ＰＯＷＥＲスイッチを押すと、メンテナンス モードが起動しエンジンが始動する。

マルチ インフォメーション ディスプレイに “Maintenance Mode” が表示される。

ＰＯＷＥＲスイッチをＯＦＦモードにすると、エンジンが停止しメンテナンス モードがキャンセルされる。

【日産車】
◎フーガハイブリット （Y51系）

・エンジン暖気状態でリチウムイオンバッテリの充電状態が十分な場合は、車両停止中にエンジンを自動的に停止する。このため、エンジンの連続運転が必要な場合は整備モードを実施する必要がある。
・シャシダイナモメータなどで車輪を回転させる場合は、整備モードを実施して車両を適切な状態にする必要がある。

整備モード	主な使用目的	制御内容	コンビネーションメータ	
			ハイブリットシステム警告灯	12V系充電警告灯
整備モード1	エンジン無負荷状態で実施する点検等	・クラッチ1を解放しエンジンを無負荷状態にする。（Pレンジのみ） ・エンジンを連続運転する。	点滅	―
整備モード2	2輪シャシダイナモメータで走行する場合等	前後輪の回生ブレーキのバランスを変更する。	―	点滅
整備モード3	4輪シャシダイナモメータで走行する場合等	勾配推定を禁止する。	点滅	点滅
整備モード5	エンジンのみで走行する場合等	エンジンを連続運転する。	点滅	―

[整備モードへの移行操作]
1. 以下の操作を60秒以内に実施する。
（1）セレクトレバーをPレンジでキースイッチをONにする。
（2）アクセルペダル全開、全閉を2回繰り返す。
（3）ブレーキを踏みながらセレクトレバーをNレンジにする。
（4）アクセルペダル全開、全閉を2回繰り返す。
（5）ブレーキを踏みながらセレクトレバーをPレンジにする。
（6）アクセルペダル全開、全閉を2回繰り返す。
2. 整備モード1に移行し、コンビネーションメータ内のハイブリッドシステム警告灯が点滅する。
3. 車両をREADYにする。

※上記の方法は整備モード1の方法です。
整備モード2へはアクセルペダルの操作回数を3回にする。
整備モード3へはアクセルペダルの操作回数を4回にする。
整備モード5へはアクセルペダルの操作回数を6回にする。

アクセルペダルの操作回数を変える（モードプラス1）ことで各整備モードへの移行が変わります。

整備モードの解除操作
1. キースイッチをOFFにすると整備モードは解除される。

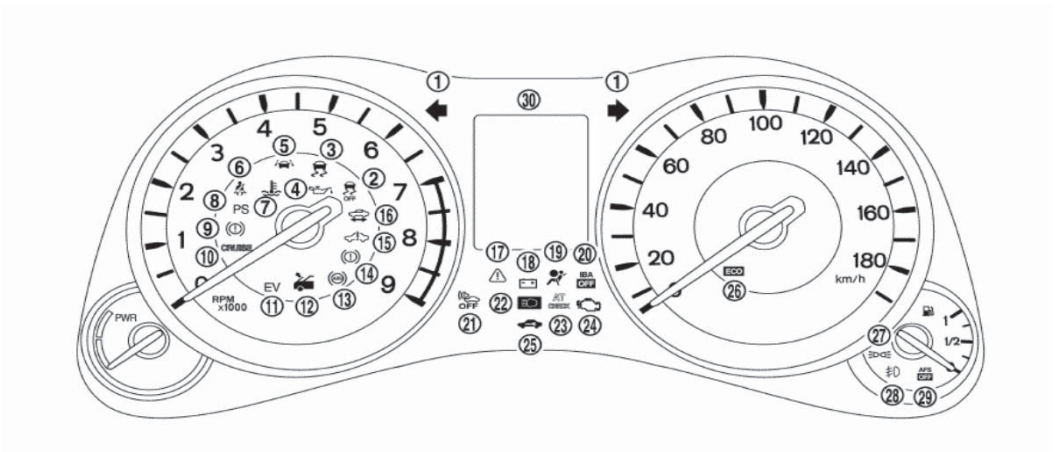

15 ハイブリットシステム警告灯
18 12V系充電警告灯

(19) 自動車ＮＯｘ・ＰＭ法について

排出基準に適合していない車は平成 14 年 10 月 1 日以降、対策地域内で登録できません。

すでに使用している車（使用過程車）については、その車種及び初度登録日（新車として登録された日）に応じて定められる猶予期間を超えると車検に通らなくなります。

排出ガス規制区分別排出基準一覧表

車両総重量		ディーゼル車		
		窒素酸化物等排出基準〔測定モード〕	排出ガス規制区分(型式の識別記号)	適否
トラック・バス	1.7ｔ以下	ＮＯｘ:0.48(0.25)g/km ＰＭ:0.055(0.026)g/km 〔10.15〕	平成14年規制適合車(ＫＰ－、ＨＷ－) 平成９年規制適合車(ＫＥ－、ＨＡ－) 平成５年規制適合車(ＫＡ－) 昭和63年規制適合車(Ｓ－) 昭和58年規制適合車(Ｐ－) 昭和57年規制適合車(Ｎ－) 昭和54年規制適合車(Ｋ－) 昭和52年度規制以前(記号なし)	× × × × × × × ×
	1.7ｔ超 2.5ｔ以下	ＮＯｘ:0.63(0.40)g/km ＰＭ:0.06(0.03)g/km 〔10.15〕	平成15年規制適合車(ＫＱ－、ＨＸ－) 平成10年規制適合車(ＫＪ－、ＨＥ－) 平成９年規制適合車(ＫＦ－、ＨＢ－) 平成５年規制適合車(ＫＢ－) 昭和63年規制適合車(Ｓ－) 昭和58年規制適合車(Ｐ－) 昭和57年規制適合車(Ｎ－) 昭和54年規制適合車(Ｋ－) 昭和52年度規制以前(記号なし)	× × × × × × × × ×
	2.5ｔ 超3.5ｔ以下	ＮＯｘ:5.9(4.50)g/kWh ＰＭ:0.175(0.09)g/kWh 〔Ｄ13〕	平成15年規制適合車(ＫＲ－、ＨＹ－) 平成９年規制適合車(ＫＧ－、ＨＣ－) 平成６年規制適合車(ＫＣ－) 昭和63年規制適合車(Ｓ－) 昭和58年規制適合車(Ｐ－) 昭和57年規制適合車(Ｎ－) 昭和54年規制適合車(Ｋ－) 昭和52年度規制以前(記号なし)	× × × × × × × ×
	3.5ｔ超	ＮＯｘ:5.9(4.50)g/kWh ＰＭ:0.49(0.25)g/kWh 〔Ｄ13〕	平成16年規制適合車(ＫＳ－、ＨＺ－) 平成15年規制適合車(ＫＲ－、ＨＹ－) 平成11年規制適合車(ＫＬ－、ＨＭ－) 平成10年規制適合車(ＫＫ－、ＨＦ－) 平成６年規制適合車(ＫＣ－) 平成２年規制適合車(Ｗ－) 平成元年規制適合車(Ｕ－) 昭和58年規制適合車(Ｐ－) 昭和57年規制適合車(Ｎ－) 昭和54年規制適合車(Ｋ－)	○ ○ ○ ○ × × × × × ×
乗用車		ＮＯｘ:0.48(0.25)g/km ＰＭ:車両重量1265kg以下 0.055(0.026)g/km 車両重量1265kg超 0.055(0.028) g/km 〔10.15〕	平成14年規制適合車(KM-、KN-、HT-、HU-) 平成10年規制適合車(ＫＨ－、ＨＤ－) 平成９年規制適合車(ＫＥ－、ＨＡ－) 平成６年規制適合車(ＫＤ－) 平成４年規制適合車(Ｙ－) 平成元年規制適合車(Ｘ－) 昭和61、62年規制適合車(Ｑ－) 昭和57年規制適合車(Ｎ－) 昭和54年規制適合車(Ｋ－) 昭和52年規制以前(記号無し)	× × × × × × × × × ×

具体的には排出基準を満たしている車は次の通りです。

（注）トラック・バス等についてはガソリン車・ＬＰＧ車でも、排出基準に適合しない場合がありますのでご注意下さい。

	ガ　ソ　リ　ン　・　Ｌ　Ｐ　Ｇ　車		
	窒素酸化物等排出基準〔測定モード〕	排出ガス規制区分(型式の識別記号)	適否
	ＮＯｘ:0.48(0.25)g/km〔10･15〕	平成12年規制適合車(ＧＪ－、ＨＰ－) 10年アイドリング規制適合車(ＧＧ－、ＨＬ－) 昭和63年規制適合車(Ｒ－) 昭和56年規制適合車(Ｌ－) 昭和54年規制適合車(Ｊ－) 昭和50年規制適合車(Ｈ－) 昭和48年規制適合車(記号なし)	○ ○ ○ × × × ×
	ＮＯｘ:0.63(0.40)g/km〔10･15〕	平成13年規制適合車(ＧＫ－、ＨＱ－) 平成10年規制適合車(ＧＣ－、ＨＧ－) 平成６年規制適合車(ＧＡ－) 平成元年規制適合車(Ｔ－) 昭和56年規制適合車(Ｌ－) 昭和54年規制適合車(Ｊ－) 昭和50年規制適合車(Ｈ－) 昭和48年規制適合車(記号なし)	○ ○ ○ × × × × ×
	ＮＯｘ:5.9(4.50)g/kwh〔Ｇ13〕	平成13年規制適合車(ＧＫ－、ＨＱ－) 平成10年規制適合車(ＧＥ－、ＨＪ－) 平成７年規制適合車(ＧＢ－) 平成４年規制適合車(Ｚ－) 平成元年規制適合車(Ｔ－) 昭和57年規制適合車(Ｍ－) 昭和54年規制適合車(Ｊ－) 昭和52年規制適合車(記号なし)	○ ○ ○ × × × × ×
	ＮＯｘ:5.9(4.50)g/kwh〔Ｇ13〕	平成13年規制適合車(ＧＬ－、ＨＲ－) 平成10年規制適合車(ＧＥ－、ＨＪ－) 平成７年規制適合車(ＧＢ－) 平成４年規制適合車(Ｚ－) 平成元年規制適合車(Ｔ－) 昭和57年規制適合車(Ｍ－) 昭和54年規制適合車(Ｊ－) 昭和52年規制適合車(記号なし)	○ ○ ○ × × × × ×

（注）１　「○」は適、「×」は否を示す。ただし、「×」となっている自動車であっても、型式によってはＮＯｘ及びＰＭの排出量が特に少なく基準に適合となるものもある。

２　窒素酸化物等の排出基準欄の（　）内の数値は、平均排出ガス基準値を示す。また、10･15 は 10･15 モード、Ｄ13はディーゼル自動車 13 モード、Ｇ13はガソリン自動車 13 モードを示す。

対策地域＜首都圏＞	
埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市（旧妻沼町、旧江南町を除く）、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市（旧児玉町を除く）、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町、吉見町、上里町、騎西町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
東京都	特別区（23区）、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市（旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を除く）、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、愛川町

対策地域＜愛知・三重圏＞	
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市（旧額田町を除く）、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市（旧一宮町を除く）、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稲武町を除く）、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市（旧祖父江町を除く）、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市（旧立田村及び旧八開村を除く）、清須市、北名古屋市、弥富市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、武豊町、幸田町、三好町、音羽町、小坂井町、御津町
三重県	四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町

対策地域＜大阪・兵庫圏＞	
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町
兵庫県	神戸市、姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

※平成19年10月現在の行政区画により表示された区域です。
　市町村合併があった場合でも区域に変更はありません。

(20) 保安基準適用時期等一覧表

条	項目			基準	適用時期
2	自動車の長さ、幅、高さ			長さ 12、幅 2.5、高さ 3.8 m以下 (セミトレーラの長さにあっては連結中心より後端までの距離 ※1) 軽自動車　長さ 3.0　幅 1.3　高さ 2.0　360 cc 長さ 3.2　幅 1.4　高さ 2.0　550 cc 長さ 3.3　幅 1.4　高さ 2.0　660 cc 長さ 3.4　幅 1.48 高さ 2.0　660 cc	 S50.12.31 以前 S51. 1. 1 以降 H 2. 1. 1 以降 H10.10. 1 以降
4	車両総重量	自動車の種別		車両総重量	
			最遠軸距		
		セミトレーラ以外の自動車	5.5 m未満	20 t 以下	
			5.5 m以上 7 m未満	22 t 以下（長さが 9 m未満の自動車にあっては 20 t 以下）	
			7 m以上	25 t 以下（長さが 9 m未満の自動車にあっては 20 t 以下、長さが 9 m以上 11 m未満の自動車にあっては 22 t 以下）	
		セミトレーラ（下記に揚げるものを除く）	5 m未満	20 t 以下	
			5 m以上 7 m未満	22 t 以下	
			7 m以上 8 m未満	24 t 以下	
			8 m以上 9.5 m未満	26 t 以下	
			9.5 m以上	28 t 以下	
		特例 8 車種セミトレーラ	—	36 t 以下	
4 の 2	軸重	下記以外の自動車		10 t 以下	
		基準を満たすトラクタの後軸		11.5 t 以下	
	隣接軸重	隣接軸距 1.8 m未満		18 t 以下（隣接軸重の和）	H 5.11.25 以降製作車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く）
		隣接軸距 1.3 m以上 1.8 m未満で、1 軸荷重 9.5 t 以下		19 t 以下（隣接軸重の和）	
		隣接軸距 1.8 m以上		20 t 以下（隣接軸重の和）	
	輪荷重	下記以外の自動車		5 t 以下	
		基準を満たすトラクタの後軸		5.75 t 以下	
5	安定性	自動車の種別		最大安定傾斜角度	
		側車付二輪		25°（空車状態）	
		車両総重量が車両重量の 1.2 倍以下の自動車		30°（空車状態）	
		二階建バス		28°（乗務員及び二階座席乗車状態）	
		上記以外		35°（空車状態）	
6	最小回転半径			最外側のわだちについて 12 m以下	
7	接地圧			ゴム製タイヤの接地圧は 200 kg／㎝ 以下	

注※1：特例 8 車種セミトレーラにあっては 13 m以下

<table>
<tr><th>条</th><th>項　　目</th><th>基　　準</th><th>適　用　時　期</th></tr>
<tr><td rowspan="3">8</td><td rowspan="2">原動機及び動力伝達装置</td><td>二重アクセルリターンスプリング</td><td>H6.4.1 以降製作車
（二輪自動車除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">協定規則第 121 号の技術的な要件又は協定規則第 60 号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（原動機に係るものに限る。）が異常を示す点灯しているものは不適合。</td></tr>
<tr><td colspan="3">速度抑制装置の適用時期
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">車　　種</th><th colspan="2">適　用　時　期</th></tr>
<tr><th>新　型　車</th><th>継続生産車</th></tr>
<tr><td rowspan="3">平成６年度排出ガス規制適合車
（ＫＣ－）</td><td>初年度登録　平成 10 年１月１日以降</td><td rowspan="9">平成 15 年９月１日以降の製作車</td><td>平成 15 年９月１日以降の最初の検査の日</td></tr>
<tr><td>初年度登録　平成９年１月１日～平成９年 12 月 31 日</td><td>平成 16 年９月１日以降の最初の検査の日</td></tr>
<tr><td>初年度登録　平成８年 12 月 31 日以前</td><td>平成 17 年９月１日以降の最初の検査の日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">平成10､11 年度排出ガス規制適合車
（ＫＫ－，ＫＬ－）</td><td>初年度登録　平成 15 年１月１日以降</td><td>平成 15 年９月１日以降の最初の検査の日</td></tr>
<tr><td>初年度登録　平成 14 年１月１日～平成 14 年 12 月 31 日</td><td>平成 16 年９月１日以降の最初の検査の日</td></tr>
<tr><td>初年度登録　平成 13 年 12 月 31 日以前</td><td>平成 17 年９月１日以降の最初の検査の日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">上記以外の自動車
(輸入車など)</td><td>初年度登録　平成 14 年１月１日以降</td><td>平成 15 年９月１日以降の最初の検査の日</td></tr>
<tr><td>初年度登録　平成 11 年１月１日～平成 13 年 12 月 31 日</td><td>平成 16 年９月１日以降の最初の検査の日</td></tr>
<tr><td>初年度登録　平成 10 年 12 月 31 日以前</td><td>平成 17 年９月１日以降の最初の検査の日</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>9</td><td>走行装置等
空気入りゴムタイヤの滑り止めの溝深さ</td><td>二輪自動車等　　0.8㎜ 以上
その他の自動車　　1.6㎜ 以上</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td>操縦装置</td><td>操縦装置の範囲（始動装置、前照灯、デフロスタの操作装置等）かじ取りハンドルの中心から左右 500㎜ 以内
操縦装置の識別表示</td><td>S50.12.　1 以降
（デフロスタに関する部分に限る）
S48.12.　1 以降</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>協定規則第 121 号適用　　乗用 10 人以上総重量５ｔ超え
貨物総重量 12t 超え　　H31.　2.　1 以降
上記以外　　H29.　2.　1 以降
協定規則第 60 号適用　　二輪自動車　　H29.　7.　1 以降</td></tr>
<tr><td>11</td><td>かじ取り装置</td><td>衝撃吸収式かじ取り装置（乗用自動車）</td><td>S48.10.　1 以降</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">協定規則第 121 号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（前方のエアバッグに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているものは不適合。</td></tr>
<tr><td>11
の２</td><td>施錠装置</td><td>専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上のものを除く）
貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5ｔを超えるもの、トレーラを除く）</td><td>S48.12.　1 以降
H18.　7.　1 以降</td></tr>
<tr><td>12</td><td>制動装置</td><td>二重安全ブレーキ
液漏れ警報装置（二輪車除く）
圧力降下警報
ＡＢＳ装置（12ｔを超える大型バス（一般路線バスを除く）及び７ｔを超えるトラクタ）</td><td>S46.12.31　以前の２ｔ未満の自動車（10 人以下の旅客運送事業用自動車除く）
S50.12.　1 以降
S45.　6.　1 以降
H 3.10.　1 以降
H 4.　4.　1 以降
（12 ｔ超えバス）
H 7.　9.　1 以降
（13 ｔ以下ﾄﾗｸﾀ）
H26.10.　1 以降
（10 人未満乗用）
協定規則適用まで</td></tr>
</table>

条	項目			基準	適用時期
12	トラック・バス等	主制動装置	操作力	70 kg以下（700 N）以下	総重量3.5 t以下 H11. 7. 1 以降 （継続生産車） H 9.10. 1 以降 （新型車） 総重量3.5 t超え H12. 7. 1 以降 （継続生産車） H10.10. 1 以降 （新型車） H16. 1. 1 以降 （製作車） 協定規則適用まで 上記の車以外は4項適用 （4項表参照）
			制動能力	停止距離S_1　S_2 イ．$S_1 \leqq 0.15\ V_1 + 0.0077\ V_1^2$ 制動初速度V_1V_2 最高速度V_1 60km/h超専ら乗用(10人以上)　:60km/h 80km/h超総重量3.5 t超の自動車　:60km/h 80km/h超総重量3.5 t以下の自動車　:80km/h ロ．$S_2 \leqq 0.15\ V_2 + 0.0097\ V_2^2$ 最高速度の80%の速度　V_2 125km/h超専ら乗用　:100km/h (10人以上、総重量5 t以下) 112.5km/h超専ら乗用　:90km/h (10人以上、総重量5 t超) 150km/h総重量3.5 t以下　:120km/h 125km/h総重量3.5 t超12 t以下　:100km/h 112.5km/h超総重量12 t超　:90km/h けん引自動車セミトレーラをけん引するもの :80km/h	
		駐車ブレーキ	操作力	足動式70kg(700N)以下　手動式60kg(600N)以下	
			制動能力	9/50のこう配で停止状態保持 停止距離S ・$S \leqq 0.15\ V + 0.0257\ V_2$ 制動初速度 最高速度V（最高速度が30 km/h超える自動車は30 km/h） けん引自動車（連結状態）　3/25のこう配で停止状態保持	
	専ら乗用（乗車定員10人未満）	主制動装置	操作力	50 kg以下（500 N）以下	ワンボックス車及び車枠有り4WD車除く H 8. 1. 1 以降 （継続生産車） H 6. 4. 1 以降 （新型車） H11. 4. 1 以降 （輸入車） ワンボックス車及び車枠有り4WD車に限る H11. 7. 1 以降 （継続生産車） H 9.10. 1 以降 （新型車） H14.10. 1 以降 （輸入車） H16. 1. 1 以降 協定規則適用まで 上記の車以外は4項適用 （4項表参照）
			自動車の最高速度 125 km/h超	停止距離S_1 S_2 イ．$S_1 \leqq 0.1\ V_1 + 0.0060\ V_1^2$ 制動初速度V_1V_2 最高速度V_1 最高速度が100 km/h超える自動車：100 km/h ロ．$S_2 \leqq 0.1\ V_2 + 0.0067\ V_2^2$ 最高速度の80%の速度　V_2 最高速度の80%が160 km/h超自動車：160 km/h すき間自動調整・磨耗確認・圧力蓄積（運転者の操作力で規定の制動力が得られるものを除く）の備付	
			125 km/h以下	イ．$S_1 \leqq 0.1\ V_1 + 0.0060\ V_1^2$ 制動初速度V_1 最高速度V_1 最高速度が100 km/h超える自動車：100 km/h	
		駐車ブレーキ	操作力	足動式50 kg（500 N）以下 手動式40 kg（400 N）以下	
			制動能力	1/5のこう配で停止状態保持 停止距離S ・$S \leqq 0.1\ V + 0.0257\ V^2$ 制動初速度 最高速度V（最高速度が30 km/h超える自動車は30 km/h）	

<table>
<tr><th>条</th><th>項　　目</th><th>基　　準</th><th>適　用　時　期</th></tr>
<tr><td>12</td><td>（４項）抜枠
主制動装置制動能力
<table>
<tr><th>最高速度（km /h）</th><th>制動初速度（km /h）</th><th>停止距離（m）</th></tr>
<tr><td>80 以上</td><td>50</td><td>22 以下</td></tr>
<tr><td>35 以上 80 未満</td><td>35</td><td>14 以下</td></tr>
<tr><td>20 以上 35 未満</td><td>20</td><td>５以下</td></tr>
<tr><td>20 未満</td><td>その最高速度</td><td>５以下</td></tr>
</table>
駐車ブレーキ制動能力
1/5 のこう配で停止状態保持</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>トレーラの慣性ブレーキ</td><td>総重量 3.5ｔ以下のトレーラ(セミトレーラ除く)

最高速度 20 km /h 未満のけん引自動車にけん引されるトレーラ

最高速度 35 km /h 未満の大型特殊及び農耕小型特殊にけん引されるトレーラで２ｔ未満のもの</td><td>H11. 6. 30 以前は下線を「総重量 750 kg以下のトレーラ及び総重量 750 kg を超 3.5 ｔ以下のトレーラ」に読替</td></tr>
<tr><td></td><td>トレーラの主制動装置の省略</td><td>総重量 750 kg以下のトレーラで車両総重量がトラクタの車両重量の 1/2 以下のもの
けん引車が乗用車の場合
$S_1 \leqq 0.1\,V_1 + 0.0071\,V_1^2$</td><td>H11. 7. 1 以降

H16. 1. 1 以降
製作車</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">協定規則第 13 号適用
<table>
<tr><th>対　　象</th><th>適用時期（新型）</th><th>適用時期（継続生産）</th></tr>
<tr><td>乗用 10人以上　総重量 12ｔ超え</td><td>H26. 11. 1 以降　※１</td><td>H29. 9. 1 以降　※１</td></tr>
<tr><td>乗用 10人以上　総重量５ｔ超え 12ｔ以下</td><td>H28. 2. 1 以降</td><td>H30. 2. 1 以降</td></tr>
<tr><td>乗用 10人以上　総重量５ｔ以下</td><td>H27. 9. 1 以降</td><td>H29. 2. 1 以降</td></tr>
<tr><td>貨物　総重量 22ｔ超える(トラクタ除く)</td><td>H26. 11. 1 以降</td><td>H29. 9. 1 以降</td></tr>
<tr><td>貨物　総重量 20ｔ超え 22ｔ以下(トラクタ除く)</td><td>H27. 9. 1 以降</td><td>H30. 11. 1 以降</td></tr>
<tr><td>貨物　総重量 3.5ｔ超え 20ｔ以下(トラクタ 13ｔ超え除く)</td><td>H28. 2. 1 以降</td><td>H30. 2. 1 以降</td></tr>
<tr><td>貨物　総重量 3.5ｔ以下(トラクタ除く)</td><td>H27. 9. 1 以降　※２</td><td>H29. 2. 1 以降　※２</td></tr>
<tr><td>貨物　総重量 13ｔ超え(トラクタに限る。)</td><td>H26. 11. 1 以降</td><td>H30. 9. 1 以降</td></tr>
<tr><td>被牽引自動車</td><td>H27. 9. 1 以降</td><td>H29. 2. 1 以降</td></tr>
</table>
※１　立席を有する自動車は適用時期のずれ有り。　※２　軽自動車は適用時期のずれ有り。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">協定規則第 121 号の技術的な要件又は協定規則第 60 号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（制動装置及びアンチロックブレーキシステムに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているものは不適合。</td></tr>
<tr><td>14</td><td>緩衝装置の備付</td><td>総重量２ｔ未満のトレーラ以外（緩衝装置の改造を行ったものを除く。爆発性液体を運送するトレーラは適用）</td><td>S58. 12. 31 以前は総重量２ｔ未満の自動車</td></tr>
<tr><td>15</td><td>燃料タンク注入口及びガス抜口の距離</td><td>露出電気端子及び電気開閉器から 200㎜ 以上</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>衝突時の燃料漏れ防止</td><td>専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上は除く）</td><td>S50. 12. 1 以降</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>車両総重量 2.8ｔ以下の小型貨物車等</td><td>S62. 9. 1 以降
S63. 4. 1 以降
（輸入車）</td></tr>
<tr><td></td><td>被追突時の燃料漏れ防止</td><td>専ら乗用の用に供する自動車</td><td>S62. 3. 1 以降
S63. 4. 1 以降
（輸入車）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>車両総重量 2.8ｔ以下の小型自動車</td><td>S62. 9. 1 以降
S63. 4. 1 以降
（輸入車）</td></tr>
<tr><td>18</td><td>回転部分突出禁止</td><td>全車</td><td>S49. 7. 1 以降</td></tr>
<tr><td>18 の２</td><td>巻込防止装置</td><td>普通貨物（大型車は全車適用）</td><td>S48. 12. 1 以降</td></tr>
</table>

条	項　　目	基　　準	適　用　時　期
18の2	突入防止装置（二輪、大特、けん引車等を除く）	大型貨物 普通貨物 小型貨物（総重量3.5ｔ以下を除く） 上記以外の自動車	S43. 8. 1 以降 S48.12. 1 以降 H24. 7.11 以降 H27. 7.26 以降
	大型貨物リヤバンパー（けん引車除く）	総重量７ｔ以上 積載量５ｔ総重量８ｔ以上の大型貨物 車両総重量3.5ｔ超の貨物自動車 車両総重量3.5ｔ超であって、小型枠（長さ4.7ｍ、幅1.7ｍ、高さ２ｍ）の貨物自動車	H 9.10. 1 以降 H 4. 6. 1 以降 H17. 9. 1 以降 H19. 9. 1 以降
	前部潜り込み防止装置	車両総重量3.5ｔを超える貨物自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び全輪駆動車、並びに前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車を除く。）	H23.10. 1 以降
20	インストルメントパネルの衝撃吸収化	専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上、二輪、側車付二輪等を除く）	S50. 4. 1 以降
	運転者室及び客室の内装材の難燃性	全車	H 6. 4. 1 以降 H 7. 4. 1 以降（輸入車）
22	シートバック後面の衝撃吸収化 座席及び座席取付装置の取付強度 座席及び座席取付装置の基準強化	専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上、二輪、側車付二輪等を除く） 協定規則第17号又は80号の適用	S50.12. 1 以降 H24. 7. 1 以降
	横向き座席の禁止	座席は前向き又は後向きであること （適用除外） ア　乗車定員10人以上の自動車 イ　貨物自動車 ウ　緊急自動車 エ　患者輸送車及びキャンピング車	H24. 7.22 以降
		（適用除外） ア　乗車定員10人以上の自動車 イ　車両総重量3.5ｔ超の貨物自動車 ウ　緊急自動車 エ　患者輸送車及びキャンピング車	H28. 7.22 以降
		（適用除外） ア　乗車定員10人以上の自動車（立席を有するもの） イ　車両総重量3.5ｔ超の貨物自動車 ウ　緊急自動車 エ　患者輸送車及びキャンピング車 オ　幼児専用車（幼児用座席は除く） カ　乗車定員10人の福祉タクシー車両	H29. 7.26 以降

22の3　座席ベルト及び座席ベルト取付装置の適用時期

対象座席 ＼ 対象車		専ら乗用			専ら乗用以外	
		定員10人以下	定員11人以上			
		普通・小型	一般路線バス	その他	普通	小型
運転席及びこれと並列の座席	運転席	4. 4. 1（１種） 50. 4. 1（２種） 62. 3. 1（２種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	50.12. 1（１種） 62. 9. 1（１種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	44.10. 1（１種） 50. 4. 1（２種） 62. 9. 1（２種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）
	中席	62. 3. 1（１種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）
	助手席	48.12. 1（１種） 50. 4. 1（２種） 62. 3. 1（２種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）	50.12. 1（１種）	48.12. 1（１種） 50. 4. 1（２種） 62. 9. 1（２種ＥＬＲ） 63. 4. 1（輸入車）
その他の座席	窓側席	50. 4. 1（１種） 6. 4. 1（２種ＥＬＲ） 7. 4. 1（輸入車）		62. 9. 1（１種） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種） 63. 4. 1（輸入車）	50. 4. 1（１種） 6. 4. 1（２種ＥＬＲ） 7. 4. 1（輸入車）
	中席	62. 3. 1（１種） 63. 4. 1（輸入車）		62. 9. 1（１種） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種） 63. 4. 1（輸入車）	62. 9. 1（１種） 63. 4. 1（輸入車）

条	項目	基準	適用時期
22の3	平成24年7月1日以降		

対象座席＼対象車		乗用			貨物	
		定員9人以下	定員10人以上 車両総重量		車両総重量	
			3.5ｔ以下	3.5ｔ超	3.5ｔ以下	3.5ｔ超
前席	運転席	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ １種（注１）	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ １種ＥＬＲ（注２）
前席	中央席	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ １種（注１）	２種 １種（注２）	２種 １種（注２）
前席	助手席	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ １種（注１）	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ １種ＥＬＲ（注２）
後席	外側席	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ １種（注１）	２種ＥＬＲ １種ＥＬＲ（注３）	１種
後席	中央席	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ	２種ＥＬＲ １種（注１）	１種	１種
後向き席		１種	１種ＥＬＲ	１種ＥＬＲ	１種	１種
横向き席		１種				

注１）以下のいずれかを満たす場合１種ベルト可
①ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部構造を有さないもの
②接触する恐れのある車両内部構造が協定規則80号に適合している場合
注２）ベルトを装着した乗員が全面ガラスに接触するおそれのない構造を有する場合
注３）Ｒ点を通るシートの中心線と車両の隔壁間隔が500㎜以上ある場合

条	項目	基準	適用時期
22の3	座席ベルト非装着時警報装置	・専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員10人未満の自動車	H 6. 4. 1 以降 H 7. 4. 1 以降（輸入車）
		・乗用車（乗車定員10人未満）、貨物車（車両総重量3.5t以下）の自動車の運転者席及び助手席並びにこれらと並列の座席（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）	R 2.9. 1以降 ※一部自動車については、適用猶予
		・乗用車（乗車定員10人以上）、貨物車（車両総重量3.5t超）の自動車の運転者席及び助手席	R 2.9. 1以降 ※一部自動車については、適用猶予
22の4	頭部後傾抑止装置の適用時期		

対象座席＼対象車	乗用	その他	総重量3.5ｔ以下トラック・バス
		小型	
運転者席	44. 4. 1	45. 4. 1	24. 7. 1
助手席	48.12. 1	48.12. 1	

※ H24.7.1以降は小型自動車であって車両総重量が3.5ｔ超である場合は装備不要（10人以下の乗用除く）

条	項目	基準	適用時期
22の5	年少者用補助乗車装置取付具	専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付き二輪自動車並びに被牽引車を除く。）は２個以上備えること	H24. 7. 1 以降
25	乗降口の位置	乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外のすべての者が利用できる乗降口を左側面に１個以上設けること 乗降口のうち１個は右側面以外に設けること	S35. 4. 1 以降 S50.12. 1 以降
	乗降口の開放防止	乗降口の開放防止構造（乗車定員11人以上除く） 協定規則第11号適用（乗車定員11人以上除く）	S50.12. 1 以降 H24. 8 12 以降
29	窓ガラス		

区分＼種類		安全ガラスの義務付け	強化ガラスの禁止（部分強化ガラスは適合）	ＨＰＲ合わせガラスの義務付け
前面ガラス	乗用車	33. 1. 1	45. 6. 1	62. 3. 1（輸入車63. 4. 1）
前面ガラス	貨物等	33. 1. 1	45. 6. 1	62. 9. 1（輸入車63. 4. 1）
その他のガラス	乗用車	48.12. 1		
その他のガラス	貨物等	48.12. 1		

<table>
<tr><th>条</th><th colspan="6">項　　目</th><th>基　　準</th><th>適　用　時　期</th></tr>
<tr><td rowspan="20">30</td><td colspan="6">定常走行騒音（全車適用）
（平成28年騒音規制車を除く。）</td><td>85デシベル</td><td rowspan="2">全ての種別について、

ア：S46.4.1以降
イ：S47.1.1以降
ウ：S51.1.1以降
エ：S54.1.1以降

ただし

二輪の輸入車
　H 1. 4. 1以降また、試作車等はS61. 6. 1以降

普通・小型・軽の乗用以外と大特・小特の輸入車
　H 4. 4. 1以降また、試作車等はH 1. 6. 1以降

普通・小型・軽の乗用で輸入車
　H 3. 4. 1以降また、試作車等はS 63. 6. 1以降</td></tr>
<tr><td rowspan="13">近接排気騒音（太線内は平成10～13年騒音規制）</td><td colspan="5">二輪自動車（含・側車付）</td><td>99デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="5">大型特殊自動車、小型特殊自動車</td><td>110デシベル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">普通自動車
小型自動車
軽自動車</td><td rowspan="3">定員10人以下の乗用以外</td><td rowspan="2">総重量3.5ｔ超</td><td colspan="2">最高出力200PS 超</td><td>107デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2">最高出力200PS 以下</td><td>105デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="3">総重量3.5ｔ以下（定員10人以下の乗用含む）</td><td>103デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="6">ア：型式指定車　イ：S46.3.31以前の型式指定車　ウ：騒音認定車
エ：大臣認定車（少数台数、輸入車特別）</td></tr>
<tr><td colspan="5">大型特殊自動車、小型特殊自動車</td><td>110デシベル</td></tr>
<tr><td rowspan="4">普通自動車
小型自動車
軽自動車
（定員10人以下の乗用除く）</td><td rowspan="2">総重量3.5ｔ超
150KW 超</td><td colspan="2">乗　用</td><td>99デシベル（10年規制）</td></tr>
<tr><td colspan="2">乗用以外</td><td>99デシベル（13年規制）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">総重量3.5ｔ超
150KW 以下</td><td colspan="2">全輪駆動車</td><td>98デシベル（13年規制）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全輪駆動車以外</td><td>乗　用</td><td>98デシベル（12年規制）</td></tr>
<tr><td>乗用以外</td><td>98デシベル（13年規制）</td></tr>
<tr><td colspan="2">総重量3.5ｔ以下</td><td>97デシベル（12年規制）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">普通自動車
小型自動車
軽自動車
（定員10人以下）</td><td rowspan="2">定員7人以上</td><td>後部エンジン</td><td>100デシベル（11年規制）</td><td rowspan="6">新型車

10年規制H10.10.1以降

11年規制H11.10.1以降

12年規制H12.10.1以降

13年規制H13.10.1以降</td></tr>
<tr><td>後部エンジン以外</td><td>96デシベル（11年規制）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">定員6人以下</td><td>後部エンジン</td><td>100デシベル（10年規制）</td></tr>
<tr><td>後部エンジン以外</td><td>96デシベル（10年規制）</td></tr>
<tr><td colspan="2">二輪自動車
（側車付含む）</td><td>小型</td><td>94デシベル（13年規制）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>軽</td><td>94デシベル（10年規制）</td></tr>
<tr><td>排気騒音</td><td colspan="4">近接排気騒音が適用される製作年以前のもの</td><td>85デシベル</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">消音器の加速走行騒音性能規制</td><td>消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであること</td><td>新型車
H22. 4. 1以降</td></tr>
<tr><td colspan="5">二輪車の騒音規制強化</td><td>協定規則第41号の適用</td><td>新型車
H26. 1. 1以降
継続生産車
H29. 1. 1以降</td></tr>
<tr><td colspan="5">騒音規制強化（二輪車等除く。）</td><td>協定規則第51号の適用</td><td>新型車
H28. 10. 1以降
継続生産車
R4. 9. 1以降</td></tr>
<tr><td rowspan="4">31</td><td colspan="5">ブローバイガス還元装置</td><td colspan="2">新型車　S46. 9. 1以降
継続生産車　S46. 1. 1以降
二輪車（側車付二輪を含む）
新型車　H11.10. 1以降
継続生産車　H12. 9. 1以降
輸入車　H13. 4. 1以降
軽油を燃料とする自動車
車両総重量12ｔ以下　新型車　H14.10. 1以降
継続生産車　H16. 9. 1以降
車両総重量12ｔ超　新型車　H16.10. 1以降
継続生産車　H17. 9. 1以降</td></tr>
<tr><td colspan="6">燃料蒸発ガス発散防止装置
〔ガソリンを燃料とする自動車〕</td><td>下記車両以外
新型車 S47.7.1以降
継続生産車 S48.4.1以降
二輪車及び側車付二輪車
新型車 H28.10.1以降
継続生産車 H29.9.1以降
（H28年排出ガス規制先取り車両は適用）</td></tr>
<tr><td colspan="7">熱害対策装置等（点火装置が接点式のものに限る）…遮熱板・温度センサー・燃料カットシステム・OBD Ⅱ以前</td></tr>
</table>

条	項目				基準		適用時期
31	アイドリング規制	ガソリン・LPG車 10年規制以前	CO	全車	4.5%		(10年規制) 新型車 H.10.10. 1 以降 継続生産車 H.11. 9. 1 以降 輸入車 H.12. 4. 1 以降 (11年規制) 新型車 H.11.10. 1 以降 継続生産車 H.12. 9. 1 以降 輸入車 H.13. 4. 1 以降 (12年規制) 新型車 H.12.10. 1 以降 継続生産車・輸入車 H.14. 9. 1 以降 (13年規制) 新型車 H.13.10. 1 以降 継続生産車・輸入車 H.15. 9. 1 以降 (14年規制) 新型車 H.14.10. 1 以降 継続生産車・輸入車 H.15. 9. 1 以降 (19年規制) 新型車 H.19.10. 1 以降 継続生産車・輸入車 H.20. 9. 1 以降 (2年規制) 新型車 R. 2.12. 1 以降 継続生産車・輸入車 R. 4.11. 1 以降
			HC	4サイクル車	1200ppm		
				特殊エンジン	3300ppm		
				2サイクル車	7800ppm		
		ガソリン・LPG車 10年規制以降	CO	4サイクル車	1.0%	(排ガス記号) GC. GE. GF. GG. GH. GJ. GK. GL. GM 等	
				軽自動車	2.0%	GD. GF	
			HC	4サイクル車	300ppm	GC. GE. GF. GG. GH. GJ. GK. GL. GM 等	
				2サイクル車	7800ppm		
				軽自動車	500ppm	GD. GF	
		二輪車(側車付含む) 10年規制	CO	4サイクル車(軽)	4.5%	BA	
				2サイクル車(軽)	4.5%	BB	
			HC	4サイクル車(軽)	2000ppm	BA	
				2サイクル車(軽)	7800ppm	BB	
		11年規制	CO	4サイクル車(小型)	4.5%	BC	
				2サイクル車(小型)	4.5%	BD	
			HC	4サイクル車(小型)	2000ppm	BC	
				2サイクル車(小型)	7800ppm	BD	
		19年規制以降	CO	小型二輪	3.0%	EAL. EBL. 2AL. 2BL	
			HC		1000ppm		
		2年規制	CO		0.5%	8AL. 8BL	
			HC		1000ppm		
	黒煙規制	ディーゼル乗用車			50%(4年規制以前)	K. N. Q. X. Y	
					40%(6年規制)	KD	
					25%(9、10、14年規制)	KE. KH. KM. KN	
		総重量1.7t以下 総重量1.7t超え2.5t以下 (乗用車除く)			50%(63年規制以前)	K. N. P. S	
					40%(5年規制)	KA. KB	
					25%(9、10、14、15年規制)	KE. KF. KJ. KP. KQ	
		総重量2.5t以上 9年規制 総重量3.5t以下 10年規制 総重量12t以下 11年規制 総重量12t超え			50%(2年規制以前)	K. N. P. S. U. W	
					40%(6年規制)	KC	
					25%(9、10、11、15、16年規制)	KG. KK. KL. KR. KS	
		(5年規制) 新型生産車 H 5.10. 1 継続生産車 H 6. 9. 1 輸入車 H 7. 4. 1	(6年規制) 新型生産車 H 6.10. 1 継続生産車 H 7. 9. 1 輸入車 H 8. 4. 1	(9年規制) 新型生産車 H9.10. 1 継続生産車 H11. 7. 1 輸入車 H12. 4. 1	(10年規制) 新型生産車 H10.10 .1 継続生産車 H11 .9. 1 輸入車 H12. 4. 1	(11年規制) 新型生産車 H11.10. 1 継続生産車 H12. 9. 1 輸入車 H13. 4. 1	(14年規制) 新型車 H14.10. 1以降 継続生産車・ 輸入車 H16. 9. 1以降	(15年規制) 新型車 H15.10. 1以降 継続生産車・ 輸入車 H16. 9. 1以降	(16年規制) 新型車 H16.10. 1以降 継続生産車・ 輸入車 H17. 9. 1以降
	光吸収係数規制	17年規制適合車で、次のいずれかの条件を満たす自動車に限る ○備考に「オパシメータ測定」 ○型式指定番号「16000」以降 ○装置型式指定番号「G-2001」以降			0.80m^{-1}		A※B、C※B、D※B A※C、C※C、D※C A※E、C※E、D※E A※F、C※F、D※F A※G、B※G、C※G D※G、N※G、P※G (※はアルファベット)		

条	項目		基準		適用時期
31	光吸収係数規制	21年規制適合車	0.50m^{-1}	L※A、F※A、M※A、R※A L※E、M※E、R※E L※F、M※F、R※F L※G、M※G、R※G （※はアルファベット）	
		22年規制適合車	0.50m^{-1}	S※F、Q※※ S※G、T※※ （※はアルファベット）	
		26年規制適合車	0.50m^{-1}	Y※M、Y※N、Y※P、Y※R Y※S （※はアルファベット）	
		28年規制適合車	0.50m^{-1}	2※G （※はアルファベット）	
		30年規制適合車	0.50m^{-1}	3※A、3※E、3※F、4※A、4※E、4※F、5※A、5※E、5※F、6※A、6※E、6※F、7※A、7※E、7※F、 （※はアルファベット）	
31	排気管		開口部の取付位置、突出量の基準強化 突出量 長さ方向　自動車の最後端から50㎜以内 幅方向　　自動車の最外側にならないこと		H29.10.10以降
31の2	指定自動車（ＮＯｘ・ＰＭ規制の適用車） ガソリン・ディーゼル・ＬＰＧ車 乗用（ディーゼルのみ） 貨物 バス 特種自動車（上記の車両がベースになったもの）		特定地域内に使用の本拠を有するものについて特定自動車排出基準によって判断する 検査証の備考欄記載があればそれにより判断する		

	項目		適用時期及び基準				
32	前照灯等		H18.1.1以降				H17.12.31以前
	走行用	数	２個又は４個（二輪車等は１個又は２個）				
		色	白色				白色又は淡黄色（同一色）
		電気結線	すべて同時又は左右それぞれ１個が同時点灯				
		取付位置	左右対称（二輪車にあっては走行用及びすれ違い用の中心が左右対称であればよい）				
		その他の要件	同時点灯時の最高光度の合計が430000ｃｄ以下				
			点灯操作状態表示装置　必要　（二輪車等は不要）				除外
	すれ違い用	数	２個（二輪車等は１個又は２個）				
		色	白色				白色又は淡黄色（同一色）
		電気結線	すれ違い操作時、走行用は消灯 放電灯は走行用点灯時、消灯不可				放電灯点灯要件除外
			二輪車等は原動機の作動中、走行用又はすれ違いのいずれか点灯（H10.4.1以降）				
		取付位置	上縁	下縁	最外側	その他	照明部の中心が1.2ｍ以下 下縁要件除外
			1.2ｍ以下	0.5ｍ以上	0.4ｍ以内		
			二輪車等は照明部の中心が1.2ｍ以下 左右対称（二輪車にあっては走行用及びすれ違い用の中心が左右対称であればよい）				

<table>
<tr><th>条</th><th colspan="2">項　　目</th><th colspan="5">適　用　時　期　及　び　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="11">33</td><td colspan="2" rowspan="11">前部霧灯
（任意灯火）</td><td colspan="5">H18.1.1 以降</td><td>H17.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>数</td><td colspan="5">同時に３個以上点灯しない</td><td></td></tr>
<tr><td>色</td><td colspan="5">白色又は淡黄色（同一色）</td><td></td></tr>
<tr><td>電気結線</td><td colspan="5">走行用、すれ違い用の点灯状態にかかわらず点灯・消灯ができる</td><td>除外</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取付位置</td><td>上縁</td><td>下縁</td><td>最外側</td><td></td><td rowspan="2">中心がすれ違い用の中心を含む水平面以下</td></tr>
<tr><td>0.8ｍ以下</td><td>0.25ｍ以上</td><td>0.4ｍ以内</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">上縁はすれ違いの上縁を含む水平面以下、左右対称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">二輪車等は中心がすれ違い用の中心を含む水平面以下</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見通し角度</td><td>上方</td><td>下方</td><td>内側方向</td><td>外側方向</td><td rowspan="2">除外</td></tr>
<tr><td>5°</td><td>5°</td><td>10°</td><td>45°</td></tr>
<tr><td>その他の要件</td><td colspan="4">点灯操作状態表示装置　必要</td><td>除外</td></tr>
<tr><td rowspan="8">33
の２</td><td colspan="2" rowspan="8">側方照射灯
（任意灯火）</td><td colspan="4">H21.4.1 以降（乗用　9 人以下 / 貨物 総重量 3.5ｔ以下）
H27.4.1 以降（乗用 10 人以上 / 貨物 総重量 3.5ｔ超）</td><td>左欄以前</td></tr>
<tr><td>数</td><td colspan="4">２個</td><td></td></tr>
<tr><td>色</td><td colspan="4">白色</td><td>白色又は淡黄色（同一色）</td></tr>
<tr><td>電気結線</td><td colspan="4">すれ違い用又は走行用が点灯している場合のみ点灯
方向指示器の作動又はかじ取り装置と連動
方向指示器の作動解除又はかじ取り装置が直進状態に戻った場合は自動停止</td><td>方向指示器と連動</td></tr>
<tr><td rowspan="3">取付位置</td><td>上縁</td><td>下縁</td><td></td><td></td><td>除外</td></tr>
<tr><td>0.9ｍ以下</td><td>0.25ｍ以上</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">すれ違い用の上縁を含む水平面以下</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">最後縁は自動車の前端から１ｍ以内</td><td>最前縁は自動車の前端から 2.5ｍ以内</td></tr>
<tr><td rowspan="9">34</td><td colspan="2" rowspan="9">車幅灯</td><td colspan="5">H18.1.1 以降</td><td>H17.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>数</td><td colspan="5">２個又は４個</td><td>除外</td></tr>
<tr><td>色、照明部の大きさ</td><td colspan="5">白色（方向指示器等と構造上一体又は兼用及び二輪車等にあっては橙色可）　15㎠以上</td><td>白色、淡黄色又は橙色（同一色）</td></tr>
<tr><td>電気結線</td><td colspan="5">方向指示器と兼用（橙色）の場合、方向を指示している側のもの又は両側のものが消灯する構造であること</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">取付位置</td><td>上縁</td><td>下縁</td><td colspan="3">最外側</td><td>下縁要件除外</td></tr>
<tr><td>2.1ｍ以下</td><td>0.25ｍ以上</td><td colspan="3">0.4ｍ以内
被牽引車は 0.15ｍ以内</td></tr>
<tr><td colspan="5">左右対称</td><td>左右同じ高さ</td></tr>
<tr><td colspan="5">二輪車等は中心が２ｍ以下</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見通し角度</td><td>上方</td><td colspan="2">下方</td><td>内側方向</td><td>外側方向</td><td rowspan="2">除外</td></tr>
<tr><td>15°</td><td colspan="2">15°
5°　（※１）</td><td>45°
5°　（※２）</td><td>80°</td></tr>
<tr><td>その他の要件</td><td colspan="5">点灯操作状態表示装置　必要</td><td>除外</td></tr>
</table>

注※１：照明部の基準中心高さが地上 0.75ｍ未満である場合　　※２：被牽引車である場合

<table>
<tr><th>条</th><th colspan="2">項　　目</th><th colspan="5">適　用　時　期　及　び　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="6">34
の２</td><td rowspan="6">前部上側端灯
（任意灯火）</td><td colspan="4">H18.1.1 以降</td><td>H17.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>数</td><td colspan="4">２個又は４個</td><td rowspan="5">除外</td></tr>
<tr><td>色、照明部の大きさ</td><td colspan="4">白色　15 ㎠以上</td></tr>
<tr><td>取付位置</td><td colspan="4">上側２個は上縁が前面ガラスの最上端以上
（被牽引車は取り付けることができる最高の高さ）
４個備える場合は、上側２個と下側２個の距離は可能な限り離れており、下側２個の最前縁と自動車の後端との距離は 0.4ｍ以内で可能な限り自動車の後端に近付けて取り付けられていること</td></tr>
<tr><td colspan="4">最外側から 0.4ｍ以内
左右対称
車幅灯と 0.2ｍ以上離れていること</td></tr>
<tr><td>見通し角度</td><td>上方</td><td>下方</td><td>内側方向</td><td>外側方向</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5°</td><td>20°</td><td></td><td>80°</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">34
の３</td><td rowspan="8">昼間走行灯
（任意灯火）</td><td>数</td><td colspan="4">２個</td><td>除外規定なし</td></tr>
<tr><td>色、照明部の大きさ</td><td colspan="4">白色　25 ㎠以上 200 ㎠以下</td><td></td></tr>
<tr><td>電気結線</td><td colspan="4">光度は 1440cd 以下
方向指示器との間隔が 40㎜ 以下の場合、方向指示器の作動中にあっては減光又は消灯することが出来る
方向指示器と兼用の場合、方向指示器の作動時は方向を指示している側が消灯すること
非常点滅表示灯と兼用の場合、非常点滅表示灯の作動時は両側が消灯すること</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">取付位置</td><td>上縁</td><td>下縁</td><td>取付間隔</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1.5ｍ以下</td><td>0.25ｍ以下</td><td>0.6ｍ以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見通し角度</td><td>上方</td><td>下方</td><td>内側方向</td><td>外側方向</td><td></td></tr>
<tr><td>10°</td><td>10°</td><td>20°</td><td>20°</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の要件</td><td colspan="4">照明部の大きさは 0.25 ㎡以上 0.20 ㎡以下
夜間 10㎞/h を超える場合、前照灯が点灯すること</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">35</td><td rowspan="8">前部反射器</td><td colspan="4">H18.1.1 以降</td><td>H17.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>色、反射部の大きさ</td><td colspan="4">白色 10 ㎠以上</td><td>白色又は橙色</td></tr>
<tr><td rowspan="3">取付位置</td><td>上縁</td><td>下縁</td><td>最外側</td><td></td><td rowspan="3">反射部の中心が　2ｍ以下
下縁要件除外</td></tr>
<tr><td>1.5ｍ以下</td><td>0.25ｍ以上</td><td>0.4ｍ以内</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">左右対称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見通し角度</td><td>上方</td><td>下方</td><td>内側方向</td><td>外側方向</td><td rowspan="2">除外</td></tr>
<tr><td>10°</td><td>10°
5°　（※１）</td><td>30°
10°　（※２）</td><td>30°</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の要件</td><td colspan="4">被牽引車の前面両側に必要</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">形は三角形以外</td><td></td></tr>
</table>

注※１：照明部の基準中心高さが地上 0.75ｍ未満である場合　　※２：被牽引車である場合

条	項目		適用時期及び基準				
35の2	側方灯 側方反射器		H18.1.1以降				H17.12.31以前
		色、照明部又は反射部の大きさ	橙色（尾灯等と構造上一体又は兼用にあっては赤色可） 10㎠以上				前部又は中央部は橙色　後部は橙色又は赤色（同一色）
		電気結線	方向指示器と兼用の側方灯は方向指示器の作動中に消灯すること 方向指示器と兼用でない側方灯は非常点滅表示灯と同時に点滅する構造可				
		取付位置		上縁	下縁		下縁要件除外
			側方灯	2.1ｍ以下	0.25ｍ以上		
			側方反射器	1.5ｍ以下	0.25ｍ以上		中心が2ｍ以下 下縁要件除外
			二輪車等は中心が地上2ｍ以下				
			長さ6ｍを超える普通自動車、ポール・トレーラ 3ｍごとに必要 少なくとも1つは最前縁が自動車の前端から長さの1/3以上、かつ、最後縁が自動車の後端から長さの1/3以上 最前部の最前縁が自動車の前端から3ｍ以内 最後部の最後縁が自動車の後端から1ｍ以内				【乗用を除く】 長さ9ｍ以上普通自動車 前部、中央部及び後部 長さ6ｍ以上9ｍ未満普通自動車 前部及び後部 長さ6ｍ未満普通自動車である牽引自動車 前部 長さ6ｍ未満の普通自動車である被牽引自動車 後部 ポール・トレーラ 後部 前部の最前縁は自動車の前端から長さの1/3以内 後部の最後縁は自動車の後端から1ｍ以内 長さ6ｍ未満の後部の 側方反射器 最後縁は自動車の後端から長さの1/3以内
			長さ6ｍ以下の普通自動車である牽引自動車、被牽引車、及びポール・トレーラ 前部又は後部に必要 前部 　最前縁と自動車の前端までの距離が長さの1/3以内 後部 　最後縁と自動車の後端までの距離が長さの1/3以内				
			長さ6ｍ超7ｍ以下（乗用10人未満） 前部及び後部に必要 前部 　最前縁と自動車の前端までの距離が3ｍ以内 後部 　最後縁と自動車の後端までの距離が長さの1/3以内				
		見通し角度	上方	下方	前方向	後方向	除外
			側方灯 長さ6ｍ超 /側方反射器	10°	10° 5°（※1）	45°	45°
			側方灯 長さ6ｍ以下	10°	10° 5°（※1）	30°	30°
		その他の要件	形は三角形以外				
36	番号灯	色	白色				
37	尾灯		H18.1.1以降				H17.12.31以前
		数	後面の両側（二輪車等は後面に1個備えればよい）				
		色、照明部の大きさ	赤色　15㎠以上				
		取付位置	上縁	下縁	最外側		下縁要件除外
			2.1ｍ以下	0.35ｍ以上	0.4ｍ以内		
			左右対称、二輪車等にあっては中心が2ｍ以下				
		見通し角度	上方	下方	内側方向	外側方向	除外
			15°	15° 5°（※1）	45° 20°（※1）	80°	
		その他の要件	点灯操作状態表示装置　必要				除外

注※1：照明部の基準中心高さが地上0.75ｍ未満である場合

<table>
<tr><th>条</th><th colspan="2">項　　目</th><th colspan="5">適　用　時　期　及　び　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="15">37
の２</td><td rowspan="15">後部霧灯
（任意灯火）</td><td colspan="5">H18.1.1 以降</td><td>H17.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>数</td><td colspan="5">２個以下</td><td></td></tr>
<tr><td>色、照明部の大きさ</td><td colspan="5">赤色　140 ㎠以下</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">電気結線</td><td colspan="5">前照灯又は前部霧灯が点灯している場合のみ点灯できる構造、かつ、いずれかが点灯している場合においても消灯できる構造であること</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">次のいずれかの要件に適合する構造であること</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">ア　原動機を停止し、かつ、運転席の扉を開放した場合に後部霧灯の点灯操作装置が点灯位置にあるときは、その旨を運転者席の運転者に音により警報すること</td><td>除外</td></tr>
<tr><td colspan="5">イ　前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあっても点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、点灯操作を行うまで消灯していること</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">取付位置</td><td>上縁</td><td>下縁</td><td></td><td></td><td rowspan="2">下縁要件除外</td></tr>
<tr><td>１ｍ以下</td><td>0.25 ｍ以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">両側に備える場合は左右対称
１個備える場合は中心が車両中心面上又はこれより右側</td><td>除外</td></tr>
<tr><td colspan="5">二輪車等は中心が１ｍ以下
制動灯から 0.1 ｍ以上離れていること</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見通し角度</td><td>上方</td><td>下方</td><td>内側方向</td><td>外側方向</td><td rowspan="2">除外</td></tr>
<tr><td>5°</td><td>5°</td><td>25°</td><td>25°</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の要件</td><td colspan="5">光源は 35 W以下で照明部の大きさは 140c ㎡以下</td><td>尾灯の光度を超えること</td></tr>
<tr><td colspan="5">点灯操作状態表示装置　必要</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="10">37
の３</td><td rowspan="10">駐車灯
（任意灯火）</td><td colspan="5">H18.1.1 以降</td><td>H17.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>色、照明部の大きさ</td><td colspan="5">前面は白色、後面は赤色
両側面は進行方向が白色、後退方向が赤色
側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体の場合は橙色可　10 ㎠以上</td><td>前面は白色、淡黄色又は橙色
後面は赤色</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電気結線</td><td colspan="5">前面に備えるものは後面に備えるものが点灯している場合のみ点灯すること
後面に備える駐車灯は、すべてが同時に点灯すること
ただし、長さ６ｍ以上又は幅２ｍ以上の自動車以外は左側又は右側のみ点灯することができる
原動機が停止している状態において点灯すること</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">自動的に消灯しないこと</td><td>除外</td></tr>
<tr><td>取付位置</td><td colspan="5">前面又は後面は最外側から 0.4 ｍ以内（被牽引車は 0.15 ｍ以内）
前面又は後面　左右対称</td><td></td></tr>
<tr><td>見通し角度</td><td>上方</td><td>下方</td><td></td><td>外側方向</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>前面又は後面</td><td>15°</td><td>15°
5°（※１）</td><td></td><td>45°</td></tr>
<tr><td>両側面</td><td>15°</td><td>15°
5°（※１）</td><td></td><td>45°</td></tr>
</table>

注※１：照明部の基準中心高さが地上 0.75 ｍ未満である場合

条	項目		適用時期及び基準				
37の4	後部上側端灯（任意灯火）		H18.1.1以降				H17.12.31以前
		数	２個又は４個				除外
		色、照明部の大きさ	赤色　15㎠以上				
		取付位置	上側２個は取り付けることができる最高の高さ ４個備える場合は、上側２個と下側２個は可能な限り離れた位置に取り付けられていること				除外
			最外側から0.4ｍ以内 左右対称 尾灯と0.2ｍ以上離れていること				
		見通し角度	上方	下方		外側方向	上方15°　下方15° 内側方向45° 外側方向80°
			5°	15°		80°	
38	後部反射器	色、反射部の大きさ	赤色　10㎠以上				
		取付位置	上縁	下縁	最外側		中心が1.5ｍ以下 下縁要件除外
			1.5ｍ以下	0.25ｍ以上	0.4ｍ以内		
			左右対称				除外
			二輪車等は中心が1.5ｍ以下 二輪車は中心が車両中心面上 側車付二輪車の二輪車部分に備えるものにあっては中心が二輪車部分の中心面上でよい				
		見通し角度	上方	下方	内側方向	外側方向	除外
		被牽引車以外	10°	10° 5°　（※１）	30°	30°	
		被牽引車	15°	15° 5°　（※１）	30°	30°	
		その他の要件	形は三角形以外 被牽引車の形は正立正三角形又は帯状部の幅が一辺の1/5以上の中空の正立正三角形で一辺が0.15ｍ以上0.2ｍ以下				被牽引車は正立正三角形又は帯状部の幅が30㎜以上の中空の正立正三角形で一辺が0.15ｍ以上
38の2	大型後部反射器		H23.9.1以降				H23.8.31以前
		数	１個、２個又は４個				４個以下
		色	被牽引車以外 黄色の反射部及び赤色の反射部は又は蛍光部からなる山形縞模様であること 被牽引車 黄色の反射部が赤色の反射部は又は蛍光部よって囲まれていること				反射部は黄色 蛍光部は赤色
		取付位置	上縁	下縁			下縁要件除外
			1.5ｍ以下	0.25ｍ以上			
			左右対称				
			水平				除外
		見通し角度	上方	下方	左方	右方	除外
			15°	15° 5°　（※１）	30°	30°	
		その他の要件	長さ130㎜以上、幅130㎜以上150㎜以下の長方形 被牽引車は長さ195㎜以上230㎜以下の長方形 長さの合計が1.13ｍ以上2.3ｍ以下				一辺が0.13ｍ以上の長方形 反射部の面積 800ｃ㎡以上 蛍光部の面積 400ｃ㎡以上

注※１：照明部の基準中心高さが地上0.75ｍ未満である場合

<table>
<tr><th>条</th><th colspan="2">項　　目</th><th colspan="5">適　用　時　期　及　び　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">38
の３</td><td rowspan="5">再帰反射材
（任意灯火）</td><td colspan="4">H24.1.1 以降</td><td>H23.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>色</td><td colspan="4">前面：白色（トレーラのみ）　側面：白又は黄色
後面：赤色又は黄色</td><td>前面要件除外</td></tr>
<tr><td>取付位置</td><td>側面</td><td>後面</td><td>下縁</td><td>上縁</td><td rowspan="2">長さ及び幅の 80％以上
不連続の場合すべての間隔の合計が最短の反射材の 50％以下
下縁：地上 0.25m 以上</td></tr>
<tr><td>前端及び後端から 0.6ｍ以内
全長の 80％以上</td><td>最外側付近
全幅の 80％以上</td><td>地上 0.25 以上 2.5ｍ以下（線状及び輪郭）</td><td>自動車上端から 0.4ｍ以内（輪郭）</td></tr>
<tr><td>見通し角度</td><td colspan="4">車両外側 4゜距離 25ｍ　反射部の 80％以上</td><td>除外</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">テープ状の場合 幅 50㎜ 以上 60㎜ 以下</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">39</td><td rowspan="7">制動灯</td><td colspan="4">H18.1.1 以降</td><td>H17.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>数</td><td colspan="4">後面の両側（二輪車等は後面に 1 個備えればよい）</td><td></td></tr>
<tr><td>色、照明部の大きさ</td><td colspan="4">赤色　20 ㎠以上</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">取付位置</td><td>上縁</td><td>下縁</td><td>最外側</td><td></td><td rowspan="2">下縁要件除外</td></tr>
<tr><td>2.1ｍ以下</td><td>0.35ｍ以上</td><td>0.4ｍ以内</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">二輪車等は中心が 2.0ｍ以下
左右対称</td><td></td></tr>
<tr><td>見通し角度</td><td>上方</td><td>下方</td><td>内側方向</td><td>外側方向</td><td rowspan="2">後方 10ｍの距離において地上 2.5ｍまでのすべて位置から見通すことができる</td></tr>
<tr><td>15°</td><td>15°
5°（※１）</td><td>45°
20゜（※１）</td><td>45°</td></tr>
<tr><td>その他の要件</td><td colspan="4">尾灯と兼用の場合は尾灯のみ点灯時の 5 倍以上の光度であること</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">39
の２</td><td rowspan="7">補助制動灯</td><td colspan="4">H18.1.1 以降</td><td>H17.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>数</td><td colspan="4">１個</td><td></td></tr>
<tr><td>色</td><td colspan="4">赤色</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">取付位置</td><td colspan="4">下縁が 0.85ｍ以上又は後面ガラスの最下端の下方 0.15ｍより上方であって、制動灯の上縁を含む水平面以上</td><td>除外</td></tr>
<tr><td colspan="4">中心は車両中心面上</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見通し角度</td><td>上方</td><td>下方</td><td>内側方向</td><td>外側方向</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>10°</td><td>5°</td><td>10°</td><td>10°</td></tr>
<tr><td>その他の要件</td><td colspan="4">尾灯と兼用でないこと</td><td rowspan="2">除外</td></tr>
<tr><td colspan="4">乗用　９人以下 装備義務付け
貨物　バン型・総重量 3.5ｔ以下は H22.1.1 以降装備義務付け</td></tr>
</table>

注※１：照明部の基準中心高さが地上 0.75ｍ未満である場合

<table>
<tr><th>条</th><th colspan="2">項　　目</th><th colspan="5">適　用　時　期　及　び　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="11">40</td><td rowspan="11">後退灯</td><td colspan="5">H18.1.1 以降</td><td>H17.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>数</td><td colspan="5">２個以下
(H28.1.1 以降　６m超乗合・貨物２個～４個)</td><td></td></tr>
<tr><td>色、照明部の大きさ</td><td colspan="5">白色　20 ㎠以上</td><td>*H8.1.31 以前
白色又は淡黄色</td></tr>
<tr><td>電気結線</td><td colspan="5">２個以下については変速機が後退の位置、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯
２個を超えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速機が後退の位置、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯</td><td>変速装置が後退の位置のみ点灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">取付位置</td><td>上縁</td><td>下縁</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">*H22.12.31 以前は除外</td></tr>
<tr><td>1.2 m以下</td><td>0.25 m以上</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">両側に備える場合は２個は左右対称</td><td>除外</td></tr>
<tr><td>見通し角度</td><td>上方</td><td>下方</td><td>内側方向</td><td>外側方向</td><td rowspan="3">除外</td></tr>
<tr><td>1 個装備</td><td>15°</td><td>5°</td><td>45°</td><td>45°</td></tr>
<tr><td>2 個装備</td><td>15°</td><td>5°</td><td>30°</td><td>45°</td></tr>
<tr><td rowspan="11">41</td><td rowspan="11">方向指示器</td><td></td><td colspan="5">H18.1.1 以降</td><td>H17.12.31 以前</td></tr>
<tr><td>色</td><td colspan="5">橙色</td><td></td></tr>
<tr><td>照明部の大きさ</td><td colspan="5"><table><tr><td>前方、後方</td><td>両側面</td></tr><tr><td>長さ6m以上　40㎠以上</td><td>長さ6m以上　20㎠以上</td></tr><tr><td>二輪、側車付、三輪　7㎠以上</td><td>その他　10㎠以上</td></tr><tr><td>その他　20㎠以上</td><td>大型貨物自動車等　40㎠以上</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>電気結線</td><td colspan="5">毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅すること
両側面に備えるものは非常点滅表示灯と同時に点滅する構造可</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">取付位置</td><td colspan="5">左右対称
側面の最前縁は自動車の前端から 2.5 m（長さ６m以上の自動車は長さの 60％）以内</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">大型貨物自動車等
側面前部は自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端まで
側面中央部の最前縁は運転者室又は客室の外側後端から 2.5 m（被牽引車は 4.5 m）以内</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">二輪車等以外</td><td>上縁</td><td>下縁</td><td>最外側</td><td>最内縁間隔</td><td rowspan="2">中心が 2.3 m以下
下縁要件除外
(前方・後方)
中心間隔が幅の 50％以上でもよい</td></tr>
<tr><td>2.1 m以下</td><td>0.35 m以上</td><td>(前方・後方)
0.4 m以内</td><td>(前方・後方)
0.6 m以上</td></tr>
<tr><td>二輪車等</td><td colspan="5">中心が 2.3 m以下
前方　中心間隔が 0.3 m（光源８W以上は 0.25 m）以上
後方　中心間隔が 0.15 m以上
前照灯又は尾灯が 2 個以上備えられている場合は中心が前照灯より外側に、尾灯より外側にあること</td><td></td></tr>
<tr><td>見通し角度</td><td>上方</td><td>下方</td><td>内側方向</td><td>外側方向</td><td rowspan="5">後面は後方 10 mの距離における地上 2.5 mまでのすべての位置から見通すことができること</td></tr>
<tr><td>前面</td><td>15°</td><td>15°</td><td>45°</td><td>80°</td></tr>
<tr><td>後面</td><td>15°</td><td>15°
5°　(※１)</td><td>45°</td><td>80°</td></tr>
<tr><td>側面
大型車等以外</td><td>15°</td><td>15°
5°　(※１)</td><td>-5°　(後方)</td><td>60°　(後方)</td></tr>
<tr><td>側面
大型車等</td><td>30°</td><td>5°</td><td>-5°　(後方)</td><td>60°　(後方)</td></tr>
<tr><td>側面中央部
大型貨物車等</td><td colspan="5">自動車の最外側から外側方向１mで取付位置の前方１mから自動車後端までに相当する点における地上１mから 1.6 mまでのすべての位置から見通すことができること</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の要件</td><td colspan="5">点灯操作状態表示装置　必要</td><td></td></tr>
</table>

注※１：照明部の基準中心高さが地上 0.75 m未満である場合

条	項　　目	適　用　時　期　及　び　基　準	
41の2		H18.1.1以降	H17.12.31以前
	補助方向指示器 (任意灯火)	自動車の両側面に一個ずつまで　橙色 指示部上縁の高さ2.3ｍ以下、下縁の高さ0.35ｍ以上 車両中心面に対して対称	指示部中心高さ2.3ｍ以下、下縁規定除外
41の3	非常点滅表示灯	41条に準じて取り付け	
41の4	緊急制動表示灯 (任意灯火)	緊急制動表示灯として制動灯及び補助制動灯を使用するもの 39条、39条の2に準じて取り付け 緊急制動表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するもの 41条、41条の2に準して取り付け	
41の5	後面衝突警告表示灯 (任意灯火)	後面衝突警告表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するもの 41条、41条の2に準して取り付け	
42	その他の灯火等の制限 赤色及び後方の地上2.5ｍ以下の橙色の禁止（右記以外）	①　側方灯 ①の２　尾灯 ①の３　後部霧灯 ①の４　駐車灯 ①の５　後部上側端灯 ②　制動灯 ②の２　補助制動灯 ③　方向指示器 ④　補助方向指示器 ④の２　非常点滅表示灯 ④の３　緊急制動表示灯 ④の４　後面衝突警告表示灯 ⑤　緊急自動車の警光灯 ⑥　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑦　旅客自動車運送事業用自動車の地上2.5ｍを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（①の５に掲げる灯火を除く。） ⑧　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の終車灯 ⑨　一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯 ⑩　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑪　旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないものその他の走行中に使用しない灯火 ⑫　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火 ⑬　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器 ⑭　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ⑮　イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって車室外に備えるもの（光度が0.5cdを超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が20㎠以下のものに限る。） ⑯　アンサーバック機能を有する灯火	
	後方の白色灯火の禁止 (右記以外)	①　低速走行時側方照射灯 ②　番号灯 ③　後退灯 ④　室内照明灯 ⑤　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器 ⑥　一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯 ⑦　次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火 イ　運転者席で点灯できない灯火 ロ　運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの（走行装置に動力を伝達できる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。） ⑧　自動車の側面に備える白色のコーチランプであって、上10度、下5度、側方20度の範囲の光度が0.3cd未満のもの ⑨　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ⑩　イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって車室外に備えるもの（光度が0.5cdを超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が20㎠以下のものに限る。） ⑪　アンサーバック機能を有する灯火	

注※１：照明部の基準中心高さが地上0.75ｍ未満である場合

条	項　　目	適　用　時　期　及　び　基　準	
42	点滅及び光度の増減する灯火の禁止（右記以外）	①　曲線道路用配光可変型前照灯 ②　配光可変型前照灯 ②の２　昼間走行灯 ③　側方灯 ④　方向指示器 ⑤　補助方向指示器 ⑥　非常点滅表示灯 ⑦　緊急制動表示灯 ⑦の２　後面衝突警告表示灯 ⑧　緊急自動車の警光灯 ⑨　道路維持作業用自動車の灯火 ⑩　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 ⑪　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える行先等を連続表示する電光表示器 ⑫　非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。） ⑬　労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第１条第１項第８号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火 ⑭　点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火 ⑮　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた可変光度制御機能を有する灯火（灯火の視認性に影響のない範囲内において、自動的に灯火の光度を変化させる機能を有する尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器をいう。以下同じ。）及び光度可変型前部霧灯（自動車の周囲に発生する濃霧、その他視認性が低下する状況に応じて自動的に光度を変化させることができる前部霧灯をいう。以下同じ。） ⑯　法第 75 条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯 ⑰　法第 75 条の３第１項の規定に基づき指定を受けた可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯 ⑱　路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送 ⑲　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器 ⑳　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ㉑　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。） ㉒　イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20 ㎠以下のものに限る。） ㉓　アンサーバック機能を有する灯火	
	連動して作動する灯火の禁止（右記以外）	①　制動灯 ②　補助制動灯 ③　後退灯 ④　方向指示器 ⑤　補助方向指示器 ⑥　緊急制動表示灯 ⑦　後面衝突警告表示灯 ⑧　速度表示装置の速度表示灯 ⑨　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器	
	その他	①　前面ガラス上方の青紫色の灯火の禁止 （一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を除く） ②　前面ガラス上方の速度表示装置と紛らわしい灯火の禁止 ③　前方の赤色反射器又は後方の白色の反射器の禁止 ④　その他灯火は 300cd 以下であること ⑤　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。	
43	警音器	H16.1.1 以降適用	H15.12.31 以前
		警音器 前方７ｍの位置の地上 0.5 ｍから 1.5 ｍの高さで 112db 以下 87db 以上（動力が７kw 以下の二輪車は 112db 以下 83db 以上）であること 警報音発生装置の備え付け 前方２ｍの位置で 118db 以下、周波数 1800Hz ～ 3550Hz までの音の大きさは 3550Hz を超える音の大きさを超えるものであり、かつ、車の前端から２ｍの位置で 105db 以上（動力が７kw 以下の二輪車は 95db 以上）	前方２ｍの位置で 115db 以下 90db 以上（動力が７kw 以下の二輪車は 115db 以下の適当な大きさ）であること 除外

条	項　　目	適　用　時　期　及　び　基　準	
43 の 7	車両接近通報装置	電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車、を除く。）	新型車 H.30.3.8 以降 継続生産車、指定自動車等以外 R.2.10.8 以降
43 の 9	側方衝突警報装置	貨物を運送する車両総重量８ｔ超の普通自動車及び前述のトレーラをけん引するトラクタ	新型車 R.4.5.1 以降 継続生産車、指定自動車等以外 R.6.5.1 以降
44	後写鏡	H19.1.1 以降	
		取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8ｍ以下のものは、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること	S48.12.　1　以降適用（普通貨物及び定員 11 人以上の車両は S49.4.1 以降適用）
		ハンドルバー方式のかじ取り装置を備える二輪自動車等に備える後写鏡であって、次に掲げるものは基準に適合しない ・鏡面の面積が 69㎠ 未満 ・その形状が円形の鏡面にあっては、鏡面の直径が 94㎜ 未満、又は 150㎜ 超 ・その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径 78㎜ の円を内包しないもの、又は当該鏡面が 120㎜ × 200㎜ の長方形により内包されないもの	H18.12.31 以前 除外
		車室内後写鏡の衝撃吸収化（専ら乗用以外の普通車及び定員 11 人以上除く）（細目告示別添 80 適用）	S50.12.1 以降
	直前及び側方の視界（直前直左鏡等）	新型車 H17.1.1 以降 継続生産車・並行輸入車 H19.1.1 以降	
		①小型自動車、軽自動車及び普通自動車（②の自動車を除く）には、前方 0.3ｍ、左側方 0.3ｍ（左ハンドル車は右側方 0.3ｍ）の距離にある障害物を確認できる直前直左鏡の備え付け ②車両総重量８ｔ以上又は最大積載量５ｔ以上の普通自動車（乗車定員 11 人以上の自動車等を除く）には、前方２ｍ、左側方３ｍ（左ハンドル車は右側方３ｍ）の距離にある障害物を確認できる直前直左鏡の備え付け	S50.11.30 以前 ①乗車定員 11 人以上の自動車及び総重量８ｔ以上又は積載量５ｔ以上の普通自動車（キャブオーバー等を除く）には、前方 0.3ｍの距離にある障害物を確認できる直前直左鏡の備え付け ②総重量８ｔ以上又は積載量５ｔ以上の普通自動車（キャブオーバー等に限る）には、前方２ｍ、左側方３ｍの距離にある障害物を確認できる直前直左鏡の備え付け H18.12.31 以前 ①乗車定員 11 人以上の自動車及び総重量８ｔ以上又は積載量５ｔ以上の普通自動車（キャブオーバー等を除く）には、前方 0.3ｍ、左側方 0.3ｍの距離にある障害物を確認できる直前直左鏡の備え付け ②総重量８ｔ以上又は積載量５ｔ以上の普通自動車（キャブオーバー等に限る）には、前方２ｍ、左側方３ｍの距離にある障害物を確認できる直前直左鏡の備え付け
		取付の基準強化	H29.1.1 以降

条	項　　目	適　用　時　期　及　び　基　準	
44 の２	後退時車両直後確認装置	(適用除外) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車、車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車、車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車、及びレッカー車	新型車 R.4.5.1 以降 継続生産車、指定自動車等以外R．6．5．1以降
45	窓拭器等	自動式の窓拭器の備え付け（S35.4.1 以降適用（定員 11 人以上除く）） ウィンドウォッシャの取付（S47.1.1 以降適用） ウインドウォッシャの技術基準の適用（S48.12.1 以降適用） デフロスタの取付（S50.4.1 以降適用） デフロスタの取付（ワンマンバス）（S47.1.1 以降適用） デフロスタの技術基準の適用（S48.12.1 以降適用） サンバイザの衝撃吸収技術基準（S50.4.1 以降適用（定員 11 人以上除く））	
46	速度計	H19.1.1 以降	H18.12.31 以前
		①四輪自動車（②以外） 31.0km/h ≦ V ≦ 42.5km/h ②二輪・側車付二輪・三輪自動車等 29.1km/h ≦ V ≦ 42.5km/h	①四輪自動車（②以外） 31.0km/h ≦ V ≦ 44.4km/h ②二輪・側車付二輪・三輪自動車等 29.1km/h ≦ V ≦ 44.4km/h
47	消火器	乗車定員 11 人以上、幼児専用車、危険物等運送する車両に備え付け	
48 の２	運行記録計	貨物を運送する車両総重量８ｔ以上又は最大積載量５ｔ以上の普通自動車及び前述のトレーラをけん引するトラクタに備え付け	
48 の３	速度表示装置	貨物を運送する車両総重量８ｔ以上又は最大積載量５ｔ以上の普通自動車及び前述のトレーラをけん引するトラクタに備え付ける事ができる 速度 60km/h 超えは３個、40km/h 超えは２個 40km/h 以下は１個自動的に点灯する構造 誤差は、35km/h 以上において速度計に準ずる　前方 100ｍの距離から確認 黄緑色点灯順序は左、右、中央の順　前面ガラス上方で地上 1.8ｍ以上に取付	
49	緊急自動車	警光灯及びサイレンの備え付け 警光灯は前方 300ｍの距離から確認　赤色　サイレンは前方 20ｍの位置において 90db 以上 120db 以下 車体の塗色は、消防車は朱色、その他は原則白色	
49 の２	道路維持作業用自動車	黄色で点滅式の灯火の備え付け 150ｍの距離から確認	
50	旅客運送事業用自動車	適当な採光、かつ、適当な室内照明灯の備え付け 運転者席の側面の窓は、有効幅及び有効高さ 270㎜ 以上開放できる構造 〔乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車に適用〕	
	(乗降口の踏段)	乗降口の踏み段は、有効奥行き 300㎜ 以上。ただし、最下段以外の踏み段で扉等のためやむをえないものにあっては、有効幅 350㎜ 以上の部分について有効奥行き 300㎜（次の上段までの高さが 250㎜ 以下のものにあっては 290㎜）以上 〔乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５ｔを超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車(幼児専用車を除く）に適用〕	
	(乗降口扉の手動開放等)	扉を開閉する装置が動力式である乗降口は、手動で扉を開閉する装置の備え、その位置及び開放方法を表示 〔乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５ｔを超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に適用〕	
	(ワンマンバスの構造要件)	車掌を乗務させないで運行することを目的とするものに適用 〔乗車定員11人23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量５ｔを超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に適用〕 H24.6.30 以前 別添 15 適用 H24.7.1 以降 別添 14 適用	
50 の２	ガス運送容器を備える自動車等	バンパその他の緩衝装置の備え付け S51.5.20 以降適用	

(注) この一覧は、保安基準の主な項目について規制値、適用時期等の概要をまとめたものです。この一覧の内容の正確性については、万全を期していますが、検査の判定にあたっては、必ず、道路運送車両の保安基準、独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程等の関係法令等の原文を確認してください。